東日本大震災津波等からの復興と 地方創生・人口減少対策の推進に 当たっての提言・要望書

令和6年6月12日

岩手県知事 達增拓也

東日本大震災津波等からの復興関連事項

I 全般的な重要事項

1	復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続・・・・・・・・・・・・・ 1
2	日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のための財政支援····· 6 (内閣府・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)
3	被災地復興のための人的支援······10 (全省庁)
4	移転元地等の利活用に向けた措置・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 (復興庁・経済産業省・国土交通省)
5	国際リニアコライダー(ILC)の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・15 (内閣府・復興庁・外務省・財務省・文部科学省・経済産業省・国土交通省)
6	原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る 十分な賠償の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18 (復興庁・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)
7	原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応・・・・・・・・・26 (復興庁・環境省)
8	原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応・・・・・・・・・・・29 (内閣府・消費者庁・復興庁・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁)
9	海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援・・・・・・・・・・37 (内閣府・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)
10	令和元年東日本台風災害に係る洪水対策・土砂災害対策等における 確実な予算措置····································
Π	「安全」の確保
11	復興事業(ハード事業)完了までの支援の継続・・・・・・・・・・・・・・・・40

12	津波対策施設に係る維持管理費等に対する財政措置 ········· 41 (復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)	
Ш	「暮らし」の再建	
13	被災者の生活再建に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43 (内閣府・復興庁・総務省・法務省・財務省・国土交通省・厚生労働省)	}
14	被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)
15	教育の復興に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・51 (復興庁・文部科学省)	
16	被災地域の文化財修復等に対する財政的支援······53 (復興庁·文化庁)	}
17	復興支援活動を行うNPO等への支援の継続······54 (内閣府・復興庁)	
IV	「なりわい」の再生	
	「なりわい」の再生 水産業の復旧・復興支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ì
	水産業の復旧・復興支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56 (復興庁・水産庁)	
18	水産業の復旧・復興支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·)
18 19 20	水産業の復旧・復興支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	}
18 19 20	水産業の復旧・復興支援 56 (復興庁・水産庁) 被災事業者への支援策の継続 59 (復興庁・総務省・財務省・経済産業省・中小企業庁) 被災地における産業人材の確保 63 (復興庁・法務省・厚生労働省) 観光復興に向けた支援策の拡充 67	}

地方創生・人口減少対策の推進関連事項

Ι	全般的事項
1	東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進・・・・・・・・・ 74 (内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・厚生労働省)
2	地方重視の経済財政政策等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84 (内閣府・総務省)
3	地方創生の推進を支える財源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86 (内閣府・総務省)
4	地方創生応援税制の延長と自由度の拡大等・・・・・・・・・・ 89 (内閣府)
Π	岩手で働く
5	地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援・・・・・・・・・・・91 (内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・農林水産省)
6	地域経済の活力の源泉となる起業・スタートアップへの支援・・・・・・・ 94 (経済産業省・文部科学省)
7	中小企業が持続的な賃上げを進めるための支援及び 生産性・付加価値向上、働き方改革、人材確保の推進······97 (内閣府・公正取引委員会・法務省・厚生労働省・経済産業省)
8	農林水産業における「担い手育成」・・・・・・・・・・・・・・・・・・105 (総務省・農林水産省・林野庁・水産庁)
9	主要な水産物の不漁に対する対策の強化·····113
10	地方創生のための地方大学の振興 · · · · · · · · · · · · · · · · · · 123 (総務省·文部科学省)
11	半導体関連産業振興への支援・・・・・・・・・・・・・・・・125 (内閣府・経済産業省・国土交通省・農林水産省)

12 職業能力開発に係る支援制度の充実・・・・・・・・・・・・・ 129

(厚生労働省)

Ⅲ 岩手で育てる

13	子育てしやすい雇用・労働環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・1 (内閣府・厚生労働省)	33
14	総合的な少子化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 (内閣府・厚生労働省・こども家庭庁・総務省・財務省)	36
15	子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化 · · · · · · · · · · · · · · 1 (厚生労働省)	41
16	地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整 措置の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
17	子育て支援施策等の充実・強化 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	44
18	高校生等の修学に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 (内閣府・総務省・文部科学省)	47
19	学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備・・・・・・・・1 (文部科学省・文化庁・スポーツ庁・総務省)	54
IV	岩手で暮らす	
	岩手で暮らす	58
20	岩手で暮らす	58 61
20 21	岩手で暮らす 情報通信基盤整備等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
20 21 22	岩手で暮らす 情報通信基盤整備等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61 65
20 21 22 23	岩手で暮らす 情報通信基盤整備等への支援 1 (総務省) デジタル社会の実現に向けた支援 1 (デジタル庁・総務省) バス路線の維持確保に係る支援の一層の強化 1 (国土交通省) 地域公共交通の利便性向上に対する支援の拡充・強化 1	616571

26	自然公園等の施設整備の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180 (環境省)	
27	文化・スポーツの振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・182 (文部科学省・文化庁・スポーツ庁)	
28	女性の活躍推進事業への支援の拡充・・・・・・・・・・・・・ 187 (内閣府・厚生労働省)	
29	地域医療再生のための総合的な政策の確立·····189	
30	医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等・・・・・・・・・・ 191 (総務省・文部科学省・厚生労働省)	
31	病院事業に係る地方財政措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・・ 195 (総務省)	
32	在宅医療の推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
33	地域包括ケアシステムの構築支援 · · · · · · · · · · · · · · · 201	
	(総務省・厚生労働省)	
34	(総務省・厚生労働省) 自殺対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	自殺対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204	
	自殺対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 204 (厚生労働省)	
V 35	自殺対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
V 35	自殺対策の充実 204 (厚生労働省) 204 (厚生労働省) 204 (厚生労働省) 206 (限定のでは、 206 (法務省・財務省・厚生労働省・国土交通省) 206 (法務省・財務省・厚生労働省・国土交通省) 211 (内閣官房・文部科学省・文化庁・観光庁・環境省)	
V 35 36 37	自殺対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
V 35 36 37 38	自殺対策の充実 204 (厚生労働省) 岩手とつながる 観光振興に資する社会資本整備等への支援 206 (法務省・財務省・厚生労働省・国土交通省) 文化遺産や国立公園を生かした国内外からの誘客拡大支援 211 (内閣官房・文部科学省・文化庁・観光庁・環境省) 不登校対策に対する支援 216 (文部科学省・内閣府・こども家庭庁) 遠隔教育に対する支援 219	

東日本大震災津波等からの復興と 地方創生・人口減少対策の推進に当たっての提言・要望書

東日本大震災津波から13年が経過し、本県においては、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行いながら、復興事業に全力で取り組んでいるところであり、ハード事業の多くが完了するなど、復興事業は着実に進んでいます。

国におかれましては、これまで東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税による財政措置、復興特区制度などの手厚い措置を講じていただいたところです。

加えて、応急仮設住宅での生活の長期化に伴う心と体のケアの問題や、災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成などの課題、なりわいの再生を図る上で欠くことのできない人材の確保など、復興のステージに応じた課題にも柔軟に対応できる制度を創設していただいてきたところです。

本県では、本県の総合計画である「いわて県民計画 (2019~2028)」に、基本目標として「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き復興に取り組みながら、お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を掲げ、その実現に向けた取組を推進しています。

この県民計画において、復興推進の柱として「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「未来のための伝承・発信」を掲げ、東北の復興と再生の原動力となる国際リニアコライダー(ILC)の実現に向けた取組を推進しながら、より良い復興、「ふるさと岩手・三陸の創造」に、全力で取り組んでいます。

復興と並ぶ本県の喫緊の課題が地方創生と人口減少対策です。

本県の総人口は、平成9年以降減少し続けています。また、合計特殊出生率は、令和4年に過去最低の1.21となるなど、低い水準で推移しています。このため、本県では、「いわて県民計画(2019~2028)」の第2期アクションプラン(令和5年度~令和8年度)において、人口減少対策を最優先に取り組むべきものと位置づけ、令和6年度当初予算では、子ども・子育て施策及び移住・定住施策を強化することとしました。

さらに、地方版まち・ひと・しごと総合戦略である「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」 において「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」「岩手とつながる」の4つを柱に据 え、岩手への新しい人の流れを生み出すための取組を進めているところです。

本県における復興と地方創生・人口減少対策の推進には、復興に必要な予算の確保や、地域特性に応じた取組を推進するための財源の確保などが不可欠であり、国におかれては、今後も引き続き、これらの課題に全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続

震災からの復旧・復興事業に対しては、これまで手厚い財政支援措置が講じられてきたところですが、本県においては、被災者のこころのケア、コミュニティの形成支援、主要魚種の不漁やコロナ禍・物価高騰等の影響を受けた事業者支援など、中長期的に取り組むべき課題があります。

ついては、被災者一人ひとりに寄り添った復興に引き続き取り組めるよう、復興 の推進に必要な予算の確保と被災地の実情に応じた取組の継続について、次のとお り要望します。

≪ 要望事項≫

1 復興の推進に必要な予算の確保

国においては、令和2年7月に決定された「令和3年度以降の復興の取組について」に基づいて、持続可能で活力ある地域社会を作り上げるため、復興の推進に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

2 被災地の実情に応じた取組の継続

令和6年3月19日に閣議決定された「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しに基づく第2期復興・創生期間後における復興施策の検討に当たっては、復興施策の進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、一律に期限を適用することなく、必要な事業を復興財源により着実に継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 復興の推進に必要な予算の確保

○ 国においては、令和2年7月に復興推進会議で令和3年度以降5年間(第2期復興・創生期間)の復興の取組の枠組みを決定し、「第2期復興・創生期間」における復旧・復興事業費として全体では1.6兆円程度、そのうち岩手県分は0.1兆円程度と見込んでいるところ。

これは、岩手県・市町村が必要と見込んでいる事業規模と概ね一致。

また、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は、合計で32.9兆円程度と見込まれるが、財源もこの事業規模に見合うものと見込まれるところ。

- 復興は着実に進展している一方、時間の経過に伴い、被災者が抱える問題が複雑化、多様化しており、こころのケア、コミュニティ形成支援など被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援に引き続き取り組んでいくことが必要。また、主要魚種の不漁や、物価・燃料高騰等が復興の進捗に影響を与えており、引き続き、事業者の支援などのなりわいの再生に取り組んでいくことが必要。
- これらの課題に対応するため、今後も、令和6年3月19日に閣議決定された「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に掲げられている各分野の取組が実施されるよう、必要な予算の確実な措置が必要。

[参考1] 国の方針・体制等

H31. 1	「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」を変更
1101.1	・復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す。
	「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定
	・地震・津波被災地域(岩手県・宮城県)については、復興・創生期間後5年間(令
R1. 12	和3年度~7年度)、残された事業に全力で取り組むこととする。
	・復興庁の設置期間を 10 年間延長するとともに、岩手復興局及び宮城復興局の位
	置について、沿岸域に変更し、盛岡市及び仙台市には支所を置くこととする。
R2. 7	「令和3年度以降の復興の取組について」を復興推進会議で決定
N2. 1	・第2期復興・創生期間の事業規模及び復興財源フレームを決定。
	「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を改定
R3. 3	・方針の名称を「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の
	基本方針」に変更した他、所要の改正を行う。
R3. 4	岩手復興局が釜石市に移転
	「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」を変更
	・第2期復興・創生期間の開始後に大きな進展のあった復興施策の状況等を踏まえ
R6. 3	て、令和7年度までの第2期復興・創生期間内での復興を見据えた修正を行う。
NO. 3	・地震・津波被災地域における「心のケア等被災者支援」及び「被災した子どもに
	対する支援」のうち、第2期復興・創生期間内に終了しないものについて、政府全
	体の施策の総合的な活用も含め、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討する。

[参考2] 第2期復興・創生期間(令和3年度~7年度)の事業規模(見込)1.6兆円の内訳

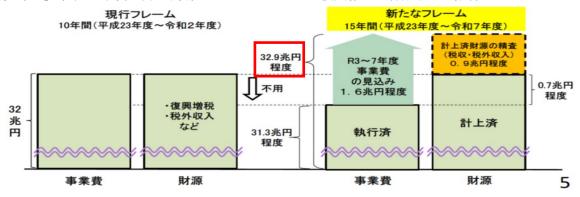
1	被災者支援	0.1 兆円程度
2	住宅再建・復興まちづくり	0.2 兆円程度
3	産業・生業の再生	0.2 兆円程度
4	原子力災害からの復興・再生	0.5 兆円程度
(5)	その他 (震災特交など)	0.6 兆円程度
	合 計	1.6 兆円程度

【県別】

岩手県	0.1 兆円程度
宮城県	0.1 兆円程度
福島県	1.1 兆円程度
その他(※)	0.3 兆円程度
合計	1.6 兆円程度

※【県別】のその他には、県別に分類されていないものを含む。

[参考3] 令和3年度以降の財源フレーム(R2.7.17復興推進会議決定)(抜粋)



2 被災地の実情に応じた取組の継続

- 国では、令和6年3月19日に閣議決定された「『第2期復興・創生期間』以降における東日本 大震災からの復興の基本方針」において、第2期復興・創生期間において国と被災地方公共団体 が協力して被災者支援をはじめとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事 業がその役割を全うすることを目指すこととしているところ。
- また、地震・津波被災地域における「心のケア等被災者支援」及び「被災した子どもに対する 支援」のうち、第2期復興・創生期間内に終了しないものについて、政府全体の施策の総合的な 活用も含め、事業の進捗に応じた支援の在り方を検討することとしているところ。
- 未だ震災を起因として課題を抱えている被災者がおり、こころのケアやコミュニティ形成等の 被災者支援、被災者生活再建支援など復興財源による支援の継続が必要。

[参考4] いわて被災者支援センター相談者数

年度項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
震災起因有	171人	121人	73人
震災起因無	72人	55人	53人
震災起因有の割合	70.4%	68.8%	57.9%

[参考5] 岩手県こころのケアセンター相談件数(延べ)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
7,737件	10,203件	10,747件	•••	7,274件	7,304件	8,031件

[参考6] いわてこどもケアセンター巡回相談実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設回数	141 回	137 回	138 回	140 回
相談件数	1,278件	2,319件	2,078 件	1,646件

○ 主要魚種の不漁や物価高騰などにより、震災からの業績回復に影響を受けている事業者に対しては、震災前の水準に近づけるための取組の継続が必要。

[参考7] 産地魚市場の水揚量

年度項目	震 災 前 3年平均値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
水揚金額	22,686百万円	14,432百万円	15,123百万円	11,061百万円	14,302百万円
対 比	_	63.6%	66.7%	48.8%	63.0%

[参考8]養殖生産量及び生産金額

年度項目	震災前3年平均値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生産量	47, 478t	24, 746t	23, 062t	25, 106t	25, 304t
対 比	_	52.1%	48.6%	52.9%	53.3%
生産金額	9,691百万円	7,339百万円	5,522百万円	6,350百万円	6,989百万円
対 比		75.7%	57.0%	65.5%	72.1%

[参考9] 被災事業所の経常利益の状況

・ 経常利益が震災直前と比較して減少している業種(青森県、岩手県、宮城県、福島県の合計)

業種	震災直前	令和4年11月
水産・食品加工業	78.9億円	59.9億円
卸小売・サービス業	151.9億円	64.4億円
旅館・ホテル業	4.2億円	-36.6億円

経営利益が減少した主な理由(岩手県分)

福川川温波 (次) ひた上 5年日(石) (ババ)	
売上の減少	42.7%
原材料・資材・仕入れ等のコスト増加	27.7%
人件費の高騰	14.6%

[出典] 東日本大震災グループ補助金フォローアップ(令和4年11月実施 東北経済産業局)

- また、社会資本整備の完了と併せた施策の着実な推進のための復興を支える仕組みとして、
 - ・ 東日本大震災復興特別区域法に基づく税制や規制等の特例
 - ・ 災害公営住宅の家賃低廉化事業等を含めた住まいとまちの復興に向けた支援措置 などの継続や必要な対象区域の確保に加え、任期付職員の採用などの人材確保対策を含めた財源 の確保が必要。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課 ふるさと振興部 市町村課 保健福祉部 障がい保健福祉課 子ども子育て支援室

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策 のための財政支援

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策については、令和4年5月に改正された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された本県の全ての沿岸市町村において、ハード対策に対する手厚い財政支援措置が講じられているところですが、令和4年9月に本県が公表した地震・津波被害想定において、日本海溝沿いの巨大地震・津波が発生した場合、東日本大震災津波を超える犠牲者が想定されるため、沿岸市町村において、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、犠牲者ゼロを目指した取組を進める必要があります。

また、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、本県が令和4年3月に公表 した津波浸水想定区域には市町村庁舎等が存在しており、当該市町村では、庁舎等 の移転などについて検討しているところです。

これらの取組を推進するには、更なる財政支援が必要となることから、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのハード対策へ の財政支援の拡充

令和4年3月に岩手県が公表した津波浸水想定では、これまでの想定を上回る津波高や浸水域となったことから、沿岸市町村では、避難路や避難タワー等の新たなハード整備の必要性について検討しています。

東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる沿岸市町村の負担を軽減する ため、補助率の更なるかさ上げを図るとともに、自治体負担分についても、一 層の負担軽減策を講ずるよう要望します。

また、津波浸水想定区域にある市町村庁舎等の移転費用などについて、地方 債による財政措置が講じられているところですが、引き続き、地方の実情に応 じた負担軽減策を講じていくよう要望します。

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのソフト対策へ の財政支援

「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された市町村が実施するハード整備以外の避難対策等に対し、新たな財政支援制度の創設を要望します。

また、漁船避難ルールづくりなどの避難対策を支援する「水産業強化支援事業」等について、ハード整備に係る国庫負担割合と同様に、補助率をかさ上げするよう要望します。

【現状と課題】

1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのハード対策への財政支援の拡充

(1) 特措法による財政支援

補助率のかさ上げ	(通常事業)1/2 →(特措法適用事業)2/3
交付税措置後の地方負担率	(通常事業)40% →(特措法適用事業)約 18.3%

- 今なお、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる県及び沿岸市町村にとっては、新たな対策は更なる負担となることから、更なる財政支援が必要。
- 例えば、一部市町村からは、補助率かさ上げ後の自治体負担分について、単独事業債である緊急防災・減災事業債(充当率 100%、交付税措置率 70%)を充当できるように制度の見直しを求める声があるところ。
- 都市防災総合推進事業(防災安全交付金)は、各市町村が行う避難路・避難場所等の整備に活用できる事業。日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられた事業については、国費率のかさ上げ支援(1/2→2/3)があるところ。
- (2) 庁舎等の公共施設移転に関する地方財政措置の概要
 - 浸水想定区域からの移転の場合、次の要件を両方満たせば、①、②の地方債が活用可能。
 - しかし、各市町村において、浸水想定区域内にある公共施設の移転の必要性を検討しているものの、厳しい財政状況のもと、多額の財政負担を伴う懸念があることから交付税措置を伴う有利な地方債の継続及び一層の拡充が必要。

【要件】

- ア 施設の大半が浸水想定等区域内にあり、地域防災計画上、浸水対策等の観点から移転 が必要と位置付けられる場合
- イ 津波浸水想定区域内にあり、大規模地震が発生した場合に甚大な被害を受けると想定 され、災害時に災害対策の拠点となること

【活用可能な地方債】

- ① 緊急防災・減災事業債(充当率 100%、交付税措置率 70%)(令和7年度まで)
- ② 防災対策事業債(充当率90%、交付税措置率50%)
 - ※ いずれの地方債も面積の上限あり
 - ※ 令和5年度起債最終協議から、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1 m² 当たり建築単価の上限が引き上げられた(42.2万円→46.8万円(11%増)。ただし、 資材価格高騰に伴うもの)。
- (3) 岩手県の津波浸水想定(令和4年3月公表)において、庁舎が浸水想定区域内に存在する市 町村の浸水対応検討状況

市町村	浸水深	浸水対応検討状況
宮古市	2.46~2.92m	令和5年度に現位置での対策を実施中
久慈市	5.71~6.85m	対応策検討中
陸前高田市	0.00~0.24m	現位置での対策を検討中
釜石市	4.91~9.06m	新庁舎予定地(浸水想定約5m)へ移転予定
大槌町	4.20~6.90m	代替庁舎を指定済み (移転等の対策は行わない)
山田町	2.67~3.55m	対応策検討中
普代村	3.75~4.53m	現位置での対策を検討中
野田村	7.23~7.78m	代替庁舎の確保を検討中
洋野町	0.17~1.90m	代替庁舎の確保を検討中

(4) 岩手県内市町村における「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策緊急事業計画」 の策定状況

市町村	策定	事業概要	事業主体	実施予定
	年月日			年度
久慈市	R5. 9. 27	地区緊急避難施設整備(久慈湊小学校)	久慈市	R6∼R7
大船渡市	R6. 3. 29	避難路整備 2か所	岩手県	R6
		避難路整備 3か所	大船渡市	R6∼R8
大槌町	R6. 3. 29	緊急避難施設整備 1か所	大槌町	R6∼R9
		避難路整備 1か所	大槌町	R6∼R9

※他の沿岸市町村については、現在検討中

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策に関するソフト対策への財政支援

- (1) 市町村が行うソフト対策への新たな財政支援
 - 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された沿岸市町 村が実施する避難タワーや避難路の整備などのハード対策について、補助率のかさ上げなど の財政支援措置が講じられている一方、下記に示すソフト対策については、国からの財政支 援制度がない状況。

○ 地震・津波による犠牲者をゼロにするためには、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を着実に実施する必要があり、今なお、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる県及び沿岸市町村にとっては、新たな対策は更なる負担となることから、ソフト対策に対しても新たな財政支援が必要。

【沿岸市町村において今後行う必要のあるソフト事業の例】

- ① 津波浸水想定に伴う新たな防災対策のための事業(津波避難ビルの指定等)
- ② 低体温症対策のための事業 (防寒アルミシートなどの避難所等への整備)
- ③ 津波防災の普及啓発のための事業(防災の取組に係る広報等)
- ④ 避難速度の向上のための事業(自主防災組織の活動のために必要な資機材の整備等)
- (2) 水産業協同組合等が行う漁港における津波避難対策に係る補助率のかさ上げ
 - 水産基盤整備事業や農山漁村地域整備交付金等を活用した避難タワーなどの避難施設の整備に係る国庫負担割合は、かさ上げ措置されたところであるが、漁船避難ルールづくりの取組などの避難対策に要する経費は、それぞれの交付要綱に基づく国庫負担割合(1/2)となっている状況。
 - 今後、本県においては、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による津波」に対応した防災 対策を講ずることとしており、避難施設の整備と併せ、漁港における津波避難対策を実施し ていくことが重要であり、こうしたソフト対策についても補助率のかさ上げが必要。

<漁港施設における津波避難対策の事業量見込み(事業費ベース)>

実施内容及び R6 以降実施見込み地区(漁港)数	R6 実施	R7 以降
漁船避難ルールづくりの取組 (避難海域や情報伝達の検討等) **1 14 地区	約 0.2 億円 (3 地区)	約 2.0 億円 (11 地区)
漁港から高台への避難対策(計画策定等) ^{※2} 27 漁港	_	約 7.6 億円 (27 漁港)

※1 R5まで:約0.7億円(7地区)※2 R5まで:約0.2億円(2漁港)

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興危機管理室 ふるさと振興部 市町村課 農林水産部 漁港漁村課 県土整備部 都市計画課

3 被災地復興のための人的支援

復興に係る人的支援については、「第1期復興・創生期間」に引き続き、「第2期復興・創生期間」においても、復興の進捗状況を踏まえながら、全国の地方公共団体等からの応援職員の確保や被災地方公共団体における任期付職員の採用など、必要な人材確保対策に要する経費に対して、特別の支援をいただいているところです。復興を完遂させるためには、各分野において専門的知識を有する人材が必要であり、また、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保は重要な課題であることから、その人員確保について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 人的支援の総合的な調整等に係る取組の継続

復興を完遂させるためには、令和7年度においても、引き続き復興に必要な 人員を十分に確保する必要があることから、全国の地方公共団体等からの人的 支援の総合的な調整について、復興事業が完了するまで取組を継続するよう要 望します。

【現状と課題】

1 職員確保の状況

- これまで、任期付職員の採用、再任用職員の積極的活用、他県応援職員の要請等に取り組んできたところであり、復興事業が一定程度進捗したことに伴い、県においては、令和5年度をもって他自治体への応援職員の派遣要請を終了。
- 一方、陸前高田市や釜石市、大槌町では、令和6年度以降においても一部の復興事業が継続するとともに、地域コミュニティ再生や心のケア等の事業に携わる職員が必要であることから、令和6年度も派遣要請を継続。

≪岩手県における職員確保状況(特別募集除く)≫

(各年度4月1日現在)

THE TOTAL OF THE CONTRACT OF T						
年度	正規職員	任期付職員	他県応援職員	再任用職員	合計	(参考) 欠員数
R2	174人	19人	46人	130人	369人	▲46人
R3	189人	0人	13人	130人	332人	▲15人
R4	148人	0人	11人	136人	295人	▲13人
R5	144人	1人	1人	169人	315人	▲9人
R6	109人	9人	0人	129人	246人	▲22人

≪市町村における職員確保状況≫

(各年度4月1日現在)

年度	必要数	確保数	不足数	確保率
R2	320 人	320 人	0 人	100.0 %
R3	73 人	72 人	▲1 人	98.6 %
R4	36 人	32 人	▲4 人	88.9 %
R5	34 人	31 人	▲3 人	91.2 %
R6	18 人	17 人	▲1 人	94.4 %

2 任期付職員の採用の状況

- 被災市町村の任期付職員は、独自採用などにより人材の確保に取り組んでいるが、応募が少なく、100%の確保には至っていない。
- 派遣職員のメンタルヘルスケアのための経費については、一部が震災復興特別交付税の対象。

【県担当部局】ふるさと振興部 市町村課 総務部 人事課

4 移転元地等の利活用に向けた措置

市町村が進めてきた防災集団移転促進事業による高台移転は、全ての事業箇所で宅地造成工事が完了し、住まいの再建が進められました。一方、被災地では、同事業により市町村が買い取った土地(以下「移転元地」という。)や、震災復興事業等の用地に活用された工業(産業)団地が未利用地のままとなっていることから、その利活用について、様々な課題を抱えています。

移転元地の利活用促進については、計画段階から土地活用等の段階までのハンズ オン支援が行われているほか、利活用する区域内にある民有地と当該区域外にある 公有地を交換する場合において課税される登録免許税を免除する等の措置が講じら れているところですが、「第2期復興・創生期間」以降も各地域の実情に応じた復 興まちづくりを推進するため、引き続き、移転元地の利活用に向けた取組や産業振 興・雇用創出に対する支援を講ずるよう、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援

被災市町村のまちづくりの推進のため、ハンズオン支援による専門家派遣やマーケティングに関する社会実験の実施など、移転元地の利活用に向けた取組に対する支援の継続と必要な予算措置を要望します。

併せて、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用への支援を要望します。

2 移転元地への産業立地の促進支援

被災地の「なりわいの再生」を一層進めるため、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備について、復興特区における国税の特例措置等による設備投資や雇用等に対する支援の継続を要望します。

3 東日本大震災津波の浸水地域等への産業振興・雇用創出への支援

東日本大震災津波で特に大きな被害を受けた津波浸水区域等の復興をより一層加速させ、産業の振興と雇用の拡大を図るため、津波・原子力災害被災地域雇用 創出企業立地補助金に代わる支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援

- 防集移転元地及びその周辺の区域は、災害危険区域に指定され、住宅の建築が制限されるとと もに、多くの場合、公有地と民有地が混在している状況。
- 復興まちづくりの拠点及びその周辺地域には、そのままでは利活用し難い状態の移転元地が点 在。
- 市町村では、移転元地の利活用に向けて取り組んでいるものの、点在する土地の集約や、他事業による整地に係る関係者との調整、財源の確保に苦慮。
- 国では、令和3年度に「ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業」を創設し、本県でも専門家の派遣やマーケティングに関する社会実験の実施などに活用しているが、移転元地を含めた土地利用に係る課題解決に向け、国による継続的な支援が必要。
- 防災集団移転促進事業により買い取った住宅地等(移転元地)の集約化及び一体化な利活用を 図るため、民有地と公有地を交換する場合に課税される登録免許税を免税とする特例措置の適用 期限が、令和7年度まで延長された。

[参考1] ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業の活用状況

令和3年度	陸前高田市、大槌町、山田町
令和4年度	陸前高田市(2事業採択)、大槌町
令和5年度	陸前高田市、釜石市、大槌町

- また、国では、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、被災地の中長期的な課題に対応するため、地方創生施策等の活用が重要であるとしているところであるが、地方創生関係交付金においては、用地取得及び造成に要する経費は原則対象外。
- 移転元地の利活用は、地域のなりわい・にぎわいの再生に資することはもとより、安全衛生、 維持管理、そして、国土の有効活用の観点からも重要な課題。
- 市町村による具体的な土地利用の方策の実現に当たっては、事業用地の整形化が不可欠のため、隣地との段差が生じている土地の整地等に係る費用が必要。

[参考2] 移転元地の利活用が進まないことによる支障の例

- 嵩上げした周辺部との間に段差が生じていることから、付近を通行する住民にとって危険であるほか、雨水がたまることにより害虫等が発生するおそれ。
- 公有地と民有地が不規則に混在し、家屋基礎や地下埋設物等が残っていることから、草刈り等 の維持管理を行う場合にも多額の経費を要している状況。

2 移転元地への産業立地の促進支援

- 事業者への支援としては、復興特区における国税の特例措置などの制度があり、事業者は新たな設備投資や雇用に有効に活用。
- 移転元地への産業立地を促進するためには、施設立地に係る金融支援等による支援の継続が必要。
- 令和6年度税制改正により、復興特区における国税の特例措置が令和7年度まで延長された。 (令和7年度は税額控除や特別償却の率を1割引下げ)

[参考3] 移転元地の利活用状況(令和5年12月末現在)

買取済面積	活用開始決定済面積	未活用面積
321. 9ha	200. 2ha (62%)	121.7ha (38%)

[※] 防集事業実施7市町村(野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)取りまとめ

3 東日本大震災津波の浸水地域等への産業振興・雇用創出への支援

- 国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金は、平成 25 年 5 月の公募開始以降、令和 5 年 10 月に第 14 次まで実施され、公募は終了した。
- これまでに本県からは、延べ86事業者から申請があり、うち、70事業者、総額約247億円が採択された。
- 沿岸地域においては、多くの工業(産業)団地等が震災復興事業等により用地を活用できなかったことなどにより、未利用地が多くあり、産業振興・雇用創出に向けた支援が必要。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

5 国際リニアコライダー(ILC)の実現

国際リニアコライダー(ILC)は、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等につながる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、ILCは世界中の研究者等が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。

特に、建設候補地である東北では、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されており、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災津波からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも資するものと確信しています。

令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際には、衆参両院において ILCを「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附 帯決議がなされています。

現在、ILCの実現に向けては、ILC国際推進チームにおいて、国際協働による研究開発や政府間協議に向けた取組が進められているところであり、政府における、こうした取組が加速するよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 国際リニアコライダー(ILC)の実現

ILCの実現に向けて、次の事項について要望します。

- (1) 国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう必要な予算措置を講じること
- (2) 関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で誘致を推進すること
- (3) 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること

【現状と課題】

- 平成31年3月、日本政府が初めてILC計画への関心を表明し、以降、米欧との意見交換を継続している。
- 令和元年9月、文部科学省と米国エネルギー省とのディスカッショングループにおいて、米国政府 が ILC計画を日本がホストする場合には支持することを表明した。
- 令和2年6月、「欧州素粒子物理戦略」において、「ILC計画のタイムリーな実現はこの戦略に適合するものであり、その場合、欧州の素粒子物理学コミュニティは協働することを望む」と明記された。
- 令和2年8月、世界の研究者コミュニティによるILC国際推進チーム(IDT)が高エネルギー 加速器研究機構(KEK)を拠点に発足した。
- 令和3年6月、IDTがILC準備研究所提案書を公表した。また、高エネルギー物理学研究者会 議及びKEKが、「ILC計画に関する主な課題について」を公表した。
- 令和4年2月、文部科学省のILCに関する有識者会議(第2期)が「議論のまとめ」を公表した。
- 令和4年2月、KEKが「有識者会議の結論を受けたILCの進め方について」を公表した。
- 令和4年4月、国際将来加速器委員会(ICFA)が「日本でのILCの実現を引き続き奨励」するステートメントを公表した。
- 今日、IDTとKEKが連携し、国際協働による研究開発や、関係国の政府関係者が議論できる環境醸成に向けた取組が進められている中、ILCの実現に向けて、こうした取組を着実に推進し、加速させていく必要がある。
- 国内においても、内閣府・文部科学省の担当審議官をヘッドとする「将来の高性能加速器に関する 連絡会」が設置されるなど新たな動きがあり、今後の関係省庁連携の動きが期待される。

【参考事項】

○ ILC計画に関する費用について

		因うの負用につい	•	
	項目		費用(億円)	国際分担案(KEK国際ワーキンググル ープ答申(2019. 10))
	●本体及び測算	定器建設経費	7, 355~8, 033	
((1)本体建築費	7	6, 350~7, 028	(次による)
		土木建築	1, 110~1, 290	ホスト国が負担
		加速器本体	4,042~4,540	メンバー国で分担
		労務費	1, 198	土木建築費分はホスト国、加速器本体分
				は参加メンバーで分担
((2)測定器		1, 005	メンバー国で分担
		測定器本体	766	_
		労務費	239	_

●年間運転経到	B	366~392	国際的に分担することを、建設にあたっ て政府間で合意しておくべき
	光熱水料、保守	290~316	_
	労務費	76	_

○ これまでに算定・公表された経済波及効果の例

会議等の名称	経済波及効果	試算の条件等
<u> </u>	約 2.4 兆円~	建設 10 年+運用 10 年
文部科学省有識者会議(H30.5)	約 2.6 兆円	トンネル延長 20km 計画
岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベ	\$4.C.1.\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	建設 10 年+運用 10 年
ーション経済波及効果調査委員会(H30.7)	約 6.1 兆円	トンネル延長 20km 計画

※ 岩手県国際リニアコライダー推進協議会・イノベーション経済波及効果調査委員会(H30.7)の経済 波及効果は、文部科学省有識者会議(H30.5)での試算(「直接的な建設及び活動効果」、「イノベーション創出」)に、「基盤技術の発展利用(加速器関連産業の波及効果)」、「世界とつながる地方創生 (民間投資(住宅、オフィス、居住者等の消費支出等)」、「社会課題解決等の可能性(新技術、新製品開発等)」の試算を加えているもの。

≪ⅠLCに関する国内外の動向≫

. 1347 - 3	의 (17 (* 2 知) 内 //
平成 25 年 8 月	日本の研究者で組織される立地評価会議は、ILCの国内候補地について詳細な 評価を行い、北上サイトが最適であると発表
平成 31 年 3 月	ICFA会議において、日本政府が初めてILC計画に対する関心を示す意思を 表明
令和2年2月	ICFA会議において、日本政府が平成31年3月以降の取組(米欧との意見交換の実施)や現状認識等について発表し、改めてILCへの関心を表明
令和2年2月	ICFAは、日本にILCがタイムリーに建設されることを望む声明を発表また、準備段階への移行のため、ILC国際推進チームの設立を提言
令和2年5、6月	復興庁設置法等の一部改正の成立に際し、衆参両院の東日本大震災復興特別委員会において、ILCは「新しい東北」に資するものとして、誘致について検討等を求める附帯決議
令和2年6月	欧州素粒子物理戦略で最優先のコライダーとして「ヒッグスファクトリー」が盛り込まれ、「ILCは戦略に適合しており」、「タイムリーに進めば欧州はILCに協力する」とされる
令和2年8月	ILC準備研究所の設立に向けた活動を行う「ILC国際推進チーム」が発足
令和2年8月	ILC建設準備期間への移行を見据え、実務レベルでの検討を行う「東北ILC 事業推進センター」が発足
令和3年6月	IDTが「ILC準備研究所提案書」を公表
令和3年6月	高エネルギー物理学研究者会議及びKEKが、「ILC計画に関する主な課題に ついて」を公表
令和4年2月	文部科学省・第2期ILCに関する有識者会議が準備研究所段階への移行は「時期尚早」、「立地問題を一旦切り離し」、段階的に研究開発を展開すべきとする「議論のまとめ」を公表
令和4年2月	文部科学省有識者会議における「議論のまとめ」を受けて、KEKが「有識者会議の結論を受けたILCの進め方について」を公表
令和4年4月	ICFAが「日本でのILCの実現を目指したグローバルな研究者コミュニティの活動の調整に引き続き取り組む。」とするステートメントを公表
令和4年8月	IDTがILCテクノロジーネットワークの立ち上げに向けた調整や国際有識者会議による政府間協議に向けた取組を開始
令和5年2月	岩手県南・宮城県北の首長等が中心となりILC実現建設地域期成同盟会が発足
令和5年3月	ILC関連予算が令和4年度当初予算比倍増となる令和5年度政府予算が成立
令和5年7月	KEKとCERNが、ILCの新たな国際協働による研究開発の枠組みILCテクノロジーネットワークに関する協定を締結
令和5年12月	米国の今後 10 年間の素粒子物理学の方向性を示す P 5 報告書において、米国が貢献するプロジェクトの選択肢として、I L C と欧州の F C C - ee が多額の予算規模 (10~30 億ドル:150 円/ \$ 換算で、1,500 億円~4,500 億円) とともに示される

【県担当部局】 I L C 推進局 事業推進課

6 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 及び被害に係る十分な賠償の実現

東京電力福島第一原子力発電所ALPS処理水の海洋放出を受け、中国政府が日本産水産物の全面輸入停止措置を講ずることなどにより、本県においても水産加工品の取引縮小・停止等の影響が生じているほか、アワビやナマコの価格低下が生じていることから、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

また、放射線影響対策の経費については、東京電力ホールディングス株式会社への賠償請求を行っているところですが、対策に多額の経費を要している状況にあることから、引き続き必要な措置を講ずるよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保

- (1) ALPS処理水の海洋放出に伴う環境及び水産物のモニタリングをきめ細かく行うとともに、モニタリングの結果や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信と丁寧な説明を行い、市町村や関係者等の理解を得る取組を継続するよう要望します。
- (2) 日本産水産物の輸入の全面停止措置や水産物以外の製品に係る輸入手続上 の不合理な対応等について、中国政府等に対し、即時に撤廃するよう強く求 めるとともに、これまでの東日本大震災津波からの復興の取組や本県の自 然・産業に影響を及ぼすことのないよう、徹底した安全対策とあらゆる分野 に対応した万全な風評対策に取り組むなど、国内外の理解と安心が得られる 取組を行うよう要望します。
- (3) 国の「『水産業を守る』政策パッケージ」等に基づく漁業者及び水産加工事業者等を対象とした支援策について、現場の実態に即した迅速かつ柔軟な運用を行うよう要望します。

また、輸入の全面停止措置等や風評被害による全ての損害について、実態に即した賠償基準の柔軟な運用や損害賠償請求手続の簡素化を図り、損害を被った全ての事業者に対する迅速かつ確実な賠償に向けて、国と東京電力ホールディングス株式会社が責任を持って対応するよう要望します。

(4) 水産物の安全性・魅力の発信や販売促進、小売・飲食業界における取引継続・拡大、地方が行う取組に対する支援など、消費拡大に向けた取組を強力に進めるよう要望します。

特に、加工事業者においては、輸入停止措置による海外との取引縮小の影響が大きいことから、海外への販路拡大に向けたフェアの開催など、地方自治体や民間事業者等が行う取組に対する経費補助を行うよう要望します。

(5) トリチウムの分離技術など更なる処理技術の研究開発を推進するとともに、 実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るよう 要望します。

2 風評等に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援

ALPS処理水の海洋放出に伴い、アワビやナマコの価格低下などが生じていることから、本県水産業の実情に応じ、東日本大震災津波からの復興や水産業の再生に向けた実効性のある対策を行うよう、以下のとおり要望します。

- (1) 本県の水産資源の回復に向け、アワビやヒラメ等の種苗放流を支援する「被 災海域における種苗放流支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分 に措置すること。
- (2) 危機的な不漁に対応するため、漁業者等の経営安定対策として有効である、「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算を確保するとともに、「漁業経営セーフティーネット構築事業」を継続すること。
- (3) 主要な水産物の複数年にわたる不漁により、漁業協同組合の財務状況が極めて厳しい状況となっていることから、漁協が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくため、抜本的な経営改善や組織再編などの経営基盤強化に取り組めるよう、「漁協経営基盤強化対策支援事業」の継続とともに、事業統合や合併に取り組む漁協への利子助成等の実質無利子化を図るほか、風評の影響を受けた漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国が所管する融資制度を拡充すること。

3 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措 置

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来、国の責任において実施するべきものであることから、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講じるよう要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介に誠実に対応し同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

4 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

民間事業者の出荷制限等による直接的な被害に加え、生産・販売の回復や風評被害による消費者の信頼回復への対応などを含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償を被害の発生する限り完全かつ速やかに行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保

(1) 国のこれまでの動き

- R3.4.13 2年後を目途にALPS処理水を海洋放出する「ALPS処理水の処分に関する基本方針」 を決定。
- R5.1.13 「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を改定。処理水の海洋放出時期を「令和5年の春から夏頃を見込む」としたほか、風評対策のための基金(300億円)とは別の新たな基金(500億円)の創設による全国の漁業者支援の拡充。
- R5.6.27 東京電力の ALPS 処理水放出設備の工事が完了。
- R5.7.4 IAEA (国際原子力機関) が ALPS 処理水に関する包括報告書を公表。
- R5.7.7 東京電力の ALPS 処理水の海洋放出設備について、原子力規制委員会が最終段階の検査 に合格したことを示す修了証を交付。
- R5.8.24 ALPS 処理水の海洋放出開始。中国が日本産水産物の輸入停止を実施。
- R5.9.4 新たな予備費 207 億円と既存の基金と合わせて 1,007 億円の「『水産業を守る』政策パッケージ」を公表し、水産加工施設の整備や輸出先の開拓を支援。

(2) 処理水の海洋放出に伴う県内の影響

- 中国の輸入停止措置等の影響により、一部の水産加工業者で、イナダやスケソウダラ、イクラ、アワビ、ナマコ等の輸出が困難になったほか、スルメイカ、ホタテ、サケ等の取引がキャンセルになるなどの影響が生じている。
- アワビの10kg 当たりの事前入札価格が、令和5年11月漁獲分が前年に比べ約3割低下、12月 漁獲分が前年に比べ約4割低下したほか、ナマコの10kg当たりの平均単価も前年に比べ約3割 低下した。

単位:円/10kg

単位:円/10kg

【参考】アワビの入札価格

過去3年平均	令和4年度②	令和5年度③	前年比③/②	過去3年比③/①
1				
116, 194円	137,011円	96, 593円	71%	83%
109, 586円	137,903円	76,061円	55%	69%
	① 116, 194円	① 116, 194円 137, 011円	① 116, 194円 137, 011円 96, 593円	① 116, 194円 137, 011円 96, 593円 71%

【参考】ナマコの平均単価

	過去3年平均	令和4年度②	令和5年度③	前年比③/②	過去3年比③/①
	1				\
平均単価	18,849円	20,911円	15, 383円	74%	82%
	7				

○ JFグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会(事務局:岩手県漁業協同組合連合会)が、アワビの事前入札価格の低下に伴う損害について東京電力と賠償に向けた交渉を行っているほか、ナマコの単価の低下に伴う損害についても賠償請求に向けた準備を進めているが、いずれも賠償金の支払いには至っていない。(令和6年3月末時点)

(3) 「『水産業を守る』政策パッケージ」について

「水産業を守る」政策パッケージ(要約)

総額 1007 億円 【300 億円基金、500 億円基金、予備費 207 億円】

令和5年9月4日 農林水産省、経済産業省、復興庁、外務省

1. 国内消費拡大・生産持続対策

- ・ 産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援 (300 億円基金の活用)
- ・ 国内生産持続対策(出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、 燃油コスト削減取組支援)(300億円基金、500億円基金の活用等) 等

2. 風評影響に対する内外での対応

・ 一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ 等

3. 輸出先の転換対策

・ 輸出減が顕著な品目 (ほたて等) の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を 支援【予備費】 等

4. 国内加工体制の強化対策

- ・ 既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
- ・ 国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】 等

5. 迅速かつ丁寧な賠償

- ・ 輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行
- 主要な水産物の複数年にわたる不漁など、本県の水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、持続可能な水産業の実現のためには、漁業者を支える総合事業体としての漁協の役割が重要であることから、「水産業を守る」政策パッケージにおいても、ALPS処理水の海洋放出の影響により経営が悪化している漁協の経営基盤や組織体制の強化に向けた取組に対する支援を実施することが必要。
- 対象品目がホタテ及びナマコに限定されている支援事業については、本県において価格下落が 生じているアワビをはじめ、現に影響が生じている他の品目への対象拡大による支援が必要。
- 一時買取・保管事業には7%の価格下落等の要件が課せられているうえ、漁業者団体等による 申請が必要であり、個別事業者が利用しにくい制度となっている。

(4) ALPS処理水の放出に伴う損害賠償基準について

多核種除去設備等処理水の放出に伴い風評被害が発生した場合の賠償基準(要約)

2022 年 12 月 23 日 東京電力ホールディングス株式会社

【輸出に係る被害の取り扱いの流れ】

- ・ ALPS 処理水放出により諸外国からの禁輸措置などにより新たに損害が生じた場合、外国政府 からの禁輸指示等の内容や国内外の取引状況などを確認し、輸出に係る被害の発生状況を確認
- ・ 輸出に係る被害が確認できた場合、事業者ごとに損害額を算定し、適切に賠償
- ・ 諸外国からの禁輸措置などにより新たに生じた損害は、必要かつ合理的な範囲で賠償

【輸出における損害の例】

- <輸出先国以外での販売不能により生じた損害>
- ・ 当該国以外に販売できないことにより生じた損害について、事情を伺い、適切に賠償
- <輸出先国以外での販売に伴う価格下落等により生じた損害>
- ・ 当該国以外に販売できたものの、価格下落等により生じた減収等に係る損害について、事情 を伺い、適切に賠償
- 県内の一部の水産加工事業者等において、中国の輸入停止措置等に伴う損害が発生しているところ、東京電力への損害賠償請求手続が煩雑なため賠償交渉に至っていない事業者があるほか、 交渉中の事業者からも、東京電力側の処理が遅々として進まないとの声が寄せられている。

(5) 水産物等の消費拡大に向けた取組の強化

- 本県では、平成17年に大連経済事務所を設置し、県産品の販路拡大を進めてきたが、日本産 水産物の全面輸入停止措置が講じられて以降、原料に水産物を含む加工食品の輸入見合わせな ど、水産物以外でも影響が生じていることから、水産物以外の品目についても、消費拡大・販 路拡大の取組に対する支援が必要。
- また、海外での消費拡大・販路拡大に向けては、地方自治体や意欲的な民間事業者等が在外 公館等とも連携しながら、流通・販売事業者や政府関係者にPRを行うことが効果的であるこ とから、こうした取組に対する支援も必要。

多核種除去設備等処理水風評影響対策事業Q&A (抜粋)

Ⅱ 事業対象関係

- (問4)事業の対象となる水産物とは。
- (答4)申請直前の1か月以上の期間における産地卸売市場等の取引価格が、ALPS 処理水の放出以前の同期間の価格と比較して原則7%以上下落していて、ALPS 処理水の海洋放出に伴う風評影響を受けていると認められる水産物です。

(略)

- (間6) 風評の影響はどのように示したらよいか。
- (答6) 魚種や水揚地、加工地域等に風評の影響が及んでいることを示す報道や情報、また、消費、流通、在庫、取引先等における具体的な影響を示していただく必要があります。
- (問7)対象水産物には加工品を含むのか。
- (答7) 水産加工品(水産動植物を主原材料(原材料割合で50%以上、ただし練り製品にあっては20%以上)として製造されたもの)を含みます。ただし、水産加工品が事業の対象となるのは、問4に該当する水産物が、食品表示基準に基づく表示の「原材料名」の先頭に記載されている場合に限られます。

(略)

2 風評等に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援

- (1) アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援
 - 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年、 餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少に より漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。
 - また、ヒラメは、東日本大震災後、平成 26 年に種苗生産を再開し、平成 28 年から年間 110 万 尾の種苗を放流しているところであるが、令和 5 年度の水揚量は 121.9 t と、震災前平均の約 8 割にとどまっているなど、風評等に負けない持続可能な水産業の実現に向けて、水産資源の回 復・維持が必要。

<岩手県におけるアワビの漁獲量>

	震災前 A	令和4年度B	令和5年度C	C/A	C/B
アワビ(トン)	343	111	101	29.4%	91.0%

※ 震災前はH20~22 年度平均の値

(岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

<岩手県におけるヒラメの漁獲量>

	震災前 A	令和4年B	令和5年C	C/A	C/B
ヒラメ(トン)	156. 3	125.8	121. 9	78.0%	96.9%

※ 震災前はH20~22 年平均の値

(岩手県調べ)

<参考> 国の関連事業:「被災海域における種苗放流支援事業」

(2) 地域産業の核となる漁業協同組合の経営基盤強化に向けた支援

- 海洋環境の変化により、サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種は極端な不漁。
- 特に、定置漁業に依存する本県沿岸地区漁協等の経営は、かつてない厳しい状況。
- 風評等に負けない強い水産業の実現のためには、漁業協同組合が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくことが重要であり、経営基盤強化に向けた支援が必要。

<主要魚種の漁獲、生産量の推移>

(単位:トン)

魚 種	震災前 A	令和4年 B	令和 5 年 C	C/A (%)	C/A (%)	備考
サケ	25, 053	446	134	0.5	30.0	年度集計
サンマ	52, 240	3, 485	4, 366	8.4	125. 3	暦年集計
スルメイカ	18, 547	2,010	2, 589	14.0	128.8	暦年集計
アワビ	343	111	101	29. 4	91.0	年度集計
ウニ (むき身)	122	100	120	98.4	120.0	年度集計
ワカメ	22, 131	11, 946	11, 274	50.9	94. 4	養殖年度 (暦年)
ホタテガイ	6, 288	1,668	1, 530	24.3	91.7	年度集計

※ 資料:岩手県調べ(サケ・サンマ・スルメイカ)、岩手県漁業協同組合連合会共販実績(その他)

○ 国が所管する融資制度の例

【沿岸漁業改善資金】

- ・ 沿岸漁業従事者等が自主的にその経営・生活の改善等を行うことを積極的に助長するため、近 代的な漁業技術等の導入、合理的な生活方式の導入及び近代的な沿岸漁業の経営方法等の実地の 習得等に必要な資金を都道府県が無利子で貸し付ける制度。
- ・ 貸付対象者、貸付条件等については、沿岸漁業改善資金助成法、同法施行令、同法施行規則及 び関係通知により、統一的に運用。
- 貸付原資は、国(2/3)、県(1/3)の負担により造成。
- ・ 当該資金の使途に風評の被害を受けた漁業者や漁協における経営の維持及び安定を図るため の「運転資金の確保」を加えることや、新たな融資制度の創設について要望。

[※] 震災前:H20~H22年(度)の3か年平均

貸付対象者	沿岸漁業者、漁協、漁業生産組合等
	〔経営等改善資金〕
	近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式又は漁ろうの安全の確保の
	ための施設等の導入に必要な資金
 資金使途	〔生活改善資金〕
	漁家の生活改善のための合理的な生活方式の導入に必要な資金
	〔青年漁業者等養成確保資金〕
	青年漁業者等による近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得そ
	の他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金
貸付限度額	5,000万円(漁業種類、経営規模により限度額が異なる)
償 還 期 限	10年以内(うち据置期間3年以内)
金 利	無利子

3 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

○ 県では、市町村と協調して、東京電力に対し十五次にわたり損害賠償請求を実施。

<県及び市町村等における請求・合意状況(令和6年3月末現在)> (単位:千円)

		請求額	合意・支払額	支払率	備考
	岩 手 県	12, 602, 201	11, 822, 540	93.8%	
	市町村等	2, 698, 911	1, 317, 274	48.8%	
	市町村	2, 267, 725	1, 039, 117	45.8%	33市町村
	広域連合・一部事務組合	431, 186	278, 157	64.5%	17団体
	合 計	15, 301, 112	13, 139, 814	85. 9%	

[※] 合意・支払額には原発ADRでの和解による和解金を含む。

○ 国の「東京電力㈱福島第一、第二原発事故による原子力災害の範囲の判定等に関する中間指針」は、地方公共団体の損害についても賠償対象になるとしているが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づいて実施した対策に限定するなど消極的な対応。

≪東京電力が賠償対象外とした例≫

- ・ 地方公共団体の判断で実施した放射線影響対策は、必要かつ合理的な範囲を越えているとして基本 的に賠償対象外(住民への広報、風評被害対策、局所的汚染箇所の除染費用、住民要望に対応した持 込食材検査費用、道路側溝汚泥の一時保管場所整備費等について、対策の背景や経緯を斟酌せず一律 に賠償対象外として整理)
- ・ 空間線量測定や学校給食検査について、安全性が確保されているとして賠償対象期間を限定
- 東京電力との直接交渉では賠償の見込みが立たない経費について、県と市町村等が協調し、これまで3回にわたり和解仲介の申立てを実施。ADR センターの和解に基づき、それまで賠償不可としてきた経費の一部について東京電力が賠償に応じるなど、一定の進展が見られる部分もあるが、直接請求では賠償に至らないものも毎年度一定程度ある状況。
- 第3次和解仲介申立て(令和元年)では、県の申立てについては令和4年3月に和解契約を締結(和解額9,840千円、和解割合73.7%)。市町村等は23団体のうち13団体が和解成立、10団体が打切り。
- 県と市町村等が協調して令和5年7月に、第4次原発ADR申立て(平成30年度~令和3年度 損害発生分)を実施(県・市町村等7団体)。

4 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

○ 東京電力は、民間事業者への損害賠償の実施に当たり国の「東京電力㈱福島第一、第二原発事故による原子力災害の範囲の判定等に関する中間指針」に従うとしながらも、賠償対象期間や賠償対象範囲について制限的な運用が散見され、被害者が十分な賠償を受けられない状況(なお、県内事業者への賠償額は東京電力が公表していないこと。)。

また、賠償請求に当たり大量の書類の提出を求められること等について、被害者の負担の軽減が必要。

≪制限的な運用の例≫

- ・ 平成 24 年 3 月以降における観光業の風評被害について直接請求に応じず、また、教育旅行等の個 別事情への対応が不十分
- ・ 本県農林水産物等の風評被害について、中間指針第三次追補において新たに賠償すべき損害と認められたにもかかわらず、平成25年4月以降の損害については因果関係を個別に判断するとし、実質的に第三次追補策定以前と同様の制限的な運用を実施
- ・ 被害者が原発事故前を上回る収入を得た時点で風評被害が終結したとみなし、一律に賠償打切り
- ・ ブロイラーや養蜂業について、中間指針・第三次追補に対象として明示がないことをもって賠償請求を拒否
- ・ 逸失利益の算定に関して、賠償対象地域以外の地域から仕入れた原料が含まれる場合、その含まれる割合によって賠償額を減額
- ・ しいたけ原木として出荷できなくなった立木に係る財物賠償について、賠償対象を避難指示区域か 否かを問わず福島県内に限定
- ・ 出荷制限等により減少した販売額を企業努力により回復させた場合、当該回復分を賠償額から控除
- ・ 津波で流された提出不可能な書類や、原発事故との因果関係を厳密に証明するための書類の提出を 要求

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室 農林水産部 団体指導課、水産振興課 商工労働観光部 産業経済交流課

7 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

福島第一原子力発電所事故に伴う除染や廃棄物処理に係る費用を措置していただいたところですが、依然として除去土壌や廃棄物等が大量に保管されており、この処理のために国において財政措置の継続、拡充等を図るよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 農林業系副産物の処理

農林業系副産物の処理に複数年を要する市町村があることから、令和7年 度以降も、引き続き処理を実施する市町村に対し、期限を付すことなく、処理 が終了するまで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措 置を講ずるよう要望します。

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

汚染状況重点調査地域においては、道路側溝汚泥等の撤去に当たり、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を講ずるよう要望します。

3 除去土壌の処理基準の策定

除染により発生した土壌や道路側溝汚泥の処理に向けて、除去土壌の処理 基準を確実に示すよう要望します。

4 住民不安の解消

除染により発生した土壌や廃棄物等の処理、一時保管施設の整備に当たって は周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安 の解消に万全を期するよう要望します。

【現状と課題】

1 農林業系副産物の処理

○ 放射性物質に汚染された農林業系副産物は約 10,400 t 保管されており、市町村等の焼却処理施設において焼却灰濃度を低レベル(8,000Bq/kg以下)に抑制し、既存の管理型最終処分場に処理することとしているため、処理が長期に及ぶ状況。

また、処理に当たり、一時保管施設の整備、前処理、焼却炉の老朽化、最終処分場の残余容量のひつ迫等が課題。

<農林業系副産物の保管量等(R6.1 末時点)>

	発生量(t)	処理済み量(t)	保管量(t)	進捗率 (%)
牧草	20, 499. 2	19, 919. 5	579. 7	97. 2
稲わら	573. 6	190. 3	383. 3	33. 2
堆肥	7, 038. 6	2, 505. 6	4, 533. 0	35. 6
ほだ木	31, 158. 3	26, 243. 3	4915. 0	84. 2
合計	59, 269. 7	48, 858. 7	10, 411. 0	82.4

○ 国では平成 25 年度から「放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金」を創設し、市町村・一部 事務組合が行う放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理に要する経費の 1/2 を補助して いる (令和6年度国予算額:1,200百万円。地方負担分には特別交付税措置あり)。

農林業系副産物の処理に当たっては、当該処理施設周辺の住民理解の醸成に相当日数を要することに加え、保管量に応じた処理が長期化することを踏まえ、国の補助制度に関して、農林業系副産物を保管する市町村等の状況に応じ、処分が終了するまで財政支援の継続が必要。

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

- 汚染状況重点調査地域の汚染土壌や道路側溝汚泥について、発災当初、空間線量率が基準値 (0.23 μ Sv/h) より低かったとの理由で一時保管設備の設置等への財政支援を受けられず、現場 での処理が滞っている箇所が多数ある状況。
- 国(復興庁)は、福島再生加速化交付金において、除染対象外となった道路側溝汚泥等の除去 も対象として加え、除去費用の1/2を補助し、残り1/2に震災復興特別交付税を充てることで、 市町村の負担を実質ゼロとする支援を行っており、本県の汚染土壌や道路側溝汚泥の処理を加速 するためには、同様の支援が必要。

3 除去土壌の処理基準の策定

○ 放射性物質汚染対処特措法において、除去土壌の処理基準を定めることになっているが、未だ 基準が示されておらず、現場での処理が滞っている状況。

<汚染状況重点調査地域における除去土壌の現場保管量及び箇所数(R5.3 末時点) *>

汚染状況重点調査地域	現場保管量(m³)	箇所数
一関市	19, 971	214
奥州市	4, 634	90
平泉町	1, 944	11
計	26, 550	315

※出典:環境省 HP「除染情報サイト」公表資料

<補足:汚染状況重点調査地域の側溝汚泥の現場保管量及び箇所数(R6.3 末時点)>

汚染状況重点調査地域	現場保管量(t)	箇所数
一関市	75	16

令和6年3月12日 福島県外における除去土壌の処分基準の検討状況に関する説明会 道路側溝汚泥の処理に係る説明及び意見交換会

除去土壌の埋立処分に係る実証事業を令和6年度も継続し、その結果を踏まえ、令和6年 度末までに埋立処分基準及びガイドラインを作成する予定。

4 住民不安の解消

○ 国が直接地域住民に対し放射線対策に係る説明会を行っておらず、コミュニケーションが図られていないこと、除去土壌や道路側溝汚泥等の処理の見通しが立たないこと、一時保管場所の構造が簡易なものしか補助対象とされていないこと等から、住民不安の解消につながっていない状況。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、環境保全課

8 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応

原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応については、生産再開を目指す生産者への支援、放射性物質検査に係る経費負担、消費者等に対する農林水産物の安全性に関する情報発信や消費拡大の取組など、これまで様々な支援をいただいているところです。

しかし、依然として、原木しいたけをはじめ、農林水産業への影響は払拭されていないことから、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 原木しいたけ等の産地再生対策の充実

- (1) 産地再生に不可欠な原木の安定供給を図るため、しいたけ原木の購入経費等への支援や、原木林の再生、原木の供給体制の強化への支援を継続するよう要望します。
- (2) 経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払への支援や、産地再生に向けて取り組むための掛かり増し経費について、損害賠償対象とするための支援を継続するよう要望します。
- (3) 生産者の意欲を高めるため、原木しいたけの安全性に係る正確な情報発信等を行うとともに、産地が行う情報発信やPR活動等の取組について、 全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 しいたけ原木の安定供給に向けた支援

○ 県南部の原木林は、震災後 10 年以上が経過しても放射性物質の影響で使用ができない状態。一方、県北部の原木林は、他県への移出量が増加したことにより県内への供給が不足し、原木価格の高騰が続いている状況。

国では、放射性物質影響対策として、しいたけ原木の購入経費支援を実施していただいており、継続的な支援が必要。

【しいたけ原木価格の状況】

(単位:円(税込)/本、岩手県林業振興課調べ)

震災前(H20-22 平均)		R4	R5			
181 (県平均)	343 (県平均)	432(花巻・遠野地域)	355 (県平均)	451 (一関地域)		

○ また、しいたけ原木価格の高騰を抑制していくためには、放射性物質により汚染された原木林の再生のための更新伐や原木林の放射性物質調査への支援のほか、原木林再生に係る技術的な指導や助言など、将来的なしいたけ原木の確保や供給量の増加に向けた継続的な対策が必要。

2 損害賠償の十分かつ速やかな支払に向けた支援

- 産地再生に向けて、生産者が安定して生産に取り組むことができるよう、原木価格の高騰による掛かり増し経費等について、東京電力による十分かつ速やかな賠償金の支払が必要。
- また、原発事故前の生産量を取り戻し、産地の再生を実現するためには、東京電力による損害賠償の 対象外とされている新規参入者や既存生産者の規模拡大部分についても、損害賠償の対象となるよう継 続的な働きかけが必要。

【原木しいたけ生産量の推移】

		H22	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4/H22	全国順(R4)
	乾しいたけ(t)	201	71	91	77	87	61	63	31.3%	5位
Γ	生しいたけ(t)	386	161	154	156	152	132	127	32.9%	10 位

[※]林野庁特用林産基礎資料

3 原木しいたけのPR活動等への支援

○ 国の出荷制限が指示されている 13 市町では、これまでに 223 名の生産者が出荷制限の一部解除を果たしており、今後も、生産者の希望に応じて出荷制限の一部解除に取り組んでいく。

【原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限の一部解除者の状況 (令和6年3月末現在)】(単位:名)

解除時期	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
解除者数	58	74	39	16	17	3	3	6	3	4
累計	58	132	171	187	204	207	210	216	219	223

○ 生産者の生産意欲を高めるためには、風評被害により落ち込んだ価格を震災前の水準まで回復させる 必要があり、その実現に向けた県産原木しいたけの安全確保の取組等に対する消費者等の理解増進が必 要。

【乾しいたけ価格の状況】

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R4/H22
全国平均 価格(円/kg)	4, 284	3, 716	3, 454	2, 565	2,910	4, 839	5, 047	4, 763	4, 149	3, 571	3, 700	3, 970	4, 206	98. 2%
岩手県平均 価格(円/kg)	4, 564	3, 140	1, 227	1, 319	1, 991	4, 773	4, 320	4, 052	3, 476	3, 223	3, 010	3, 479	3, 592	78. 7%

※全国平均価格(年次): 林野庁特用林産基礎資料、岩手県平均価格(年度): 岩手県林業振興課調べ

○ これまで、消費者庁の「地方消費者行政推進交付金(東日本大震災復興特別会計)」等を活用し、失われた販路の回復と拡大などに向けた取組を実施。令和3年度から、本交付金(東日本大震災復興特別会計)の対象が福島県のみとなったことから、本県では、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金」の活用に移行し、一定の財政負担のもと取組を実施しているが、市町村、生産者団体等では、新たな財政負担を敬遠し、同交付金の活用を見合わせている状況にある。原発事故の影響が長期化する中、県、市町村、生産者団体等においては、継続的な取組が必要であり、今後も財政面での支援が不可欠である。

≪「地方消費者行政推進交付金(交付率 10/10)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況≫

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業実施主体数	58	30	24	26	29	16	17	1
助成金額合計(千円)	21, 472	22, 078	22, 258	21,096	14, 284	13, 493	12, 809	2, 920

[※]令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏との往来が制限されたことから、事業申請は14件あったが、1件のみの実施となった。

≪「地方消費者行政強化交付金(交付率 1/2)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況≫

	R3	R4	R5
事業実施主体数	1	1	1
助成金額合計(千円)	164	170	171

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

2 水産物被害等への対応

水産物の放射性物質検査について、引き続き、国が全面的に経費を負担し、実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 水産物の放射性物質検査の実施

- 水産物の安全性を確認し、生産者や消費者、国際社会に対して正確な情報提供を行うため、引き続き、放射性物質検査の実施が必要。
- 都道府県の管理水域を越えて移動する回遊性魚種等については、国の主導による広域的な検査 体制の維持が必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

3 農林水産物の安全性に係る情報提供等の継続

- (1) 放射性物質への不安により、岩手県産の食品の購入をためらう消費者が 見られることから、農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動 等を継続して行うよう要望します。
- (2) 県、市町村、生産者団体等による販路の回復・拡大等の取組に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

【現状と課題】

○ 消費者庁による「風評被害に関する消費者意識の実態調査(第17回)」では、放射性物質への不安から、食品購入をためらう産地を「岩手県・宮城県・福島県」と回答した人が、令和6年3月時点で、未だに3.4%存在。

県産農林水産物の安全性を消費者等に正しく理解していただくため、継続して的確な情報の発信に取り組むことが必要。

≪岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう消費者の割合(%)≫

調査	H25	H25	H26	H26	H27	H27	H28	H28	H29	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
時期	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	2月	2月	2月	3月	3月	3月
割合	14. 9	13.0	11.5	12.9	12.6	11.7	10.1	10.6	9.9	8.1	8.0	7.7	6.4	6. 1	4.9	3.8	3.4

※出典:消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」

○ これまで、消費者庁の「地方消費者行政推進交付金(東日本大震災復興特別会計)」等を活用し、 失われた販路の回復と拡大などに向けた取組を実施。令和3年度から、本交付金(東日本大震災復 興特別会計)の対象が福島県のみとなったことから、本県では、消費者庁の「地方消費者行政強化 交付金」の活用に移行し、一定の財政負担のもと取組を実施しているが、市町村、生産者団体等で は、新たな財政負担を敬遠し、同交付金の活用を見合わせている状況にある。原発事故の影響が長 期化する中、県、市町村、生産者団体等においては、継続的な取組が必要であり、今後も財政面で の支援が不可欠である。

《「地方消費者行政推進交付金(交付率10/10)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況》

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
事業実施主体数	58	30	24	26	29	16	17	1
助成金額合計(千円)	21, 472	22, 078	22, 258	21,096	14, 284	13, 493	12, 809	2, 920

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、首都圏との往来が制限されたことから、 事業申請は14件あったが、1件のみの実施となった。

≪「地方消費者行政強化交付金(交付率 1/2)」を活用した県補助事業による市町村・生産者団体の取組状況≫

	R3	R4	R5
事業実施主体数	1	1	1
助成金額合計(千円)	164	170	171

【県担当部局】農林水産部 流通課

4 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している韓国、中国及びロシアの政府並びに台湾等の行政府に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう要望します。

【現状と課題】

- 岩手県産の水産物等については、原子力発電所事故やALPS処理水の海洋放出に伴い、明確な 科学的根拠が示されないまま、韓国、中国及びロシアの政府による輸入停止措置や、台湾等の行政 府による輸入規制強化措置が講じられており、東日本大震災津波からの復興に取り組む本県水産 業に影響を及ぼしていることから、諸外国に対して、放射性物質検査に基づく安全性確保の取組等 を的確に情報発信し、信頼回復を図ることが必要。
- また、韓国、中国の政府及び台湾等の行政府は、日本産の農林水産物等を輸入する際の規制として、日本国内の輸出事業者に対して、政府作成の放射性物質検査証明書等の添付を求めているが、 事業者の手間やコストがかさむことから、その負担軽減を図るため、関係諸外国の政府に対して、 規制が早期に解除されるよう強力な働きかけが必要。

≪岩手県に係る各国・地域の輸入規制状況(令和6年3月31日現在)≫

輸入規制状況	該当国・地域数	主要国・地域名(品目名)
輸入停止	3カ国	韓国(全ての水産物等)、中国(全ての水産物)、ロシア(全ての水産物)
放射性物質検査証明書	4の国・地域	中国(野菜等)、台湾(水産物等)、韓国(魚粉等)、 仏領ポリネシア(水産物等)
産地証明書	4の国・地域	中国(野菜等)、台湾(全ての食品 酒類を除く)、韓国(全ての食品)、仏領ポリネシア(水産物等)

【出典】農林水産省

【県担当部局】農林水産部 流通課

5 野生鳥獣肉の出荷制限解除基準の見直し

シカ等の野生鳥獣肉の出荷制限について、全県での出荷制限解除は、全市町村での検体確保が困難であること、また、市町村単位での解除も可能とされているものの、解除条件の基準が不明確であることから、実態に即した解除条件となるよう基準の見直しを要望します。

【現状と課題】

○ 出荷制限の解除対象の区域は県単位を原則としているが、全市町村で継続的に検体を採取して 検査を行う必要があり、市町村ごとの捕獲数にばらつきがある本県では、全市町村での検体確保 が難しく、全県を対象区域とした解除は困難な状況。

また、国の解除条件は、原子力災害対策本部が策定した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において示されているが、確保すべき十分な検体数、検査頻度、捕獲地証明の方法など、解除条件の具体的な運用基準が示されていない状況。

なお、現在、本県では、食肉処理加工施設において全頭検査を実施し、基準値を下回ったもの のみ出荷することを条件に出荷制限が解除されているところ。

○ シカの捕獲数は令和2年度以降大きく増えており、複数の市町村から、野生鳥獣捕獲個体の処理に関し、出荷制限に伴い捕獲個体の処理は埋却が中心で、埋却場所の確保に苦慮しているとして、対応を検討するよう要望があるところ。

また、焼却にあたっては、処理施設の仕様に合わせてシカ等を解体する必要があるなど、捕獲 従事者の負担となっているところ。

○ ジビエとしての利用は捕獲個体の有効活用につながるが、出荷制限の影響により捕獲のインセンティブとなっていない状況。

【原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づく令和5年4月27日付指示】

1~10 略

- 11. 貴県において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 12. 貴県において捕獲されたしか肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるしか肉については、この限りではない。
- 13. 貴県において捕獲されたやまどりの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

【検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方】(原子力災害対策本部)(抜粋)

- IV 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除
 - 3 解除の条件
 - (1) 原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること。

別添7 個別品目の取扱い

キ 野生鳥獣の肉類

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

(2) 一部解除

県が定めた出荷・検査方針により、野生鳥獣の肉類を適切に管理・検査する体制が整備された場合は、基準値を下回ったものを出荷することができる。

(3) 解除

①区域

県域を原則とする。ただし、県内の一部の地域で解除条件を満たし、当該地域で捕獲された個体のみが出荷されるよう、県、市町村等による管理が可能な場合は、市町村などの地理的範囲が明確になる単位で解除することができる。

②解除条件

解除しようとする地域において、野生鳥獣の移動性、個体差、季節変動、捕獲期間を 考慮して十分な検体数を確保しつつ検査を実施し、その結果が安定して基準値を下回っ ていること。

≪ニホンジカ捕獲数の推移≫

(単位:頭)

	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度※
狩猟	544	757	903	1, 352	882	
個体数管理	4, 595	8, 869	8, 302	11,810	11, 337	11, 516
有害捕獲	7, 399	4, 794	11, 526	13, 677	14, 335	14, 047
計	12, 538	14, 420	20, 731	26, 839	26, 554	25, 563

[※]R5年度は速報値。今後、狩猟分が追加の見込み

<シカ肉の放射性物質の基準超過状況>(単位:件)

年度	件数	市町村
R 1	3	陸前高田市、平泉町
R 2	2	陸前高田市、平泉町
R 3	0	-
R 4	0	-
R 5	1	陸前高田市

【県担当部局】環境生活部 自然保護課

9 海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援

本県では、「海洋基本法」や国の「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」等に基づき、平成27年4月に国から選定を受けた釜石市沖再生可能エネルギー実証フィールドでの研究開発や、沿岸北部における洋上ウィンドファームの実現に向けた取組を進めています。

今後、海洋再生可能エネルギーの実用化、事業化のためには、国による研究開発の推進や関連研究施設の整備等が重要となることから、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進と関連研究施設の整備

国の「海洋基本計画」に掲げる海洋再生可能エネルギー利用技術開発の確実な 進捗と被災地の産業基盤強化を図るため、本県において、海洋再生可能エネルギーの研究開発を推進するとともに、国により選定された釜石市沖海洋再生可能エネルギー実証フィールドの利活用促進に必要な関連施設の整備を行うよう要望します。

2 漁業団体との調整等をはじめとした促進区域の指定に向けた支援

洋上風力発電事業の促進を図るため、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に係る法律」(再エネ海域利用法)に基づく促進区域の指定に向け、候補海域を利用する漁業団体をはじめとした利害関係者との調整等に対する支援を要望します。

3 久慈港の基地港湾の指定に向けた支援

洋上風力発電設備の建設及び維持管理の拠点となる「海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(基地港湾)」の指定に向けた検討に対する支援を要望します。

【現状と課題】

1 海洋再生可能エネルギーの研究開発の推進と関連研究施設の整備

- 県では震災前から、三陸の海の資源である海洋エネルギーを生かし、新産業・雇用創出と地域振興を目指しており、平成27年4月3日付けで岩手県釜石市沖が海洋再生可能エネルギー実証フィールドとして選定されたところ。
- 当該海域では、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて NEDO による波力発電技術の研究開発が進められるとともに、平成 27 年 12 月には岩手県海洋エネルギー産業化研究会が設立され、地域企業が中心となり、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて波力発電デバイスを稼働させるために必要な中間ブイの研究開発に取り組んできたところ。
- 釜石市では環境省「CO2 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業(R2~R5)」の採択を受け、 釜石市沖実証フィールドを活用し、インテリジェント吸波式波力発電による地域経済循環ビジネ スモデル実証事業に取り組んできたところ。

また、NEDO 公募「洋上風力発電の低コスト化プロジェクト」に採択された事業者が、釜石実証フィールドで係留索及びアンカーの海域施工試験を行ったところ。

○ 実証フィールド関連施設には、研究棟、海底ケーブル、受変電設備などが想定され、設備整備に 多額の費用を要することから、国による整備が必要。

2 漁業団体との調整等をはじめとした促進区域の指定に向けた支援

- 岩手県久慈市沖の洋上風力発電については、令和3年9月に「再エネ海域利用法」に基づく「一定の準備段階に進んでいる区域」に整理され、「有望な区域」への整理、更には「促進区域」の指定に向けて、各種調査や関係機関等との調整を行っているところ。
- 「有望な区域」としての整理及び「促進区域」の指定を受けるためには、都道府県が漁業団体を はじめとする利害関係者の特定、調整を行い、国に情報提供することとなっている。
- 浮体式洋上風力発電の導入を検討している久慈市沖の候補海域は、知事許可漁業者のほか、大臣 許可漁業者が操業しており、海域を利用する利害関係者が県域を越えて存在することから、県及び 久慈市だけではその特定や調整が難しい状況にある。
- また、漁業に対する影響については、調査手法等が確立されていないこと、影響があった場合の 補償に関する規定がないことなどから、漁業団体から洋上風力発電事業の導入に対して懸念する 声が多い。
- 洋上風力発電と漁業との協調・共生を図り、「促進区域」の指定を受けるためには、海域の利用 に関する調整等、国による支援が必要。

≪参考:海洋基本計画について≫

○ 海洋基本法(平成19年)に基づき策定される海洋政策の基本指針。海洋に係る産業の振興・創出、安全確保、情報の一元化と公開、人材育成、海域の総合的管理等の具体的な取組を規定

3 久慈港の基地港湾の指定に向けた支援

- 「再エネ海域利用法」に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に先立ち、「一定の準備段階に進んでいる区域」に整理されている久慈市沖に近い久慈港の基地港湾への指定に向けて、準備を進めているところ。
- 久慈市沖の大型浮体式洋上風力発電設備建設に関しては、浮体基礎の製造・輸送や施工の方法 が確立されたとは言えず、基地港湾に必要な機能や規模が明確になっていないため、久慈港の港 湾施設の構造や機能等の検討に対する技術的助言が必要。

【県担当部局】ふるさと振興部 科学・情報政策室 県土整備部 港湾空港課

10 令和元年東日本台風災害に係る洪水対策・土砂災害 対策等における確実な予算措置

令和元年10月の台風第19号により、本県では、沿岸部を中心に98箇所で土砂災害が発生し、防災・安全交付金等による砂防堰堤等の整備を進めているほか、多数の家屋の浸水被害を受けた久慈市小屋畑川等については、浸水対策重点地域緊急事業等による河川改修事業を進めています。

台風災害に係る河川改修や砂防堰堤等の完成のためには確実な予算措置が必要であることから、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 令和元年東日本台風に係る洪水対策・土砂災害対策における確実な予算 措置

河川の溢水により多数の家屋の浸水被害が発生した久慈市小屋畑川等の浸水対策重点地域緊急事業等による河川改修が完了するまでの間、確実に予算を措置するよう要望します。

また、防災・安全交付金等による砂防堰堤の整備が完了するまでの間、確実に 予算を措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 1 令和元年東日本台風災害に係る洪水対策・土砂災害対策における確実な予算措置
 - 久慈市小屋畑川で床上 123 戸、床下 110 戸の家屋浸水被害が発生するなど 6 河川で溢水被害が発生したところ。
 - 久慈市の長内川・小屋畑川、沢川においては、浸水対策重点地域緊急事業等を導入して河川改修 を進めており、事業完了までの確実な予算措置が必要。
 - 土砂災害が発生した98箇所のうち、今後の降雨等で土砂流出のおそれがあり緊急的な対策が必要な箇所において、防災・安全交付金等により砂防堰堤等の整備を推進しているところ。必要な対策を着実に推進するため、事業完了までの確実な予算措置が必要。

【県担当部局】県土整備部 河川課、砂防災害課

11 復興事業 (ハード事業) 完了までの支援の継続

東日本大震災津波の発災から13年が経過し、被災地では水門等の復興事業が着 実に進んでいますが、これらの復興事業を完了させる必要があることから、次のと おり要望します。

≪要望事項≫

1 復興事業 (ハード事業) 完了までの支援の継続

水門等の津波防災施設の復興事業について、事業が完了するまでの間、支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』(令和3年3月閣議決定)において、災害復旧事業が完了するまでの間、支援を継続することが明記された。
- 本県では、市町村のまちづくりと一体となった防潮堤、水門等の津波防災施設、港湾施設や被災地の復興を牽引する道路等を整備し、「第1期復興・創生期間」におおむねの事業は完了したが、閉伊川水門については、平成28年台風第10号での被災に伴う手戻り工事の実施や、基礎杭工事等で確認された巨礫への対策等に時間を要したため、引き続き、「第2期復興・創生期間」において、1日も早い完成に向けて取り組んでいる。
- 公共インフラの整備等のハード事業については、県民の安全・安心の確保等を図るため、確実に 事業を完了させる必要があることから、事業が完了するまでの間、支援の継続が必要。

【県担当部局】県土整備部 河川課

12 津波防災施設に係る維持管理費等に対する財政措置

本県では、東日本大震災津波の際、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことから、津波警報等発表時における水門等操作員の安全確保を図るため、水門・陸閘自動閉鎖システム等の整備を推進しているところです。

このような中、「国土強靱化基本計画」においては、大規模地震想定地域における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化を推進するとともに、適切に維持管理していくこととされています。

トンガ諸島付近の海底火山噴火の影響により、令和4年1月16日に津波注意報・警報が発表された際には、運用開始後初めて自動閉鎖システムが稼働し、運用中の全165施設を閉鎖したところです。

ついては、こうした水門・陸閘の自動化、遠隔操作による津波防災対策をより確 実なものとするため、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 津波防災施設に係る維持管理費等に対する財政措置

水門・陸閘の自動化、遠隔操作による津波防災対策をより確実なものとするためには、施設整備後における適切な管理の継続が必要であることから、これに係る維持管理費、修繕費及び更新費について、財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 東日本大震災津波において、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことを 踏まえ、操作員の安全を確保するため、自動閉鎖システム等の整備を推進。
- 「津波対策の推進に関する法律」(平成23年法律第77号)において、「津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖を可能とするための改良に特に配慮して取り組むよう努めること」とされている。
- 平成30年12月に閣議決定した「国土強靱化基本計画」では、大規模津波が想定される地域等における水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、適切に維持管理していくこととしている。
- 水門等の統廃合や常時閉鎖化等を行っても、なお、自動閉鎖システム等の整備が必要となる水門等は 226 基となる。

⇒

《震災前後の操作・運用比較》

(県管理海岸 (国土交通省所管、農林水産省所管)、市町村管理海岸 (農林水産省所管) の合計)

震災	前			
施設数				
	遠隔			
773	35			





- ※1) 新設: 震災前の無堤区間の整備等、防潮堤延長の増に伴い新設となるもの
- ※2) 内訳 (基): フラップゲート化 (約 170)、常時閉鎖 (約 110)、その他 (約 20)
- ※3) 内訳(基):自動閉鎖システム(226)
- トンガ諸島付近の海底火山噴火の影響により、令和4年1月16日に津波注意報・警報が発表された際には、運用開始後初めて自動閉鎖システムが稼働し、運用中の全165施設を閉鎖したところ。
- 自動閉鎖システム等の整備に伴い、県の水門等の維持費は約5億円/年、更新費は約10億円/年を要する見込み。
- これらを確実に稼動させるためには、施設整備後も電気料や点検費用、施設・設備の修繕費・更新 費が必要となるが、現行の財政措置としては、整備費等一部の費用のみが交付金の対象とされている 状況。

地方交付税制度においては、道路、河川、港湾、漁港等が基準財政需要額に算入されている一方、 水門や防潮堤等は対象となっていないことから、施設を確実に運用していくためには地方交付税等の 財政措置が必要。

《自動閉鎖システム等の整備・運用に必要となる主な費用と現行の財政措置状況》

豆八	主な内容	現行の財政措置状況			
区分	土なり谷	有無	補助率等		
整備費	・機械設備(開閉装置 等) ・通信設備(遠隔監視制御装置、情報処理装置、	0	1/2 (※1)		
修繕費・ 更新費	・ 通信設備(遠隔監視前御表直、情報处理表直、 衛星通信装置、光通信装置 等)・ 電源設備(配電・分電装置、非常用発電機 等)	0	1/2 (※2)		
維持管理費	・電気料 ・通信料 ・点検費用(保守定期点検、精密点検等)	×	_		

- ※1 社会資本整備総合交付金(復興)、農山漁村地域整備交付金
- ※2 国土交通省所管:特定構造物改築事業、津波·高潮危機管理対策緊急事業等

農林水産省所管:海岸保全施設整備事業、農山漁村地域整備交付金

【担当部局】県土整備部 河川課

農林水産部農村建設課、漁港漁村課

13 被災者の生活再建に対する支援

東日本大震災津波による被災者への支援については、これまで、国において災害 救助法に基づく救助範囲が拡充され、震災復興特別交付税により措置されていると ころです。

県及び市町村が独自に住宅再建支援施策等を講ずるなどの被災者支援を行ってきたところですが、被災者が安定した生活を確保するまでの確実な支援が必要です。 このような課題に対応するため、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 災害援護資金に係る償還期限の延長等

現行制度においては令和7年度以降市町村による県貸付金の約定償還期限が 到来しますが、既に多くの延滞案件が発生しており、借受人からの未償還分を市 町村が立替払することにより市町村の財政運営に著しい支障が生じるおそれが あることから、阪神・淡路大震災の例に準じ、所要の法令の改正等を行い、国庫 貸付金の償還期限が延長されるよう要望します。

また、本格的な償還時期を迎え、今後、借受人及び市町村からの償還に関する相談の増加が見込まれることから、支払猶予、償還免除などの運用基準や具体的な取扱事例を示すなど、円滑な事務処理について支援するよう要望します。

併せて、東日本大震災津波に係る貸付実績は他の災害に比較して多額であり、 償還を免除する貸付金もこれに比例することから、免除額のうち県負担分につい て、地方財政措置等による財政支援を講ずるよう要望します。

2 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

住宅ローンや災害援護資金の返済、生活設計など被災者が抱える課題が複雑かつ多様化しているとともに、相談対応回数も増加傾向にあることを踏まえ、被災者支援総合交付金を活用して実施している、被災地のコミュニティ形成や被災者の見守り、相談支援、心のケア等を行う事業について、令和7年度以降も継続して取り組む必要があることから、中長期にわたる制度として安定した財源が確保されるよう要望します。

3 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続

東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業について、被 災者の居住の安定を図るため、現行の支援水準を維持するとともに、必要な予算 を確実に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 災害援護資金係る償還期限の延長等

(1) 国庫貸付金の償還期限の延長

- 東日本大震災津波に係る災害援護資金は、13年の償還期間内に借受人による償還が完了しない場合は、翌年度に当該延滞分を市町村が立て替えて県に償還することが必要。
- 平成23年度から25年度までの貸付分が全体の70%を占めており、令和7年度から9年度までの市町村の立替見込み額が4億995万円と大きな財政負担が見込まれるところであり、県内市町村から償還期間の延長について要望が出されている。

〔延滞状況の推移(令和5年12月31日現在)〕

	Н30. 9	R1. 9	R2. 9	R3. 9	R4. 9	R5. 9
件数	81 (17. 3%)	171 (23. 8%)	241 (27. 8%)	253 (26.8%)	263 (26. 4%)	291 (28. 5%)
金額	19, 464	62, 832	122, 278	169, 278	234, 439	306, 495
(千円)	(3.0%)	(6.8%)	(10.0%)	(11.5%)	(12.7%)	(14.8%)

※()内は貸付金の支払期日が到来したものに占める滞納の割合。

「延滞(市町村の立替)見込額]

	• >		
立替年度(貸付年度)	貸付金額	\rightarrow	延滞(立替)金額
令和7年度 償還(H23貸付)	10 億 3, 989		2億1,060
令和8年度 償還(H24貸付)	5億5,785	> 21億4,405万円	1億2,695
令和9年度 償還(H25貸付)	5億4,631	(全体の 70.8%)	7, 240
令和 10 年度償還(H26 貸付)	2億1,768	/	1, 323
令和 11 年度償還(H27 貸付)	1億7,854		1, 266
令和 12 年度償還(H28 貸付)	1億8,905	K	1,038
令和 13 年度償還(H29 貸付)	7, 900	4億995万円	152
令和 14 年度償還(H30 貸付)	1億3,161		243
令和 15 年度償還(R 元貸付)	5, 400		197
令和 16 年度償還 (R 2 貸付)	2, 730		133
令和17年度償還(R3貸付)	650		19
令和 18 年度償還 (R 4 貸付)	0		0
令和19年度償還(R5貸付)	20		0
合計	30億2,793		4億5,361

〔市町村からの要望〕

アー関市

東日本大震災に係る災害援護資金貸付金の償還について、次の事項について国に働きかけるよう要望します。①償還期限を超過して未回収の状態となる災害援護資金の償還について、期間を延長すること。②回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和すること。

イ 大槌町

償還期限を迎えても未回収となる「災害援護資金」の償還について、国に対する償還期間が延長されるよう、国への働きかけを要望します。

(2) 償還に係る円滑な事務処理支援

○ 東日本大震災に係る災害援護資金貸付けは、申請期間の延長や、償還期間の延長、利率の引下 げなどの特例措置が講じられており、令和6年3月29日付け府政防第640号内閣府政策統括官(防 災担当)通知により、適用期間が令和7年3月31日まで延長(当初の予定から通算して7年間延 長)。

〔災害援護資金の貸付実績(令和5年12月31日現在)〕

(単位:件、千円)

区分	①住家全壊	②滅失流失	③住家半壊	④家財損害	⑤世帯主負傷	⑥重複、特別※	計
件数	197	694	207	50	1	21	1, 170
金額	462, 820	2, 109, 144	337, 420	61, 318	1,000	60, 400	3, 032, 102

※ 重複:⑤と①~④のいずれかが重複した場合

特別:①又は③に該当するもののうち、住宅再建のため残存部分を取り壊さなければならない場合

○ 今後、償還時期を迎える貸付案件の増加に伴い、市町村からの債権管理に関する相談の増加も 見込まれるが、支払猶予や償還免除とする条件が「無資力又はこれに近い状態」となっているな ど、具体の基準や取扱い事例が示されていないため、これらを明確にし、市町村の債権管理を支 援する必要。

[償還免除要件]

- ①死亡又は重度障害
- ②破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき
- ③支払い期日到来から 10 年経過後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができる見込みがない場合

根拠法令:①・②災害弔慰金の支給等に関する法律

③東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働 省関係規定の施行等に関する政令

(3) 免除額に対する財政支援

○ 東日本大震災津波に係る災害援護資金は、他の災害(平成28年台風第10号、令和元年台風第19号)と比較すると貸付け実績が多く、償還免除に伴う県の負担も多額になること、今後も償還免除額の増加が見込まれるところ。

[直近3か年における償還免除の状況(各年度末現在)]

年度	免除額A	国負担分B (A×2/3)	県負担分C (A×1/3)
R 3	28, 494, 865 円	18, 996, 575 円	9, 498, 290 円
R 4	46, 581, 032 円	31,064,020 円	15,517,012 円
R 5	50, 218, 517 円	33, 479, 009 円	16, 739, 508 円

〔災害援護資金の貸付実績〕

災害名	貸付件数	貸付額
東日本大震災津波	1,170 件	3,032,102,000 円
平成28年台風第10号	14 件	23, 200, 000 円
令和元年台風第19号	4 件	8,400,000 円

[※]東日本大震災津波は、令和5年12月31日現在

2 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

○ 災害公営住宅入居者の高齢化や自治会の担い手となり得る現役世代の退去、新型コロナウイルス 感染症拡大の影響が続いており、被災地におけるコミュニティ形成、活動の定着への支援の継続が 必要。

〔災害公営住宅の自治会等組織状況〕

(単位:箇所)

項目	H30.4末	H31.4末	R2.4末	R3.4末	R4.4末	R4.9末	R5. 4末	R5.9末
箇所数	162	177	183	184	184	184	184	184
組織済(組織率)	136 (84. 0%)	154 (87. 0%)	165 (90. 2%)	170 (92. 4%)	172 (93. 5%)	172 (93. 5%)	173 (94. 0%)	174 (94. 6%)

○ 被災者が孤立を深めることがないよう、生活支援相談員を配置し、被災者の見守り・相談支援など福祉コミュニティの形成支援の継続が必要。

[生活支援相談員の配置数の推移(各年度末現在、R5の配置数は12月末現在)] (人)

	項	目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	Н30
支	援対釒	象世帯数	19, 042	17, 873	16, 561	15, 452	15, 450	14, 166	13, 314	7,831
配	Ę	置数	196	197	186	178	176	169	154	141

項	F		R1	R2	R3	R4	R5
支援対象世帯数			4,714	3, 408	2,880	2, 120	1, 788
配	置	数	119	108	66	62	55

○ 恒久的住宅へ移行後においても、住宅ローン返済や生活設計など東日本大震災津波の被災者が抱える課題が複雑かつ多様化するとともに相談対応件数も増加傾向にあることから、市町村や市町村社会協議会などの関係機関との連携強化を図りながら、課題解決に向けた支援の継続が必要。

[いわて被災者支援センターの相談件数等(令和6年3月31日現在)]

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談者数(人)	243	176	126
相談対応回数(回)	1, 288	2, 669	2, 941

○ 被災者を取り巻く生活環境の変化による抱える問題も複雑化、多様化しており、被災者の精神的な負 担の軽減を図るために、岩手県こころのケアセンターの設置を継続することが必要。

〔岩手県こころのケアセンター相談支援件数〕 ※R5 年度については 11 月末現在

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	7, 611	5, 353	7, 274	7, 304	6, 129

[被災者支援総合交付金に係る令和6年度事業一覧]

(単位:千円)

	事業名	交付可能額	事業の主な内容
復	被災地コミュニティ支援 事業	19, 763	市町村及び被災者支援を行う民間団体等の調整 役となるコーディネーターを配置するなど、コミ ュニティ形成が円滑に進むよう市町村等を支援
復興庁託	被災者の参画による心の 復興事業	15, 483	被災者の「心の復興」に資する民間団体等の取組 に要する経費を補助
所管	被災者生活支援事業	43, 180	「いわて被災者支援センター」による、恒久的住 宅への移行後の被災者の生活を支援
	傾聴による生活支援事業	2, 023	傾聴による生活支援等を実施する団体への助成
省星	被災者見守り・相談支援 事業	232, 192	社会福祉協議会に生活支援相談員を配置し、被災 者の見守り・相談支援を実施
省所管	被災者の心のケア支援事 業	403, 346	「岩手県こころのケアセンター」等により、被災 者に対する心のケア専門職による相談支援等を 実施
こども	子どものこころのケアセ ンター運営事業	55, 346	「いわてこどもケアセンター」による、被災児童 等に対する心のケア専門職による相談支援等を 実施
所管家庭	親族里親等支援事業	643	被災孤児を養育する里親等を支援するため、サロンや研修会等を開催
	合 計	771, 976	

3 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続

- 東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業については、一部の補助率は引 き下げられたが、「第2期復興・創生期間」以降も支援が継続されることとなった。
- 災害公営住宅に入居する被災者の居住の安定を図るためには、現行の補助率を維持するとともに、 必要な予算を措置することが重要。特に、今般の物価高騰等の影響から、支援額の基礎となる近傍 同種の住宅の家賃と、災害公営住宅の家賃の差額との乖離が更に広がる懸念があることから、国は、 当該事業の所要額を確実に措置し、国民生活の安定を確保する必要。

東日本大震災特別家賃低減事業等の内容(「第2期復興・創生期間」) 東日本大震災特別家賃低減事業 災害公営住宅家賃低廉化事業 災害公営住宅の家賃の低廉化に係る費用を 内容 地方公共団体が実施する家賃減免に 対する費用を支援 支援 3/47/8 管理開始から1~5年目 補助率 5/6 管理開始から6~10年目 2/3* 管理開始から11~20年目 ※ 第1期復興・創生期間では5/6だったが、第 2期では激甚災害と同率の2/3となった。 期間 管理開始から 10 年間 管理開始から最長 20 年間 摘要 県負担分は、震災復興特別交付税により措置。ただし、災害公営住宅家賃低廉化事 業の県負担分は、管理開始から10年以内に限り措置。

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課 県土整備部 建築住宅課

復興庁 令和6年度予算概算決定概要

14 被災地市町村における持続可能な地域公共交通 ネットワークの構築に向けた支援

本県においては、災害公営住宅の整備や土地区画整理事業等による宅地造成が完了するなど、復興まちづくりが進んでおり、被災者が恒久的な住宅へと移行したことで、令和3年3月には、応急仮設住宅がすべて解消されたところです。

こうした中で、被災市町村においては、復興まちづくりによる新たなまちの形成 に合わせ、バス路線や接続拠点の見直し等による交通体系の再編を進めていく必要 があります。

ついては、被災市町村において持続可能な地域公共交通ネットワークを構築できるよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 地域間幹線系統確保維持事業における被災地特例の激変緩和措置の継続

被災市町村においては、応急仮設住宅から災害公営住宅や高台団地などの恒久住宅への移行に伴い、居住地域が点在化したため、交通体系の再編を進める必要があることから、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するまでの間、地域間幹線系統確保維持事業における被災地特例の激変緩和措置を継続するよう要望します。

2 地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大等

被災市町村が新たなまちに合わせた持続可能な交通体系の構築を図ることができるよう、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線や実証運行も対象にするなど補助要件を緩和するよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持事業における被災地特例の激変緩和措置の継続

- 国は、幹線バス路線を維持するため、バス事業者に対して運行欠損額の補助を行っているが、被 災地域においては、輸送量 15 人以上の路線を対象とする補助要件を緩和する等の特例措置を令和 7年9月まで実施。(応急仮設住宅の解消に伴い、本県では令和4年度以降被災地特例の対象路線な し。)
- 平成 27 年度に特例措置の期間が延長された際に、対象路線について、応急仮設住宅を経由する路線とされ、経由しない路線については、激変緩和措置として、当分の間、輸送量 15 人未満の路線も対象とされている。
- 激変緩和措置が終了した場合には、被災地域における路線の撤退が加速し、被災市町村の交通体系の構築に支障が生ずるおそれ。(R6 事業年度の当初計画で計画輸送量が15人に満たないのは、38 路線中13路線)
- さらなる被災地の復興及び地方創生の基盤となる持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するまでの間、激変緩和措置を継続することが必要。

要件等	国庫補助路線 (被災地特例)	国庫補助路線 (激変緩和措置)	国庫補助路線 (通常)			
実施期間	令和7年9月まで	当分の間	期限なし			
対象路線	応急仮設住宅を 運行する路線	輸送量 15 人未満の路線	輸送量 15 人以上 150 人以下の路線			
補助対象経費	事前算定方式 (前々年度の費用実績及 び収益実績から算出)	(前々年度までの	定方式)3年間の平均値 バ収益から算出)			
補助の上限額	上限なし	予測費用の9/20				
補助額の調整	調整なし	・競合区間分は減額調整・平均乗車密度5人未満の路線は減額調整				

2 地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大等

○ 被災市町村では、特定被災地域公共交通調査事業を活用しながら、仮設住宅居住者等の生活交通 を確保してきたところであるが、当該事業は令和3年3月で終了。

区 分	内容
補助上限額	6,000万円(定額) ※H26年度から引上げ(H25年度までは4,500万円)
事業内容	応急仮設住宅と病院、商店、公的機関の交通確保のための調査及び実証運行(公
争未约谷	共交通利用実態調査、デマンドタクシーや乗合バスの実証運行等)

- 国は、市町村の地域内公共交通の確保・維持を図るため、地域内フィーダー系統確保維持費補助により、バス事業者等に対して運行欠損額の補助を行っているが、市町村毎に算定される国庫補助 上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 被災地域から幹線バスに接続する支線は、被災地域と内陸部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、 地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し (算定基礎単価の増額)による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存路線や実証運行も対象とするよう補助要件の緩和が必要。

項目	内容
補助率	1/2 (補助上限額:市町村毎に算定)
補助対象経費	経常費用-経常収益
対象路線等	・新たに運行又は公的支援を受けるもの(新規性要件)
	・補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地
	域の移動確保を目的とするもの
	・補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの
	・乗車人数が2人/1回以上である路線(定時定路線型の場合に限る)

15 教育の復興に対する支援

本県では、東日本大震災津波により、発災から13年が経過した今もなお、被災による心のダメージの他、震災に起因した家庭の経済環境・住居環境の変化等により安定した生活を取り戻せない児童生徒が少なからずいます。

これまで国の財政支援により、被災した児童生徒に対する心理的・経済的両面での支援が行われてきたところですが、本県で実施している「心とからだの健康観察」の結果において、県全体でも平成30年度から5年連続で教育的配慮を要する児童生徒の割合が上昇しています。

こうした課題に対応するため、児童生徒の心のサポート等、子どもたちに対する 長期的な支援が引き続き必要であることから、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

被災により心にダメージを受けた児童生徒、震災に起因した問題を抱えている児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組及び多様化するニーズへの対応が必要であることから、スクールカウンセラー(臨床心理士等)やスクールソーシャルワーカー(社会福祉士等)等の派遣等に要する経費について、令和7年度以降においても確実な予算措置を継続するよう要望します。

2 教職員の確保

被災地の児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の中長期的な加配措置を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

- 〇 令和5年8~9月に実施した「心とからだの健康観察」の結果では、10万人余の児童生徒のうち13.1%が教育的配慮を必要としている状況。
- 「スクールカウンセラー等の派遣」や「心とからだの健康観察」については、平成27年度まで 国庫委託事業により、平成28年度からは国庫補助事業により実施しているが、「心とからだの健 康観察」の結果からは、毎年、内陸部に比べて震災被害が大きかった沿岸部の方が、教育的配慮 を要する児童生徒の割合が高く、また県全体では平成30年度から5年連続で教育的配慮を要す る児童生徒の割合が上昇していることから、中長期的な児童生徒の心のサポートが必要であり、 継続した財政支援が必要。
- 児童生徒の抱えるストレスの質が、東日本大震災津波そのものから経済環境・居住環境等、児童生徒を取り巻く環境に起因するものへと変わってきており、令和7年度以降も福祉的な視点で支援するスクールソーシャルワーカー等の配置拡充が必要であり、継続した財政支援が必要。

≪「要サポート」の児童生徒の割合における沿岸部と内陸部の比較について≫

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
沿岸部(%)	12. 4	13. 1	13.8	14. 3	14.8	15. 9
内陸部(%)	10. 9	10. 9	11. 0	11.6	12.0	12.5
県全体(%)	11. 2	11. 3	11.5	12. 1	12. 5	13. 1

≪スクールカウンセラー配置状況≫

区 分	区 分 H30		R2	R2 R3		R5	R6	
スクールカウンセラー	81 人	78 人	77 人	80 人	80 人	65 人	66 人	
人数(配置校数)	(371 校/551 校)	(371 校/545 校)	(361 校/530 校)	(365 校/523 校)	(361 校/511 校)	(360 校/491 校)	(358 校/486 校)	

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

≪スクールソーシャルワーカー配置状況≫

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
配置 教育事務所等	6	6	6	6	6	7	7
配置人数合計	18 人	18 人	18 人	18 人	19 人	18 人	18 人

2 教職員の確保

○ 平成 23 年度から、文部科学省からの震災加配を活用し、人的支援が必要な学校に対し教職員を配置して児童生徒の心的外傷後ストレス障害 (PTSD)等の問題に対応してきたが、これに加え、震災に関連し、保護者の心身の状態が不安定な家庭環境の中で幼少期を過ごして、生活環境や教育環境が十分に整わない児童生徒への対応も生じているため、令和7年度以降も中長期的な児童生徒の心のサポートや学習支援が必要であり、加配措置の継続が必要。

≪教職員の加配措置状況≫

H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
247 人	247 人	246 人	219 人	166 人	148 人	119 人	114人	97 人	86 人	69 人

※小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の合計。平成28~令和6年度は義務教育学校含む。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室

16 被災地域の文化財修復等に対する財政的支援

本県では、東日本大震災津波により膨大な数の博物館施設所蔵の文化財等が被災 しましたが、被災ミュージアム再興事業等による支援により、令和7年度までに8 割を超える文化財を修復できる見込みです。

一方、処理技術が未確立のため、未だ修復に至らない文化財等も相当数存在しています。

地域を特徴づけるシンボルのひとつである文化財を守り育てるため、「第2期復興・創生期間」以降も文化財等修復の支援を継続するよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 被災地域の文化財修復等に対する財政的支援

地域の文化財等を次世代へ継承していくため、被災文化財等の処理技術の開発・確立及び修復等に対する財政的支援の継続を要望します。

【現状と課題】

1 被災地域の文化財修復等に対する財政的支援

- 本県ではこれまで、国の支援により津波により被災した文化財等の安定化処理及び修復に 取り組んでおり、最も被害の大きかった陸前高田市では46万件の被災資料のうち、35.5万件について安定化処理及び修復を行ってきたところ。
- 海水に浸かった文化財等の安定化処理や修復は国内外に事例がなく、安定化処理技術の確立のため、これまでも試行錯誤を繰り返し技術開発を進めてきたが、安定化処理技術の確立した39万件については、国の支援により令和7年度までに完了する見込みである。
- しかしながら、被災した文化財等には革製品や漆工品など未だ適切な安定化処理技術が確立していないものが約7万件あり、修復に至らないものが多数存在している。
- これら安定化処理技術の確立していない文化財等については、冷凍保管庫において資料の 劣化が進行しないよう凍結乾燥させているが、令和8年度以降もこれらの処理技術開発及び 修復を継続できるよう国の支援が必要であること。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化財課

17 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続

東日本大震災津波からの復興に向けて、平成 23 年度から被災地域におけるNPO等への活動費助成等に係る財源を措置していただいていますが、継続的かつ安定的に被災地のニーズに応じた復興支援活動を行っていくためには、今後も十分な財源の確保が必要であることから、国による支援の継続について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 復興支援活動を行うNPO等への支援の継続

復興・被災者支援活動に大きな役割を果たしているNPO等が継続的かつ安定的に活動できるよう、NPO等の活動への支援の継続を要望します。

また、被災地のニーズに応じたきめ細かい支援を行っていくため、将来の災害への備えや地域振興策に係る取組を助成対象に加えるなど交付金の助成対象の拡大を要望します。

【現状と課題】

- 平成23年度に、新しい公共支援事業によりNPO等への活動費助成(10/10)が開始。 同事業は平成24年度限りで廃止され、平成25年度から「復興支援活動を行うNPO等への支援」という新しいスキームで被災3県を対象とする新規事業を措置し、平成27年度まで実施。
- 平成28年度から、内閣府において従前の事業を再構築した「NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業」により活動への支援が継続されることとなったところ。
- 「NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援事業」については、第2期復興・創生期間の終了に伴い、 令和7年度で事業終了とされたことから、事業終了後、NPO等の復興支援活動に支障が生じることが懸 念。
- 現行の国の実施要領では、コミュニティ形成等の復興に向けた取組のうち、将来の災害への備えや地域 振興策に係る取組は対象外。
- 本県においては、将来発生が懸念される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波により、沿岸被災地において東日本大震災を超える被害が想定されており、未だ復興途上にある沿岸被災地の地域防災力の向上に向けては、共助による防災とコミュニティ形成の取組を強化していくことが必要。

【参考】本県沿岸地域におけるNPO法人数の推移

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
沿岸NPO 法人数	55	65	86	100	114	118	126	132	129	128	123	123	127	122
増加率 (H22 年度比)	_	118.2%	156. 4%	181.8%	207.3%	214. 5%	229.0%	240.0%	234. 5%	232. 7%	223.6%	223.6%	230. 9%	221. 8%

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

18 水産業の復旧・復興支援

これまで、国においては、漁業就業者の確保・育成に係る給付金制度、水産加工 事業者の販路回復への支援、漁船や養殖施設、共同利用施設の整備等について措置 していただいたことにより、本県水産業の復旧・復興が進んできました。

一方、近年では、サケ、サンマ、スルメイカなどの主要魚種の極端な不漁に見舞われており、特に、漁獲から流通加工に至る地域の水産業を支えるサケの漁獲量は、 震災前の1%未満まで大きく落ち込むとともに、磯焼け等により、放流したアワビ 種苗の生育環境が悪化しているほか、ALPS処理水の海洋放出に伴い、アワビや ナマコの価格低下などが生じています。

本県では、水産関係団体と行政との連携によりサケの種卵確保などの対策を講じているところですが、依然としてサケ資源や水産加工業の業績の回復は遅れており、より一層の復興の推進を図り、将来にわたり持続的で活力のある水産業が展開されるためには、不漁への対策と併せて、漁業と流通・加工業の一体的な再生に向けた更なる取組が必要な状況にあります。

第2期復興・創生期間以降においても、こうした課題に対応するための取組を支援するよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 サケふ化放流事業の再生

震災を契機としたサケ資源の激減により、水揚げが著しく低迷したままとなっており、水揚げ賦課金を原資とするサケふ化放流事業のサイクルが、崩壊しかねない危機的状況にあります。

このため、持続的なサケふ化放流事業の再生に向け、引き続き、種苗生産に必要な親魚の確保や、水揚げ減収分への補填に対する支援を継続するよう要望します。

2 アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

本県の水産資源の回復に向け、アワビやヒラメ等の種苗放流を支援する「被 災海域における種苗放流支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に 措置するよう要望します。

流通・加工業の再生 3

販路の回復及び拡大を図るため、水産流通加工事業者が行う省力化機器等の 整備に対する支援の継続に加え、地域が行う漁獲から流通・加工までの一貫し た産地づくりを消費者に情報発信する取組を支援するよう要望します。

【現状と課題】

1 サケふ化放流事業の再生

- 震災後、国からサケの種苗放流に係る経費を支援いただき、一時的に震災前と同水準の稚魚放 流ができたものの、ふ化施設の復旧途上における放流数が減少したこと等から、資源回復の遅れ が続き、震災の影響によるサケ資源の減少は、少なくとも令和8年度まで続くと予想。
- サケの放流事業主体である各漁協は、東日本大震災津波の復旧・復興事業により、多額の負債 を抱え、経営が厳しい状況。
- また、採卵用親魚の不足に対応するため、定置網に入網したサケを親魚として利用せざるを得 ない等、各漁協におけるサケの種苗生産に要する経費が増大していることから、本県水産業が復 興し、自立的な種苗生産・放流体制が構築されるまでの間、引き続き国による支援が必要。

<本県サケ放流尾数と被災海域における種苗放流支援事業費> (単位:百万尾、百万円)

左	F 度	震災前 (A) **	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 (B)	B/A
力	改流尾数	442	409	389	309	371	413	180	232	53	94	56	12.7%
E	事業費		546	698	501	439	307	360	361	344	322	364	
	うち国費		364	464	334	293	205	240	241	229	215	243	_

※ 平成 19~21 年度の平均値

(岩手県調べ)

(単位:トン)

<サケ漁獲量の推移>

					• • • •
	震災前 (A) ^{※2}	令和4年 (B)	令和5年 (C)	C/A	C/B
全国**1	171, 530	84, 795	58, 540	34. 1%	69.0%
出 4 周	05 050	4.4.C	194	0 50/	20.00/

※1 河川捕獲及び海産親魚を含まない。 (国立研究開発法人水産研究・教育機構調べ)

※2 平成 20~22 年度の平均値

<参考1> 国の関連事業:「被災海域における種苗放流支援事業」

2 アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年 餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少 により漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。
- また、ヒラメは、東日本大震災津波後、平成26年に種苗生産を再開し、平成28年から年間 110万尾の種苗を放流しているところであるが、令和5年度の水揚量は121.9 t と、震災前平均 の約8割にとどまっている。

<岩手県におけるアワビの漁獲量>

	震災前 A**	令和4年度B	令和5年度C	C/A	C/B
アワビ(トン)	343	111	101	29.4%	91.0%

※ 震災前はH20~22 年度平均の値 (岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

<岩手県におけるヒラメの漁獲量>

	震災前 A**	令和4年B	令和5年C	C/A	C/B
ヒラメ(トン)	156. 3	125.8	121. 9	78.0%	96. 9%

※ 震災前は H20~22 年平均の値 (岩手県調べ)

<参考2> 国の関連事業:「被災海域における種苗放流支援事業」

3 流通・加工業の再生

- 令和5年6月公表の水産庁の復興状況アンケート*によると、本県では、売上の回復が震災前 水準の9割未満である水産加工業者は64%で半数以上を占めており、依然として回復が遅れて いる。
- また、売上が回復できない要因としては、「原材料の不足」(29%)の割合が最も高く、次いで 「人材の不足」(22%)、「販路の不足・喪失」(14%)となっている。
- 「原材料の不足」と「人材の不足」については、主要魚種の不漁等による影響を大きく受けて いる一方で、「販路の不足・喪失」については、震災による影響を大きく受けている。
- このため、地域における漁獲から流通加工までの一貫した衛生品質管理や生産者と加工流通 業者との連携促進、更に消費者への積極的な情報発信など、販路の回復を図る支援の継続が必 要。

※水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第10回)(被災6県対象) <参考3> 国の関連事業:「水産業復興販売加速化支援事業」、

「持続可能な水産加工流通システム推進事業」

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

19 被災事業者への支援策の継続

国においては、東日本大震災津波による被災事業者の事業再開に向けた各種補助制度や税制特例制度の創設、二重債務問題解決のための支援機関を設置していただいたほか、令和元年東日本台風災害や二度にわたる福島県沖地震災害においても、各種支援制度を創設いただき、これにより、被災地では、産業の復興、なりわいの再生が進んでいます。

一方、現在も海岸保全施設等の工事が進められている地区もあり、今後も、各種 支援策の活用ニーズが継続することが想定されます。また、事業を再開したもの の、業績回復まで至らず、経営面での支援が必要とされる事業者もあります。

こうした状況に対応するため、各種補助制度や支援期間の更なる継続、特例措置の活用促進について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 事業再開や事業再生等に向けた支援策の継続

現在も海岸保全施設等の工事が行われている地区があることから、令和7年 度以降も中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業をはじめとする事業再開 や事業再生等に向けた支援策を継続するとともに、補助事業により取得した財 産の処分については、事業継続に向けた業態転換や新分野への挑戦の後押しと なるよう、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用を要望します。

2 復興特区における税制上の特例措置の活用促進

復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置については、産業復興や産業集積に向けた被災地の潜在的なニーズを確実に把握した上で、制度の更なる周知を図るなど、適用期限である令和7年度末までの活用促進策を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 事業再開や事業再生等に向けた支援策の継続

- (1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の継続
 - 被災事業者の早期事業再開に向けて、グループ補助金が活用されてきたところ。

≪グループ補助金の交付決定状況≫

年 度	グループ・事	業者数	交付決定額
H23	30 グループ	295 者	437 億円
H24	65 グループ	864 者	316 億円
H25	16 グループ	85 者	29 億円
H26	10 グループ	25 者	8 億円
H27	17 グループ	67 者	25 億円
H28	23 グループ	100者	33 億円
H29	17 グループ	51 者	15 億円
H30	13 グループ	38 者	27 億円
R1	11 グループ	23 者	13 億円
R2	11 グループ	22 者	15 億円
R3	3 グループ	3 者	1億円
R4	0 グループ	0 者	0 億円
R5	0 グループ	0 者	0 億円
合計	216 グループ	1,573者	919 億円

≪グループ補助金の繰越・再交付の状況≫

区分	件数	金額
明許繰越	0 件	0 億円
事故繰越	0 件	0 億円
再交付	0 件	0 億円
合計	0 件	0 億円

- ※1) 令和6年3月末現在
- ※2) 金額は県予算ベース
- 令和6年度には、商業者を中心に3事業者の交付申請が見込まれている。
- 県内の土地区画整理事業は令和2年度に完了しているが、海岸保全施設工事などのまちづくり 整備事業はまだ実施されており、その影響等により、建物の着工が令和6年度以降となる事業者 の支援希望も想定される。
- (2) 事業再生の実現に向けた支援策の継続
 - 産業復興相談センター等の事業継続には運営費など国の予算措置が必要。

《産業復興相談センターの支援状況(令和6年3月末累計)》

	ベルルドスハード	V = V / / / / / / / / / / / / / / / / /		H 0 0 /1 /1 /1/	P1/ "
	大学 人 李华	左	記のうち主な対	対応	債権買取等支援(※)に
	相談企業数	債権買取	長期返済猶予	新規融資	向けた検討・作業中
ſ	1, 464	110	180	25	0

- ※ 債権買取等支援:債権買取、長期返済猶予、新規融資による支援
- ※ 債権買取は令和3年3月で終了(返済期限:債権買取から10年後)

≪東日本大震災事業者再生支援機構の支援状況(令和6年3月末累計)≫

相談件数	支援数		支援の内訳		支援決定に向けた
作款件数	又饭剱	大口	中口	小口	最終調整件数
531	167	5	48	114	0

- ※ 大口:借入金10億円以上、中口:借入金1~10億円未満、小口:1億円未満
- ※ 支援決定は令和3年3月で終了(返済期限:債権買取から15年後)

- (3) グループ補助金に係る財産処分
 - ① 岩手県内の財産処分承認件数と納付状況(令和6年2月末現在)
 - 財産処分承認件数:720件

(内訳) 転用8件、有償譲渡60件、無償譲渡64件、有償貸付4件、無償貸付14件、 担保処分446件、取壊し78件、廃棄46件

○ 納付命令件数:105件

(内訳) 転用7件、有償譲渡51件、無償譲渡11件、有償貸付2件、無償貸付0件、 担保処分0件、取壊し18件、廃棄16件

- 県への納付額:合計 365,802,688 円
- ② 具体的な財産処分による納付事例
 - 飲食店を営む事業者が、コロナ禍による売上減少を補いながら事業継続を図るため、店内を一部改修して釣具販売スペースを併設した際に、業態転換による財産の転用と判断され、納付を求めたもの。(納付額:約225万円)

③ 課題

処分制限期間は長期にわたることもある一方、人口減少や物価高騰、主要魚種の不漁など、被 災事業者を取り巻く状況が被災当時から大きく変化していることから、事業者が業態転換や新分 野への挑戦など事業継続に向け取り組む場合には、財産処分について柔軟な制度運用が必要。

2 復興特区における税制上の特例措置の活用促進

○ 復興産業集積に係る復興特区制度は、多くの事業者が指定を受け、被災者の雇用や設備投資 に活用している。

≪指定状況≫

(令和6年4月1日現在)

事業者数	被災者等の	施設・機械等の
	雇用計画の総数	投資計画の総額
628 者	15,960 人	7,774 億円

≪有効期間内の指定件数(沿岸地域)≫

(令和6年4月1日現在)

設備投資減税(37条 ※)	雇用減税(38条※)	開発研究用資産減税(39条 ※)]
195 件	26 件	1件	222 件

※ 東日本大震災復興特別区域法の条項

≪国税の特例措置≫

	区分	∼H28. 3. 31	H28. 4. 1~ H31. 3. 31	H31. 4. 1∼ R3. 3. 31	R3. 4. 1~ R7. 3. 31	R7. 4. 1~ R8. 3. 31
設備投資	特別償却	機械装置 100 建物等 25	·	50%(内陸 34%) 25%(内陸 17%)	50% 25%	45% 23%
投 質	税額控除	機械装置 15 建物等 8	% 15% % 8%	15%(内陸 10%) 8%(内陸 6%)	15% 8%	14% 7%
雇用	税額控除	10%	10%	10%(内陸 7%)	10%	9%

○ 適用期限については、当初平成28年3月までとされていたところ、平成28年度税制改正により5年間延長(令和3年3月まで)、令和3年度税制改正により、対象を沿岸12市町村に絞り込んだ上で3年間延長(令和6年3月まで)、令和6年度税制改正により2年間延長(令和8年3月まで)されており、現在も一定数の申請がある。

≪指定件数の推移≫ (単位:件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	合計
設備投資減税(37条)	148	105	66	47	37	27	20	19	20	13	8	4	514
雇用減税(38条)	50	35	45	79	20	11	9	1	12	1	1	7	271
開発研究資産減税(39条)	5	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
新規立地促進税制(40条)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計	204	143	111	126	57	39	29	20	32	14	9	11	795

- ※制度創設後相当の年数が経過しているが、件数が減少しているのは制度の周知が十分に進んでいないことも一因と考えられる。
- 国税の特例措置に併せて実施している地方税(事業税、固定資産税等)の課税免除又は不均 一課税による減収額については、特別交付税による補填の対象とされている。

【県担当部局】商工労働観光部 経営支援課 総務部 税務課 復興防災部 復興くらし再建課 ふるさと振興部 市町村課 農林水産部 団体指導課

20 被災地における産業人材の確保

国においては、被災地のなりわいの再生に向け、人材確保対策関連事業の創設や事業復興型雇用確保事業の実施等に対応いただいているところですが、被災地の産業人材の確保のため、重要性が増してきている事業復興型雇用確保事業の事業実施期間の延長及び事業所要件の更なる緩和について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 事業復興型雇用確保事業の実施期間の延長及び事業所要件の更なる緩和 被災者の生活再建に向け、産業人材の確保が重要であることから、令和6年度 末までとされている「事業復興型雇用確保事業」について、実施期間を被災地に おける雇用開発計画の終了年度である令和8年度まで延長するよう要望しま す。

併せて、令和6年度から同一の産業政策を複数回実施した事業所が助成対象となるよう要件が緩和されたところですが、異なる複数の産業政策を実施した事業所についても助成対象とする、更なる要件緩和を要望します。

【現状と課題】

1 被災地における雇用情勢等

- 復興需要の減少や主要魚種の漁獲減少等に伴う企業の景況感悪化により、一度受給満了した事業所から再度の申請がきている状況。
- 本県の有効求人倍率は1倍を上回る状況が続いているものの、沿岸被災地では1倍を下回って おり、雇用の確保が必要な状況。

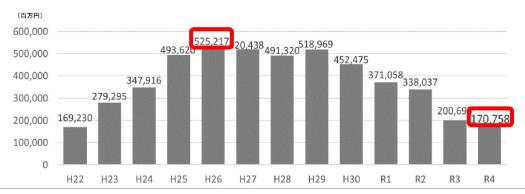
(参考)

① 岩手県内の公共工事請負金額の推移

県内の公共工事請負金額は平成 26 年度(525.217 百万円)がピークとなっており、令和 4年度は170,758 百万円と、平成26 年度と比較して67.5%の減少となりました。

■ 県内の公共工事請負金額の推移





※ 「いわて復興レポート 2023 [概要版]」(令和5年12月 岩手県復興防災部)

② 岩手県の主要魚種の水揚量の状況

主要魚種の水揚量の減少対策

海洋環境の変化等により、近年、サケ、サンマ、スルメイカなどの主要魚種の水揚量が不足しており、漁業者の収入の減少だけでなく、水産加工業における原材料確保などにも影響し、 漁獲から流通加工業に至る地域の水産業は厳しい状況に置かれています。

■主要魚種の漁獲量・水揚量

	震災前 a	令和4年 b	b / a
サケ	25, 052 t	446 t	1.8%
サンマ	52, 240 t	3, 485 t	6.8%
スルメイカ	18, 547 t	2,010 t	10.8%

※サケ(漁獲量)は年度、

サンマとスルメイカ(水揚量)は暦年

※「震災前」はH20~H22 の平均値

※ 「いわて復興レポート 2023 [概要版]」(令和5年12月 岩手県復興防災部)

③ 岩手県の有効求人倍率の推移

区分	R5.9	10	11	12	R6.1	2	3
全 県	1.25	1.28	1.30	1.30	1.27	1.23	1.20
沿岸地域 (被災地)	0.94	0.94	0.95	0.98	0.96	0.88	0.88
宮古	0.86	0.87	0.87	0.95	0.96	0.83	0.73
大船渡	0.91	0.89	0.91	0.99	1.00	0.85	0.90
久慈	0.73	0.74	0.72	0.75	0.67	0.69	0.69

※「一般職業紹介状況」(岩手労働局)。すべて原数値。

2 事業復興型雇用確保事業の事業実施期間の延長

- これまで、本事業は、国の実施要領の改正通知により、本事業が創設された平成 29 年度から 1 年ずつ事業実施期間が延長されているところ。
- 本県においては、久慈地域の雇用情勢の悪化に伴い、雇用開発促進計画を策定し、国に同意協議を行ったところ、「地域雇用開発促進法第5条第5項の規定に基づく地域雇用開発計画の同意について」(令和5年10月1日付け 厚生労働省発職1001第1号)により、国から同意があった。

「計画の概要〕

- (1) 計画名:岩手県久慈地域雇用開発計画
- (2) 区域: 久慈市、洋野町、野田村及び普代村
- (3) 期 間:令和5年10月1日から令和8年9月30日
- 今後、宮古・大船渡地域においても同様に計画の策定が予想されるなど、厳しい雇用情勢が続くことが見込まれる。
- 久慈地域の雇用開発促進計画の計画期間が3年間であることから、その期間が終了する令和8年度までは、新規受付を可能とする必要がある。

3 事業復興型雇用確保事業の助成対象事業所要件の更なる緩和

○ これまで、事業復興型雇用創出助成金の活用により、被災求職者の安定的な雇用が創出されて きたところ。

一方、平成27年度新規申請分から、助成対象地域が沿岸12市町村に、助成対象事業所が過年度に新規で助成金を受給していない事業所に変更となるなど(※新規で助成金を受給した事業所は、新規受給の年度も含め最大3年度の助成金受給が可能)、対象地域や対象事業所が限定されたほか、助成金額の縮小などもあり、助成金の活用事業所数が激減したところ。

○ 要件緩和の要望に対し、令和6年度からは、同一の産業政策を複数回実施した事業所が助成対象となるよう要件が緩和されたところ。

しかしながら、本助成金の申請に際して事業所が活用した産業政策の多くが複数回申請を認めていない状況であることから、同一の産業政策の複数回実施に加え、異なる複数の産業政策を実施した事業所についても助成対象とすることが必要。

なお、上述の要件緩和をした場合の今後の申請件数の見込みは下記のとおり。

【事業復興型雇用創出(確保)助成金による雇用創出実績】

(単位:件、人)

	H23~H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
事業所数	3, 379	33	42	35	19	14	9	7	3, 538
認定者数	17, 391	87	122	118	80	78	41	37	17, 954

※H28 以前は事業復興型雇用創出助成金、H29 以降は事業復興型雇用確保助成金による実績

【活用実績の多い産業政策】

産業政	策名
1 号事業	2号事業
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助	㈱日本政策金融公庫が実施する事業所向け貸付
金 (グループ補助含む)	
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立	いわて起業家育成資金
地補助金	
釜石市中小企業振興対策事業	東日本大震災復興特別区域に基づく指定
中小企業東日本大震災復興資金	設備貸与制度
陸前高田市被災中小企業復興支援補助金	地域密着型サービス施設等整備事業費補助金

[※]上記産業政策はいずれも複数回申請を認めていないこと。

【助成対象事業所要件を緩和した場合の雇用創出数(見込)】

雇用創出数(見込): 2,012人(支出予定額: 24.14億円余)

算出根拠

- (1) 現在認定中事業所数:42 社
 - うち異なる産業政策を実施している事業所数:5社
 - →認定済全事業所数 3,538 社×11.9% (5 社÷42 社) =421 社 (申請事業所数見込)
- (2) 令和5年度の1事業所当たりの平均助成対象者数4.78人(201人/42社) 421社×4.78人=**2,012人**(申請労働者数見込)
- (3) 2,012 人 \times 120 万円(1 人当たり最大受給額)=**24.14 億円余**

【県担当部局】商工労働観光部 定住推進·雇用労働室

21 観光復興に向けた支援策の拡充

東日本大震災津波から13年が経過し、復興道路等の全線開通、また、震災伝承施設の整備や新たなまちづくりが進んでおり、これらを活用した観光振興を通じて交流人口の拡大を図っていく必要があります。

このためには、被災地における登録DMOを核として、人材育成や様々な主体が 一体となった体制整備を図っていくことが重要となります。

また、被災地の宿泊施設は、コロナ禍の影響を受け、経営が極めて厳しい状況にあることから、観光客の受入環境整備や経営基盤強化に向けた支援が必要です。

さらに、本県の外国人宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年には震災前を上回った ものの、全国の伸び率を下回っていることから、三陸の優れた観光資源を生かした 海外からの誘客促進を図っていく必要があります。

ついては、沿岸被災地の観光再生に向けた体制整備や、海外からの誘客促進に取り組んでいくため、観光復興につながる支援策を拡充するよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 被災地の観光再生への支援

人口減少が進む沿岸被災地においては、震災の教訓の伝承発信などにより、 観光を通じた交流人口の拡大を図っていくことが重要であり、観光地域づくり に携わる実践力のある人材の育成や体制整備を進めていく必要があることか ら、ブルーツーリズム推進支援事業の補助対象や補助率を拡大するなど十分な 支援策を講じるよう要望します。

また、被災地の宿泊施設は、復興に向けて取り組む中にあって、コロナ禍の影響を大きく受け、経営が極めて厳しい状況であることから、誘客拡大に向けた施設改修などの受入環境整備や、DXの推進による労働生産性向上、専門家派遣を通じた経営改善などの経営基盤強化に向けた十分な支援策を講じるよう要望します。

2 海外からの誘客促進への支援

復興道路等の新しい交通ネットワークやみちのく潮風トレイル、体験型ツーリズムを活用した周遊・滞在型観光コンテンツの充実、また、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢整備の強化をはじめ、被災地域が一体となった誘客拡大の取組を進めるため、新たな交付金制度の創設などの支援策を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

1 被災地の観光再生への支援

令和4年度からブルーツーリズム推進支援事業が創設されたが、事業の対象が海水浴場等の受入 環境整備等限定されているところ。

- ブルーツーリズム推進支援事業の概要
 - ・ 補助対象事業:海水浴場等の受入環境整備、海の魅力を体験できるコンテンツの充実、海に フォーカスしたプロモーション、ビーチ・マリーナ・観光船舶を対象とした環 境認証の取得に係る事業
 - 補助対象者:岩手県、宮城県、福島県及び茨城県における市町村、観光協会、登録DMO
 - 補 助 率:8/10



68

【圏域別宿泊者数の推移】

圏域	2019	2020	2021	2022	2023	2020/ 2019比	2021/ 2019比	2022/ 2019比	2023/ 2019比
県央計	2,748,200	1,784,770	1,844,150	2,273,710	2,522,680	65%	67%	83%	92%
県南計	2,305,050	1,677,550	1,824,880	2,082,410	2,286,020	73%	79%	90%	99%
沿岸計 (13市町 村)	1,154,980	775,820	808,410	844,090	824,720	67%	70%	73%	71%
県北計 (4市町 村)	68,450	73,850	72,480	77,240	74,900	108%	106%	113%	109%
総計	6,276,680	4,311,990	4,549,920	5,277,450	5,708,320	69%	72%	84%	91%

[※]観光庁宿泊統計調査(参考として提供を受けたもの)

2 海外からの誘客促進への支援

○ 令和元年の訪日外国人の延べ宿泊者数は 過去最高の約1億1,565万人泊となってお り、本県の外国人宿泊者数も過去最高の34 万3千人泊となったが、令和2年以降大き く減少し、昨年10月の水際措置緩和以降、 回復傾向にあるものの、令和5年は令和元 年度比で78.9%となっている。

○ 「東北観光復興対策交付金制度」が令和 2年度に終了し、また、地方運輸局と地方 自治体が連携して実施してきた「地域の観 光資源を活用したプロモーション事業」が

令和4年度からは全国的に措置されないこととなった。

○全国及び東北の外国人宿泊者数の推移(全施設)

(単位:人泊)

	H22	R1	R4	R5
全国	28,054,620	115,656,350	16, 760, 470	114, 336, 090
東北	603,380	1,851,700	214, 580	1, 543, 340
青森県	65,210	356,550	32, 370	271, 020
岩手県	90,960	343,970	28, 970	271, 380
宮城県	200,220	563,040	67, 330	518, 330
秋田県	87,770	139,400	16, 890	95, 460
山形県	59,920	234,050	27, 740	166, 930
福島県	99,300	214,690	41, 280	220, 220

○ 外国人観光客の来県による経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、海にフォーカスした観光にとどまらず、昨今、注目が高まっているみちのく潮風トレイルや、「食」、「体験アクティビティ」等多様な観光資源を活用して被災地が一体となって滞在コンテンツの充実や宿泊施設等受入態勢の充実などに取り組むことが重要であり、誘客拡大に向けた取組に幅広く活用できる事業が必要。

【県担当部局】商工労働観光部 観光・プロモーション室

[※]沿岸13市町村:宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、久慈市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、洋野町県北4市町村:二戸市、軽米町、野田村、一戸町

22 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援

発災から 13 年が経過し、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のためには、 東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓の伝承と復興の姿の継続した発信が重 要です。

また、令和6年3月19日に閣議決定された「『第2期復興・創生期間』以降に おける東日本大震災からの復興の基本方針」においても、被災地と連携しながら、 震災の記憶と教訓の後世への伝承や復興の姿の発信の取組を進めていくことと されており、国と被災地が連携した震災伝承ネットワーク協議会などによる取組 が進められているところです。

本県では、令和元年度から 10 年間を計画期間とする「いわて県民計画(2019~2028)」において、新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、必要な取組について永続的に実施することとしています。

国においても、被災地と連携した震災の風化防止や防災力向上に向けた取組の強化や、被災地の取組に対する総合的な支援を講ずるよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 被災地の伝承・発信等に係る取組への支援

被災地においては、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のため、震災の事 実・教訓の伝承や復興の姿の発信に向けた取組が進められています。

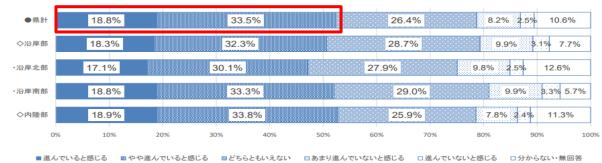
一方、年月の経過により、震災の記憶や経験がない世代が増加し、震災の風化や関心の低下が懸念されるところであり、こうした取組を持続するためには、 伝承・発信の担い手の確保や育成等を継続的に行っていく必要があることから、 新たな支援制度を創設するよう要望します。

また、国においても、震災の風化防止や防災力向上に向けた継続的な取組、被災地と連携した情報発信を強化するよう要望します。

【現状と課題】

○ 年月の経過とともに、**震災の記憶や経験がない世代が増加し、東日本大震災津波の記憶の風化が懸念**されることから、教訓や復興のプロセスを全国的に共有していくことが必要。

【参考 1 令和 5 年意識調査で「風化を感じる」と回答した人の割合(復興推進課調)】 令和5年意識調査結果



震災の風化が「進んでいると感じる」「やや進んでいると感じる」と回答した割合は県全体で 52.3%

【参考2 防災アンケート(※)で「津波てんでんこ」の意味が分からないと回答した児童・生徒の割合】

令和6年2月25日付け 岩手日報において報道 「津波てんでんこ」を知っているか

- ☑言葉も意味もよく知っている
- □ (言葉は) 知っているが意味は忘れた
- □ (言葉は) 知っているが意味は聞いたことがない
- △ (言葉も意味も) 聞いたことがない

※県内公立50校の児童生徒に実施したアンケート調査結果(岩手日報社及び岩手大学調)

回答児童生徒 2,088 人のうち、**64.4%が「津波てんでんこ」の意味が「分からない」**と回答

【参考3 県内震災伝承施設等の利用者数等の変化(観光・プロモーション室調(聞き取り調査))】

【震災語り部ガイド団体受入数の推移 (H24~R4年度)】→ (単位:人、団体)→

1000 (100) 100 (100)											IM PAR J
	H2.4	H2.5	H26	H2.7	H28	H2.9	H30	RI	R2	R3	R4
受入人数	79, 045	105, 351	104, 637	77, 123	60, 195	49, 567	47, 960	50, 188	21, 349	30, 586	36, 102
受入団体数	4, 050	5, 131	4, 991	3, 887	3, 267	2, 737	2,602	2, 599	904	1, 109	1,479
対前年比 (受入人数)	-	133. 3%	99.3%	73. 7%	78. 1%	82. 3%	96. 8%	104.6%	42.5%	143.3%	118. 0%
対前年比 (受入団体数)	-	126. 7%	97.3%	77. 9%	84. 0%	83. 8%	95. 1%	99. 9%	34. 8%	122.7%	133. 45

震災語り部ガイド等の受入人数は、平成25年度をピークに減少傾向であり、令和4年度実績はピーク時の34.3%。全国的な関心の低下が懸念。

- 県内の震災伝承の担い手は、NPO 法人や市町村の観光協会等が主であるが、令和4年度に東日本大震災津波伝承館が県内 13 団体に実施した調査では、担い手の高齢化等に伴い、ガイド人材の確保を課題にあげた団体が9団体(69.2%)あり、対応が必要なところ。
- 本県では、令和元年度から新たな復興の柱として「未来のための伝承・発信」を掲げ、被災県の責務として、国内のみならず世界の防災力向上に貢献するため、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓や復興の姿を後世や国内外の人々に伝えていくために必要な取組について、永続的に実施することとしているところ。

≪本県の取組例≫

・ 「東日本大震災津波を語り継ぐ日条例」の制定(令和3年2月19日公布、施行)

震災により亡くなった多くの尊い命に追悼の意を表し、震災の教訓を伝承するとともに、これまでの復興に向けた歩みの中で得られた多くの絆を大切にし、一人ひとりの大切な人に想いを寄せ、ふるさと岩手を築いていくことを誓う日として、3月11日を「東日本大震災津波を語り継ぐ日」とする条例を制定。

· 東日本大震災津波伝承館

震災の事実を踏まえた教訓を世界に発信し、未来に伝承していくため、三陸の津波災害の歴史、東日本大震災津波の事実、震災の経験から得た教訓などを学ぶことができるよう、陸前高田市の「高田松原津波復興祈念公園」内に令和元年9月22日に開館した、日本を代表するような震災津波学習拠点。令和6年3月末時点で約95万人が来館。

いわて震災津波アーカイブ~希望~

東日本大震災津波からの復旧・復興の状況を後世に残すとともに、これらの出来事から得た教訓を今後の国内外の防災活動等に活かすため、平成29年3月にインターネット上で公開し、収集した約24万点の震災津波関連資料を検索・閲覧できる仕組みを構築(平成30年8月から「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」、令和2年2月からハーバード大学エドウィン・O・ライシャワー日本研究所の「日本災害DIGITALアーカイブ」との連携開始)。

・ 復興フォーラム

ア 県内フォーラム

多様な主体が一丸となって本格復興に取り組んでいく姿を強力に発信するとともに、岩手にゆかりのある方々が集まる場を設けることで、復興に向けた人的ネットワークの強化を図るために毎年度開催。

イ 県外フォーラム (令和2年度まで関係都道府県と共催)

全国からの支援への感謝を伝えるともに、被災地における復興への取組や現状を伝えることによって、本県の復興への理解と風化防止、継続的な支援・参画促進を図るために毎年度開催。令和3年度以降は、県外向け復興情報番組を制作し、放映。

ウ 東日本大震災復興フォーラム(被災4県・東京都との共催)

首都圏において被災地域の復興状況や取組について情報発信を行い、風化防止と継続的な支援を呼びかけるために毎年度開催。令和3年度以降は、風化防止イベントとして実施。

【復興フォーラム開催状況】

年度	県内フォーラム		県外フォー	ラム	4県フォーラム 日本大震災復興フ		
	開催日	場所	開催日	場所	開催日	場所	幹事県
H23	_	_	H24. 2. 3	東京都	_	_	
	_		H24. 3. 26	東京都	_	_	
H24	H25. 2. 9	宮古市	H25. 1. 26	大阪府	H25. 2. 6	東京都	岩手県
H25	H25. 11. 2	大船渡市	H25. 12. 19	愛知県	H26. 2. 13	東京都	宮城県
H26	H27. 1. 15-16	盛岡市、 大船渡市	H27.1.8	兵庫県	H27. 2. 12	東京都	福島県
H27	H28. 1. 22-23	盛岡市、 大槌町	H27. 12. 18	静岡県	H28. 2. 10	東京都	青森県
H28	H29. 1. 20-21	盛岡市、 釜石市	H28. 12. 3	長野県	H29. 3. 3	東京都	岩手県
H29	Н30. 1. 26-27	盛岡市、 大船渡市ほか	H29. 12. 9	東京都	H29. 2. 17	東京都	宮城県
H30	Н30. 12. 16-17	盛岡市、 宮古市	Н30. 11. 17	埼玉県	Н31. 2. 10	東京都	福島県
R1	R2. 1. 26-27	盛岡市、 釜石市	R1. 12. 7	神奈川県	R2. 2. 16	東京都	岩手県
R2	R3. 1. 31-2. 1	盛岡市	R2. 12. 13	東京都 <リモート>	フォーラム形式 (オンライン活		宮城県
R3	R3. 7. 4	宮古市	R4. 2. 19	名古屋 〈テレビ〉	オンライン: R4. 1. 21~3. 21 オフライン: R4. 3. 5~3. 11	東京都	宮城県
R4	R4. 7. 2–3 R4. 9. 25	釜石市、 陸前高田市	R5. 1. 29	兵 庫 〈テレビ〉	オンライン: R5.1.26~3.19 オフライン: R5.3.5~3.11	東京都	福島県
R5	R5. 7. 9 R5. 12. 17	宮古市 盛岡市	R6. 1. 27	関東圏 〈テレビ〉	SNS キャンペーン: R6. 2. 1~3. 11 オフライン: R6. 3. 7~3. 11	東京都	岩手県

東日本大震災津波追悼式の開催

県民として犠牲者を慰霊・追悼し、復興に向けた決意を新たにするため、平成 23 年度から 令和4年度まで市町村と合同で毎年追悼式を開催。

令和5年度は、盛岡広域首長懇談会と共催し、震災後初めて内陸の盛岡市において県主催 の追悼式を執り行い、土屋復興大臣等を始めとする御来賓約120人と県民等約150人が参列。

- 国においては、令和3年3月9日に閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において、被災地と連携しながら、震災の記憶と教訓の後世への継承や復興の姿の発信の取組を進めていくこととされているところ。令和4年10月より「東日本大震災の復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議」が複数回開催され、令和5年3月10日には、東日本大震災の教訓継承サイト「繋ぐ、未来へ」が公開されたところ。また、令和5年度から復興庁において、語り部等への感謝状が贈呈されているところ。
- 震災伝承ネットワーク協議会(事務局:東北地方整備局)が令和4年11月、12月に開催した「震災伝承施設連絡会議」において、参加した震災伝承施設の管理者等から、語り部等の高齢化・継続(育成)等が課題であるとされたところだが、その後、特段対応はなされていない。
- 県では、これまでの取組の成果を踏まえ、今後も、震災の事実・教訓の伝承や復興の姿の発信 に取り組む責務があり、こうした取組を実施するためには、伝承・発信の担い手の確保や育成等 を継続的に行っていく必要があることから、新たな支援制度の創設が必要。
- また、震災の風化防止や国内外の防災力向上のためには、震災伝承ネットワーク協議会などの 国と被災地が連携した情報発信の強化や、他の被災地や国際的な防災機関等との連携に対する支 援が必要。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進

新型コロナウイルス感染症の流行は、リスク分散の観点から、首都圏への過度な一極集中を是正する必要性を認識する機会となり、一時的に地方への移住に対する関心の高まりにつながりました。

しかしながら、令和3年に大幅に減少した東京都への転入超過数は、令和4年には大幅な増加に転じ、東京圏を含め再び東京一極集中の傾向が見られることから、地方への新しい人の流れを一層加速し、人口減少を克服する施策を、国を挙げて強化することが重要であると認識しています。

ついては、地方がそれぞれの特徴を生かした移住・定住施策を実施するととも に、地方創生を担う人材を育成する高等教育機関の地方分散や政府機関の地方移転 等の国を挙げた取組の強化が必要であることから、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 地方への人の流れの加速

半導体をはじめとした成長産業の地方への戦略的な配置や生産拠点の移転、 大企業の本社機能の東京圏から地方への移転を進めるほか、サテライトオフィスの開設、東京圏から遠隔にある地方や条件不利地への移住に対する支援を手厚くするなど、人の流れを創出する効果的な施策を展開するよう要望します。

また、令和元年度に創設された地方創生移住支援事業について、東京圏から地方への人の流れを加速するため、移住元に関する年数要件の廃止及び地理的要件の更なる緩和、支給対象者が在住する東京23区等での周知・広報の一層の充実及び必要な財源の確保を要望します。

2 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

若者や女性にとって魅力のある雇用・労働環境の構築に向け、正社員雇用の拡大や非正規雇用労働者の正社員化、女性の管理職登用、ライフステージに応じた柔軟な働き方の選択を可能とする環境整備、住居費などの負担が大きい若者・子育て世代への住宅手当の導入支援等の制度の整備を一層推進するよう要望します。

3 奨学金を活用した若者の地方定着促進

国の「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」に基づき、官民が基金を造成して大学生等の地元定着を促進する制度について、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税の措置率を引き上げるとともに、対象となる修学支援制度の一層の拡大など、地域の実情に合わせた制度設計が可能となるよう要望します。

4 地方自治体が行うものづくり産業人材育成に対する支援

次代を担う世代の育成や、産業の高度化に対応した人材育成を行っていくため、地方自治体が行うものづくり産業人材育成の取組に対し、十分な予算を継続して確保するよう要望します。

5 農山漁村の活性化

農山漁村に受け継がれてきた豊かな自然や伝統・文化など魅力ある地域資源を活用した都市農村交流や、農村への移住・定住に向けた取組を推進するための「農山漁村振興交付金」等の予算を引き続き十分に確保するよう要望します。

6 政府関係機関の地方移転

一部の政府関係機関において地方移転が進められているところですが、東京 一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとするこ となく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むよ う要望します。

7 高等教育機関の地方分散等

高等教育機関の東京圏への集中は、東京一極集中を加速させる要因とも考えられることから、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等について、引き続き積極的に推進するよう要望します。

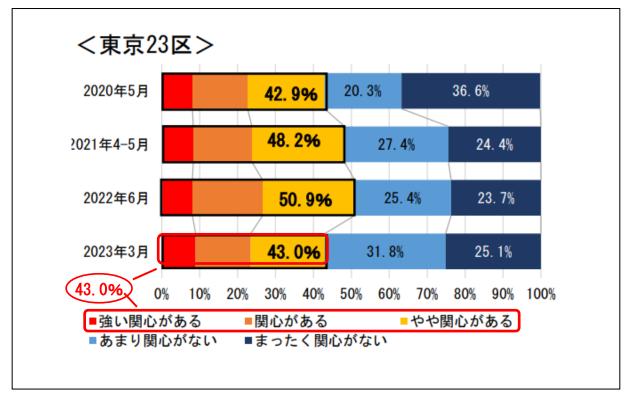
なお、文部科学省の「デジタル人材育成機能の抜本的な強化に向けた対応策」における「23 区定員増抑制規定に関する限定的例外措置」については、対象とする学部学科を情報系に限定すること、時限的な措置とすること、地方への就職促進策が組み込まれていますが、その取組を実効性あるものとするよう要望します。

【現状と課題】

1 地方への人の流れの加速

(1) 東京一極集中の是正に向けた柔軟な施策の展開

○ 内閣府が令和5年4月19日に発表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・ 行動の変化に関する調査」結果によると、東京23区に居住する20歳代の43.0%が地方移住に「強 い関心がある」「関心がある」「やや関心がある」と回答するなど、若者の地方移住への関心はコロ ナ禍前の水準に戻っている。



○ 人口の社会増減でみると、2023年(令和5年)の東京圏の転入超過はコロナ禍を経て、再び10万 人を超え、28年連続で転入超過となり、東京一極集中の傾向は続いている。

≪東京圏の転入超過数の推移≫

(単位:人)

区 分	2018年	2019年	2020年	2021年	2022 年	2023 年
転入者数	530, 124	540, 140	492, 631	482, 743	507, 341	<u>524, 619</u>
	(460, 628)	(466, 849)	(432, 930)	(420, 167)	(439, 787)	(454, 133)
転出者数	390, 256	391, 357	393, 388	401, 044	407, 822	<u>398, 104</u>
	(380, 784)	(383, 867)	(401, 805)	(414, 734)	(401, 764)	(385, 848)
転入超過数	139, 868	148, 783	99, 243	81, 699	99, 519	<u>126, 515</u>
	(79, 844)	(82, 982)	(31, 125)	(5, 433)	(38, 023)	(68, 285)

- ※ カッコ内は東京都の数 総務省統計局住民基本台帳人口移動報告(外国人移動者を含む)
- 東京圏のうち東京都においては、2021年(令和3年)の転入超過数が2020年比83%減の5,433 人となり過去最少を更新したが、2022年(令和4年)には、38,023人、2023年(令和5年)には、 68,285 人と大幅な増加に転じている。
- 国立社会保障・人口問題研究所が 2016 年に行った第8回人口移動調査によると、東北地方出身 者の東京圏在住の割合は18.4%と他の圏域出身者の東京圏在住の割合に比べて高い。

東京圏から東北地方への移住促進は、東京一極集中是正の根幹をなす施策であり、政府において は、地方移住の率先的な取組が必要。

○ 国では、過度な東京圏への一極集中の是正や、地方の担い手不足対策のため、令和元年度、地方 創生移住支援事業を創設したところであるが、対象者は東京 23 区在勤者に限定されている。地方 移住への関心が高まっているこの機会を捉えて、地方移住への具体の行動につなげるためには、移 住元の地理的要件等の緩和が求められる。

ア 地方創生移住支援事業の課題

- (ア) 東京圏への人口集中の是正を加速するためには、条件不利地を除く東京圏から地方への移 住を促進する必要があり、東京23区に限定している在住・通勤年数の緩和が必要である。
- (イ) 移住支援金に係る相談や要件に関する問い合わせの多くは、東京 23 区以外の東京圏在住 者や就業者からであり、支援対象者が在住している地域での制度周知や広報の一層の充実が 必要である。

イ 求める要件

国において、これまでも要件の一部緩和が行われてきたところであるが、上記の課題に対応す るためには、「年数要件の廃止及び居住地等要件の緩和」が必要である。

【求める要件】東京圏(条件不利地を除く。)に在住し、かつ東京圏に通勤していること。

(2) 地方への産業再配置の促進

○ 国では、令和3年6月に「半導体・デジタル産業政策」を策定し、半導体産業の振興を国家戦略 として位置付け、国内半導体産業のレジリエンス強靭化等に取り組むこととしたところ。

- デジタル化の進展やカーボンニュートラルに向けた動き、世界的な半導体需給状況のひっ迫、経済安全保障など、半導体を取り巻く環境が大きく変化する中、それに対応するため国内外で積極的な投資が行われているところ。
- 成長産業の地方への生産拠点設置は、多くの従業員を雇用する必要があるが、全国的な人手不足の中で必要な人材を確保していくためには、U・I ターンを含めた移住定住対策を強力に推進することが不可欠である。
- 近年、急速な少子高齢化の進展、人口減少、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化している。こうした中、魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うための、国における令和6年税制改正(地方拠点強化税制関係)(令和5年12月22日閣議決定)において、企業等の本社機能移転・拡充を促進するための支援制度の令和8年3月31日までの2年間の延長が決定された。
- ・ 特定建築物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(オフィス減税)
- ・ 雇用者の数が増加した場合の税額控除制度(雇用促進税制)
- ・ 企業の地方拠点化に係る地方交付税による減収補填措置
- 地方移転のインセンティブが有効に機能するよう、ビジネス環境や企業動向の変化を踏まえ、地 方拠点強化税制の支援対象となる施設の追加、常時雇用する従業員数の増加要件の緩和、優遇措置 の更なる拡充が必要である。
- また、企業の本社機能移転を促すには、地方拠点化税制に加え、地方自治体独自の支援策の実施が効果的であると考えるが、財政力が脆弱な地方自治体は、独自の取組を行うことが困難な状況である。

2 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

(1) 本県の産業集積等の状況

- 本県においては、令和2年から、大規模な半導体デバイス工場が生産を開始しており、令和4年4月には、第2製造棟の建設に着手したほか、大手半導体製造装置メーカーの生産・物流拠点の増設や、世界シェアを持つ空気圧機器メーカーのサプライヤーパークの建設が決定するなど、今後も、更なる規模拡大が見込まれており、大型雇用が創出されることに加え、地場企業においても取引拡大や雇用創出が生み出されるなど、県内経済の更なる活性化が期待されている。
- また、本県の県南地域においては、自動車・半導体関連企業をはじめとする産業集積が進み、 最新鋭の設備と技術で最先端の製品を生産する地域へと成長しており、企業の進出や増設の動き が活発化し、更なる雇用の増加が見込まれる。
- 〇 令和6年3月の本県の有効求人倍率は1.22倍と、131か月連続の1倍台を記録していることに加え、産業集積等に伴い、引き続き人材確保が急務となっている。

≪有効求人倍率(季節調整値)≫

年 月	H10	H15	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6. 3
全 国	0.50	0.69	0.77	0.97	1.62	1.55	1.10	1. 16	1.31	1. 29	1.28
岩手県	0.53	0.55	0.50	1.06	1. 45	1. 33	1.06	1.26	1. 32	1. 22	1.22

○ 企業によっては、業容拡大に必要な人員を十分に確保できないことから、受注増や生産拡大に 対応できないなど、企業の成長性を損なう事例が見られることから、人材確保について企業から 強い要望を受けている。

(2) 若者や女性に魅力ある職場環境の整備

- 地方への移住・定住を進め、地方への人の流れを加速させるためには、県内企業における若者や 女性に魅力ある雇用・労働環境を構築していくことが必要。
- 県では、いわて働き方改革推進運動を全県的に展開する中で、優良な取組事例を「いわて働き方 改革アワード」において表彰し、広く情報発信、普及啓発を実施しているほか、柔軟で多様な勤務 制度の導入やオフィス環境の改善等に取り組む中小企業に対する支援を行っている。
- 県内の経済団体、産業団体、国等の関係団体と県が一体となって設立した「いわて女性の活躍促進連携会議・女性の就業促進部会(H29~)」では、女性の一層の活躍に向けて、令和3年3月に企業の経営者や行政機関向けの提言として「男女ともに働きやすい職場環境づくりを目指して」を取りまとめたところ。

[提言項目]

- ・ 経営者の意識改革と実践
- 男女ともに働きやすい企業文化の醸成
- 多様な働き方や仕事の可視化
- ・ 明確な評価基準による成果に基づく評価制度の導入

この提言を踏まえ、男性の家事・育児・介護の参加を推奨等のアンコンシャスバイアスの解消に 向けた取組、女性の働きやすい就業環境整備を支援する補助金の充実、女性の意欲を引き出すセミナーの開催や企業が取り組む社員研修への支援などが必要。

○ 国では、女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や情報公表、えるぼし認定などを 通じて、女性の職業生活における活躍を推進しているところであるが、女性の働きがいの向上に向 けて、柔軟な働き方の選択を可能とする環境整備、同一労働同一賃金の徹底、非正規労働者の正社 員化、男女の賃金格差の是正や管理職登用・採用拡大等に向けた制度の整備や企業の取組に対する 支援が必要。

(3) 若年労働力の確保等

○ 将来の岩手を担う若年労働力を確保するため、新規学卒者の県内就職者数・割合の向上が必要。≪本県の新卒者の県内就職割合≫

	H30.3月卒	H31.3月卒	R2.3月卒	R3.3月卒	R4.3月卒	R5.3月卒	R6.3月卒
高卒者	65.8%	69.0%	68.3%	71.4%	74.1%	73.6%	71.4%
大卒者	43.6%	43.1%	41.2%	43.4%	44.9%	41.0%	39.1%

- ※1 R6.3月卒は、令和6年4月末現在
- ※2 新規高卒者は、県内就職率は上昇傾向にあるが、依然として約3割が県外に就職している。
- ※3 新規大卒者は、ほぼ横ばいで、5割~6割が県外に就職している。

○ 本県の新規学卒就職者の3年以内離職率は、高卒者は全国平均を下回っているものの、高卒者・ 大卒者ともに3割台で推移しており、就職後の定着支援が必要。

≪本県の新卒者の3年以内の離職率≫

	H30.3月卒	H31.3月卒	R2.3月卒	R3.3月卒(2年)	R4.3月卒(1年)
古太老	33. 5%	35.3%	36.8%	29.4%	17.4%
高卒者	(全国 36.9%)	(全国 35.9%)	(全国 37.0%)	(全国 28.9%)	(全国 17.8%)
1. tr 4.	37.0%	33.5%	33.5%	25.8%	14.3%
大卒者	(全国 31.2%)	(全国 31.5%)	(全国 32.3%)	(全国 24.5%)	(全国 12.0%)

[※] 就職後3年以内の離職率は高卒・大卒とも3割台で、特に大卒者の離職率が全国に比べ高い状況

○ 就職期における若年者の県外流出を食い止め、首都圏への人口一極集中を是正するため、正社員 雇用の拡大等に取り組む地方の企業に対して、キャリアアップ助成金の拡充等、助成制度の一層の 整備を推進することが必要。

(4)従業員宿舎の整備等

- 深刻な人手不足を受け、県内では人材確保に向けた取組の一環として、製造業や水産加工業を中心に、自社において従業員宿舎等の確保を検討する動きがみられるものの、従業員宿舎の整備に多額の費用を要することや、賃貸物件の確保について競合が生じることから、必要な数量の確保に苦慮する場合も多い。
- こうした状況は地域における経済活動の拡大の芽を摘むおそれがあることから、企業による人 材確保の取組を支援するとともに、地方創生・ふるさと振興に資する住環境整備を促進するた め、従業員宿舎の整備や家賃補助に対する支援が必要となっている。

3 奨学金を活用した若者の地方定着促進

- 同制度は、地方公共団体が地域の産業的特徴等に応じて、「地方経済の牽引役となる産業や戦略的に振興する産業に関わる分野」の人材を確保し定着を図ることを支援しようとするものであり、地方創生にとって有効な手段の一つ。
- 本県においては、平成29年度からものづくり・IT分野を対象にした制度の運用を開始し、令和2年度と令和5年度に制度の拡充を実施。

《支援対象者数の推移》

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
支援対象 者数	47 名	49 名	59 名	48 名	60 名	53 名	41 名

令和2年度:対象分野の拡大(建設関連分野、地域未来投資促進法分野)

支援対象者の拡大(県内に正規雇用で就業していない35歳未満の者)

令和5年度:対象分野の拡大(若者女性活躍関連、働きやすい職場関連)

支援対象者の拡大(文系・理系の区分撤廃)

○ 奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱(総務省スキーム)では、官民の出捐総額の1/2に財政力指数に応じた「措置率」を乗じた額を特別交付税措置の対象としているが、人口流出が大きい地方公共団体の財政基盤は脆弱であることから、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税措置率を0.5から更に引き上げるなど、この制度が有効に活用できるよう改善が望まれるところ。

○ 現在、本制度の対象となる奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共 団体独自の奨学金の返還に係る支援の取組とされており、厚生労働省が所管する「技能者育成資金 融資制度」は対象外となっているところ。

4 地方自治体が行うものづくり産業人材育成に対する支援

○ 本県では「いわてものづくり産業人材育成・確保・定着指針(2023~2026)」に基づき産学官が 連携し取組を推進。

「いわてものづくり産業人材育成・確保・定着指針(2023~2026)」の概要

目的: 県内関係機関をつなぐ共通指針

目指す姿:未来に向かい発展するものづくり産業を支える人材をオールいわてで育成・確

保·定着

取組方針:1 各段階の取組を連続させたものづくり産業人材の育成

2 誰もが成長し、能力を発揮できる環境の整備

3 新卒者などの県内就職やU・Iターンの促進

○ 社会構造の変化に対応し、ものづくり産業が地域をけん引し続けていくため、小学生から企業人までの継続的な人材育成や、ものづくり産業への理解促進の取組が必要。

本県の取組:産学官の連携による工場見学、出前授業等の実施

県内各地域にものづくりネットワークを設置し、小学生から企業人までの各段階で、次のものづくり人材育成に取り組む。

- ・小中学生を対象とした企業や工業高校生によるものづくり体験教室
- ・工業高校生を対象とした企業人講師による実技講習会
- ・高校生や大学生の就職希望者を対象とした企業見学会、出前授業、企業ガイダンス
- ・進学希望の生徒を対象としたキャリア講座、企業見学会
- ・保護者や教員を対象とした企業人による講演会や企業見学会
- ・企業人を対象とした改善や技術向上等のための講習会
- また、地方においては、高度技術等を教育する機関・機会が都会に比べ不足しており、行政が 主体となった継続的な人材育成が必要。

本県の取組: 3 Dデジタル技術人材の育成

「いわてデジタルエンジニア育成センター」を設置し、3Dデジタル技術に関する人材育成に取り組む。学生・生徒・教員、在職者、求職者を対象に、設計から生産現場における3Dデジタル技術の活用方法や操作方法の習得を目指す講習を開催。

省人化に対応できる技術習得に対する企業のニーズが高まっており、高度技術人材の育成が求められている。

<講習内容>

- 設計開発力の向上支援講習
- 生産準備業務のデジタル化支援講習・情報提供
- 生産現場の自動化支援講習・情報提供

5 農山漁村の活性化

≪農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション推進・整備事業(農泊推進型))**1の概要≫ 農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における農泊の実施体制の構築、観光コンテンツの 磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援す るとともに、国内外のプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援。

※1 令和4年度までは、「農山漁村振興交付金(農泊推進対策)」として実施されていたもの。

≪農泊地域※2≫

市町村名	事業実施主体	主な事業の概要	実施期間
遠野市	遠野ふるさと体験協議会	インバウンド対応のための翻訳機整備	R1
一関市	平泉一関エリア農泊推進協議会	キャッシュレス端末導入セミナー実施	R1
岩手町	アウローラ J 5	民泊実施に向けた体制構築と研修実施	R1∼R2
紫波町	紫波ツーリズム協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R2∼R3
奥州市	ころもがわ農泊地域協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R3∼R4
契州川	このもかわ展伯地域励識云	食・体験を通じた都市住民との交流促進	R6∼R7
大船渡市	崎浜ヤンキーブランド実行委員会	食を通じた都市住民との交流促進	R3∼R4
盛岡市	盛岡市グリーン・ツーリズム推進協議会	多言語対応したホームページ等の作成	R6∼R7

※2 農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域。 令和6年度は、応募した3団体のうち2団体が採択されたが、都市農村交流や農村への移住・ 定住に向けた取組を推進するため、引き続き、予算の確保が必要。

6 高等教育機関の地方分散等

○ 高等教育機関の学校数及び学生数は東京圏に集中しており、進学期における東京圏への転出を加速させる一つの要因。特に私立の教育機関の偏在は大きく、国による一定の地方分散施策が必要。

≪高等教育機関と圏域別分布≫

	人口**1		高等教育機関 ^{※2}			
	人数(万人)	構成比	学校数(校)	構成比	学生数 (人)	構成比
北海道	514	4. 1%	55	4. 7%	97, 439	3. 2%
東北	843	6. 7%	84	7. 2%	138, 362	4. 5%
北関東	666	5. 3%	54	4. 6%	96, 465	3. 1%
東京圏	3, 687	29. 5%	301	25. 7%	1, 218, 925	39. 5%
中部・北陸	1, 155	9. 2%	133	11.4%	184, 435	6.0%
中京圏	1, 108	8.9%	91	7.8%	240, 008	7.8%
大阪圏	1, 673	13.4%	176	15.0%	566, 841	18.4%
京阪周辺	362	2.9%	33	2.8%	72, 339	2.3%
中国	714	5. 7%	81	6. 9%	151, 594	4. 9%
四国	362	2.9%	36	3. 1%	59, 984	1. 9%
九州・沖縄	1, 411	11.3%	127	10.8%	262, 472	8. 5%
合計	12, 495	100.0%	1, 171	100.0%	3, 088, 864	100.0%

- ※1 総務省統計局人口推計(令和4年10月1日現在)
- ※2 令和5年度学校基本調査 (大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の計)

- 「デジタル人材育成機能の抜本的な強化に向けた対応策 (※)」において、23 区定員増抑制規定 に関する例外措置の要件として、
 - ① 産業界からニーズ提示のある高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科の収容定員増であること
 - ② 収容定員増は、一定期間後に増加前に戻すことを前提とした臨時的な定員増に限ること
 - ③ 学生が東京圏 (一都三県) 外の地方企業等におけるインターンシップや研修等に一定期間参加するなど地方における就職促進策を組み込んだプログラムであること

が示され、上記が盛り込まれた「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する 命令の施行について(令和5年6月9日付け内閣府地方創生推進事務局長・文部科学省高等教育局 長通知)」が発出されたもの。

※ 令和5年2月16日開催 第3回「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の 修学及び就業の促進に関する法律」の施行状況の検討に係る有識者会議」

【県担当部局】政策企画部 政策企画課

ふるさと振興部 学事振興課

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

ものづくり自動車産業振興室

農林水産部農業振興課

2 地方重視の経済財政政策等の実施

東京圏の転入超過数は、依然として全国の中で突出しており、こうした状況を打破するためには、地方重視の経済財政政策など、国における抜本的な対策が必要です。

デジタル田園都市国家構想においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を基本目標に掲げ、デジタル技術の活用による地方創生に取り組まれていますが、東京一極集中の是正に向け、地方の実情を重視し、地方への新たな人の流れをつくる取組をより一層強化するよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策の実施

デジタル田園都市国家構想に基づき、東京圏への過度の一極集中の是正及び 多極化を図るため、地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策を着 実に実施するよう要望します。

2 地方を重視した経済財政政策の実施

地方の人口は、地方と全国の経済状況の差が大きい場合に社会減が拡大する 関係が見られることから、地方重視の経済財政政策を実施するよう要望しま す。

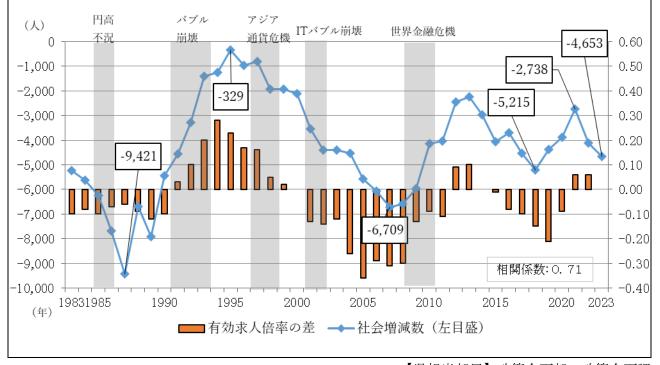
【現状と課題】

○ コロナ過による行動制限の緩和に伴い、東京圏の転入超過数は再び増加。 《東京圏の転入超過数の推移》



※ 総務省統計局住民基本台帳人口移動報告(日本人移動者)

- 本県の人口の社会減は、有効求人倍率が全国平均を上回る場合に減少し、下回る場合に拡大する傾向。これは、地方独自の雇用対策に加え、国が経済対策を実施したことによる影響が大きく、全国の多くの地方が同様の傾向。
- 本県のみならず、地方部における人口の社会増減は、国の経済財政政策によるところが大き く、東京一極集中を是正し、地方の人口流出を防ぐためには、国による大胆な経済財政政策が 不可欠。



【県担当部局】政策企画部 政策企画課

3 地方創生の推進を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に 応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

ついては、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であることから、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 デジタル田園都市国家構想事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「デジタル田園都市国家構想事業費」を継続し、十分な額を確保するとともに、財政力の弱い自治体において人口減少が進んでいることを踏まえ、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするよう要望します。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

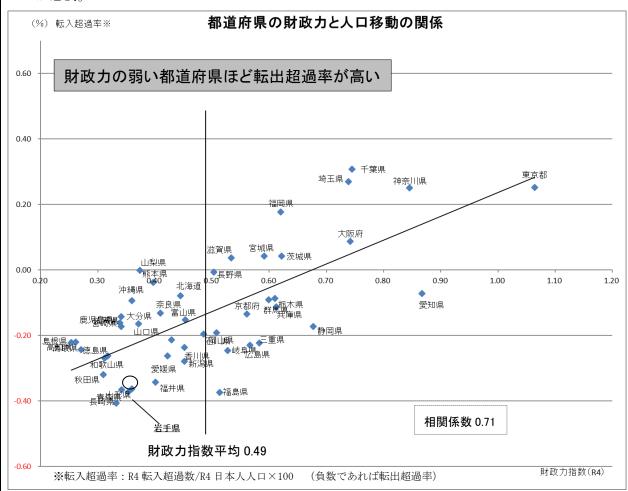
少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、デジタル田園都市国家構想総合戦略の期間においても、十分な額の財源を確保するよう要望します。

また、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、デジタル田園都市国家構想交付金については、対象経費の柔軟な運用や実施計画書の簡略化など、真に使い勝手の良い制度とするよう要望します。

【現状と課題】

1 デジタル田園都市国家構想事業費の継続と十分な額の確保及び算定方法の見直し

○ 財政力の低い都道府県ほど人口の転出率が高い状況。全国的に地方創生に取り組む中、財政力の低い自治体からますます人口流出するおそれが高く、人口流出が進む地域に配慮した算定が必要。



2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

- 国では、令和5年度からデジタル田園都市国家構想交付金(平成28年度から令和4年度まで地方創生推進交付金と地方創生拠点整備交付金)を措置しており、岩手県における直近3か年の活用状況については、以下のとおり。
- デジタル田園都市国家構想交付金の活用に当たっては、申請事業数の上限や対象経費の制約 などの課題があり、運用の改善が必要。

<デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプ(令和4年度以前は地方創生推進交付金の活用状況> ※市町村事業は除く

年度	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和 5 年度 (実績)
事業数	13 事業	15 事業	15 事業
総事業費	378, 572 千円	612, 408 千円	692,400 千円
交付金額	191, 244 千円	221,028 千円	308,613 千円

(主な事業)

- ・ 岩手県外の若者確保・定着促進事業 産業人材の育成・確保、U・Iターン就職のための求職者・求人企業の支援、移住者の支 援体制の構築、空き家バンク活用セミナーの開催
- ・ 地方志向の高まりを生かした関係人口・移住人口創出による地域の担い手確保事業 複業を通じた地域と関わりを深めるモデルの構築、お試し移住者用の住居環境の整備、若 年層に地域の魅力を伝える動画の制作・配信及びSNSによる発信
- ・ DX・GXの推進による農業水産業の生産性・市場性向上事業(令和5年度新規事業) データ駆動型農業の導入、地球温暖化への適応や環境保全型農業の推進、マーケット分析 に基づいた販売戦略の策定等

<デジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプ(令和4年度以前は地方創生拠点整備交付金の活用状況> ※市町村事業は除く

年度	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和 5 年度 (実績)
事業数	_	1事業	
総事業費	_	378, 440 千円	
交付金額	_	176, 561 千円	_

(主な事業)

・ 陸前高田オートキャンプ場整備事業 陸前高田オートキャンプ場について、アドベンチャーツーリズムの拠点とするため、施設 の改修整備を実施

< デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ> ※市町村事業は除く

年度	令和 5 年度 (実績)	令和6年度 (見込み)
事業数	7事業	1事業
総事業費	88,025 千円	3,584 千円
交付金額	44,013 千円	1,792 千円

(主な事業)

- ・ デジタル技術を活用した学校の情報化 教育の質的な向上を図るため、児童生徒の多様な情報を一元化する統合型校務支援シス テムを県と市町村が連携して導入
- ・ いわての歴史トピックスデジタルアーカイブ構築事業 (令和6年度新規事業) 岩手の歴史・文化の知識や情報の最適化のほか、本県の魅力発信や地域活性化等を進め ていくため、県や民間機関が保有する歴史映像などの多様なコンテンツのプラットフォー ムを構築。

【県担当部局】政策企画部 政策企画課 総務部 財政課 ふるさと振興部 市町村課

4 地方創生応援税制の延長と自由度の拡大等

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、地方公共団体が行う地方 創生の更なる充実・強化に向けた取組の貴重な財源となっているだけでなく、官民 協働による施策を推進するための有効な手段となっており、制度の延長や自由度の 拡大等について、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長と自由度の拡大等

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、税額控除割合の引上 げや、地域再生計画の策定時における地方版総合戦略からの「包括的な認定」 による手続の簡素化などの拡充が行われ、寄附件数及び寄附額が伸びている状 況にあります。官民協働による地方創生の充実・強化に向けた重要な施策となっていることから、令和6年度までとなっている制度の適用期限を令和7年度 以降に延長するよう要望します。

また、自治体や企業のニーズを踏まえ、地域再生計画における「寄附の金額の目安」の設定の見直しや、基金への積立要件の緩和などの制度の自由度の拡大を行うとともに、企業に対する制度の一層の周知、企業と地方公共団体のマッチングの強化など、地方公共団体が行う寄附募集や官民協働の活動に対する支援を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の延長と自由度の拡大等

- 企業版ふるさと納税は、地方公共団体が行う地方創生の取組に対し企業が寄附を行った場合 に、法人関係税を税額控除する制度。
- 令和2年度の税制改正において、税額控除割合の引上げ(法人関係税の最大9割軽減)、手続の 簡素化(地域再生計画について、「個別の事業ごとの認定」から「地方版総合戦略の抜粋・転記に よる包括的な認定」により策定)、寄附時期の制限の大幅な緩和などの制度拡充を実施。
- この制度拡充や制度の周知、企業における社会貢献活動への機運の高まり、各地域における制度を活用した取組の推進などもあって、寄附実績は年々拡大。

【企業版ふるさと納税の実績の推移】

		H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4
全国	寄附件数	517 件	1,254件	1,359件	1,327件	2,249件	4,922件	8,390件
玉	寄附額	7.5億円	23.6億円	34.8 億円	33.8 億円	110.1 億円	225.7億円	341.1 億円
県内	寄附件数	11 件	10 件	28 件	33 件	57 件	116 件	196 件
内	寄附額	0.4億円	0.4億円	1.0 億円	0.9 億円	3.7億円	4.7億円	17.5 億円
県分	寄附件数	-	4件	2件	0件	1件	0件	4件
分	寄附額	ı	290 万円	100 万円	0 円	100 万円	0 円	114 万円

(令和5年度の県分実績は10件、1,994万円の見込み)

○ また、企業版ふるさと納税制度を活用し、官民協働による取組も積極的に展開。

「例1:岩手県紫波町の取組】

- ・ 町内に整備した全国初のバレーボール専用体育館を使い、寄附を活用してV1リーグの公 式戦や東北バレーボールリーグを開催。働きながらバレーボールをプレーしたい若者が町内 企業へ就職するなど、雇用も創出。
- ・ 寄附をきっかけとして、町と寄附企業・地元クラブチーム・地元高校の4者による包括連携協定を締結し、町内産ブドウを使用したワイン風味のプロテインなどを開発。

[例2:岩手県盛岡市の取組]

- ・ 企業版ふるさと納税による寄附金等を活用して、市内の大型集客施設に隣接してJRの新駅を整備。
- 企業版ふるさと納税制度を活用するためには地方版総合戦略に基づく地域再生計画を策定する必要があり、その中で「寄附の金額の目安」については、寄附活用事業の事業費の範囲内とすることとされているが、特に地方版総合戦略からの「包括的な認定」により策定している場合には、寄附活用事業の範囲が広範にわたるために「寄附の金額の目安」を設定する必要性が小さく、設定を不要とするなどの対応が必要。
- 企業版ふるさと納税による寄附を基金に積み立てる場合は、当該基金の設置根拠となる条例に おいて、その目的が事業単位で特定のもののみに限定されることが明確に定められている必要が あり、基金の活用を阻害する要因となっていることから、既存の基金であっても管理上線引きが なされている場合には積立を可能とするなどの対応が必要。

【県担当部局】ふるさと振興部 地域振興室

5 地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援

本県においては、自動車・半導体をはじめとするものづくり産業の集積が加速しており、今後においても更なる企業進出等が見込まれることから、地方自治体による地域の産業及び雇用のニーズに応じた企業誘致を一層推進することを通じ、国際競争力の高いものづくり企業の更なる国内定着を確実なものとするため、企業誘致施策に対する支援策について、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 地方自治体が行う工業団地の整備に対する支援

地方自治体が行う工業団地等の整備に係る土地利用に関するガイドラインの実 効性のある運用や水利権などに関する規制緩和、産業インフラの整備に対する支 援の継続と拡充を行うよう要望します。

2 工業用水道施設の整備等に対する支援

国際競争力を有する大手半導体製造企業では工業用水を大量に使用するところであり、新たな工場立地等に対応するためには大規模な工業用水道施設整備が必要となることから、工業用水道施設の整備及び既存施設機能強化のために十分な予算措置(国庫補助金、企業債)を行うよう要望します。

3 工業用水道施設の強靱化対策等への支援

老朽化した工業用水道施設の更新・耐震化を迅速かつ確実に実施し強靱化を図るために必要な予算を十分確保するよう要望します。

4 地方自治体が行う企業誘致等への支援

国においては、平成 29 年度に地域未来投資促進法を制定し、「地域経済牽引事業」を支援する制度を設けていただいたところですが、地方税の減免に対する減収補てんについて、地域未来投資促進法において対象となっていない機械装置も対象とするよう要望します。

【現状と課題】

1 地方自治体が行う工業団地の整備に対する支援

- 進行する人口減少問題や人口流出を克服するためには、やりがいと生活を支える所得が得られる 仕事を創出していく必要がある。
- 本県への自動車・半導体関連企業の相次ぐ新増設やそれらの関連企業の進出など、最先端のものづくり企業の国内の生産拠点として地方を選択する動きも見られるところ。
- こうした機会を捉え、国際競争力の高いものづくり企業の国内定着を図り、地方創生を一層推進するためには産業用地の確保や工業用水道施設等の整備が必要であるが、財政力が脆弱な地方自治体は、これらの整備等が困難な状況である。
- こうしたことから、国の令和5年度補正予算において、成長力の強化・高度化に資する国内投資 の促進及び地域経済の活性化を実現するため、産業立地に係る関連都市インフラ、物流施設等の整 備に活用可能な支援制度が予算化された。

「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金(地域産業基盤整備推進交付金)]60億円

また、半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、必要となる関連インフラ整備への機動的かつ追加的な支援が創設され、本県を含む4道県が選定されたところであるが、国家プロジェクトとして整備する支援対象の拡充などが必要である。

[都市再生整備計画事業] 30 億円

- 新たな産業用地等の整備に際し、令和5年7月、経済産業省が「地域未来投資促進法における土地利用調整計画のガイドライン」を策定したところであり、農業振興地域内の農用地区域からの除外に係る手続きが円滑に進むよう運用されることが必要である。
- このため、国土交通省では、デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)を踏まえ、我が国の産業用地の整備を促進するための必要な措置が講じられた。

土地利用転換の迅速化(都市計画法、地域未来投資促進法関係)

- 1 手続きのスピードアップ
- 2 開発許可(市街化調整区域)の柔軟化
- 企業の新規立地や業容拡大に際し、水利権の確保が円滑に進むよう要件緩和等が必要である。

2 工業用水道施設の整備等に対する支援

- 国際競争力を有する大手半導体製造企業の立地により、新たな浄水場の施設整備なども順次進めているが、建設等に要する事業費が多大となっている。
- そのような中、引き続き安定的に工業用水道事業を運営するためには、地方自治体のみの負担では限界がある。半導体関連産業の関連インフラについては、地域産業基盤整備推進交付金を創設いただいたが、引き続き、新北上浄水場の整備に必要な予算を十分に確保いただくとともに、既存の工業用水道施設の更新や強靱化に要する費用に係る補助や公営企業債(地方公共団体金融機構資金)の枠確保などが必要である。

[施設整備等に要する概算事業費] 約 196 億円

・浄水場の整備(約60,000m³/日)

3 工業用水道施設の強靱化対策等への支援

○ 本県の工業用水道施設は、建設後46年が経過し、更新時期を迎えた施設が多いが、新規の需要に係る施設整備と並行して更新を進めていかざるを得ず、更新に必要な費用が捻出できずに耐用年数を大幅に超えて使用している状況であるため、工業用水道事業費補助金について十分な予算の確保が必要である。

[岩手県の工業用水道事業の概況]

名 称	建設年度 (経過年数)
北上中部工業用水道	
第一浄水場	S53(46年)
第二浄水場	S56(43年)
第三浄水場	H4(32年)

[工業用水ユーザーの状況]

(令和3年経済センサス活動調査)

区分	令和2年度 製造品出荷額
県全体 (製造業)	2 兆 4,943 億円
北上市金ケ崎町	3,607億円 5,630億円
県全体比 (北上・金ケ崎)	37.0%

4 地方自治体が行う企業誘致等への支援

- 企業の新増設を促進するために、地方自治体が企業の土地、建物、生産設備等の取得に対する不動産取得税又は固定資産税等の地方税の課税を免除した場合には、各法令に基づき当該地方自治体は交付税の減収補てん措置を受けることが可能となっている。
- しかし、地域未来投資促進法においては、地方税の課税免除に対する減収補てんの対象に機械 装置等の償却資産が含まれていないことから、結果的に地方税の減免を適用できない場合が多い。 同法の目的である「地域の特性を生かして高い付加価値を創出」する上でも、企業の生産性向上に 資する投資を促す効果的なインセンティブが必要であると考える。

【県担当部局】商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 企業局 業務課

6 地域経済の活力の源泉となる起業・ スタートアップへの支援

国においては、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するため、令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を決定し、官民によるスタートアップ育成策をまとめ、人材、資金、ビジネス環境などの様々な支援策を展開しているところです。

地方においても、地域を担う多様な人々による挑戦が地方創生の力強い原動力となっており、それぞれの地域の実情に合わせ、創意工夫をこらしたスタートアップ支援策を進めることが地方の人口減少対策に寄与するものであることから、スタートアップ等の起業や事業成長支援に向けて、次のとおり要望します。

《要望事項》

1 地方公共団体が実施するベンチャー・スタートアップ支援施策に 対する財政支援の充実

起業の数の増加と規模の拡大が加速し、スタートアップ等が牽引役となって、社会課題の解決や雇用の創出、新しい産業クラスターが形成されていくことが地方の持続的な成長にとって極めて重要であることから、挑戦心を持って果敢に起業を志す人がその能力を十分に発揮し活躍できるよう、地方の実情に応じ、創意工夫をこらしたベンチャー・スタートアップ支援施策に対し、所要の財政措置を講ずるよう要望します。

【現状と課題】

- 1 地方公共団体が実施するベンチャー・スタートアップ支援施策に対する財政支援の充実
 - (1) 経営環境に対応した起業・創業への支援
 - 新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う経営環境の変化をビジネスチャンスと捉え、創業を考える事業者が増加し、商工指導団体による創業指導の回数が高水準で推移している。

(令和2年度:513回、令和3年度:482回、令和4年度:594回)

東京商工リサーチ盛岡支店の調査では、令和4年の岩手県内の新設法人数は 501 社(令和3年:586社)となっている。

- 岩手県内の開業率(雇用保険事業年報による算出)は、全国平均を下回る水準(令和3年度: 2.7%、44位)となっているが、少子高齢化や人口減少に対応し、新たな人の流れを生み出すため、起業しやすい環境を整えるとともに、起業家人材の育成により岩手県内での起業や起業後の事業拡大を促進する必要がある。
- 「産業競争力強化法」に基づく県内市町村の「創業支援等事業計画」の策定状況は、令和5年5月30日現在で33市町村中27市町村が策定済み(81.8%)となっている。

起業支援は、市町村が中心となって地域の民間事業者等と連携し行っているが、市町村の区域を越え、県全域、さらには全国へ展開しようとする競争力の高い起業家も、一定数存在する。特に町村単位ではこのような起業家への支援が難しい場合が多い。また、市町村による支援内容の差や、成長ステージに応じた広域的な支援体制の構築などが課題となっている。

○ 岩手県地方創生起業支援事業費補助金により、県内在住者及び県外からの移住者による起業及び Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継、第二創業に対し、必要な経費を助成しているが、地方創生と連携した取組となっており、採択件数が低調となっていることから、補助率の高い補助金等、起業・創業希望者に対しより効果的な支援策が必要となっている。

《岩手県地方創生起業支援金実績》

• R 3年度

募集期間 令和3年7月1日~8月13日 採択者 4件(県内4件(申請12件(県内11件、県外1件)) 支給額 計5,502千円

R4年度

募集期間 令和4年5月16日 \sim 6月30日 採択者 5件(県内5件(申請23件(県内19件、県外4件)) 支給額 計10,000千円

R 5年度

募集期間 令和5年4月1日~6月8日(一次募集) 令和5年7月25日~9月5日(二次募集)

採択者 10 件 (県内 6 件、県外 4 件 (申請 18 件 (県内 12 件、県外 6 件)) 支給額 計 15,901 千円

○ 中小企業者の資金調達円滑化のため、金融機関及び岩手県信用保証協会と協調し実施している制度融資に、いわて起業家育成資金貸付金を設け、比較的リスクの小さい創業者の資金調達を支援しているほか、令和5年度から、39歳以下の若者・女性の創業支援に特化した、「基本、大陸創業工程等へ登録会」の提記し、登録会ような関の利えば公正では公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では公正では、15年の利えば公正では公正では、15年の利えば公正では公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利えば公正では、15年の利益に対し、15年の利益により、15年の利

「若者・女性創業支援資金貸付金」創設し、貸付から3年間の利子補給及び貸付期間分の保証料を全額補給する等の支援を行っている。

《令和5年度実績》

若者·女性創業支援資金貸付金

2月末実績:178件、668,314千円 (利子補給(貸付から3年間)・保証料補助)

(2) スタートアップ創出に向けた産学官連携による人材・ネットワーク構築への支援

- 地域経済の新たな担い手となる起業家を継続的に生み出すため、県内の関係機関と連携を強化し、一体となって起業家を支援する「いわてスタートアップ推進プラットフォーム」を令和5年8月に設立し、以下のとおり取り組んでいる。
- 地方発のスタートアップが資金調達や事業成長に関する十分な助言が得られるよう、相談窓口の体制整備やメンターやアクセラレーター等の設置が必要となっている。

≪構成団体≫

県内の商工指導団体、金融機関(県内に拠点を有するベンチャーキャピタルを含む)、産業支援機関、高等教育機関、市町村、県等

参画団体数 96 団体(令和6年1月31日現在)

〇 令和5年度の取組内容

ア キックオフミーティング

プラットフォーム設立にあたり、設立の趣旨や県内の学生による取組事例を共有令和5年8月10日(木)開催

イ 連絡会議

参画団体の現在の取組内容や、先進事例等を共有し、本県の強みを生かした今後の取組の 方向性を検討

区 分	開催日時
第1回連絡会議	令和5年8月10日(木)
第2回連絡会議	令和5年9月19日(火)
第3回連絡会議	令和6年3月19日(火)

ウ 情報交換会、起業家交流会

起業・創業等を効果的に支援するため、起業に向けた「場づくり」に必要な支援や、他分野 と連携した新しいビジネスモデル創出など、新たな取組を支援するための手法について情報 交換

令和6年1月29日(月)開催

工 分科会

検討を効果的に進めるため、分科会を設置し、意見交換を実施

区 分	開催日時
① 創業支援分科会	令和6年1月29日(月)
② 新規事業開発支援分科会	令和6年1月29日(月)
③ 女性の起業支援分科会	令和5年12月22日(金)

オ 支援策の効果的な情報発信に資する HP の開設

ポータルサイトにより構成団体の支援策、イベント情報等を一元的に発信 令和5年10月15日開設、令和6年3月リニューアル

【県担当部局】商工労働観光部 経営支援課

7 中小企業が持続的な賃上げを進めるための支援及び 生産性・付加価値向上、働き方改革、人材確保の推進

大企業を中心に大幅な賃上げを行う流れが加速する一方で、地域の中小企業においては、賃上げの財源を確保することが難しい状況にあり、賃金格差の拡大により、地方から大都市圏への更なる人口流出が懸念されています。

ついては、防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業に当面の間、賃上げ原 資の確保に対する支援を行うとともに、企業の持続的な賃上げを実現するために は、生産性向上に加え、働き方改革の着実な実行の強力な支援が必要であることか ら、円滑な価格転嫁の実現、生産性・付加価値の向上、人材確保のための取組の支 援を行うことについて、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 業務改善助成金に関する手続きの簡素化などの推進

業務改善助成金については、昨年度も対象となる事業場の拡充などが行われたところですが、賃金引き上げや労働時間短縮などの労働条件の改善に取り組む中小企業・小規模事業者の活用を促進するため、受給のための手続きの簡素化を図るよう要望します。

また、中小企業等が生産性向上のために設備投資を行うことが前提となっており、防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業は、その活用が難しいことから、助成要件の緩和、助成上限額の引上げを行うことを要望します。

2 防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業への支援

昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃上げが追い付いていないことを踏まえ、地方においても中小企業等の賃上げの加速化を図り、必要な人材を確保していくため、賃上げ原資に対する直接的な支援も含めた賃上げ支援策の一層の推進とそれらに係る財源の確保を要望します。

3 適正な価格転嫁の実現に向けた支援の拡充

中小企業・小規模事業者が適正な価格転嫁を図り賃上げを実現するため、以下のとおり要望します。

- (1) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、より 一層の周知・活用促進を図るとともに、指針に沿わない行為等により公正 な競争を阻害するおそれがある事案に対しては、独占禁止法及び下請代金 法に基づき厳正に対処すること。
- (2) 適切な価格転嫁の実現に向けた機運醸成を図るため、都道府県が経済団体、労働団体及び関係機関と連携し取り組む支援施策に対し、所要の財政措置を講じること。

4 中小企業者の生産性や付加価値の向上に向けた取組への支援の拡充

中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げの実現に向け、生産性・付加価値の向上を促進する環境を構築するため、以下のとおり要望します。

- (1) 「中小企業生産性革命推進事業」を次年度以降も継続し、できるだけ多くの事業者が必要な支援を受けられるよう予算を確保するとともに、補助率・補助上限の引上げなど、更なる制度の拡充を行うこと。
- (2) 新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組を支援する「事業再構築補助金」、省力化投資を支援する「中小企業省力化投資補助金」について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、手続の簡素化、補助率・補助上限額の引上げ等、更なる制度の拡充を行うこと。
- (3) 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げ実現に向けて、都道府県が行う生産性・付加価値向上、国内外への販路拡大などの支援施策に対し、所要の財政措置を講じること。

5 「働き方改革」の着実な実行及び監督機能の強化

国では生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進のために働き方改革支援助成金制度を設けているところですが、長時間労働の是正や年次有給休暇取得促進、同一労働同一賃金実現のための制度整備を一層推進するよう要望します。

併せて、労働法令の遵守徹底や適正な雇用ルールが確保されるよう、岩手労働局の監督機能の強化に必要な対策(労働基準監督官の増員等)を講ずるよう要望します。

6 地域に必要な人材の確保につながる育成就労制度と特定技能制度の構 築

全国的な人口減少の進展により、地域で必要とする産業人材を確保することが難しくなってきており、国において在り方の検討が進められている育成就労制度と特定技能制度について、地域の実情も踏まえた人材確保策につながる制度とされるよう要望します。

【現状と課題】

1 業務改善助成金に関する手続きの簡素化などの推進

国では、中小企業における労働生産性の向上や事業所内賃金引上げを支援するため、事業所に対する助成やその拡充を図っているが、計画策定時の添付資料が多いなど手続の煩雑さ等もあって、県内企業における当該助成金の利用は十分に進んでいない。

また、依然として労働時間や賃金水準についても全国との開きがあり、防衛的賃上げを余儀なくされている中小企業等を支援するため、助成対象経費の拡充など助成要件の緩和や、助成率満額までの助成上限額の引上げの見直しを求めていくことが必要である。

[業務改善助成金の見直し状況(令和5年度)]対象事業場拡大、助成率区分見直し等の拡充あり

2 防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業への支援

本県では、昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃上げが追い付いていないことを踏まえ、中小企業等の賃上げの加速化を図り、必要な人材を確保していくため、賃上げ原資に対する直接的な支援を行っている。

事 業 名	岩手県物価高騰対策賃上げ支援費
	昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていない
事業内容	ことを踏まえ、県内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、中小企業に必要な
尹 未	人材を確保していくため、賃金を引き上げた中小企業等に対し、物価高騰対策
	賃上げ支援金を支給
支給対象事業者	県内に事業所を有する中小企業等(公益法人、協同組合、個人事業主等(従
人 和	業員を1人以上雇用しているものに限る)を含む)
	①賃上げの対象時期
	令和5年4月1日から令和6年9月30日まで(賃金の支給が令和6年10月
	以降となったものを含む)
	②賃上げ対象従業員
	県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
 支 給 要 件	ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間 20 時間以上であること。
	③賃上げ額
	(ア) 対象時期において、従業員の賃金を前年同月額と比較して1時間当た
	り 50 円以上引き上げていること。
	(イ) 最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。
	④その他
	引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

	給 付 額	従業員1人当たり5万円、最大20人分(1事業所当たり最大100万円)	
	給 付 上 限	岩手県全体で40,000人を上限とし、上限に達し次第終了	
Ī	申請受付開始	令和6年2月5日	
	申請受付締切	台 統 担 給付上限(40,000 人)に達し次第終了	
	中胡文的稀切	骨受 竹 締 切 │ ※上限に達しない場合でも、令和 6 年 11 月 15 日で受付終了	
	予 算 額	2,100,000 千円	
	予 算 額	(令和5年度一般会計補正予算(第5号)、令和6年度に繰越)	

3 適正な価格転嫁の実現に向けた支援の拡充

(1) 価格転嫁促進施策の実効性の確保

○ 四半期毎に、県内の約500者に対し、エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査を実施しており、令和6年2月末時点の調査において、「あまり価格転嫁できていない」が53.1%、「ほとんど価格転嫁できていない」が19.4%と、72.5%の事業者が必要な価格転嫁ができていないと回答している。

また、民間企業による全国アンケート結果によれば、本県は「価格転嫁できていない」と回答した割合が全国平均よりも 12.9 ポイント高い(全都道府県中ワースト2位)結果となるなど、本県企業数の 99.8%を占める中小企業・小規模事業者にとって、労務費を含む適切な価格転嫁の実現は喫緊の課題となっている。

()	単位:%)			
		件数	価格転嫁した	価格転嫁できていない
全	国	6,436	57.3	42.7
岩	手県	27	44.4	55.6
	(全国順位)	-	46位	2位
北	北海道	194	58.8	41.2
海	青森県	31	61.3	38.7
道	宮城県	128	50.8	49.2
•	秋田県	36	47.2	52.8
東	山形県	63	63.5	36.5
北	福島県	88	56.8	43.2

(出典:「大同生命サーベイ」2023年12月度)

- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月内閣府・公正取引委員会)では、発注者等が求められる行動指針に沿わない行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会に置いて独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記している。
- 令和6年3月、大手自動車メーカーによる下請代金支払遅延等防止法違反行為について勧告を行った旨の公正取引委員会発表があったところであり、自動車製造業において、近年、本件と類似の違反行為が生じるとともに、下請法に違反する行為についても継続して生じていることから、引き続き厳正に対処していくとともに、改めて業界団体への周知等を通じた啓発活動を行っていくとしている。このような取組を継続し、国の強力なリーダーシップのもと、取引適正化施策の実効性を確保していく必要がある。

(2) 都道府県が経済団体等と連携し取り組む支援施策への財政措置

○ 本県では、昨年7月、地域経済団体、労働団体及び関係行政機関が参画し、「価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言」を行い、その参画機関において、価格転嫁に向けた説明会の開催や、「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度(「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助」)の創設などの取組を展開してきたところ。

《地域経済団体、労働団体及び関係行政機関による共同宣言》

名 称	価格転嫁の円滑化による地域経済の活性化に向けた共同宣言
	岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会、一
	般社団法人岩手県経営者協会、一般社団法人岩手経済同友会、岩手県中小企業家
宣言機関	同友会、公益社団法人岩手県トラック協会、日本労働組合総連合会岩手県連合会、
	経済産業省東北経済産業局、厚生労働省岩手労働局、国土交通省東北運輸局岩手
	運輸支局、岩手県
	県内の中小企業・小規模事業者が、高騰する原材料費、エネルギーコスト、人件
	費等の上昇分を十分に価格転嫁できない現状を踏まえ、適切な価格転嫁について
目 的	の機運を醸成するとともに、経営の安定や生産性向上を図る取組を支援すること
	で賃金の引き上げや人材の確保等に必要な環境を整備し、地域経済の活性化に寄
	与する。
	①価格転嫁に関する支援策、各種情報の共有、周知、②「パートナーシップ構築宣
実施項目	言」の普及拡大、③価格転嫁による経営の安定や生産性向上などの理解促進、④
	事業者の実情に応じ賃上げや人材確保に取り組むための環境整備

《「パートナーシップ構築宣言」を要件とする補助制度》

事業名	中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助					
	経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上					
事業内容	げのための環境整備に取り組む県内中小企業等に対して、設備投資・人材育成等					
	に係る経費の一部を補助。					
補助対象	適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げ及び生産性向上に向けた設備投資、人材育成					
経 費	及び販路開拓に要する経費					

○ エネルギー価格・物価高騰等により、中小企業・小規模事業者は依然として厳しい経営環境に置かれている中、持続的な賃上げの実現に向けた中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化は全国的にも喫緊の課題である。労務費の適切な価格転嫁等の取引適正化に向けた環境整備を図るとともに、「成長と分配の好循環」実現までの相当の期間について、都道府県が地元経済団体、労働団体及び関係機関と連携して取り組む支援施策への財政措置が必要。

4 中小企業者の生産性や付加価値の向上に向けた取組への支援の拡充

- 本県では、企業数全体の 99.8%、製造品出荷額の 53.9%を中小企業が占めているが、令和 3 年の製造業全体の製造品出荷額及び付加価値額は、全都道府県の中でそれぞれ 31 位と 43 位にと どまっている。(出典:総務省・経済産業省「令和 4 年経済構造実態調査」)
- そこで、本県では、中小企業等の生産性や付加価値の向上を喫緊の課題と位置付け、認定支援機関等と連携し、幅広い業種に対する下記事業の制度内容に関する周知活動、事業計画作成の支援等を強化してきており、この取組を継続することしているところ。

- なお、大型の設備投資等については、令和5年度補正予算により「中堅・中小企業の賃上げに 向けた省力化等の大規模成長投資補助金」(中堅・中小企業が持続的な賃上げを目的として、足元 の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るため に行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助)が創設されたところ
- 新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、企業が新たな事業展開や生産の回復、拡大に向けての設備投資等を行うインセンティブとして、下記事業は有効と考えているところ。

(1) 中小企業生産性革命推進事業の継続・拡充

- 国の成長戦略を地方において実現するためには、中小企業・小規模事業者の生産性の向上及び競争力強化が必要であることから、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」について、中小企業等の生産性向上への取組を支援する設備投資等への補助率・補助上限の引上げ、店舗改装費等補助対象経費の更なる拡充を図る必要がある。
- また、ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、生産者や中小企業等などの新たな販路開拓が課題となっている。新たな販路開拓としては、オンラインショップの開設などが想定されるが、小規模零細企業などはEコマースやオンライン商談の導入が技術的にも費用負担的にも課題となっていることから、国による支援が必要である。

(2) 「事業再構築補助金」、「中小企業省力化投資補助金」の継続・拡充

○ ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業者が新分野展開、業態転換、 事業・業種転換、人手不足対策等に主体的に取り組むことが引き続き重要であり、「事業再構築 補助金」、「中小企業省力化投資補助金」の継続・拡充を図っていく必要がある。

(3) 地域企業の持続的な賃上げに向けた経営基盤強化の取組への支援

- 四半期毎に、県内の約500者に対し、エネルギー価格・物価高騰等に伴う事業者の影響調査を実施しており、令和6年2月末時点の調査において、「影響が継続している」が86.4%、「今後、影響が出る可能性がある」が5.3%であり、91.7%の事業者が影響ありと回答している。また、経営課題については、「原料・資材高騰への対応」が51.2%、「価格転嫁」が37.0%、「人材確保」が37.0%、「電気料金値上げへの対応」が34.7%、「原油高への対応」が33.5%、「賃金の引上げ」が32.2%となっており、物価高騰の影響や適切な価格転嫁、人材確保、賃上げへの対応等を課題としている事業者が多い状況にある。
- エネルギー価格・物価高騰等により、中小企業・小規模事業者は、依然として厳しい経営環境に置かれている中、持続的な賃上げの実現に向けた中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化は全国的にも喫緊の課題である。労務費の適切な価格転嫁等の取引適正化を含め、賃上げに向けた環境整備を図るとともに、「成長と分配の好循環」実現までの相当の期間について、都道府県が地域の実情に応じ取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上支援施策への財政措置が必要。

5 「働き方改革」の着実な実行及び監督機能の強化

(1) 「働き方改革」の着実な実行

○ 「働き方改革実行計画」(H29.3 閣議決定)において、「働き方改革」は労働生産性の改善の 最良の手段であるとされ、その「働き方改革を、着実に進めていく」ため、ロードマップに基 づく長期的かつ継続的な取組を推進していくこととしている。

[主な内容]

同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備、非正規雇用労働者の正 社員化などキャリアアップの推進、企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支 援など賃上げしやすい環境の整備、法改正による時間外労働の上限規制の導入など

- 本県の最低賃金は893円で、令和5年度に全国で最低額となり、地域間での格差が縮小していないことから、賃金面での改善が求められている。
- 本県では、令和5年の一人平均総実労働時間は全国平均よりも長く、また、年次有給休暇取 得率は全国平均を下回っており、長時間労働を是正し、年次有給休暇の取得促進等の取組が重 要な課題となっている。

≪本県の平均総実労働時間≫ (5人以上事業所)

Æ		岩手県			全国	
年	所定内	所定外	計	所定内	所定外	計
R3	1, 648	114	1,762	1, 517	116	1,633
R4	1,631	117	1,748	1, 513	121	1,634
R5	1,628	114	1,742	1, 516	120	1,636

(2) 監督機能の強化

○ 国では、労働局への「過重労働特別監督監理官」の配置等により、監督機能の強化措置を講じているが、依然として、多くの事業場で違法な時間外労働や賃金不払残業等の労働法令違反が確認されている。

また、無期転換ルール (労働契約法第 18 条、平成 25 年 4 月 1 日施行) による有期雇用労働者の無期雇用への転換や、労働法制の改正に合わせた新たな雇用ルールについても確保されるよう、労働基準監督官の増員等の監督機能強化が必要。

≪長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果》(岩手労働局発表)

	監督指導の	うち労働基準関係		主な違反事項	
年度	実施事業場数	法令違反があった	労働時間	賃金不払残業	健康障害
		事業場数			防止対策
R2	388 (100.0%)	265 (68.3%)	139 (35.8%)	36 (9. 3%)	86 (22. 2%)
R3	368 (100.0%)	262 (71. 2%)	119 (32. 3%)	29 (7.9%)	83 (22. 6%)
R4	301 (100.0%)	268 (89.0%)	147 (48.8%)	20 (6.6%)	66 (21. 9%)

6 地域に必要な人材の確保につながる育成就労制度と特定技能制度の構築

- 国では、令和6年2月9日に、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会 議」の最終報告書を踏まえ、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、次の方針 で検討を進めていくことを閣議決定したところ。
 - (1) 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設する。
 - (2) 現行の企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの、引き続き実施する意義のあるものは、育成就労制度とは別の枠組みでの受入れを検討する。
 - (3) 特定技能制度については、適正化を図った上で存続させる。
- 現行の技能実習制度では本人の意向による転籍は認められていないが、新たに創設される育成就労制度では、就労した期間が一定の期間を超えた場合には、所定の要件を満たすことで可能とする方針で検討が進められており、これにより賃金水準の高い首都圏をはじめとした都市部に外国人人材が流出することが懸念されることから、地方で必要な人材が確保できるような制度とする必要がある。
- また、育成就労制度は、人手不足分野における特定技能1号への移行に向けた人材育成を目指すものであることから、受入れ対象分野を特定技能制度における「特定産業分野」に限るものとし、新たに設定することとされているが、各産業における人材不足の状況を踏まえ、企業等の実情を反映した特定産業分野とする必要がある。

〔現行の受入れ対象分野〕

- ① 特定技能1号(相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人) 介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野、建設、造船・ 舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業(12分野)
- ② 特定技能2号(熟練した技能を要する業務に従事する外国人) 建設、造船・舶用工業(2分野)

【県担当部局】商工労働観光部 経営経支課

定住推進・雇用労働室 ものづくり自動車産業振興室

8 農林水産業における「担い手育成」

農林水産業を持続的に発展させるためには、意欲と能力のある経営体が、優れた技術を基に、農地、森林、漁場などの経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な経営を展開し、所得・雇用機会を確保・拡大することにより、若者等の地域への定着を図っていくことが必要となっています。

こうした中、地域の農林水産業をけん引し雇用の受け皿となる経営体の育成と、 新規就業者の確保・育成を図るため、「担い手育成」に関する施策の充実を図るよ う、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 農業の担い手に対する支援施策の充実・強化

- (1) 地域の農業を担う人材の確保・育成を図るため、就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターの運営に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 地域計画に基づく更なる農地の集積・集約化を図るため、「農地中間管理事業」の機構集積協力金交付事業について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (3) 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)に将来の地域の農業を担う者として位置付けられた経営体や、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図るため、「農地利用効率化等支援交付金(融資主体支援タイプ)」及び「担い手確保・経営強化支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

○ 地域の農業を担う人材を幅広く確保し育成するため、農業経営基盤強化促進法に基づき「岩手 県農業経営・就農支援センター」を設置し、税理士や中小企業診断士などの専門家派遣、就農希望 者への個別相談や県内外での就農相談会等を実施しているが、令和6年度の「農業経営・就農サポ ート推進事業」の配分額が要望額の61%にとどまっている。

【農業経営・就農サポート推進事業の予算配分状況】

	R5	R6
要望額(千円)	17, 841	20, 847
配分額(千円)	12, 365	12,774
配分率(%)	69.3%	61.3%

○ 農業経営基盤強化促進法に基づき、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域農業経 営基盤強化促進計画(地域計画) | を令和6年度末までに市町村が策定し、農地の集約化等を一 層進めることとしていることから、「農地中間管理事業」の機構集積協力金交付事業について、 令和7年度以降も予算を十分に措置することが必要。

【機構集積協力金交付事業の予算配分状況】

(単位:千円)

		H26∼H28	H29∼R3	R4	R5(実績見込)	R6(見込)
要望額		3, 885, 195	1, 382, 057	230, 255	627, 489	580, 153
交付	 打額	3, 878, 166	1, 357, 848	230, 255	627, 489	580, 153
	基金	3, 878, 166	27	230, 255	377, 108	580, 153
	補助金	0	1, 357, 821	0	250, 381	0
配分	李	99.8%	98.2%	100.0%	100.0%	100.0%
基金	透残高	40	593, 118	656, 472	700, 595	120, 442

- 「農地利用効率化等支援交付金(融資主体支援タイプ)」については、担い手の規模拡大や経営の 多角化等に有効である。
- 「担い手確保・経営強化支援事業」については、TPP対策として売上高の拡大や経営コスト の縮減などの経営発展に意欲的に取り組む担い手を支援するため、令和5年度も補正予算により措 置されたものであるが、本県の要望に対する配分はない。

【農地利用効率化等支援交付金の予算配分状況】

区分	R4 年度	R5 年度	R6 年度
要望額 (千円)	15, 012	39, 756	61, 441
配分額 (千円)	9,000	39, 756	26, 516
配分率(%)	60.0	100	43. 2

※ R3 年度まで「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」、R4 年度から「農地利用効率化等支援交付金」

【担い手確保・経営強化支援事業の予算配分状況】

区分	R3 年度補正	R4 年度補正	R5 年度補正
要望額 (千円)	106, 185	40, 157	43, 766
配分額 (千円)	20, 208	0	0
配分率(%)	19.0	0	0

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

≪要望事項≫

2 「新規就農者育成総合対策」における財政措置

次世代を担う農業者の確保・育成を図る「新規就農者育成総合対策」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、「経営発展支援事業」に係る地方財政措置を引き続き講じるよう要望します。

3 農業者研修教育施設の整備に係る支援

農業改良助長法に規定される農業者研修教育施設(農業大学校)は、就農促進や青年農業者等の担い手育成に重要な役割を果たしていることから、教育内容の充実強化を進めるための施設整備に対応できる事業の創設を要望します。

【現状と課題】

1 「新規就農者育成総合対策」について

- 本県では、毎年度、就農希望者や新規就農者 200 人以上が、「就農準備資金」、「経営開始資金(令和3年度までは農業次世代人材投資資金)」を活用。
- 県としても、新規就農者の発展段階に応じた体系的な研修や、農業改良普及センターによる営 農計画作成支援及び技術・経営指導に加え、農業機械・施設の導入支援などを行い、新規就農者 の確保・定着に向けた取組を行ってきたところ。

《新規就農者育成総合対策の実績》

区分	R1	R2	R3	R4	R5 (見込み)
就農準備資金	13,625 千円	17,750 千円	11,750 千円	22,500 千円	24,875 千円
*	(10人)	(11人)	(9人)	(15人)	(17人)
経営開始資金	311,362 千円	283, 378 千円	274, 260 千円	221,824 千円	226,800 千円
*	(251人)	(212人)	(211人)	(187人)	(159 人)
経営発展支援				32,746 千円	35, 389 千円
事業	ı	ı		(16人)	(14人)

- ※ R3 までは、農業次世代人材投資資金(準備型、経営開始資型)R2 は、就職氷河期世代の新規就農促進事業(新規就農支援緊急対策事業)を含む。
- 「新規就農者育成総合対策」については、本県の要望額に対し、100%措置されているところであり、これまでと同様に、必要な予算を十分に措置するよう要望するもの。また、経営発展支援事業の機械・施設等の支援に係る地方負担1/4について、地方財政措置を引き続き確実に講じるよう要望するもの。

2 農業者研修教育施設について

- 本県農業大学校の施設は、昭和40~50年代に整備されたものが多く、老朽化が顕著。
- これまで、国庫事業を活用して研修施設等の整備を実施してきたが、本館(教育棟)の整備に 活用可能な国庫事業がなく、財源確保が見通せないことから、本館の施設整備が先送りとなって きた。
- 就農促進や青年農業者等の担い手育成に対する中核的な教育機関として、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるため、防災機能の強化による安全・安心な教室環境の確保や学校施設の ZEB*化、バリアフリー化などに対応できる事業の創設が必要。
 - ※ ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (通称「ゼブ」)) 快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
- 農業大学校は、農業改良助長法第7条第1項第5号に規定された農業者研修教育施設であり、 同法に基づき、県が定める「協同農業普及事業の実施に関する方針」において、地域をリードす る農業者を養成するための中核的な機関と位置付け。
- 農業従事者の減少・高齢化が進行する中、青年農業者等の農業担い手養成機関として、農業者 研修教育施設(農業大学校)の果たすべき役割は、ますます重要となっている。

《農業大学校卒業生の就農率の推移》

		就農者数 E		就農率	
年度	卒業者数		自営就農	雇用就農	孤戾卆 B∕A
	A		С	D	D/ II
R1	40	16	6	10	40.0%
R2	52	34	9	25	65.4%
R3	43	23	5	18	53.5%
R4	50	29	10	19	58.0%
R5	49	27	6	21	55.1%

《これまでの整備状況》

施設名	竣工年	改修状況	財源等
本館・教育棟 S43~S58		トイレ改修 (R3)	国庫 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)
食堂	S61	改修 (H27)	国庫(地域振興基金(地域の元気臨時交付金))
学生寮	S43(男子)、	男子寮改築(H12~13)	国庫
子生尔	H4 (女子)	女子寮改修(H27)	国庫(地域振興基金(地域の元気臨時交付金))
体育館	S48	改築 (H27)	国庫(地域振興基金(地域の元気臨時交付金))
実習施設	S39∼R 元		
農産乾燥調 製施設整備	S58	改築 (H29)	国庫 (地方創生拠点整備交付金)
環境制御室整 備	H29	新築	国庫 (地方創生拠点整備交付金)
牛舎等	S62、63、H2	改築(H15、16)	国庫 (農業研修教育施設整備事業)
研修施設	Н7	_	国庫

《国庫補助事業の変遷》

	事業名	事業内容
平成 12~16 年度	農業研修教育施設整備事業	研修教育基幹施設型 (研修教育棟、宿泊棟施設)
平成 16~23 年度	強い農業づくり交付金	経営力の強化:新規就農者の育成・確保 整備事業:研修教育基幹施設整備 (研修教育棟、宿泊棟施設等)
平成24~令和2年度	農業人材力強化総合支援事業 (H24:新規就農総合支援事業) (H25~H28:新規就農・経営継承 総合支援事業) のうち農業経営者育成教育事業	地域中核教育機関への支援:新たな教育の実施に必要な教育施設の整備 (研修教育棟、宿泊棟施設等) ※既存施設の改修や更新は対象外
令和元年度補正	新規就農支援緊急対策整備事業	就農希望者のための研修施設整備
令和3年度~	新規就農者育成総合対策 (R3~4:農業人材力強化総合支援 事業) のうち農業教育高度化事業	農業大学校、農業高校等における農業教育の 高度化を図るため、各都道府県が作成する「農 業教育高度化プラン」の実現に向けた取組を 支援 (農業教育機関において、高度化プランの取 組に直接必要な研修用機械・設備の導入) ※施設整備は対象外
令和3年度補正 令和4年度補正 令和5年度補正	新規就農者確保緊急対策 のうち農業教育環境整備事業	農業大学校、農業高校等の農業教育機関において、実践的で高度な研修を実施するための施設等の整備 (研修棟、宿泊棟等の施設等) ※既存施設の更新は対象外

【県担当部局】農林水産部 農業普及技術課

≪要望事項≫

4 林業の担い手育成に対する支援の充実

将来の林業経営体の中核となる現場技術者を確保・育成するため、本県では、 平成 29 年度から「いわて林業アカデミー」を設置しており、研修生が経済的 な不安なく研修に専念できるよう「緑の青年就業準備給付金事業」について、 必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

○ 林業労働力の継続的かつ安定的な確保・育成のため、都道府県が設置する人材養成機関が全国的に増加している中、「緑の青年就業準備給付金事業」の配分額が満額とならない場合があり、意欲ある研修生が十分な給付を受けられなくなることが懸念。

【緑の青年就業準備給付金事業予算の推移(岩手県)】

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①研修生(人)	15	18	17	17	16	15	15	15
②受給者(人)	14	13	14	14	13	14	11	11
③要望額(千円)	19, 250	17, 875	18, 500	19, 633	18, 471	19, 892	15, 630	17, 050
④配分額(千円)	17, 262	16, 219	15, 330	19, 633	17, 336	19, 891	15, 629	9, 407
⑤配分率 (%) ④/③	89. 7	90. 7	82. 9	100.0	93. 9	100.0	100.0	55. 2

[※]令和6年度の配分額及び配分率は、第1次配分の数値

【緑の青年就業準備給付金事業予算の推移(全国)】

	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①国の予算額(百万円)	280	272	272	376	413	444	453	543
②人材養成機関数 (校)	18	18	19	20	22	23	24	27
③人材養成機関の定員(人)	402	442	452	492	552	577	592	756
④一人当たり子算額(万円)①/③	70	62	60	76	75	77	77	72

[※]一人当たりの給付上限額は、H28~R1:150万円、R2~:155万円(一定の条件を満たさない場合は125万円)

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

≪ 要望事項≫

5 漁業就業者の確保・育成に係る支援の充実

次代を担う意欲ある新規就業者を確保・育成するため、本県では、平成31年度から「いわて水産アカデミー」を設置しており、研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう、「経営体育成総合支援事業」のうち「次世代人材投資(準備型)事業」及び「新規漁業就業者確保事業(長期研修等)」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

6 被災地次世代漁業人材確保支援事業の拡充

- (1)漁家子弟の漁業就業を促進するため、「被災地次世代漁業人材確保支援事業」について、漁業学校等で研修を受ける際の支援対象に、後継者として就業する漁家子弟を追加するよう要望します。
- (2)経営開始直後の漁業就業者の経営リスクを緩和するため、「新規就農者育成総合対策(経営開始資金)」と同様の支援を追加するよう要望します。
- (3)「いわて水産アカデミー」などの漁業学校等への運営支援を追加するよう要望します。

【現状と課題】

1 漁業就業者の確保・育成に係る支援の充実

○ 令和5年度における経営体育成総合支援事業のうち、「次世代人材投資(準備型)事業」と「新規漁業就業者確保事業(長期研修等)」の配分額は、要望額の82.0%にとどまっており、研修生に対する十分な支援ができていないことから、必要な予算を十分に措置することが必要。

【経営体育成総合支援事業予算の推移(岩手県)】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
①研修生(人)*1	7	8	7	7	4	4
②受給者(人)*1	7	8	7	7	4	4
③要望額(千円)**2	8, 538	8, 723	8, 348	12, 518	4, 311	6,000
④配分額 (千円) ^{※2}	8, 538	8, 506	8,003	9, 638	3, 536	1
⑤配分率 (%) ④/③	100.0	97. 5	95. 9	77.0	82.0	1

- ※1 次世代人材投資(準備型)資金の対象者と長期研修生の合計人数
- ※2 次世代人材投資(準備型)事業と新規漁業就業者確保事業(長期研修)の合計額

2 被災地次世代漁業人材確保支援事業の拡充

(1) 漁家子弟を対象とした就業準備資金の拡充

- 令和6年度から被災地次世代漁業人材確保支援事業の内容及び予算が拡充されたものの、漁業 学校等で研修を受ける際に、漁家子弟が支援対象となっていない。
- 漁業就業者の高齢化が進行する中、沿岸漁業を持続的に発展させていくためには、漁家子弟に 親の漁業を継承させることにより、漁業経営体の世代交代を進めていくことが有効。

○ 漁家子弟の確実な漁業就業と地元定着を促進していくため、漁家子弟に対する就業準備資金等のインセンティブ制度を設けることが必要。

(2) 経営開始直後の就業者向け給付金の拡充

- 漁業就業者が独立起業するためには、漁船、漁具、養殖施設等の整備に係る初期投資が必要。
- また、経営開始直後は、漁業の技術が未熟であることに加え、漁船漁業では天然資源の減少による漁獲不振、養殖業では台風や低気圧による被害等のリスクもあるため、収入が不安定となり、経営が軌道に乗るまでの数年間は、多大な経営リスクを負う状況。
- このため、「新規就農者育成総合対策(経営開始資金)」と同様の給付金制度を創設し、収入 が不安定な経営開始直後の経営リスクを緩和することが必要。

(3) 漁業学校等の運営に対する支援の拡充

○ 本県では、水産業の次代を担う意欲ある新規就業者を確保・育成するため、平成 31 年 4 月に 「いわて水産アカデミー」を開講。

【いわて水産アカデミーの修了者数の推移】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
修了者数	7人	6人	7人	9人	5人	13人(研修中)
累計	7人	13 人	20 人	29 人	34 人	47 人(見込)

- 「いわて水産アカデミー」の運営費には、地方創生推進交付金(横展開タイプ)を充当していたが、当該交付金の交付期間は3年間のため、令和2年度をもって交付が終了。
- 現在は、研修生からの授講料に加え、県と会員団体(市町村、漁協等)の負担金で運営費を賄っているが、秋サケ等の主要魚種の不漁により、漁協等の経営状態が悪化する中、安定的な財源の確保が必要。
- 「いわて水産アカデミー」の運営を安定させ、漁業の担い手育成に向けたカリキュラムの充実を 図り、本県漁業の第一線で活躍できる漁業者を養成していくためには、国の財政支援が必要。

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

9 主要な水産物の不漁に対する対策の強化

近年、海洋環境の変化等により、本県水産業を支えてきたサケ、サンマ、スルメイカの水揚量は震災前の1割程度まで落ち込み、極端な不漁に見舞われています。

また、コンブ等大型海藻類などの藻場の減少が深刻であり、コンブ等を餌とする アワビの水揚量も震災前の3割程度まで減少しています。

これら主要水産物の不漁は、沿岸地域の経済や雇用を支える漁業、水産加工業のほか、流通業など関連産業にも甚大な影響を及ぼし、地域経済が崩壊しかねない危機的な状況となっています。

このため、本県では、県と関係団体で行った「不漁に打ち勝つ!岩手県水産業リボーン宣言」に基づき、主要水産物の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入などを強力に推進しています。

また、近年、国際合意で漁獲が制限されているくろまぐろについては、定置網での漁獲量が増加し、漁獲可能量を遵守するため、定置網に入網したくろまぐろを放流する際、入網している他の魚種も放流せざるを得ず、漁業経営に影響を及ぼしています。

ついては、更なる対策の強化に向け、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 主要水産物の資源回復に向けた取組の強化

(1) サケ資源の回復に向けた支援

近年の海洋環境の変化に伴いサケ資源が激減していることから、令和5年度補正予算で措置された「さけ増殖資材緊急開発事業」を継続するとともに、「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」等による、サケ資源の造成に向けた県外からの種卵確保への支援を継続するよう要望します。

また、国による北洋海域を含めたサケ回遊経路の広域的な調査を一層充実するとともに、県が実施する回帰率向上のための調査研究を支援するよう要望します。

さらに、近年の台風等の自然災害により、河口周辺に土砂等が堆積する河口閉塞が発生し、サケ親魚のそ上や、稚魚の降海に支障が生じていることから、河川の状況や地域の実情に応じて、ふ化場管理者が実施する土砂撤去等への支援事業を創設するよう要望します。

(2) くろまぐろ(大型魚)の漁獲可能量の拡大

海洋環境の変化等により、本県沿岸にくろまぐろ(大型魚)の来遊が増加し、漁獲量が増大していることから、引き続き、国際会議において増枠に向けた提案を行うとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しにより、本県への配分を拡大するよう要望します。

(3) 磯根資源の回復に向けた支援

アワビ等の磯根資源の回復に向け、地域の漁場環境を把握するための調査研究を支援するとともに、漁業者等が実施する藻場の造成や種苗放流等の一連の取組を支援するよう要望します。

また、漁場の保全活動など、漁業者等による取組をより一層推進するため、「水産多面的機能発揮対策事業」に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

さらに、効果的な藻場造成を進めるため、「水産資源を育む水産環境保 全・創造事業」について、造成後の効果を把握・検証するモニタリングの 期間を3年以内から5年以内に拡充するよう要望します。

(4) 回遊性魚類等の不漁要因解明、適切な資源管理の推進

サンマ、スルメイカの漁獲量が急激に減少していることから、不漁要因 を解明するための調査・研究を一層充実させるよう要望します。

また、回遊性の魚類等の持続的で安定的な漁獲が可能となるよう、国際的な漁業調整も含め、適切な資源管理を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 主要水産物の資源回復に向けた取組の強化

(1) サケ資源の回復に向けた支援

○ 秋サケの漁獲量は、震災前から減少が続いており、令和5年度は100トン台まで激減。また、ふ 化放流事業に供する種卵の確保が困難となり、令和5年度の稚魚生産実績は、計画を達成できず、 県外からの移入卵が採卵実績の大部分を占める危機的状況。

<岩手県におけるサケの漁獲量>

	震災前 A	令和4年度 B	令和5年度 C	C/A	C/B
漁獲量(トン)	25, 053	446	134	0.5%	30.0%

※ 震災前はH20~22年度平均の値

(岩手県調べ)

<サケ放流尾数の推移>

(単位:百万尾)

	震災前 [※] A	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5 B	B/A
放流尾数	442	389	309	371	413	180	232	53	94	56	12.7%

※ 震災前はH19~21年度平均の値

(岩手県調べ)

<サケ種卵の確保状況>

	一 1至り1・~~ 1年 レベルベルロー					(丰盛:沙湿)
	項目	R1	R2	R3	R4	R5
	計画	46, 000	45, 000	46, 000	8,600	8, 700
採	実績	20, 526	26, 045	5, 891	10, 803	6, 378
卯	うち県外移入	実績なし	4, 443	151	5, 563	4, 829
911	県外卵の割合(%)	-	17. 1	2.5	51. 5	75. 7

- 漁獲量の減少要因の一つとして海洋環境の変化に伴う放流後のサケ稚魚の減耗が指摘されていることから、県が取り組んでいる、生残率が高いとされる大型で強靱な稚魚の生産技術の開発等や 改良餌の導入に向けた支援のほか、県外からの種卵の移入などにより、資源の早期回復を図ること が必要。
- サケの回遊経路における海水温の上昇等海洋環境の変化が資源減少の一因と指摘されており、稚 魚の減耗要因の解明のため、北洋海域を含めた回遊経路における広域的な調査の充実が必要。
- 近年、台風等の度重なる自然災害に伴い河口閉塞が発生し、サケの親魚のそ上や、稚魚の降海に 支障が生じている状況であることから、気象災害等により河口閉塞が発生した場合の土砂浚渫等に 要する経費への支援が必要。

<参考1> 国の関連事業:「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」、「さけ増殖資材緊急開発事業」、「被災海域における種苗放流支援事業」

(2) くろまぐろ (大型魚) の漁獲可能量の拡大

- 国は、国際合意に基づきくろまぐろの漁獲可能量を設定し、各県に漁獲可能量を配分。その漁 獲可能量内で漁獲量が一定の水準に達した場合等には、採捕停止命令を行うなどの漁獲管理を実 施。
- 定置網は、漁法の特徴上、魚種を選択的に採捕することはできず、くろまぐろの入網は避けられないため、漁獲可能量を超えてくろまぐろが入網した場合には放流する必要があり、作業面や経営面で大きな負担が発生するとともに、入網している他の魚種も一緒に放流せざるを得ない状況。
- 配分されている漁獲可能量は、過去の漁獲実績と比べて少なく、近年、くろまぐろ(大型魚) の漁獲量が増加していることから、引き続き、国際会議において、国全体の漁獲枠の増枠を提案 するとともに、知事管理漁業への配分を増やすなど、配分方法の見直しにより、本県の漁獲可能 量の拡大が必要。

<岩手県のくろまぐろ漁獲可能量及び漁獲実績の推移>

(単位:トン)

(単位・万粒)

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
小型魚	漁獲可能量	54.9	93. 7	91.5	94. 1	96.8	78.8*
小室思	漁獲実績	41.9	85. 2	72.0	84. 7	93. 1	
大型魚	漁獲可能量	52.6	80.6	75.8	66. 6	64. 9	55. 1 ^{**}
八空思	漁獲実績	20.0	53. 2	67.0	63. 3	64. 1	

※ 令和6年度は当初配分を記しており、今後、追加配分がある見込み。

(3) 磯根資源の回復に向けた支援

- 本県のアワビは、生産量日本一を誇り、漁業者の経営を支える重要な磯根資源であるが、近年、 餌となるコンブ等の海藻の成育量の減少などを背景に漁獲量が減少。アワビ等の漁獲量の減少によ り漁業者の経営が厳しい中、アワビの種苗放流等に向けた経費の確保が難しい状況。
- 近年の藻場の減少は、冬場の海水温が例年に比べ高めに推移したことにより、ウニ等が活発に活動し、芽が出たばかりの海藻を食害することなどが原因。

- 本県では、令和2年度に「岩手県藻場保全・創造方針」を策定し、効果的な藻場造成を行うため、 ブロック等の設置によるハード対策とウニ除去などによるソフト対策を一体的に実施する方針。
- 海洋環境が変化している中で、アワビ資源を確実に回復させるためには、地域の漁場環境を把握するための潜水調査をはじめとした調査研究の充実とともに、漁場の生産力を回復するための藻場造成やウニ等の食害生物の除去、アワビの種苗放流等、漁業者や漁協等による漁場づくりを進めることが重要であり、これらの一連の取組を促進する総合的な支援制度が必要。
- 漁業者や漁協等が取り組む藻場保全活動を推進するためには、「水産多面的機能発揮対策事業」 の必要な予算を十分に措置することが必要。
- また、効果的な藻場造成を進めるためには、造成後の効果を把握・検証することが重要であり、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」で3年以内のモニタリングが可能となっている。 一方、国では、事業完了年度から5年間、定量的な事業効果(漁獲量及び資源量等)を求めていることから、モニタリング等への支援制度の拡充が必要。

<岩手県におけるアワビ及びウニの漁獲量>

	震災前 A	令和4年度 B	令和5年度 C	C/A	C/B
アワビ(トン)	343	111	101	29.4%	91.0%
ウニ(トン)	122	100	120	98.4%	120. 0%

※ 震災前はH20~22年度平均の値

(岩手県漁業協同組合連合会共販実績)

<岩手県における大型海藻類の藻場面積の推移>

	S53	НЗ	по	震災前	震災後(H27)	R2	B/A
	300	по	Н8	$(H17\sim 23)$	A	В	D/ A
藻場面積(ha)	2, 739	2, 736	2, 466	3, 280	2, 366	1, 446	61.1%

(岩手県藻場保全・創造方針(令和3年3月))

<水産多面的機能発揮対策事業(対策事業費)の岩手県への予算配分状況>

	要望額 A	配分額 B	B/A	活動組織数
R5 年度(千円)	14, 204	11, 422	80.4%	8組織(うち5組織が藻場保全活動)
R6 年度(千円)	11, 422	10, 698	93.7%	8組織(うち5組織が藻場保全活動)

<参考2> 国の関連事業:「水産多面的機能発揮対策事業」

(4) 回遊性魚類等の不漁要因解明、適切な資源管理の推進

- 〇 令和5年における本県全 13 魚市場の水揚量は、震災前の約4割にとどまり、このうち主要魚種であるサンマ及びスルメイカの水揚量は、震災前の1割程度と大きく減少。
- サンマ、スルメイカの資源量の回復に向け、不漁要因の解明と資源管理の推進が必要。

<岩手県における主要魚種及び全魚市場の水揚実績>

	震災前 A	令和4年 B	令和5年 C	C/A	C/B
サンマ(トン)	52, 240	3, 485	4, 366	8.4%	125.3%
スルメイカ(トン)	18, 547	2,010	2, 589	14.0%	128.8%
全魚市場(トン)	176, 765	79, 479	72, 708	41.1%	91.5%

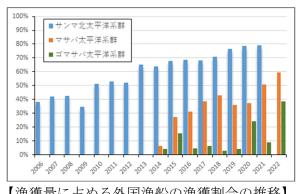
※ 震災前はH20年~22年平均の値

(岩手県調べ、属地集計)

○ また、回遊性魚類については、公海域におけ る外国船の漁獲圧が高まっていることから、資 源の適切な管理に向け、国別漁獲可能量の設定 など実効ある保存管理措置を実現するよう、北 太平洋漁業委員会(NPFC)会合を通じて、 関係各国との交渉を進めることが必要。

<参考3> 国の関連事業:

「水産資源調査・評価推進事業」



【漁獲量に占める外国漁船の漁獲割合の推移】

【県担当部局】農林水産部 水産振興課、漁港漁村課

≪ 要望事項≫

2 増加している資源の有効利用に向けた取組への支援

近年の海洋環境の変化によるマイワシやブリ等の水揚量の増加により、県内の水産流通加工業者にあっては、新たな魚種にも対応した商品開発や販路開拓が必要となっていることから、「持続可能な水産加工流通システム推進事業」について、加工機器の改良等に係る経費を支援対象とするよう要望します。

2 増加している資源の有効利用に向けた取組への支援

- 近年のサンマ、スルメイカ等の不漁による水揚量の減少と単価の高騰のため、県内の多くの水 産加工事業者は加工原料の調達に苦慮している状況にある。
- 一方、海洋環境の変化によりマイワシやブリ等の水揚量が増加していることから、これらの魚種の有効利用や高付加価値化による収益力の向上を図る必要がある。
- 増加している魚種の有効利用を図るためには、新たな魚種に対応した商品開発や販路開拓が 必要となっているが、令和6年度に新たに創設された持続可能な水産加工流通システム推進事 業においては、AI を活用した魚の自動選別機やワカメの自動芯抜き機などの機械の開発・改良 に係る経費は助成対象となっていない。
- <参考1> 国の関連事業 持続可能な水産加工流通システム推進事業

<参考2> 近年増加傾向にある魚種

(単位:トン、百万円、円/kg)

年	欠	5か年平均 (H18~22) ①	R1	R2	R3	R4	R5 ②	震災前比 ②/①
マイワシ	水揚量	250	19, 620	23, 181	21, 997	15, 466	16, 358	6, 543%
(全漁業種類)	水揚金額	31	1,040	1, 031	832	693	1, 142	3, 684%
搬入含む	単価	124	53	44	38	45	70	56%
ブリ	水揚量	3, 070	10, 938	8, 369	5, 120	5, 127	5, 562	181%
(全漁業種類)	水揚金額	328	1, 590	1, 009	640	1, 171	1, 414	431%
搬入含む	単価	107	145	121	125	228	254	237%
シイラ	水揚量	29	54	120	257	65	166	572%
(全漁業種類)	水揚金額	2	1	4	10	4	9	450%
搬入含む	単価	69	24	32	40	62	54	78%
マダコ	水揚量	34	61	516	315	149	711	2, 091%
(全漁業種類)	水揚金額	17	47	349	361	216	1, 022	6, 012%
搬入含む	単価	500	778	677	1, 144	1, 450	1, 438	288%

(岩手県調べ)

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

≪ 要望事項≫

3 新たな漁業・養殖業の導入等に向けた取組への支援

- (1) 養殖経営体の減少により、生産量が減少傾向にあることから、地域の養殖 形態に対応した省力化機器の開発・改良や、ICT等の先端技術を活用した スマート水産業の実現に向けた取組を支援するよう要望します。
- (2) 海水温の上昇により、ワカメやホタテガイ等の養殖に影響が生じている ことから、養殖の生産工程の見直しや、高水温に強いアサリなどの新たな養 殖種の導入に向けた取組を支援するよう要望します。
- (3) 主要魚種の記録的な不漁により、地域の活力低下が懸念されていることから、海や漁村の地域資源を最大限に活用しながら、地域を活性化していく海業を推進するため、「浜の活力再生・成長促進交付金」等について、地域が取り組む活動経費を支援対象とするなど、事業内容を拡充するとともに、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 3 新たな漁業・養殖業の導入等に向けた取組への支援
- (1) スマート水産業の実現に向けた取組への支援
- 養殖生産量は、生産者の高齢化や減少により震災前の水準にまで回復しておらず、生産量の回復には、新規就業者を確保するほか、一経営体当たりの生産性を高めることが重要。このため、ワカメ養殖における自動刈取り装置や芯抜き装置、カキ養殖における自動殻むき機など、地域の養殖形態に対応した省力化機器の研究開発や、スマートフォンを利用した養殖生産管理システムなどのICTを活用したスマート水産業の実現を推進することが必要。
- <参考> 国の関連事業:「スマート水産業推進事業」

(2) 海洋環境の変化に対応した新たな養殖種の導入に向けた取組への支援

- 本県の沿岸では、記録的に高い水温が続いており、気象庁によると、令和5年7月には三陸沖の海洋内部の水温が、平年より10℃も高い水温となった。
- 海水温の上昇により、ワカメの養殖開始時期の遅れ、ホタテガイの成長不良やへい死などの 影響が生じている。
- 海水温の上昇が進む状況下において、今後も養殖生産量を維持するためには、海洋環境の変化に対応した、養殖の生産工程の見直しや新たな養殖種の導入を早急に進める必要がある。
- 県では、ワカメやホタテガイの種苗生産体制の見直しや、高水温に強いアサリの事業化に向けた養殖試験に取り組んでいるところ。
- このような取組の事業化に当たっては、漁業・養殖業復興支援事業(がんばる養殖復興支援 事業)を活用できるが、実証試験も含めた試行的な取組は、本事業による支援の対象となって いない。

(3) 海業の推進への支援

- 国では、水産物消費の大幅な減少、主要魚種の不漁等の重要な課題に対応し、水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を推進するため、漁港漁場整備法を改正し、漁港施設の貸付期間を最大30年とするなどの仕組みを構築したところ。
- また、海業振興の先行事例を創出し、広く普及を図っていくための「海業振興モデル地区」や、 地域の取組を積極的に支援する「海業の推進に取り組む地区」を選定し、海業を推進することと している。

≪国によるモデル地区等の選定≫

マハ	国の支援	選定地区数			
区分	国の文仮	(全国)	本県選定地区		
海業振興モデル地区	海業の取組計画策定	12 地区	吉里吉里漁港地区(大槌町)		
	支援等				
海業の推進に取り組む	助言や海業の推進に	54 地区	吉里吉里漁港地区(大槌町)		
地区	関する情報提供等		箱崎地区(釜石市)		

- 県では、令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金の採択を受け、海業の理解醸成に向けた シンポジウムの開催や、国が令和5年度に海業の取組計画策定支援を実施した吉里吉里漁港地区 等を対象として、海業のビジネスモデルづくりへの支援を行うこととしている。
- しかし、本交付金は事業期間が最大3年と定められているほか、各都道府県要望額に対して国の予算が不足しており、令和7年度以降における本交付金の採択結果によっては、取組の継続性が確保できなくなる可能性がある。

≪デジタル田園都市国家構想交付金地方創生推進タイプの計画事業費≫

区分	R6	R7	R8
海業推進モデル	5,378 千円	5,378 千円	5,378 千円

- 海業振興に当たっては、各地域の実情に応じて、事業の採算性の検証も含めたビジネスモデルづくりが重要であるが、これらの取組に係る経費は、水産庁の海業支援事業である「浜の活力再生・成長促進交付金」等の支援対象となっていない。
- このため、「浜の活力再生・成長促進交付金」等について、海業のビジネスモデルづくりも含めた地域が取り組む活動経費も支援対象とするなど、計画策定から施設整備までを総合的に実施できるよう、事業内容を拡充するとともに、海業の取組を各地域で展開できるよう、本交付金の十分な予算の確保が必要。

≪水産庁の海業支援事業の活用見込み(国費ベース)≫

(単位:百万円)

事項	R6	R7	R8	R9
計画策定、施設整備等	2. 5	2.5	103	205

《水産庁海業支援事業費の推移(国費ベース)》

(単位:百万円)

事項	R4 当初 A	R5 当初 B	R6 当初 C	C/A	C/B
浜の活力再生・成長促進交付金	2,655	2, 402	1, 952	73.5%	81.3%
漁港機能増進事業	645	600	450	69.8%	75.0%

※ 海業以外の予算も含む。

≪要望事項≫

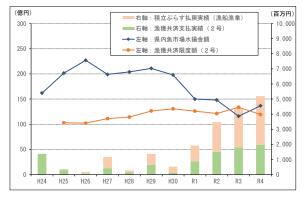
危機的な不漁に対応する経営安定対策の充実

- (1) 主要な水産物の不漁が続き、漁業者の収入が減少していることから、漁業 経営の安定に不可欠な「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」につい て、柔軟な運用と十分な予算を確保するよう要望します。
- (2) 「漁業経営セーフティーネット構築事業」について、燃油価格の高騰対策 等を継続するよう要望します。
- (3) 漁業用資材・放流用種苗の価格高騰の影響を緩和するため、価格上昇分を 支援する事業を創設するよう要望します。

【現状と課題】

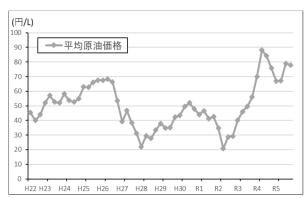
4 危機的な不漁に対応する経営安定対策の充実

- 漁業共済制度は、不漁、魚価安、自然災害等による漁獲金額の減少を補填するもので、漁業者の 経営安定に欠かすことのできない制度。
- 不漁による水揚金額の減少が続くことにより、共済限度額(直近5ヶ年の5中3平均)が減少し、 漁業者への共済金支払いが年々減少することが懸念され、水揚金額の減少が共済限度額の算定に影 響しないようにする特例措置など柔軟な対応が必要。
- 全国的な不漁に対応し、漁業収入を安定させるためには、漁業収入安定対策事業等の予算の十分 な確保が必要。
- 原油価格の上昇に伴い、ガソリンや軽油、重油の価格は2014年以来の高値水準となり、今なお、 高騰が続いている状況にある。これら燃料の高騰は、漁船漁業の燃料費の増加など、漁業者の経営 に影響を及ぼしている一方で、ロシア・ウクライナ情勢が、世界の原油価格や需給に大きな影響を 与えており、更なる急騰に備え、「漁業経営セーフティーネット構築事業」による漁業者の経営安定 に向けた支援の継続が必要。



【岩手県の魚市場水揚金額と共済限度額等の推移】

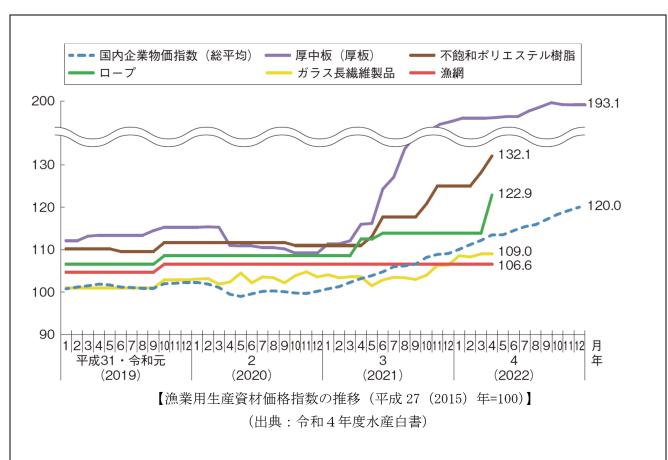
(出典:岩手県漁業共済組合事業報告書)



【平均原油価格の推移】

(出典:漁業経営安定化推進協会HP)

- 漁業用ロープの価格は令和4(2022)年4月に1か月で10%近く急激に上昇している。
- FRP(繊維強化プラスチック)漁船の建造に使用されるプラスチックの一つである不飽和ポリ エステル樹脂は、令和3 (2021) 年後半以降上昇し、平成27 (2015) 年の価格と比較して、32%上 昇している。



○ 燃油、資材価格の高騰の影響により、県内の放流用種苗の価格が最大で45%上昇している。 < (一社) 岩手県栽培漁業協会における種苗価格>

	サイズ	令和4年度①	令和5年度②	上昇率②/①
アワビ	<u> </u>	2.1円	2.4円	114.3%
ウニ	殻径1mmあたり	1.4円	1.8円	128.6%
ナマコ	体長 1 mmあたり	1.1円	1.6円	145.5%
アユ	1 kgあたり	13, 636. 4 円	16,000円	117.3%

【県担当部局】農林水産部 水産振興課

10 地方創生のための地方大学の振興

地方創生を実現し、将来にわたって持続的に成長していくためには、その礎となる人材を育成することが極めて重要であり、有為な人材の輩出と活力の創出に貢献する地方大学が果たす役割はこれまでにも増して大きくなっていることから、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 地方大学の魅力を高める施策の充実

「地域連携プラットフォーム」による人材育成、地元定着、地域活性化などの 取組に対する支援のほか、大学が行う地域課題解決のための取組への支援など、 私立大学も含めた地方大学の魅力を高める施策の充実を要望します。

2 地方大学の運営基盤の強化

地方大学の持続可能な運営が図られるよう、その運営基盤を支える運営費交付金等の財政支援の充実を要望します。

【現状と課題】

1 地方大学の魅力を高める施策の充実

- 「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」は令和元年度で終了したが、地方大学が地域課題解決等に取り組むための継続的な支援が必要。
- 複数の高等教育機関、地方公共団体及び産業界等が、各地域における将来像の議論や具体的な連携・交流の方策について議論する体制として「地域連携プラットフォーム」の構築が各地域で図られるよう、令和2年10月に文部科学省ではガイドラインを策定。本県では、人材育成や地元定着の取組など、地方創生に向けた取組の推進のため、「いわて高等教育地域連携プラットフォーム」を令和3年6月に構築した。

○ 令和5年度からは、プラットフォームの枠組みを活用して文部科学省の「地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業」による取組を展開しているところであり、引き続き、地域課題の解決に向けて高等教育機関が産業界や行政等と連携して実施する取組への支援策の充実が必要。

2 地方大学の運営基盤の強化

○ 国立大学法人岩手大学における運営費交付金は、震災以降、一時復興関連事業の実施に伴い、増額されていたが、プロジェクト事業による増加分を除けば、減少傾向にある。

(単位:億円)

年度	H16	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
運営費交付金 決算額	76. 5	72. 1	82. 5	82. 9	80. 7	79. 2	69. 3	71. 4	71. 7	75. 4	70.9	71. 4	66. 7

- ※ H24~27 年度は、震災復興関連事業によって増額。H29~R1 年度はプロジェクト事業や退職手当等によって増額。(出典) 国立大学法人岩手大学決算報告書
- 国における運営費交付金の全体予算額においても、平成25年度までは一貫して減少し、近年は 横ばい傾向にある。なお、近年、運営費交付金中の基幹経費を毎年一定割合で削減し、年度ごとの 評価に基づいて、特定の戦略・目的等に関連付けられた経費として再配分される仕組みが導入され、 この再配分の割合が拡大する方向にあり、法人による中長期的な視点に立った自律的・戦略的な経 営が困難。

(単位:億円)

年度	H16	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
予算額	12, 415	11, 585	11, 528	11, 366	10, 792	11, 123	10, 945	10, 945
年度	H29	Н30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
予算額	10, 970*	10, 971**	10, 971	10,807	10, 790	10, 786	10, 784	10, 784

※ 国立大学法人機能強化促進費を含む (H29:45 億円、H30:89 億円。令和元年度は廃止され、再配分の原資に活用)。

(出典) 第4回 非社会保障ワーキング・グループ (H27.10.28) の配布資料に以後の予算額を追記

○ 公立大学への運営費交付金については、地方交付税措置が講じられているが、実態に見合った算 定がなされていない。また、トップランナー方式により、基準財政需要額が減少したため、実態と の乖離が拡大している。

「岩手県立大学運営費交付金(通常分)と基準財政需要額の算定額」(単位:億円)

R5 運営費交付金	基準財政	汝需要額	差引
(A)	H28	R5 (B)	(B-A)
34. 9**	25. 7	21.8	△13. 1

※ 運営費交付金(通常分)のうち、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減 免分を除く

【県担当部局】ふるさと振興部 学事振興課

11 半導体関連産業振興への支援

デジタル化やカーボンニュートラルは、世界的に全ての産業・社会において加速度的に進展しており、これらを支える半導体の需要と重要性は今後益々高まっていくことが見込まれています。このような中、半導体製造企業は拠点建設に向けた投資に積極的であり、経済安全保障の確保や円安による影響、国による大型の設備投資支援もあり、国内への投資が加速しているところです。

こうした中、令和5年度補正予算において「地域産業構造転換インフラ整備推進 交付金」を創設する等、国による支援策が講じられているところでありますが、本 県における半導体関連産業の更なる集積と競争力強化を図るため、今後更に必要と なるインフラの整備等に対する各種支援や人材確保・育成、サプライチェーンの強 靭化等に対する各種支援策を講じるよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 地方自治体等が行うインフラの整備等に対する支援

半導体製造企業の誘致や規模拡大に当たっては、工場用地の確保・整備と併せて、工業用水道施設や終末処理施設、アクセス道路の整備など多大な投資が求められることから、これら関連インフラの整備に必要な予算措置の継続と拡充を要望します。

特に、半導体製造工場へのアクセス道路等については、生産能力の拡大に伴い、通勤・関連車両の通行が増加し、渋滞の解消や物流の効率化のための整備や交通安全対策が必要となることから、これに対する支援を行うよう要望します。

また、製造工程で使用する大量の水を供給するための水利権の確保や国内投資の円滑化に向けた支援を講じるよう要望します。

加えて、半導体製造に当たっては、大量の電気を消費することから、民間企業が行う電源開発に対する支援を講じるよう要望します。

2 地方自治体が行う人材確保・育成プログラムに対する支援

地方自治体が行う半導体・電子デバイス関連の人材確保・育成プログラムに 対する支援を行うよう要望します。

3 サプライチェーン強靭化対策への支援

サプライチェーン強靭化のための国内投資に係る支援策について、次年度以降も継続し、必要な支援を受けられるよう十分な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 地方自治体等が行うインフラの整備等に対する支援

- 本県半導体製造企業誘致に係る工業用水道施設や終末処理施設、アクセス道路などインフラの整備については、国の令和5年度補正予算において、新たな交付金(地域産業構造転換インフラ整備推進交付金)を創設し、本県が行うインフラの整備事業に対する支援策を構築していただいたところであるが、引き続きインフラの整備を行う必要があるため、国による確実な財政支援が必要である。
- 令和7年度以降も大手半導体製造企業の需要に応え、安定的に工業用水を供給するため、新北 上浄水場の整備を進めることとしている。
- また、大手半導体製造企業の操業開始以来約2,000名の雇用が創出され、通勤や関連車両の通行が増加し、周辺道路では渋滞が発生。加えて、キオクシア岩手㈱が現在建設中の第2製造棟及び新管理棟が完成した場合、更なる雇用拡大が見込まれ、これまで以上の交通量の増加に伴う渋滞の悪化が懸念される。

そのため、渋滞解消や物流の効率化のための道路整備、交通安全対策を実施していく必要がある。

【岩手県における地域産業構造転換インフラ整備推進交付金の状況】

■令和5年度配分額 計13億円

(1) 工業用水道整備事業

事業名	北上中部工業用水道事業(岩手県企業局)				
事業費 約 196 億円(令和 5 年度交付額 5.4 億円)					
事業期間	令和5年度~令和10年度				
事業概要	新北上浄水場の増設等				

(2) 下水道整備事業

事業名	北上市 特定公共下水道終末処理場増設事業(北上市)				
事業費	約95億円(令和5年度交付額 7.6億円)				
事業期間	平成 31 年度~令和 6 年度				
事業概要 排水処理量の増大に対応するための下水処理場の増設					

■令和7年度以降の新規要望事業(道路整備事業 令和7年度以降の事業費は約52億円)

事業名①	市道川原町南田線道路整備(北上市)					
事業費	約 14 億円					
事業期間	令和5年度~令和9年度					
事業概要	渋滞解消のための3車線化 L=2.8km					

事業名②	市道飯豊成田線道路整備(北上市)		
事業費	約 25 億円		
事業期間	令和7年度~令和16年度		
事業概要	国道の渋滞解消や物流効率化のため並行路線への接続道路を整備		
	L=2.2km		

事業名③	市道山の神東横断線道路整備(花巻市)				
事業費	約1億円				
事業期間	令和5年度~令和9年度				
事業概要	通勤車両等の増加に伴う危険な隘路の解消 L=0.3km				

事業名④	市道寺林線道路整備(花巻市) 約 20 億円				
事業費					
事業期間	平成 18 年度~令和 13 年度				
事業概要	物流効率化や通勤車両等の増加に伴う渋滞解消のための道路整				
	L=3.2km				

事業名⑤	県道北上東和線歩道整備(岩手県)				
事業費	約3億円				
事業期間	令和7年度~令和10年度				
事業概要 通勤車両等の増加に伴い危険な通学路の歩道整備 L=0.2km					

- 県南地域では、半導体関連産業を始めとしたものづくり産業の集積が進んでおり、今後も企業の業容拡大に伴う工業用水の需要増加が見込まれることから、新たな水利権の確保が不可欠である。しかし、北上川における水利権には、既に利用権が設定されている状況であり、半導体関連産業の更なる集積と競争力強化を図るため、新たな水利権の確保に向けた国の支援が必要である。
- 電力の確保においても、ベースロード電源の確保や供給施設整備において、民間電力会社の負担が大きいことから、国において支援を行う必要があると考える。

2 地方自治体が行う人材確保・育成プログラムに対する支援

○ 人材の確保・育成については、近年の本県における半導体製造企業による旺盛な設備投資や新規立地等により、雇用の場が広がったところであるが、人口減少や人材確保に向けた企業間競争の激化により、人材の確保に苦労している企業が多い。このため、県では、全庁を挙げて人口減少対策に取り組むこととしており、ものづくり産業振興部門においては、産学官が連携し、小中学生の頃からものづくりに触れる機会を提供する取組の他、高校生等を対象とした工場見学等県内企業を知る機会の創出や大学生等を対象とした半導体講座やインターンシップ等「いわて半導体アカデミー」の実施等の取組を進めているところであり、令和6年度には、国の令和5年度補正予算デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)を活用し、半導体関連人材育成施設を整備する等取組を加速させる予定である。人口減少等により、今後はより一層、働き手の確保・育成に向けた取組の重要性が増すことから、国の支援が必要である。

3 サプライチェーン強靭化対策への支援

○ サプライチェーン強靭化については、今後も大手半導体関連企業の業容拡大が進むものと見込まれ、新たなサプライヤー企業の誘致や誘致企業と地場企業との協業促進、関連企業間におけるニーズ・シーズのマッチング等の取組を重点的に行うことから、国の支援が必要である。

【県担当部局】商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室県土整備部 道路環境課

12 職業能力開発に係る支援制度の充実

県内においては、産業集積の進展や人口減少等に伴い、ものづくり分野をはじめとする県内企業の人手不足が続いており、若者技能者などの人材の育成・確保が課題となっています。

地方創生を推進し、県内経済を維持・拡大するためには、地域や企業が必要とする人材の育成・確保が重要であることから、地域の産業を支える人材の育成に向けた職業能力開発に係る支援制度の充実について、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 県立職業能力開発施設の運営や施設設備整備に係る予算の確保

県立職業能力開発施設を安定的に運営するとともに、職業訓練に必要な施設を計画的に整備するため、職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金 及び職業能力開発校設備整備費等補助金について、十分な予算を確保するよう 要望します。

- 2 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度創設 地域の産業界の持続的な発展を支える人材を育成するため、公共職業能力開 発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度を創設するよう要望します。
- 3 技能検定手数料の減免措置の拡充

ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、令和4年度・6年度と 相次いで縮小変更されている技能検定手数料減免措置について、減免措置の対 象範囲・額を復元・拡充し、これに必要な予算を確保するよう要望します。

4 離職者等再就職訓練事業の充実

近年の物価上昇に対応するとともに、デジタル技術の習得のニーズの高まりなどの環境変化に的確に対応するため、離職者等再就職訓練事業の委託費について、民間教育訓練機関の実態を考慮した訓練実施経費の単価増額など、制度の充実を図るよう要望します。

5 認定職訓練事業の補助対象者の緩和

建築大工・左官等を生業とする中小企業の事業承継は、地域にとって重要な 後進育成であるものの、認定職業訓練費補助制度において、雇用保険被保険者 になれない家族従事者等は補助対象外となっているため、補助対象とするよう 要望します。

【現状と課題】

1 県立職業能力開発施設の運営や施設設備整備に係る予算の確保

- 県立職業能力開発施設の運営に対して交付されている職業転換訓練費交付金及び離職者等職業訓練費交付金は、職業能力開発促進法施行令及び雇用保険法施行令に定める基準に基づき、各都道府県の雇用労働者数、求職者数、学卒就職者数、訓練生数等に応じて交付額が決定されているが、年々配分額が減少しており、令和5年度の本県への交付額は前年度より約7百万円(2.0%)の減額となった。
- 県立職業能力開発施設の安定的な運営には、国において、全国の訓練生数等に応じた同交付金の十分な予算の確保と、安定的な財政支援が必要である。

年度		R1	R2	R3	R4	R5
全国の都道府県立施設数		159	161	162	160	160
	うち短大	14	14	15	15	15
	うち職業能力開発校	145	147	147	145	145
国の交付金予算額(億円)		116. 6	124. 5	124. 5	124. 5	124. 5
本県への交付額(百万円)		396. 4	406.5	398. 4	383.8	376. 5

[※]交付金の額は、職業転換訓練費交付金及び離職者等職業訓練費交付金の合計

- 県立職業能力開発施設の施設設備整備に対して交付される職業能力開発校設備整備費等補助金については、雇用調整助成金の支出による雇用保険特別会計収支の悪化に伴い、令和5年度は事業実施計画の策定に先立ち提出した整備計画に対して、設備整備が約10%減額された内示となった。その後増額申請が認められたが、安定した予算の確保が必要である。
- 設置から相当年数が経過している施設の修繕や、時代とともに進化する設備の更新に計画的に 対応していくため、国による十分な財政支援が必要である。

2 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度創設

- 国では、平成29年度に、経済的な理由で進学を断念せざるを得ない学生等の進学を後押しすることを目的に給付型奨学金制度を創設するとともに、高等教育の無償化の実施に向けて、令和2年度から「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、授業料等減免制度の創設及び給付型奨学金の支給の拡充が実施された。
- しかし、当該支援は、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校の学生等が対象であり、職業能力開発短期大学校等の公共職業能力開発施設で学ぶ訓練生は対象となっていない。
- 厚生労働省においては、大学等の学生等と同様な授業料等減免措置が受けられるよう、令和2年度から、職業能力開発短期大学校等で学ぶ訓練生を対象にした授業料等減免制度を創設されたところであるが、給付型奨学金制度の創設は行われていない。
- 誰一人取り残さない社会づくりとして、経済状況にかかわらず、安心して技術や知識を習得でき、社会に貢献する転機となる環境が重要であることから、大学生等と同等の経済的支援を行う必要がある。

3 技能検定手数料の減免措置の拡充

- 都道府県が実施している技能検定制度については、ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、国の補助制度の下で、若年者に対する技能検定手数料の減免措置を実施している。
- 当該減免措置について、令和4年度・6年度と相次いで縮小変更され、対象級が3級の実技試験に限定された。

令和4年3月31日まで 次の要件を全て満たす者。

- ア 技能検定の2級又は3級の 実技試験を受検する者
- イ 35 歳未満の者(実技試験 実施日が属する年度の4月1 日において35歳に達してい ない者)
- ウ 出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号。) 別表第一の上欄の在留資格を もって在留する者以外の者⇒ 外国人技能実習生は除く

令和4年4月1日から 次の要件を全て満たす者

ア 技能検定の2級又は3級

- の実技試験を受検する者 イ 25 歳未満の者(実技試験
- 実施日が属する年度の4月 1日において25歳に達して いない者)
- ウ 雇用保険法(昭和49年法 律第116号)第4条4条第 1項に規定する被保険者 (実技試験受検申請日にお いて雇用保険被保険者であ る者)
- エ 出入国管理及び難民認定 法 (昭和 26 年政令第 319 号) 別表第一の上欄の在留 資格をもって在留する者以 外の者

令和6年4月1日から 次の要件を全て満たす者

- ア ものづくり分野の技能 検定の<u>3級の実技試験を</u> 受検する者(都道府県方 式は全て対象となる)
- イ 23 歳未満の者(実技試 験実施日が属する年度の 4月1日において23歳に 達していない者)
- ウ 出入国管理及び難民認 定法(昭和26年政令第 319号)別表第一の上欄 の在留資格をもって在留 する者以外の者

○ ものづくり分野に従事する若者の確保・育成のため、令和4年度・6年度と相次いで縮小変更されている技能検定手数料減免措置について、減免措置の対象範囲・額を復元・拡充し、令和3年度まで対象としていた2級の実技試験受検を含めた35歳未満の全ての受験者へ9,000円を補助する必要がある。

4 離職者等再就職訓練事業の充実

- 県では、国からの委託を受けて離職者等再就職訓練事業を実施し、離職者の早期の就職に向けた支援を行っている。
- 離職者等再就職訓練事業の委託費については、事業実績に基づく上乗せ部分の改善はあるものの、主たる訓練の知識等習得コースにおける訓練実施経費は平成19年から5万円のままで、近年の人件費や物価の上昇に対応していない。
- 消費者物価指数の上昇に呼応し、訓練実施経費の単価増額が必要である。

5 認定職訓練事業の補助対象者の緩和

- 職業訓練法人等が認定職業訓練を行う場合に要する経費について、国から 1/3 の補助がある。
- 経費の補助対象となる訓練生は、中小企業事業主に雇用されている者(雇用保険の被保険者)・ 建築大工・左官等の一人親方等の労災保険特別加入者等であり、中小企業の事業主及び家族従事 者については労災保険特別加入者であっても(一人親方等ではないため)補助対象外となってい る。
- 家族従事者は、将来、中小企業事業主として地域を支えていく立場にあり、認定職業訓練の受講は、技能及び事業の安定的な継承、地域経済の発展にとって必要不可欠であるため、補助対象として支えていく必要がある。

【県担当部局】商工労働観光部 定住推進·雇用労働室

13 子育てしやすい雇用・労働環境の整備

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、令和4年4月以降段階的に施行されたところであり、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、制度の実効性を高めていくことが必要です。

また、出生率の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な雇用・労働環境などが背景にあると考えられ、労働力の不足や出生率の低迷を解消するためには、仕事と家庭を両立しやすい雇用・労働環境の整備や子育て中の女性の復職・再就職支援が重要であることから、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 両立支援等助成金の財源の確保等

仕事と家庭の両立支援のための雇用・労働環境整備に取り組む事業主に対する両立支援等助成金制度について、制度の継続と十分な財源の確保を図るとともに、支給要件の緩和や手続の簡素化など事業主が利用しやすい制度とすることにより、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを一層推進するよう要望します。

2 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止について指導強化するなど、女性のキャリア形成のための雇用・労働環境の整備を一層推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 両立支援等助成金の財源の確保等

- 令和4年4月から柔軟な育児休業の枠組みの創設や育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け等を規定した改正育児・介護休業法が施行されたほか、一般不妊治療への公的保険適用も開始されたところ。
- 国では、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正や両立支援等助成金等の制度を設けて支援を推進しているが、法律上策定が努力義務とされている常時雇用 100 人以下の企業における「一般事業主行動計画」の策定や、仕事と家庭の両立支援に資する助成金について、より一層の普及啓発が必要。
- 両立支援等助成金について、令和5年度補正予算により、育児休業取得時の業務代替支援を独立・拡充させた「育休中等業務代替支援コース」を創設したほか、令和6年度予算では、前年度を大幅に上回る予算を確保(181億円、前年度日1.81)しており、今後、こうした支援を継続するとともに、事業主が利用しやすい制度とすることにより、企業における職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりの一層の推進が必要。
- 育休中等業務代替支援コースにおいて「業務の見直し・効率化のための取組を実施」が支給要件となっており、取組のすべてを「業務代替期間の開始日までに実施」する必要があるとされているが、「代替開始期間開始後1週間程度までの実施」に延長するなど支給要件の緩和が必要。
- 育休中等業務代替支援コースの場合、申請に必要な書類が16~19種類求められている。可能な限り添付書類を少なくするなど手続きの簡素化が必要。

【両立支援等助成金】

(1) 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金) 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得 した男性労働者が生じた事業主に支給

(2) 育児休業等支援コース

「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に支給

(3) 育休中等業務代替支援コース (新規)

育児休業や育児短時間勤務期間中の業務体制整備のため、業務を代替する周囲の労働者への 手当支給や、代替要員の新規雇用(派遣受入含む)を実施した中小企業事業主に支給

(4) 柔軟な働き方選択制度等支援コース (新規)

育児期の柔軟な働き方に関する制度等を導入した上で、「育児に係る柔軟な働き方支援プラン」により制度利用者を支援した中小企業事業主に支給

(5) 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に 取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介 護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に支給

(6) 不妊治療両立支援コース

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に支給

◎一般事業主行動計画の策定及び認定状況(企業数)(厚生労働省公表:令和5年9月末現在)

	常時雇用 101 人以上	常時雇用 100 人以下
	(策定義務付け)	(策定は努力義務)
岩手県	453 (100%)	705
全 国	49,669 (99.0%)	57, 214

2 妊娠・出産や育児休業を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

育児休業に関する要件の緩和や、職場における不利益取扱いの防止については、平成29年1月に育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正されたところであるが、不利益取扱いに関する相談件数は高い水準で推移している状況。

令和2年6月から妊娠・出産や育児休業に起因する問題に関する事業主の責務が強化されたところであり、引き続き岩手労働局など関係機関と連携し、企業や労働者に対する関係法令の周知 徹底が必要。

※ 女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律の公布により、職場のセクシュアルハラスメント対策、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策等について、法及び指針の定めにより事業主が講ずべき措置とされた。

◎妊娠・出産や育児休業等に係る不利益取扱いに関する相談件数の推移

年度	婚姻、妊娠	長・出産等	育児は	木業等
	岩手県	全国	岩手県	全国
令和2年度	35 件	5,021件	38 件	6,234件
令和3年度	40 件	4,508件	38 件	6,026件
令和4年度	49 件	4,717件	30 件	6,673件

(岩手労働局:「個別労働紛争解決制度施行状況について」、

厚生労働省:「都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における法施行状況について」)

【県担当部局】商工労働観光部 定住推進·雇用労働室

14 総合的な少子化対策の推進

本県の令和4年の合計特殊出生率は1.21であり、これまでで最も低くなっています。少子化は、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少など、住民生活や地域社会の存続に深刻な影響を及ぼすため、最優先で取り組むべき課題です。

少子化傾向を反転させるには、安心して子どもを生み育てられる環境を整備する必要があり、その対策として、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する数の子どもを持つことができるよう、出会いの場の創出や、結婚から出産・子育てに至るまでライフステージに応じた支援を行っていくことが重要です。

子ども子育て支援施策の多くは地方が担っており、国と地方が適切な役割分担のもと推進していく必要があり、地方が円滑に実効性ある取組を展開できるよう、財源の安定確保、ライフステージに応じた切れ目ない支援策の充実について、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 子ども・子育て施策に係る財源の安定確保

自治体の財政力の差などにより、子ども子育て支援施策に地域間格差が生じることなく、全ての家庭において安心して子どもを生み育てることができる環境を整えられるよう、全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実な措置がされ、地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が活かせるよう、国の責任において、地方財政措置を含め地方財源について確実に措置されるよう要望します。

2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

少子化対策の推進に当たっては、結婚を希望する方への出会いの場の創出や、 安全・安心な出産環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービス等の充 実など、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していく必要があること から、地域が取り組む少子化対策について自由度の高い財政支援の充実を図るよ う要望します。

また、国を挙げて、家庭や子育ての大切さや、妊娠・出産に関する正しい知識を普及啓発するなど、若者のライフデザインの構築支援に積極的に取り組むよう要望します。

3 不妊治療の提供体制の充実

不妊に悩む夫婦が県内で希望する治療を受けられるよう、不妊治療に従事する 医師、胚培養士等の専門人材を国レベルで養成するとともに、生殖補助医療を提供する医療施設・設備の整備に対する財政支援を行うなど、不妊治療の提供体制の充実を図るための支援を要望します。

地理的な事情により、遠方の医療機関への通院に係る負担も大きいことから、 通院交通費に対する補助制度の創設など、財政支援の拡大を図るよう要望しま す。

また、仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発など、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を強化するよう要望します。

4 妊娠から出産・子育てまで一貫した支援の充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等による妊産婦の孤立感や負担感が解消されるよう、出産・育児等における伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施について育児用品やサービス等の給付が進むよう制度の充実を図るとともに、助産師等による専門的な産前・産後ケアの提供のため、必要な財政支援を行うよう要望します。

5 妊産婦のアクセス支援の拡充

分娩取扱施設の減少により、妊産婦が居住地から遠方の医療機関で妊婦健診や 分娩をせざるを得ない状況が生じています。国においては、令和6年度予算に「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」を盛り込んだと ころですが、支援の対象が分娩時のみに限られていることから、妊産婦健診や診療についても対象とするなど、支援を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 子ども関連施策の強化及び財源の安定確保

- 本県の令和 4 年の合計特殊出生率は 1.21 と前年の 1.30 を下回り、これまでで最も低くなっており、この少子化傾向を反転させることが必要である。
- 本県の出生数減少の要因として、若い女性の社会減を含めた女性人口そのものが減少しているほか、男性は50歳時の未婚割合が高く、女性は30歳以上の「有配偶出生率」が低い状況にあることから、出会いや結婚を取り巻く環境や仕事と子育ての両立の難しさなどが影響していると考えられる。また、コロナ禍の影響として、行動制限等により生活意識や行動が変化する中で、若者や子育て世代の結婚・子育てに関する意識も変化している可能性が指摘されており、本県においても、令和2年に婚姻件数が急減し、その後回復が見られないことが、令和4年以降の出生数の減少につながったものと考えている。
- このような現状を踏まえ、令和6年度当初予算において、令和5年度に開始した第2子以降の保育料無償化や在宅育児支援金などの取組に加え、市町村が実施する、既存施設等を活用した遊び場の整備、産後ケア利用時の子どもの一時預かりや交通費の支援に要する経費の補助、地域課題の分析や少子化対策の立案等に取り組む町村への専門家等と連携した伴走型支援の実施など、市町村と連携して新たな事業に取り組むこととしたところ。
- 国においても、令和5年12月に今後5年程度を見据えた子ども・子育て政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」や次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめた「こども未来戦略」等が決定され、児童手当の拡充や保育士等の配置基準改善など、子ども・子育て政策の強化が示されたところ。
- 国では、こども大綱に基づき具体的に取り組む政策について、毎年6月頃を目途に「こどもまんなか実行計画」として取りまとめ、関係府省庁の予算概算要求に反映することとしている。

2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

- 子ども子育て支援施策の多くは地方が担っており、地域の実情に応じてきめ細かにサービスを提供している地方自治体が創意工夫をしながら少子化対策を継続的に実施していくためには、地域の取組に対する自由度の高い財政支援の充実が必要である。
- 現在の地域少子化対策重点推進交付金は、事業ごとに細かく要件が設定されており、年度によってその要件や補助率に変動があるため、次年度の少子化対策事業の計画策定に支障が出ている。また、事業メニューが多岐にわたるため、細かく設定された要件に合致した実施計画書をそれぞれ作成する必要があり、事務負担が過大となっている。

○ また、若い世代の段階から、結婚や子育て、妊娠・出産に関する正しい知識を伝えることで、若 者の結婚観・家庭観を醸成し、自らのライフデザインを考える機会を提供することが必要である。 (令和3年度から、結婚新生活支援事業の拡充により、国の交付金により県がセミナーを開催)

3 不妊治療に対する支援の充実

- 本県では、特定不妊治療を受けられる医療機関が2箇所のみとなっており、特定不妊治療費助成を受ける夫婦の一定程度が県外での受診となっている。遠方での受診も多く、治療を受ける方は多額の交通費を負担することになるため、県では令和5年度から通院交通費の助成を開始したところである。
- また、令和4年4月から生殖補助医療が保険適用となり、県内でも不妊治療を受ける件数が増加傾向にあることから、岩手県内で希望する治療が受けられるよう、特定不妊治療を提供する医療施設・設備の整備や、不妊治療に従事する医師、胚培養士、看護師、カウンセラー等の専門人材の養成など、不妊治療の提供体制の充実を図っていく必要がある。
- 仕事と不妊治療の両立も課題であることから、休暇制度に関する企業等への働きかけなど、社会 的理解を促進するための啓発を行いながら、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を促進する ことが必要である。

4 妊娠から出産・子育てまで一貫した支援の充実

- 核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦の孤立感や負担感が高まっており、 妊産婦が地域の身近な場で相談支援や心身のケアが受けられる環境の整備が必要である。
- 本県では令和5年度に、32 市町村が産後ケア事業、17 市町が産前・産後サポート事業に取り組んでいるところ。
- 国においては、妊婦や子育て家庭の孤立感や不安感を解消するため、令和4年度第二次補正予算において、面談や継続的な情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対する経済的支援(計 10 万円相当)を一体的に実施する事業が創設され、給付の支給方法として、妊娠・出産育児関連用品の購入・レンタル費用助成、サービス等の利用負担軽減のクーポン等が推奨され、県では、令和5年度にカタログギフトによる支給のためのプラットフォームを構築したところ。

しかし、令和7年度からの恒久的な制度化に当たって、方針転換がなされ、給付金の支払方法については、現金などの確実な支払方法とされたところ。

- 児童福祉法の改正により、令和6年度から、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談 支援を行う「こども家庭センター」の設置が、市町村の努力義務とされ、30市町村において設置又 は準備を進めているところ。
- 県では、市町村保健師等に対する人材育成研修などの取組を通じ、妊産婦の包括的な支援に取り 組んでいるが、市町村では、伴走型相談支援への対応に当たって、必要な財源の確保や助産師等の 専門人材の確保などが課題となっている。
- 市町村において、妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援を行っていくためには、制度の恒久 化も含めた、国による継続的かつ安定的な財政支援が必要である。

5 妊産婦のアクセス支援の拡充

- 〇 岩手県は、広大な県土を有することに加え、分娩取扱医療機関が減少しており、妊産婦の健診や 分娩のために通院する際の身体的・経済的な負担の軽減が課題であることから、令和2年度から「岩 手県妊産婦アクセス支援事業」を実施。令和6年度は全33市町村のうち27市町村が妊産婦へのア クセス支援事業を行っている。
- 国においては、令和6年度予算に「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援 事業」を盛り込んでいただいたところだが、支援の対象が分娩時のみに限られていることや、医療 機関までの移動に 60 分以上を要する妊婦に限られている。また、妊産婦の自己負担が生じる制度 設計となっている。

妊産婦の通院負担は分娩時に限らず、概ね 16 回程度となる妊産婦健診(妊婦健診:14 回程度、産婦健診:2 回程度)に係る負担も大きい。また、平時での通院時間が 60 分未満であっても、冬季などにおいては距離以上の時間を要し、大きな負担がかかっている。

○ 妊産婦の負担を軽減し、どの地域に住んでいても安心して妊娠・出産する環境を整備するため、 妊産婦健診も対象とすること、通院時間の要件を除外すること、妊産婦の自己負担が極力生じない ようにすることなど、支援を充実させるとともに使い勝手の良い制度とすることが必要である。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室、医療政策室

15 子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化

子ども及び妊産婦の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費助成を実施しているところですが、自治体の財政力の差などにより助成対象や助成額に差が見られる状況となっています。

それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となるものでありますが、出産、子育て等に必要なサービスについては、自治体の財政力によって差が出ないようにするべきであり、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化

本来、医療費助成は、全国どこの地域においても同様な水準であるべきであり、子ども及び妊産婦の医療費助成について、自治体の財政力により差が生じないように、国において制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

- 出産や子育では、日本全国どこにおいても一定水準の高いサービスを受けられることが望ましいが、実際には、医療費助成の対象年齢、所得制限、受給者負担等の内容が、都道府県や市町村によって異なっているところ。なお、国においては、平成20年4月から3歳以上の未就学児の一部負担金を3割から2割に軽減(0歳から2歳までは、以前から2割に軽減済)。
- それぞれの地域が自らの地域の魅力を高めることは、今後、一層重要な取組となってくるが、 出産、子育て等に必要なサービスについては、人口減少対策の観点からも、自治体の財政力によって差が出ないことが望ましいもの。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

16 地方単独医療費助成事業の現物給付化による 国庫負担金の減額調整措置の廃止

子ども、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障がい者の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費の一部負担金の軽減措置を行っているところですが、本県では「未就学児」、「小学生」、「中学生」、「高校生」及び「妊産婦」に係る現物給付を実施しています。

令和5年12月に策定された「こども未来戦略」において、子どもの医療費助成にかかる国民健康保険の減額調整措置を廃止することが明記されましたが、今後も、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策などの一環として、医療費助成事業における現物給付の対象の拡大も視野に入れながら取り組んでいく必要があることから、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措 置の廃止

地方単独事業により一部負担金を医療機関の窓口で軽減する場合の、国民健康保険療養給付費等負担金と財政調整交付金の減額調整措置については、「妊産婦」をはじめ、対象に関わらず廃止するよう要望します。

【現状と課題】

- 医療費一部負担金の減免については、全ての都道府県において独自に取り組んでいるところであるが、国においては、地方単独事業による医療費一部負担金を現物給付化(窓口での負担減免)した場合には、国の療養給付費等負担金等が減額される仕組み(平成30年度から、未就学児に対する減額措置は廃止。令和5年12月に策定された「こども未来戦略」において、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止が明記された)。
- 本県では、昭和48年の制度開始時には医療機関の窓口で軽減する「現物給付」を採用していたが、国の療養給付費等負担金等の減額措置開始に併せて、市町村と協議の上、平成7年以降「償還払い」を採用。

○ 本県では、平成28年8月から「未就学児」及び「妊産婦」を対象に現物給付を実施し、令和元年8月から「小学生」まで、令和2年8月から「中学生」まで対象を拡大し、さらに令和5年8月から「高校生等(18歳到達年度末)」まで対象を拡大したところであり、現物給付拡大後の「妊産婦」の国庫負担金の減額調整額は、約5百万円と見込まれる(なお、重度心身障がい者、ひとり親家庭を含む全事業を現物給付とした場合の減額調整額は、約6億8千万円と見込まれる)。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

17 子育て支援施策等の充実・強化

子育てをする世代が働き、子育てを行い、活力ある地域社会の形成につなげるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

子育て家庭を対象とした質の高い幼児教育・保育サービス等の充実・強化を図るため、財源の確保及び財政支援の拡充について、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 保育サービスの充実・強化に向けた財源の確保

保護者や子どもからのニーズに対応するため、保育所等の整備や、病児・病後 児保育、医療的ケア児の受入れ、こども誰でも通園制度(仮称)の実施など、多 様な保育サービスの充実・強化に向け、十分な財源を確保するよう要望します。

また、幼児教育・保育の質を向上し、不適切な保育等を防ぐため、更なる保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、保育士修学資金貸付等事業や潜在保育士の再就職支援の継続など、保育士確保施策を講じるよう要望します。

2 幼児教育・保育の完全無償化の実現

本県では、令和5年度から市町村と連携して、第2子以降の3歳未満児の保育料無償化や保育所等を利用しない子育て世帯への支援を行っているところですが、本来、幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、3歳未満児を含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう要望します。

また、保育所等を利用しない子育で世帯の子育でに係る経済的負担が軽減されるよう、在宅育児世帯等に対する支援制度を構築するよう要望します。

3 学校給食費の無償化による保護者負担の軽減

学校給食費の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域に おいても同等な水準で行われることが重要であることから、国全体として学校給 食費の負担の在り方を抜本的に整理した上で、学校給食費の無償化を実現するよ う要望します。

【現状と課題】

1 保育サービスの充実・強化に向けた財源の確保

○ 国は、少子化対策の財源確保のため、「子ども子育て支援金」制度を令和8年度から段階的に導入することとしており、年齢に関わりなく能力に応じて支え合うという全世代型社会保障構築の観点から、国民は、各医療保険の保険料と併せて拠出金を負担することとなっているが、財源確保は不明確。

また、このような特定財源を活用して実施する事業を一般会計と区別して経理するため、国では 令和7年度から「こども・子育て支援金特別会計」を新たに設置。

○ 国の「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)では、保育士の配置基準改善と更なる 処遇改善が盛り込まれ、令和 6 年度から、 $4 \cdot 5$ 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 へ、併せて 3 歳児について、20 対 1 から 15 対 1 へ、最低基準の改正が行われ、それに対応する加算措置が設けられている(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)。

また、令和7年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係を踏まえつ つ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めることとしている。

〔改正前〕

 0歳児: 3対1 1・2歳児: 6対1

 3歳児: 20対1 4歳児以上児: 30対1

[改正後]

 0歳児: 3対1 1・2歳児: 6対1

 3歳児: 15対1 4歳児以上児: 25対1

○ 保育士の処遇改善については、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じて 処遇改善が行われ、令和5年4月に遡って公定価格の引上げ等が行われた。これまでの処遇改善等 によって、保育士の数と年収の改善が進んでいるものの、本県においては、主に給与等の面から、 他の職や首都圏等への就職を選択する例もあるとの指摘もあり、保育士の一層の処遇改善を進める ことが必要。

2 幼児教育・保育の完全無償化の実現

- 保育料等の無償化の対象とならない3歳未満の子どもについて、本県においては、令和5年4月から第2子以降の保育料等の無償化を行う市町村に対し、補助を行うことにより、無償化を図ったところであるが、自治体ごとの財政力に応じて子ども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりは国において全国一律での実施を図る必要がある。
- 育児に係る経済的負担を軽減するため、本県において、令和5年4月から保育所等を利用しない 生後2か月から3歳未満の第2子以降の子を養育する世帯に対し、子育てに係る応援金等を支給す る市町村に補助を行うこととしたものであるが、県及び市町村に過大な負担が生じており、財政的 な支援が必要。

3 学校給食費の無償化への財政支援

- 学校給食法第11条において、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとされているが、それ以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとされている。
- 各自治体の施策により無償化が行われており、格差が生じている。
- 令和6年度市町村立学校における学校給食費無償化の取組状況(令和6年4月時点)
 - (1) 全額無償化(11市町村)

宮古市、陸前高田市、葛巻町、金ケ崎町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、 九戸村、洋野町 (2) 第3子以降全額無償化(2市町)

釜石市、矢巾町

(3) 一部補助(物価高騰分、給食費の半額等)(17市町村)

大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、奥州市、滝沢市、雫石町、 岩手町、西和賀町、平泉町、住田町、大槌町、野田村、一戸町

(4) 未実施(3市町)

盛岡市、八幡平市、紫波町

- 完全無償化を実施する場合の本県の状況(学校給食費の総額・概算)
 - (1) 市町村立学校(小・中学校) 約41億4千万円
 - (2) 県立学校(中学校・特別支援学校(小中学部)) 約6千万円 合計約42億円

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室 教育委員会事務局 保健体育課

18 高校生等の修学に対する支援

地域が活性化し、発展していくためには、将来の地域を担う人材の育成が重要です。

全ての意志ある子どもたちが、経済的な理由により進学等を断念することなく安心して教育を受けられる学びの環境を整備するため、高校生や大学生等の修学に対する財政措置について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- (1) 生徒・保護者や関係機関の実情を踏まえ、事務手続きの簡素化の観点から、 所得制限の基準、受給資格審査及び支給方法など、適宜制度の見直しを行う よう要望します。
- (2) 私立高等学校等の実質無償化について、年収590万円以上の世帯に対する 支援の充実や、私立学校の実態に即して「入学金」及び「施設設備費等」を 支援の対象とするなど、その財源の確保も含めて国の責任において確実に実 施するよう要望します。

また、支給月数の制限、単位制高等学校生徒に対する支給制限等の問題に対応すべく、制度の更なる拡充を図るよう要望します。

- (3) 私立小中学校の生徒についても、高等学校等と同様の就学支援金制度を創設するよう要望します。
- (4) 東日本大震災津波の被災者においては、支給基準を緩和するなどの十分な 配慮を行うよう要望します。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

高等学校等修学支援事業については、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施するとともに、特に低所得者層に対する奨学のための給付金については、いまだ全日制と定時制において、第1子と第2子以降との間で給付金額に隔たりがあることから、その解消に向けた見直しを行うよう要望します。

3 大学等奨学金制度の拡充

高等教育の機会均等を図るため、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の拡充など、更に制度の充実を図るよう要望します。

4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

(1) 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免制度について、令和6年4月から多子世帯、理学・工学・農学系への支援が拡大されましたが、支援対象及び支援額の拡大などのさらなる支援を行うよう要望します。

また、令和7年度から予定されている多子世帯の授業料無償化については、 制度の詳細を早急に具体化して分かりやすく適切に示すとともに、地方の財政 負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置 するよう要望します。

さらに、機関要件の確認について、確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断にあたり、国としての基準を明確にするとともに、各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図るよう要望します。

(2) 公立大学が独自に実施している授業料減免の財源について、地方交付税により所要額を確実に措置するとともに、今後も大学独自の制度を維持できるよう必要な財政措置の継続を要望します。

5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充等

高等学校等専攻科の生徒への授業料に係る支援については、対象者の所得要件 を高等学校等就学支援金と同等の要件へと緩和するとともに、公立高等学校等専 攻科の支給額を拡充するよう要望します。

また、現行制度は所要額の1/2の補助となっていますが、当初の経緯から全額国庫負担での措置を要望します。

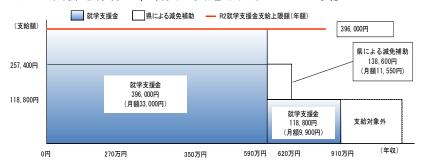
6 大学入学資格が付与される私立専修学校高等課程に対する支援の創設

大学入学資格が付与される私立の専修学校高等課程は、不登校経験者や高等学校の中退者等、高等学校卒業を希望しながらも自分にふさわしい教育環境に恵まれなかった生徒を受け入れ、高等学校に代わって教育の機会を提供していますが、高等学校と同様に就学支援金の対象となっている一方で、運営費に係る国庫補助制度がなく、普通交付税措置も高等学校とは算定方法が異なっていることから、高等学校に対する支援と同様の支援ができるよう、国庫補助制度を創設するとともに、十分な普通交付税措置を要望します。

【現状と課題】

1 高等学校等就学支援金制度の見直し・拡充

- 高等学校等就学支援金制度に係る公立高等学校の事務手続きについては、生徒・保護者の高等学校入学時に準備する書類が増加するとともに、受給資格審査等事務による県(県立学校含む。)の業務量が増加し、手続きが煩雑化。
- 家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようにする観点から、令和2年4月から 年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化がスタートしたが、国の責任 において財源を確保し、着実に実施されることが必要。



また、本県では、令和2年度から年収590万円から620万円世帯への上乗せ補助(月額11,500円)を行うなどの支援を行っているが、公私立間及び私立高等学校に通う生徒の格差を縮小するため、年収590万円以上世帯に対する就学支援金の支給額の引き上げが必要。

- 私立高等学校授業料の実質無償化は、施設設備費等については支援の対象外とされているなど、 その内容が私立学校の学納金の実態にそぐわないままとなっている。また、幼児教育の無償化や高 校及び高等教育機関の就学支援が図られている中で、私立中学校等の生徒は対象になっておらず、 更なる制度の充実が必要。
- 就学支援金の支給期間は、全日制で36月、定時制・通信制は48月であり、また、単位制高等学校については支給対象単位数が通算74、年間30単位まで(令和3年度及び令和4年度については年間の支給対象単位数の上限なし)となっているが、病気等やむを得ない事情により休学する等した結果、原級留置により支給月額の上限(36月(定時制・通信制の場合48月))を超過する生徒に対しても卒業するまでの支援が必要。

また、単位制高等学校において、支給対象上限単位数(74単位)は、卒業に必要な修得単位数と同数であるが、単位を修得できない科目が生じる可能性があること等から、実態として当該単位数を超えて履修する生徒がほとんどであり(平均80単位程度)、これにより支給対象上限の拡大が必要。

○ 本県は復興の途上にあり、被災者の高等学校入学料・入学選考料等を東日本大震災津波の特例として免除しているところ。被災者が安心して高等学校に就学するため、授業料の負担を軽減できるよう、きめ細かな配慮が必要。

2 高等学校等修学支援事業の財源の確保・拡充

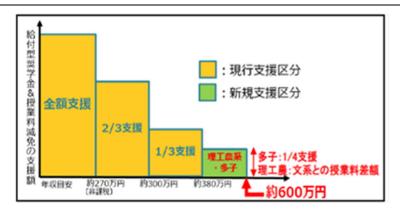
○ 高等学校の授業料制度の見直しに伴い、高校修学支援として創設された奨学のための給付金、学 び直しへの支援及び家計急変世帯への支援の各事業については、予算補助とされていることから、 各事業を確実に実施するためには、国庫において所要額の確保が必要。

また、奨学のための給付金は、通信制課程においては、第1子と第2子以降の給付金額の差が解消されているが、全日制等については、第1子の給付額が段階的に増額されてきたものの、依然として給付金額に隔たりがあるところ。

	給付額	(年額)
世帯区分	国公立	私立
非課税世帯 全日制等(第1子)	122, 100 円	142,600 円
非課税世帯 全日制(第2子以降)	143, 700 円	152,000 円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52, 100 円

3 大学等奨学金制度の拡充

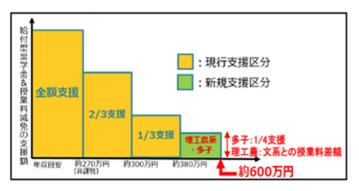
- 国が実施する大学等奨学金事業については、平成29年度に給付型奨学金制度が創設され、令和2年度からは制度が拡充されたところであるが、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないよう、更に制度の充実を図り、安心して進学し、学業に専念できる環境を整えることが必要。
- なお、現在給付型奨学金の対象となるのは、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯とされているが、国では令和6年度より対象を中間所得層に拡充することを予定している。ただし、拡充の対象となるのが多子世帯(世帯に扶養される子どもが学生本人を含めて3人以上いること)と私立の理学・工学・農学系の学部・学科で学ぶ学生のみとなり、より幅広い対象への拡充が必要。



○ 令和6年度からの機関要件の確認審査において、確認取消を猶予するための判断基準が明確に示されておらず、複数の都道府県に専門学校等を設置する法人がある場合、都道府県間で判断をすり合わせる必要があるなど、審査事務に支障をきたす恐れがある。

4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

- 大学等における修学の支援に関する法律に基づき、令和2年度に創設された国の授業料等減免制度の支援対象は、非課税世帯及びこれに準ずる世帯の学生とされているが、制度創設以前に国の授業料減免選考基準に従って授業料減免を行っていた国立大学の中には、制度創設により所得要件が厳しくなり授業料減免の対象者が縮小した大学もあることから、制度の拡充が必要。
- 令和6年度から中間所得層の多子世帯、理学・工学・農学系に支援が拡充されたが、より幅広い対象への拡充が必要。また、令和7年度から多子世帯を対象に所得制限を設けない授業料無償化が検討されているが、制度の詳細の早急な具体化や国における確実な財源措置、対象者の増加に伴う事務量の増大への対策が必要。

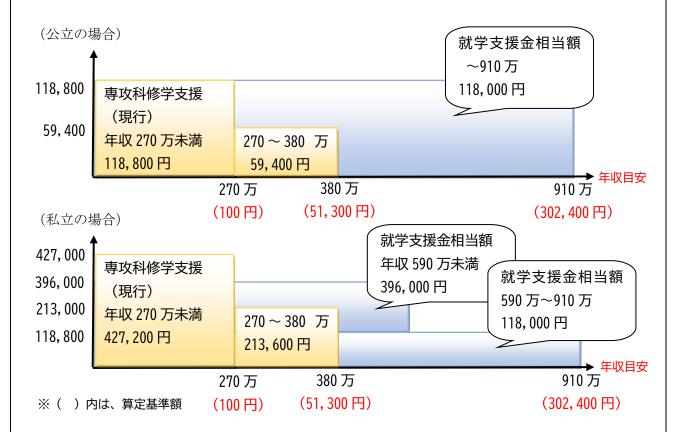


- 令和6年度からの機関要件の確認審査においては、確認取消を猶予するための判断基準が明確に示されておらず、複数の都道府県に専門学校等を設置する法人がある場合、都道府県間で判断をすり合わせる必要があるなど、審査事務に支障をきたす恐れがある。
- 岩手県立大学では、独自に、国の制度の対象とならない大学院生に対して授業料減免を行っているほか、学部学生に対して国の制度による所得要件を緩和して授業料の全額免除を行っていることから、確実な地方交付税措置が必要。

また、大学独自の授業料減免を継続するために、令和7年度以降も財政措置の継続が必要。

5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充等

- 高等学校等専攻科の生徒への修学支援は、令和2年度予算で支援事業が創設された。当初、授業料については、高等学校等就学支援金に相当する額を支援し、国が全額負担するスキームであったが、県予算の確定後に授業料に係る支援については所要額の1/2の補助となった経緯がある。
 - ・令和6年度予算額 17,200千円 (国庫1/2、県1/2) 参考【うち公立分713千円】
- 専攻科についても、高等学校等制度の中にある就学支援ととらえ、対象者の所得要件緩和や高等 学校等就学支援金に相当する額を支給することが必要。



6 大学入学資格が付与される私立専修学校高等課程に対する支援の創設

- 本県においては、私立専修学校高等課程(大学入試資格付与校)が、不登校経験や発達障がいの ある生徒や高等学校の中退者など、高等学校卒業を希望しながらも自分にふさわしい教育環境に恵 まれなかった生徒を積極的に受け入れており、一般の学校現場ではカバーできない児童生徒にとっ てのセーフティネットとして機能している。
- 大学入学資格が付与される専修学校高等課程は、就学支援金の対象となっており、高等学校への 在籍が難しい多様な生徒を受け入れている現状があるが、私学助成について定めた私立学校振興助 成法において経常的経費を補助することができる旨の規定がなく、その運営費に対する国庫補助制 度はないこと。

【参考】私立学校振興助成法

- 第4条 国は、大学又は高等専門学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育又は研究に 係る経常的経費について、その2分の1以内を補助することができる。
- 第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。
- また、普通交付税の算定に当たり、専修学校補助は、基準財政需要額に算定されているものと考えられるが、「人口」を測定単位としており、生徒数に比例していないため、事業に要する経費と 交付税額に乖離が生じている。

【参考】本県令和6年度当初予算額

	A生徒1人あたり	B予算額	Aのうち国庫補助	Aのうち交付税
	助成単価(円)	(千円)	(円)	(円)
専修学校高等課程 (大学入学資格付与)	71, 920	5, 754	_	_
高等学校(全日制)	354, 780	2, 392, 992	58, 680	296, 100

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室 ふるさと振興部 学事振興課

19 学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備

学校教育をめぐるニーズや課題が複雑化、多様化する中、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっています。

本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変容する中において、未来を担う人材を育成するためには、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって子どもたちに向き合い、教育の質を高められる環境を構築し、学校教育の改善・充実に努めていく必要があります。

また、学校の働き方改革を進めていくためには、教員の定数改善等の人的配置を 拡充するとともに、質の高い人材を確保するための教員の処遇改善を進めていくこ とが重要です。

ついては、「学校における働き方改革や人材確保」に係る取組の更なる充実を図るよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援

教職員を中心とした学校から、教職員が多様な専門家と連携・協働する新しい学校への転換を図るため、以下のとおり教員以外の専門スタッフ・地域人材の配置促進に資する財政支援を拡充するよう要望します。

- (1) 学校教育活動を支援する人材や教員の負担軽減を図るための教員業務 支援員等の配置に対する国庫補助について、対象経費の拡大及び補助率の 引上げを行うとともに、地方財政措置を拡充することにより県の負担を軽 減すること。
- (2) スクールカウンセラー(臨床心理士等)やスクールソーシャルワーカー (社会福祉士等)の学校への配置に対する国庫補助について、今後も十分 な予算措置を継続すること。

2 部活動指導員の配置拡充等への財政支援

多様な経験・専門性を持った部活動指導員の配置を促進し、教職員の長時 間勤務に支えられている現在の部活動の状況の適正化を図るため、部活動指 導員の配置に対する国庫補助について、中学校への配置の拡充及び補助対象 経費の拡大並びに高等学校への配置について財政支援を要望します。

3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

教員の在校等時間を国の指針等に基づく上限の範囲内とするよう業務量の 適切な管理を行っていくとともに、教育の質の向上を確保しながら、学校にお ける働き方改革を一層推進していくための環境整備が図られるよう、教員の 定数改善等の人的配置の拡充を要望します。

4 教員の人材確保に向けた処遇改善への財政支援

教職の魅力向上や教員不足の解消、質の高い人材確保のための教員の処遇 改善が行われる場合においては、地方に財政負担が生じないよう国の責任と 負担により確実な財政措置を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 1 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援
 - (1) 学校教育活動を支援する人材及び教員業務支援員の配置
 - 教育支援体制整備事業費補助金(補習等のための指導員等派遣事業)は、人員配置に必要な 経費のうち、下記を補助対象外としているもの。
 - 学校教育活動を支援する人材:共済費(社会保険料)、研修経費、募集・採用に係る経費
 - 教員業務支援員:共済費(社会保険料)、通勤相当の交通費(旅費)、研修経費、募集・ 採用に係る経費

≪県内の配置状況≫

- ・学校教育活動を支援する人材:60人を配置予定
- ・教員業務支援員:77人を配置予定
- 学校におけて働き方改革を確実に進めるため、教職員の負担軽減を図る教員業務支援員の配置に対する国庫補助について、現在の補助率 1/3 をさらに拡充すること。

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

○ 中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(以下「答申」という。)において、「チームとしての学校」理念を実現する観点から、「平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置」等の取組が強く求められていたところ。

≪「要サポート」の児童生徒の割合≫

年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
県全体(%)	11. 2	11. 3	11.5	12. 1	12. 5	13. 1

≪スクールカウンセラー配置状況≫

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
スクールカウンセラー	81 人	78 人	77 人	80 人	80 人	65 人	66 人
人数(配置校数)	(371 校/551 校)	(371 校/545 校)	(361 校/530 校)	(365 校/523 校)	(361 校/511 校)	(360 校/491 校)	(358 校/486 校)

※ R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

≪スクールソーシャルワーカー配置状況≫

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
配置 教育事務所等	6	6	6	6	6	7	7
配置人数合計	18 人	18 人	18 人	18 人	19 人	18 人	18 人

2 部活動指導員の配置拡充等への財政支援

- 中学校への部活動指導員について、市町村における必要人数分の予算確保が課題。
- 現行の制度(中学校における部活動指導員配置事業補助金)では、中学校を対象とした財政支援が図られているが、高等学校への配置は対象外。

また、翌年度以降の事業の在り方は未定であり、計画的な部活動指導員の増員が見込めない状況。

- 県内の高等学校における教職員の部活動指導などの負担軽減は、中学校同様に喫緊の課題。
- 当該人員の配置に必要な経費のうち、共済費(社会保険料)、研修経費、募集・採用に係る経費、大会等に引率する際の旅費は補助対象外であり、対象経費の拡充が必要。
- 民間事業者への委託など民間活力を活用した部活動指導員の配置は補助対象外。

3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

- 国では、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号)の一部改正を受け、令和2年1月7日付けで「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理 その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を策定し、服務監督教育委員会が、勤務時間外における在校等時間を 原則月 45 時間、年 360 時間の範囲内とするため、教員の業務量の適切な管理を行うための方針を定める旨を規定。
- 県では、法改正及び指針の策定を受け、令和2年7月に、教員の在校等時間の上限に関する条例を改正し、教員の業務量を適切に管理するための措置を定めた規則を制定。
- 教員の在校等時間を国の指針に基づく上限の範囲内とするよう、業務量の適切な管理を行っていくとともに、教育の質の向上も確保していくためには国による教員の定数改善等の人的配置の一層の拡充など学校における働き方改革を進めるための環境を整備し、各教育委員会及び学校現場による学校における働き方改革の実現に向けた様々な取組を進めていくことが必要。

4 教員の人材確保に向けた処遇改善への財政支援

- 令和5年5月22日に文部科学大臣から中央教育審議会に対して「「令和の日本型学校教育」を 担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」諮問が行われ、特別 部会において、教員の人材確保に向けた処遇改善や働き方改革についての議論が行われてきてい るところ。
- 教員の処遇改善のための各種施策が実施される場合には、地方に財政負担が生じないよう、国 の責任と負担により確実な財政措置が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室、保健体育課

20 情報通信基盤整備等への支援

超高速ブロードバンドや第5世代移動通信システム(5G)を含む携帯電話等の情報通信基盤は、地域からの情報発信や雇用創出等の地方創生を進めるためにも重要な社会基盤であるとともに、デジタル社会の進展により道路や水道、電気などと同様に県民生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要な社会インフラとなることから、情報通信基盤の整備促進について、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 5 Gの普及を促進するための支援

5 Gは、人口減少が進む地方における様々な地域課題の解決や地域経済の活性化に向け、デジタル田園都市国家構想の実現のための重要な基盤であり、5 Gが早期に全国展開し、その利活用が進むよう、携帯電話事業者に対する財政的支援、技術開発支援など支援制度の拡充を要望します。

2 超高速ブロードバンド等の整備及び維持管理のための支援

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域においても、光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の設備投資を促進するため、通信事業者が行う情報通信基盤の整備及び維持管理を対象とするよう支援制度の維持及び拡充を要望します。

また、民設民営で光ファイバ網を整備した不採算地域においては、光ファイバのユニバーサルサービス制度により、維持管理費が支援されることとなりましたが、超高速ブロードバンド等の安定的な運営を図るため、公設民営で光ファイバ網を整備した場合の維持管理運営費や更新等についても、交付金等による支援対象とするよう要望します。

3 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

地上デジタル放送難視対策を行った共聴施設の維持管理及び老朽化に伴う更新が住民の過重な負担とならないよう、支援制度の創設を要望します。

4 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

超高速ブロードバンド等の情報通信基盤が被災した場合の復旧費が市町村の過重な負担とならないよう、支援制度の創設を要望します。

【現状と課題】

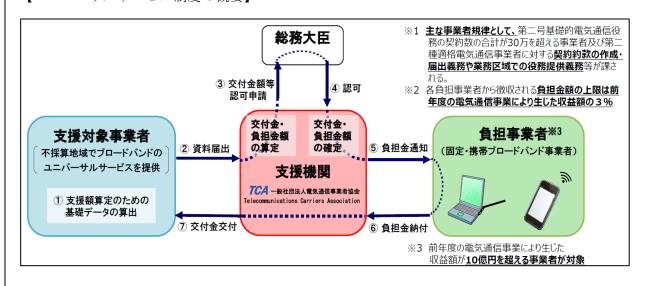
1 5 Gの普及を促進するための支援

○ 5 Gはデジタル田園都市国家構想の実現のための重要な基盤である。本県の5 G人口カバー率は86.0%(令和5年3月末時点・全国45位)まで整備が進んでいるものの、全国と比較し基盤整備において、既に格差が生じていることから、整備格差の解消にむけ、本県における早期導入を促進するための支援を要望するもの。

2 超高速ブロードバンド等の整備及び維持管理のための支援

- 本県は、条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤整備が進みにくいことがこれまでの課題であったが、光ファイバの整備率は99.96%(令和5年3月末時点・全国19位)まで整備が進んできている。
- 平成31年度に創設された「高度無線環境整備推進事業」については、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、令和3年度中に市町村が希望する全ての地域で光ファイバの整備が進められたが、財政的な理由から国の補助事業を活用できず一部未整備地域を残す自治体があることから、本事業の継続とともに、不採算地域においては、財政力指数によらず一律の補助率の導入等、一部要件緩和等の拡充措置を要望するもの。
- 電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)により、一定のブロードバンドサービスがユニバーサルサービスに位置づけられ、民設民営方式で整備した不採算地域における光ファイバ等の設備に係る維持管理費についてユニバーサルサービス制度により支援されることとなったが、公設民営方式で光ファイバ網を整備した場合の維持管理運営費や更新等は支援の対象となっていないことから支援制度を創設するよう要望するもの。

【ユニバーサルサービス制度の概要】



○ 携帯電話基地局については、国の「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」において、「居住エリア」は2023年度末までに全て解消するとなっていること、国民の安全・安心の確保の観点から「非居住エリア」のエリア化を推進することが示されているが、道路トンネルのエリア化の前提となる電波遮へい対策の目標について、同計画では、高速道路トンネルについては100%、直轄国道トンネルについては95%の整備率の達成・維持を目指すとされている。また、電波遮へい対策事業については、これまでの補助対象地域である鉄道トンネル、道路トンネルの他、県及び市町村が有する緊急輸送道路トンネルが追加されたところ。これ以外の県及び市町村管理道路については明記されていないことから、これらの道路に対する電波遮へい対策の拡充を要望するとともに、維持管理に対する支援を引き続き要望するもの。

3 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

- 地上デジタル放送の難視対策を行った共聴施設等は、過疎化に伴う共聴施設の利用世帯数の減少等により維持管理や改修が困難な状況。住民の過重な負担とならないよう、耐災害性強化だけでなく単純な共聴施設等の維持管理や改修を主たる目的とした支援制度の創設を要望するもの。
- 一部のケーブルテレビ事業者においては、近隣のテレビ共聴施設組合を移管する動きがあるが、組合で所有する施設を撤去する費用等が高額となり、組合の積立による費用だけではケーブルテレビ事業者へのサービスに乗り換えることが困難な状況。こうしたケーブルテレビ事業者による共聴施設組合の移管に係る費用の支援制度・維持管理費の創設を要望するもの。

4 情報通信基盤の災害復旧に係る支援制度の創設

○ 情報通信基盤に係る現行の災害復旧に係る支援については、無線システム普及支援事業費等補助金により激甚災害、かつ、総務省所管の事業により整備した設備の復旧が補助対象となっているが、大規模災害による情報通信基盤の被災に備えて、恒久的な災害復旧制度の創設を要望するもの。

【県担当部局】ふるさと振興部 科学・情報政策室

21 デジタル社会の実現に向けた支援

国では「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において「全国どこでも 誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指しています。

そのためには、地方から率先してデジタル化に取り組み、地域経済の活性化や快適な暮らしの実現、持続可能な社会の構築に向けたDXの推進が必要であることから、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 自治体DX推進のための支援

行政サービス分野のデジタル実装の展開に向け、自治体フロントヤード改革 や、自治体の情報システムの標準化・共通化・効率化等を推進するため、各自 治体の実情を踏まえた技術的・財政的支援の充実・強化と地方財政措置の恒久 化を要望します。

2 デジタル社会を支える人材の確保・育成の支援

デジタル社会の実現に向け、デジタル技術を活用して地域課題解決を図ることができる人材確保に係る総合的な調整と、人材育成を含めた財政的支援の充実・強化を要望します。

3 誰一人取り残さないデジタルデバイド対策の支援

少子高齢化が進む地方において、高齢者をはじめ全ての県民がデジタル化の 恩恵を享受できるよう、デジタルデバイド対策やICTリテラシーの向上に向 けた取組の拡充を要望します。

4 デジタル田園都市国家構想推進の支援等

地域の実情に応じたデジタル実装には、調査、開発、検証等も必要となることから、対象経費を拡大し、自由度の高い交付金制度となるよう見直すとともに、計画的な活用検討を行えるよう、交付金制度の長期継続と交付金事業に係る早期の情報提供を要望します。

また、データ連携基盤統一化ビジョンの策定にあたっては、市町村に対する相談体制を構築したうえで現状把握調査や管内のデータ連携基盤の在り方について協議することとなっていますが、体制整備やビジョン策定に関連する市町村への説明・協議にかかる必要な財源を措置するとともに、今後の連携基盤構築に向けた標準的な連携仕様・規格等の提示や情報提供、技術的な助言、人的支援について要望します。

【現状と課題】

1 自治体DX推進のための支援

- 令和5年9月8日に閣議決定された地方公共団体情報システム標準化基本方針において、地方 公共団体の基幹業務システムの標準化・共通化の取組については、基幹業務システムを利用する 地方公共団体が、2025(令和7)年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに 移行できる環境の整備を目標としている。
- 各自治体において、目標時期までに確実に取組を進めることができるよう、地域の実情を踏まえた技術的・財政的支援の確実な実施について要望するもの。特に、令和6年3月に示された「デジタル基盤改革支援補助金」の自治体ごとの上限額については、移行の実情に基づき、経費が不足することの無いよう要望するもの。
- また、各自治体のデジタル化を推進するためには、上記情報システムに関連するシステムの効率化や、行政手続のオンライン化、書かない窓口など、業務改革が不可欠であるため、技術的支援の充実・強化について要望するもの。
- 加えて、地域社会のデジタル化を推進するため、地方財政計画に「地域デジタル社会推進費」 が計上され、事業期間が令和7年度まで延長されたが、デジタル化に継続して取り組まなければ ならないことから、これらに要する経費の恒久化を要望するもの。

2 デジタル社会を支える人材の確保・育成の支援

- 各地域において、デジタルに関する専門的知識を生かして地域課題の解決を図ることができる 人材を確保することが大変難しい状況。
- 例えば、全国知事会の「デジタル社会の実現に向けた提言」における「人材バンク」を創設するなど、小規模な自治体においてもデジタル人材の確保が可能となるような総合的な調整と、財政的支援の充実・強化を要望するもの。

- デジタル人材の確保と合わせて、専門人材を継続的に育成していく必要があることから、総務省のDX推進リーダーへの特別交付税措置や、DX関連研修メニューの提供に加え、デジタルスキルの評価、資格取得支援、キャリアパスの策定等、自治体におけるデジタル人材の育成に向けた取組に対する財政的支援の充実・強化について要望するもの。
- また、市町村における情報システムの標準化・共通化等を支援し、都道府県と市町村とが一体となって自治体DXを推進するため、都道府県及び市町村における外部専門人材(CIO補佐官等)の任用等に対する財政的支援として特別交付税措置(措置率 0.7)されているが、令和7年度までの臨時費目となっていることから、令和8年度以降も必要な財源が措置されるよう充実・強化を要望するもの。

3 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けた支援

- 特に、高齢化率の高い地方においては、高齢者などのデジタル弱者に対する支援が必要。
- 国においては、デジタル活用支援推進事業による高齢者等を対象としたオンラインによる行政 手続やサービス利用方法等の講習会が行われているが、広い県土で高齢化率の高い本県において は、通信事業者の店舗が無い地域においては講習会に対応できる事業者が少なく、支援が行き届 いていない状況にある。また通信事業者以外の実施事業者も少ないことから、地方におけるデジ タルデバイド対策やICT リテラシー向上に向けた取組の拡充及びICT リテラシーの向上に資する 事業者の拡充について要望するもの。

4 デジタル田園都市国家構想推進の支援等

- 地域の実情に応じたデジタル実装には、調査、開発、実証等も必要であるほか、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストが障壁となり事業化にできないことが多数あることから、地方が恒久的に機動力を発揮・維持できるよう、対象経費を拡大し、自由度の高い交付金となるよう制度の見直しを要望するもの。
- 地域のデジタル実装は、継続した取組が必要であることから、交付金の対象年を単年度限りと せず、恒久化するなど財政面での制度見直しについて要望するもの。
- また、自治体においては、交付金制度の活用を前提に事業化されるケースが多いことから、交付金等支援制度の長期継続と活用を早期に計画できるよう、交付金の事業内容についての早期の情報提供を要望するもの。
- データ連携基盤統一化ビジョンの策定について、令和6年2月に国から基本的な考え方・方針 案が示されたところ。

統一化ビジョンの策定にあたっては、市町村に対する相談体制を構築したうえで現状把握調査 や管内のデータ連携基盤のあり方について協議することとなっていることから、これらに係る人 件費等経費について必要な財源を措置するよう要望する。

また、自治体によっては、あり方検討の前段階として基礎的なリテラシー向上を行う必要があること、データ連携基盤の具体的な構築に入る段階で実践的な人材が必要になる可能性があることから、人材育成及び人材確保に必要な財源について措置するよう要望するもの。

○ 将来的なデータ連携基盤の乱立や機能開発等にかかる重複投資を防ぐためにも、国主導での基盤構築や標準的な連携仕様・規格等の提示や、今後新たに連携基盤を構築する際の技術的な助言や人的支援についても要望するもの。

【県担当部局】ふるさと振興部 科学・情報政策室

22 バス路線の維持確保に係る支援の一層の強化

人口減少や自家用車利用の増加、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や新しい生活様式の定着等により、地方における路線バスの利用が減少し、赤字路線の廃止や減便が進行する等、その維持が厳しい状況にありますが、更なる人口減少や利用者の減少、運転士の不足により、今後ますますその維持が困難な状況になるおそれがあります。

特に運転士の不足は、2024年問題への対応に伴い厳しさを増しており、生活の 足である一般路線の減便・廃止が行われている状況であり、全国的な課題になって います。

これにより移動手段を確保することが困難な地域住民が増加し、地方における社会経済活動の衰退につながるといった深刻な問題が発生し、更なる人口減少を招くという悪循環が懸念されます。

また、路線休廃止・減便の増加等を背景に、コミュニティバスやデマンド交通等への再編が加速するなど、交通ネットワークの再構築を地域公共交通計画に基づき計画的に実施する必要性が高まっているほか、国庫補助の要件として、地域公共交通計画へのバス路線の位置づけが必要とされています。

さらに、厳しい状況にある路線バス等の維持確保に向けて、地域公共交通利便増 進実施計画を策定し、サービス内容を見直し、利便性の向上を図っていく必要があ ります。

ついては、地方におけるバス路線の維持確保のため、更なる財政支援と、運転士 確保の対策が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層の強化

(1) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助 における補助要件等を緩和するとともに、補助上限額の拡大及び競合カットの適用除外の特例措置を講ずるよう要望します。

併せて、令和7年度のみなし運行回数カットについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた過年度の実績が算定基礎となり多額の減額調整が生じていることから、適用除外の特例措置を実施するよう要望します。

- (2) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、車両減価償却費補助における補助要件を緩和するよう要望します。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線や実証運行も対象とするなど補助要件を緩和するよう要望します。
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域公共交通調査等事業については、地域公共交通計画の策定が地方自治体の努力義務とされ、かつ計画への路線位置づけが地域間幹線系統確保維持費補助などの補助要件とされているほか、利便性の向上に取り組むため、地域公共交通利便増進実施計画の策定にも取り組む必要があることから、計画策定への支援の予算を十分に措置するよう要望します。

2 バス運転士の確保による持続的な地域公共交通の維持

- (1) 地域公共交通の維持に不可欠なエッセンシャルワーカーであるバス運転士の採用や定着が図られるよう、待遇改善を進めるための具体的・恒常的な支援策を講じるよう要望します。
- (2) 地方自治体が行うバス運転士の確保策に対して、財政支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 地域間幹線系統確保維持費補助

○ 1日当たり輸送量(運行回数×平均乗車密度) 15人以上 150人以下の広域的・幹線的路線における運行欠損額に対して補助。

	=142 42 42 42 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4				
項目	内容				
補助率	1/2 (補助上限額:補助対象経常費用の9/20)				
補助対象経費	補助対象年度の前々年度までの過去3ヵ年平均の「予測費用ー予測収益」				
運行回数	1日3往復以上				
輸送量	15 人以上 150 人以下				
減額調整	みなし運行回数カット (密度カット): 平均乗車密度5人未満の場合				
競合カット:他路線の一定以上競合					
路線の形態	・複数市町村に跨る路線(H13.3.31 時点)等				

○ 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の概要

・ 国においては、新型コロナウイルス感染症の影響により輸送需要が減少している中で、運行の維持を求められている地域公共交通事業者に対する特例措置として、令和2年度から地域間幹線系統確保維持費補助の輸送量要件を緩和するとともに、令和2年度から令和4年度は、みなし運行回数カットの適用を除外したこと(令和2年度及び3年度においては、競合カットの適用除外も併せて実施。令和5年度は実施なし)。

輸送量要件の緩和

15 人以上 150 人以下 ⇒ 150 人以下

・ みなし運行回数カット(密度カット)の適用除外(令和2年度から令和4年度) 計画平均乗車密度が5人未満の場合に補助額を減額するみなし運行回数カットの適用を除 外。

- ※ 令和4年度においては、査定により追加交付額を減額。
- ・ 競合カットの適用除外(令和2年度及び令和3年度)

他の補助路線との競合区間が 50%以上ある場合に補助額を減額する競合カットの適用を除外 (補助額の減額なし)。

- 本県における新型コロナウイルス感染症に係る特例措置の対象路線(令和6年度計画値)
 - 輸送量 15 人未満…13 路線/38 路線(補助対象路線数)
 - 平均乗車密度5人未満…36路線
 - ・ 他の補助路線との競合区間が50%以上…対象無し

〇 課題

- ・ 輸送量要件を満たせず補助の対象外となる路線については、維持確保が困難となり、地域に おける生活の足の確保に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き、輸送量が15人 以上とされている補助要件の緩和が必要。
- ・ 厳しい状況におかれている事業者の経営を支え、路線の維持確保を図るためには、計画平均 乗車密度が5人未満の場合に補助額が減額となるみなし運行回数カット、競合カット及び補助 対象経常費用の見込み額の20分の9とされている補助上限額の適用を除外する特例措置が必 要。
 - ※ 令和7年度の平均乗車密度は、令和5年度の実績が算定基礎となること。

2 車両減価償却費補助

- バス事業者の車両購入に伴う費用に対して補助するものであり、新車購入が対象。
- バス事業者においては、老朽化した車両の更新を進めることが大きな課題であるが、経営環境の厳しさから新車購入費用の捻出が困難であり、補助対象に中古車を含む要件の緩和が必要。 (平成27年度までは被災地特例により中古車も対象となっていたが、平成28年度に廃止)

項目	内容	
補助率	1/2 (補助上限額:車両種別により1,200~1,500万円)	
補助対象経費 車両減価償却費等(償却期間5年にわたり補助)		
対象車両・新規購入(新車)		
	・定員 11 人以上のノンステップ型車両、ワンステップ型車両等	

3 地域内フィーダー系統確保維持費補助

- 地域間幹線バスと密接な地域内フィーダー路線について、市町村毎に算定される国庫補助上限額により補助が行われており、新たに運行を開始する路線が対象。
- 過疎地域から幹線バスに接続する支線は、過疎地域と都市部の拠点を繋ぐ重要な交通手段であり、地域における生活交通ネットワークとして維持確保を図る必要があることから、算定方法の見直し(算定基礎単価の増額)による補助上限額の拡大を図るとともに、新たに運行を開始する路線のみならず、既存路線や実証運行も対象とするよう補助要件の緩和が必要。(令和2年度から令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の特例措置として補助上限額を拡大)

項目	内容
補助率	1/2 (補助上限額:市町村毎に算定)
補助対象経費	経常費用-経常収益
対象路線等	・新たに運行又は公的支援を受けるもの(新規性要件)
	・補助対象地域間幹線バス系統を補完するもの又は過疎地域等の交通不便地
	域の移動確保を目的とするもの
	・補助対象地域間幹線バス路線へのアクセス機能を有するもの
	・乗車人数が2人/1回以上である路線(定時定路線型の場合に限る。)

4 地域公共交通調査等事業

- 地域公共交通計画の策定は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律により地方自治体の努力義務とされており、令和7バス事業年度(R6.10.1~)からは、地域間幹線系統確保維持費補助等の国庫補助を受けるための要件とされている。
- 地域公共交通計画の策定については、補助対象経費の1/2 (50%) が補助上限であるところ、令和6年度事業においては、国庫補助にエントリーした県内5団体のうち、3団体は満額での内示がされており、引き続き十分な支援が必要であること。

項目	内容
補助率	1/2 (補助上限額:500万円又は1,500万円)
補助対象経費	地域公共交通計画等の策定に必要な経費(地域データの収集・分析の費用、
	住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事
	務費、短期間の実証調査のための費用等)

5 地域公共交通利便增進実施計画

○ 地方公共団体が、路線ネットワークの構築や、定額制乗り放題運賃等を通じて、地域公共交通の利用者の利便の増進を図る事業(地域公共交通利便増進事業)を地域公共交通計画へ位置付け、関係者の同意を得たうえで地域公共交通利便増進実施計画を作成。

なお、地域公共交通利便増進実施計画は、国土交通大臣の認定を受けることで、下記に示す 国庫補助の特例措置等の国の重点的な支援を受けられる。

補助事業		策定に伴う主な国庫補助の特例措置
	地域内フィーダー	・補助上限額が引き上げられる。
	系統補助	・新規性要件が適用除外となる。
	地域間幹線系統補助	・輸送量要件が緩和される。(15人以上⇒3人以上)
		・補助額の減額調整が適用除外となる。

6 バス運転士の不足について

○ 地域公共交通の担い手であるバス運転士が不足し、路線の休廃止・減便に繋がっている。 令和元~令和4年度における県内乗合バス事業者の運転士採用状況

事業者	新規採用者数 (再雇用含む)	退職者数	増減
岩手県交通	94	207	▲ 113
岩手県北自動車	59	68	A 9
ジェイアールバス東北	20	38	▲ 18
合計	173	313	▲ 140

7 運転士不足を要因とする減便等の状況

○ 岩手県交通において、改善基準告示の改正を踏まえ、令和6年4月1日付けで、盛岡・県南・沿岸地区において平日16系統、土日休日15系統の廃止及び平日294便、土日休日176便の減便を伴うダイヤ改正を実施。

運行日	系統数		1日当たりの便数	
	現行	見直しによる増減	現行	見直しによる増減
平日	238 系統	▲16 系統	2,463 便	▲294 便
土曜	133 系統	▲15 系統	1,540 便	▲176 便
日休日	130 系統	▲15 系統	1,523 便	▲176 便

8 国による運転士確保支援

○ 国においては、地域公共交通事業者を対象とした「交通 DX・GX による経営改善支援事業」において人材確保に要する経費も支援対象としているが、令和4年度補正及び令和5年度補正予算限りとなっているもの。また、運転士の採用及び採用後の定着を図るために有効な待遇改善を進めるための支援策は講じられていないもの。

項目	内容(運転士確保に関する部分を抜粋)	
補助率	1/2 (補助対象経費が100万円以下の部分については定額)	
補助対象経費	人材確保に要する経費(人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、	
	二種免許取得に関する経費等)	

9 岩手県におけるバス運転士確保策

○ 岩手県では、乗合バス事業者が行う運転士確保等に要する経費に対する補助を実施。

事業名	乗合バス運転士確保対策費補助 (令和6年度新規)	
補助率	補助対象経費の 1/3	
補助対象経費等	① 運転士の確保に要する経費(補助上限:400千円/人)	
	雇用した運転士の試用期間(最大6カ月間)の基本給、	
	② 採用活動及び運転士の育成に要する経費(補助上限:20千円/人)	
	採用募集の広報や説明会の開催・参加費用、研修費用等	
	③ 職場環境の改善に要する経費(補助上限:700千円/事業者)	
	休憩室の整備や、女性運転士用トイレ、更衣室の整備等	
R6 当初予算額	17, 220 千円 (一般財源)	

- 10 バス運転士の確保に係る各団体の要望状況
- (1) 日本バス協会による政府予算要望 (R5.8.3)
 - 8. バス事業の担い手確保支援
 - (1) バス事業については、運転者不足の中で運行便数や路線の縮小など厳しい状況が生じております。バス事業者としても、運転者の採用・定着、女性運転者の活用、また、運転者の待遇改善に向けて最善を尽くしているところではありますが、国からも採用活動や大型第二種免許取得に係る支援の継続・拡充をお願いいたします。さらに、運転者やバスガイド、整備士等において、若者や女性をはじめとした幅広い人材の雇用を促進するため、安心・快適な職場環境づくりに対する支援措置をお願いいたします。
 - (2) 運転者確保に向けた外国人材の活用について、在留資格に係る現行制度の見直し及び外国人の大型第二種免許取得に向けての対応を進めていただくとともに、採用活動や養成に係る費用の補助をはじめとするバス事業者の受け入れ体制の整備に対し
 - (3) バス車両を生産しているメーカーへ教習所で使用するオートマチック教習車の開発に関する補助制度の創設をお願いいたします。
 - (4) 働きやすい職場認証制度について、制度の周知を支援していただきますようお願いいたします。また、認証制度を取得した事業者に対する各種支援制度における優遇措置をご検討いただきますようお願いいたします。
 - (5) 自動運転バスの開発やこの実現に向けたASV (先進安全自動車) の技術開発を推進していただきますようお願いいたします。
- (2) 知事会要望(令和6年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 R5.7.26)

7 地域における交通の確保等について

(4) <u>地域公共交通の維持・確保に大きな影響を及ぼしている運転手不足の解消に向けた具体的な策を講じること。</u>

また、自動運転をはじめとする新しいモビリティ・サービスの社会実装が円滑に進むよう、実証試験の実施やサービス導入への支援など国による幅広い支援を行うことともに、自動運転の積雪時を含めた通年実用化に向けた取組工程の明確化やDMV等の新技術の開発や導入・普及に向けた検討等を行うこと。

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

23 地域公共交通の利便性向上に対する支援の 拡充・強化

地域公共交通機関におけるICカード対応システムやバスロケーションシステム、無料公衆無線LAN環境、MaaSの導入は、国内観光客や訪日外国人観光客のみならず、地域住民に対する利便性やサービスを向上させ、地方における交流人口の拡大や地域の活性化が図られるほか、交通事業者においても、利用者に関するデータの活用や改札業務の軽減によるコスト削減など、効率的・効果的な運輸システムの実現が図られます。

しかしながら、これらのシステム等を導入するためには、多額の費用が必要となり、事業者の負担が大きいため、地域間・事業者間で導入状況が異なるのが実態です。

また、本格的な高齢化社会の到来や障がい者の自立・共生といった社会理念の浸透など、社会情勢が変化していることを踏まえ、高齢者などの足となっている鉄道の駅やバスのバリアフリー化を推進することは、高齢者などの移動や施設利用の安全性と利便性を向上させ、地域公共交通機関の維持確保を図るためにも、極めて重要です。

ついては、これらの課題解決に向けた支援を強化するよう、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 ICカード対応システム、バスロケーションシステム、無料公衆無線 LA N環境及びMaaSの導入に対する支援の拡充

全国あらゆる地域でICカード対応システムやバスロケーションシステム、無料公衆無線LAN、MaaSを導入することは、観光の振興や訪日外国人観光客のインバウンド対策のみならず、地域住民の利便性の向上、さらには地域公共交通の潜在需要の掘り起こしにも大きく貢献することから、地域公共交通の利便性の向上を図る場合も対象とするとともに、補助率を引き上げる等補助制度の拡充を要望します。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、 バリアフリー化を図るための補助制度の拡充等を要望します。

【現状と課題】

- 1 ICカード対応システム、バスロケーションシステム、無料公衆無線 LAN環境及びMaaSの 導入に対する支援の拡充
 - IC カードの導入等の整備は、地域内外の利用者に対する利便性やサービスの向上、地域振興や 観光振興、交通事業者の効果的・効率的な運輸システムの実現など幅広い効果があり、現在、導 入に活用できる補助金は、次のとおり。

古 业力		補助,	対象	亚 (4- ////	
事業名	IC カード	無線 LAN	バスロケ	MaaS	要件等
訪日外国人旅行者受入環境整備 緊急対策事業費補助金(交通サ	1/3	1/3	1/3 (多言語の	_	インバウンド対応事業として位 置付けられた事業のみ補助対象
ービス利便向上促進事業)	1/3	1/3	み)		※1
観光振興事業費補助金 (公共交 通利用環境の革新事業)	1/2	1/2	1/2 (多言語の み)	1/2	MaaS を除き、IC カード、無線 LAN、多言語対応等を全て実施 する場合のみ補助率 1/2 (通常 1/3)
地域公共交通確保維持改善事業 費補助金 (新モビリティサービ ス推進事業)	1/3	_	1/2**2	1/2	日本版 MaaS 推進・支援の事業 の一環として実施する場合のみ 補助対象

- ※1 観光ビジョン推進東北ブロック戦略会議(事務局は東北運輸局)において策定する実施 計画へ掲載する必要がある。
- ※2 バスロケーションシステムの基盤となる、運行情報等の交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費が補助対象
- 投資費用の負担を軽減し、導入を促進するため、補助率の引上げ(1/3⇒1/2等)等補助制度の 拡充が必要。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

○ 本県における急速な高齢化率の上昇傾向を踏まえ、バリアフリー化の推進による交通弱者を含めた人々の移動や施設利用の利便性と安全性の向上による安全安心な生活の確保、これらに裏付けられた利用者数の増加及び公共交通機関の維持確保によるサイクル(循環)をつくることが必要な状況。

《鉄道関係》

○ 国では、令和2年12月にバリアフリー法に基づく、移動等円滑化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を改正し、「1日3,000人以上が利用する鉄道駅」に加え、「1日2,000人以上が利用する鉄道駅で基本構想の生活関連施設に位置付けられた駅」についても、令和7年度までに原則全て段差解消を行うとする目標が設定されているが、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人未満の鉄道駅については、「利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針(マスタープラン)の作成状況その他の地域の実情を踏まえ、可能な限り実施。」とされている。

	1 バリアフリー化 必要駅(非平面駅)	2 1のうち整備駅	3 整備率
I G R	13 駅	4 駅	30.1%
三陸鉄道	36 駅	17 駅	47.2%

《バス関係》

○ 改正後の基本方針において、令和7年度末までに全国の総車両数の約80%をノンステップバスとすることが目標として掲げられている一方、本県におけるノンステップバスの導入は遅れている。(主要バス事業者3社(岩手県交通、岩手県北自動車、ジェイアールバス東北)の導入率は令和5年3月31日現在42.4%)

《現在の補助制度》

- ・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービス利便向上促進事業)について
 - 訪日外国人旅行者の受入環境整備を図ることが目的。
 - 〇 鉄道、バスの補助率は 1/3 だが、ノンステップバス等の場合は 1/4 又は補助対象経費と通常車両価格の差額の 1/2 のいずれか低い方とされており、投資費用の負担を軽減し利用を促進するため、補助率の引上げ(鉄道駅 現行 $1/3 \rightarrow 1/2$)等が必要。

・地域公共交通確保維持改善事業(バリアフリー化設備等整備事業)について

○ 鉄道及びバスの補助率は、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金と同様であるが、公共交通のバリアフリー化促進のためにも、補助率の引上げ(鉄道駅 現行 1/3→1/2)等が必要。

· 鉄道駅総合改善事業費補助

○ 経営体力がなく利用者数が 2,000 人未満の鉄道駅を複数抱える第三セクター鉄道においても バリアフリー化が推進できるよう、利用者数に着目するだけでなく急速に高齢化が進む地域の事 業を積極的に採択する等、柔軟な補助採択が必要(令和4年度から補助率は1/3から1/2に引上 げされた)。

《65歳以上人口の割合》

(単位:%)

地 域	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)	令和 27 年 (2045 年)	令和 32 年 (2050 年)
全 国	28.6	29.6	30.8	32. 3	34.8	36. 3	37. 1
岩手県	33.6	35. 8	37. 6	39. 3	41.8	44. 1	45. 9

出典:国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

24 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの 維持に向けた支援

JR線をはじめとしたローカル鉄道は、地域住民の移動手段としてのみならず、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。

国では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地方公共団体 又は鉄道事業者からの要請に基づき国が協議会を設置し、ローカル鉄道の再構築について協議する仕組みを創設したところですが、沿線では、新たな協議の仕組みによって、 地域にとって重要な鉄道を廃止する議論が進められるのではないかとの懸念が生じています。

JR各社のローカル線のみならず、三セク鉄道等を含む全国的な鉄道ネットワークは、国が掲げる国土強靱化や地方創生等を推進する観点からも重要であり、国が国策としてその維持を図るべきであると考えます。

ついては、鉄道ネットワークの維持が図られるよう、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援

- (1) 鉄道ネットワークを国の交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的 に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すよう要望します。
- (2) 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであり、路線ごとに採 算を合わせる必要はないことから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するた めの仕組みを創設するよう要望します。
- (3) JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて 事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経過に鑑み、地方にその負 担を押し付けることなく、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方 路線の維持に向けた経営支援を行うよう要望します。
- (4) JRによる鉄道ネットワークについて、特定区間に関連する利用状況や経営状況だけでなく、全体の収支データや内部補助の状況が示されるよう、国において情報共有の枠組みを構築するよう要望します。

- (5) JR各路線の先には三セク鉄道が存在しており、各路線の連続性が損なわれると三セク鉄道の経営にも大きな影響が予想されることから、当該路線だけでなく、それに接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うよう要望します。
- (6) 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利 用促進の取組に対する財政面の支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 1 ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設【改正地域交通法】
 - (1) ローカル鉄道の再構築に関する仕組み

背景·必要性

- 人口減少やマイカーへの転移、都市構造やライフスタイルの変化など、ローカル鉄道を取り巻く環境は大きく変化。
- 民間事業者任せにしていては、利便性と持続可能性の高い地域公共交通を維持していくことが困難になりつつあり、沿線自治体を含む関係者が一丸となって望ましい地域公共交通の在り方を議論する必要。

概要

- 地方公共団体又は鉄道事業者は、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な線区(特定区間)について、国土交通大臣に「再構築協議会」の組織を要請。
- 国土交通大臣は、関係地方公共団体に意見を聴取し必要と認める場合、再構築協議会を組織。



【合意形成に向けた国の支援】

協議会開催、調査事業・実証事 業について、「地域公共交通再構 築調査事業」(新設)により国が 支援

【合意実現に向けた国の支援】

- 社会資本整備総合交付金に 基幹事業として「地域公共交通再 構築事業」を創設し、国が支援
- 規制・運用の緩和・見直し・協議運賃制度の導入・技術・安全規制の見直し等

(2) 改正地域交通法に基づく再構築協議会の設置

JR西日本管内のJR芸備線の一部区間(備中神代~備後庄原)について、令和5年10月3日に JR西日本から国に対し再構築協議会の設置の要請があり、国は令和6年1月12日に再構築協議会 の設置を決定。同年3月26日に第1回会合を開催。

【芸備線再構築協議会の概要】

- · 名称: 芸備線再構築協議会
- 対象路線及び特定区間:芸備線(備中神代駅~備後庄原駅)
- · 構成員: ①国(国土交通省中国運輸局、同中国地方整備局)
 - ②地方公共団体(岡山県、広島県、新見市、庄原市、三次市、広島市)
 - ③鉄道事業者(西日本旅客鉄道株式会社岡山支社・同広島支社)
 - ④公共交通事業者((公社) 岡山県バス協会、(公社) 広島県バス協会)
 - ⑤公安委員会(岡山県警察本部、広島県警察本部)
 - ⑥学識経験者(呉工業高等専門学校環境都市工学分野 神田佑亮教授)

2 「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」について

平成 13 年にJR本州三社が旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の対象から除外されたことから、国鉄改革の趣旨を踏まえた事業経営の確保のため、国土交通大臣は、法附則第2条に基づき、JR本州三社が踏まえるべき事業経営の指針を策定、公表(国土交通省告示第1622号(平成13年11月))

- 指針 [配慮すべき事項] の主な内容
 - ・国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえて、**現に営業する路線** を適切に維持
 - ・路線を廃止しようとするときは、国鉄改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を**地方公共団体及び利害関係人に対して十分に説明**

3 県等による要望の概要

- (1) 県・沿線市町(13市2町)による要望
 - ①期 日 令和4年12月16日(金)
 - ②要望先 斉藤鉄夫国土交通大臣(当日対応者は吉岡幹夫国土交通省技監)ほか
 - ③主な要望内容
 - ・地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
 - ・黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設すること。
 - ・地域が実施する利用促進の取組に対する財政面での支援を行うこと。
- (2) 県による令和6年度政府予算等に係る提言・要望
 - ①期 日 令和5年6月14日
 - ②要望先 国土交通省
 - ③主な要望内容 令和4年12月16日に実施した県・沿線市町による要望内容に同じ。
- (3) 全国知事会要望(「令和6年度国の施策並びに予算に関する提案・要望」)
 - ①期 日 令和5年7月26日
 - ②主な要望内容(「7 地域における交通の確保等について」 抜粋)
 - ・ JR各社の地方路線の果たす役割が引き続き堅持されるよう**同社に対する経営支援及び指導を行うこと**。
 - ・再構築協議会の設置にあたっては、国の関与の下、データに基づく議論のみならず、地域の実情 に配慮した運営を行い、合意のない再構築方針の策定は行わないこと。
 - ・地域が一体となり進める利用促進の取組への支援や、日本全体として鉄道ネットワークを維持するためのあるべき姿を検討すること。
- (4) 北海道・東北地方知事会定期提言(「鉄道ネットワークの維持及び鉄道施設の災害復旧について」)
 - ①期 日 令和5年11月14日(知事会開催日)
 - ②主な提言内容
 - ・鉄道路線の維持を図る方策を示すこと。
 - ・地方路線の維持に向けた経営支援を行うこと。
 - ・鉄道事業者の収益を内部補助させるルールを創設すること。
 - ・ JRによる鉄道ネットワークについて、全体の収支データや内部補助の状況が示されるよう、国において情報共有の枠組みを構築すること。
 - ・「R各路線に接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うこと。
 - ・沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うこと。

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

25 快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進

人々がふるさとで暮らし続けるためには、「岩手に住みたい」という人々の願いに応えられる豊かな岩手を作り上げることが重要です。しかし、本県の汚水処理人口普及率は、全国平均を大きく下回っている状況です。

ついては、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境を創出するため、汚水処理県構想に掲げる汚水処理施設の整備目標等の達成に向けて必要な予算を措置するよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 下水道整備事業の推進

市街地における快適で豊かな居住環境を創出するため、下水道施設の整備 や効率的な運営計画に基づく取組の推進について、引き続き必要な予算を措置 するよう要望します。

2 農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業の予算措置

農山漁村の快適な生活環境を整備するため、農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業について、引き続き必要な予算を措置するよう要望します。

3 循環型社会形成推進交付金の予算確保

中山間地域など家屋が点在している地域の快適な生活環境を整備するため、循環型社会形成推進交付金について、引き続き必要な予算を確保するよう要望します。

また、浄化槽の整備促進を図るため、浄化槽設置整備事業(個人設置型)に おける助成基準額の上限額や助成率の引上げ、環境配慮・防災まちづくり浄化 槽整備推進事業の適用要件の緩和による財政的支援を要望します。

【現状と課題】

- 本県では、平成 29 年度に汚水処理の県構想「いわて汚水処理ビジョン 2017」を策定し、汚水 処理施設の整備等を推進。
- 本県の汚水処理人口普及率は、令和4年度末時点で84.9%と全国平均(92.9%)を大きく下回っており、本ビジョンでは令和7年度末までに91.0%とする目標を設定。
- 広大な県土の中に多くの中山間地域を抱え、小規模な集落が広範囲に点在する本県にあって、 都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境の創出に向けた汚水処理施設の整備を計画的 に進めるためには、浄化槽の整備が不可欠。
- 浄化槽設置整備事業(個人設置型)は、設置に要する経費への行政負担は4割(国、県、市町村がそれぞれ3分の1ずつ補助)となっており、個人負担が6割と大きいことが、普及が進まない要因。
- 個人負担を軽減し、普及率の向上を図るため、浄化槽設置整備事業(個人設置型)を実施している 27 市町村のうち 18 市町村(約7割)が、独自に本体設置費のかさ上げ補助を実施しているが、市町村の財政的負担が大きい状況。そのため、助成基準額の上限額や助成率の引上げによる財政的支援が必要。
- また、浄化槽設置整備事業(個人設置型)のうち環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業については、補助率が 1/3 から 1/2 に引き上げられているが、本事業の要件として、交付対象事業費のうち単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換事業費を 6割以上とすることが求められている。しかし、整備主体(住民)からの申請の結果、想定より新築件数が増加し、転換事業費が 6割を下回ることとなり本事業の活用ができない状況。新築であっても合併処理浄化槽の導入は汚水処理の未普及地域の解消につながることから、当該事業の適用要件の緩和とともに市町村への財政的支援を強化し、整備を推進する必要。

≪浄化槽本体の設置に係る経費の負担額(市町村による嵩上げの実施補助状況)≫

(単位:千円)

		浄化槽	5人槽	7人槽	10 人槽
4	4割	助成基準額(国・県・市町村が補助)	390	474	660
(6割	市町村かさ上げ補助額	10~590	26~592	40~825
		個人負担額	0∼575	119~685	165~950
1	0割	本体設置費 (標準額)	975	1, 185	1,650

- ※ 令和4年度までの助成基準額は、5人槽352千円、7人槽441千円、10人槽588千円。標準額は定期的に見直されてきたが、本体工事費の4割の考え方はこれまで変更無し。
- ※ 通常事業の補助率 1/3 は、これまで変更無し。

≪主な交付金の配分状況≫

≪主な交付金の配分状況≫				(国費:百万円)
交付金名	R4 当初	R5 当初	R6 当初	備考
社会資本整備総合交付金※1	2, 466	2, 537	1, 721	R6 要望額に対する内示率 78%
農山漁村地域整備交付金※2	295	292	267	R6 要望額に対する内示率 100%
漁村整備事業※3	46	50	50	R3 当初から補助事業が創設 R6 要望額に対する内示率 100%
循環型社会形成推進交付金※4	142	167	176	

※1 下水道事業のみ

※2 集落排水事業のみ

【集落排水事業県配分額内訳】

漁業集落環境整備事業: R4 当初 11 百万円、R5 当初 13 百万円、R6 当初 16 百万円 農業集落排水事業 : R4 当初 284 百万円、R5 当初 279 百万円、R6 当初 251 百万円

※3 漁業集落排水事業のみ ※4 浄化槽設置整備事業のみ

【県担当部局】県土整備部 下水環境課

農林水産部 漁港漁村課

26 自然公園等の施設整備の促進

みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園や、国立公園満喫プロジェクトのモデル公園である十和田八幡平国立公園などは、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、国内外の利用者の拡大が期待されています。

利用者が安全で快適に利用できる環境を確保していくため、自然公園等の施設の保全・再整備を計画的に行う必要があることから、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

自然公園等の施設の保全・再整備を計画的に行うため、施設整備に要する費用に対して、十分な予算を確保するよう要望します。

2 環境省直轄による自然公園の施設整備の実施

国立公園における施設整備については、国と地方の役割分担を踏まえたうえで、地域の意見を十分に反映しながら環境省が積極的に実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

- 本県は、広大な面積を擁し、その中に2つの国立公園(十和田八幡平、三陸復興)、2つの国定公園(栗駒、早池峰)、三陸海岸を縦走する長距離自然遊歩道「みちのく潮風トレイル」、東北自然歩道「新・奥の細道」を有しており、その適正な利用が図られるよう施設の整備が必要。
- 本県では、自然環境整備交付金(補助率:45~50%)を活用し、老朽化施設や災害により被災 した施設の計画的な保全・再整備に努めてきたところであるが、要望額に対し十分な予算措置が 行われない年度においては、整備計画の縮小、遅延を余儀なくされているところ。

[年度別当初予算内示率]

平成 29 年度 63.5%、平成 30 年度 47.9%、令和元年度 100%、令和 2 年度 100%、令和 3 年度 60.2%、令和 4 年度 57.2%、令和 5 年度 40.6%

○ 三陸復興国立公園、十和田八幡平国立公園や県内2つの国定公園には、老朽化している登山道 や避難小屋、転落防止柵、トイレなどの自然公園施設が多くあることから、国内外からの多数の 観光客の受入に対応した保全・再整備を計画的に進めていくためには、国による十分な財政支援 が必要。

2 環境省直轄による自然公園の施設整備の実施

- 十和田八幡平国立公園の三ツ石山周辺(第1種特別地域に該当)は、近年、紅葉時期を中心に オーバーユース状態になっており、トイレの混雑や登山道における野外し尿、登山道の荒廃など が発生。現状では、地元自治体や施設設置者が個別に対応しており、根本的な課題解決を図るた めには、公園管理者である国による積極的な対応が必要。
- 〇 令和元年に国が指定した「みちのく潮風トレイル」は、令和6年2月の英紙タイムズに「日本で訪れるべき場所 14 選」の一つとして選定されたほか、令和6年6月には全線開通5周年を迎えるなど、今後、国内外からの観光客の増加が見込まれ、来訪者に快適な利用環境を提供するうえで、直轄事業による積極的な施設整備が必要。

【県担当部局】環境生活部 自然保護課

27 文化・スポーツの振興

ラグビーワールドカップ 2019 大会及び東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会(以下「両大会」という。) は世界中から日本への注目を高めるとともに、 県内市町村では両大会の出場国等との交流が行われてきました。

文化芸術・スポーツを生かした地域活性化を図るためには、両大会を契機として 生まれた絆を生かしながら、交流を発展させていくとともに、誰もが文化芸術・スポーツ活動に親しむことができるよう、活動環境を充実させていくことが必要です。

また、中学校の休日の部活動の地域クラブ活動への移行については、本県においても少子化や働き方改革が進む中、学校や地域によっては部活動の維持・存続が厳しい状況にあり、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、持続可能な活動環境の整備が急務となっています。

ついては、地方の文化・スポーツの振興に向けた取組への支援等について、財政面も含めた総合的な支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた支援

子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実し、持続可能な活動環境を整備するため、地域の実情に応じて休日の部活動の段階的な地域クラブ活動への移行が円滑に進むよう、指導者の確保や新たに生じる保護者等の費用負担など、受入体制の整備に要する財政支援を充実するよう要望します。

2 地方のスポーツ振興の取組への支援

両大会開催のレガシーを生かした人的・経済的な交流の発展につながるよう、記念イベントなどの開催に対する支援を要望します。

また、地方で実施する選手強化、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、 指導者やボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進、老朽化施設の 大規模改修、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッション等の官民 が連携して行う分野横断的な取組等、地方の創意工夫あるスポーツ振興の取組 を継続的に支援するよう要望します。

3 地方の文化振興の取組への支援

地域における文化財等の保存・継承・活用や、地方の特色を生かした芸術祭の開催など官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化するよう要望します。

【現状と課題】

1 学校部活動の地域クラブ活動への移行に向けた支援

- 文化庁及びスポーツ庁が令和4年 12 月に公表した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の 在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、本県においても令和6年1月に「岩手県に おける学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定。
- 県内33市町村においては、令和3年度から2町(岩手町及び葛巻町)がモデル事業を開始し、 令和4年度は上記2町に加えて1市(大船渡市)、令和5年度は5市町村(盛岡市、宮古市、大船 渡市、西和賀町及び九戸村)がモデル事業を実施するほか、3市町(一関市、岩手町及び葛巻町) が独自の取組を実施するとともに、その他市町村でも地域移行に向けた検討が行われている。

特に、岩手町及び葛巻町ではモデル事業により地域や関係団体との協力体制の確立につながり、単独事業に移行するなどの成果も見られるほか、一関市では令和4年度から部活動の地域クラブへの移行に独自に取り組むなど、市町村の取組に広がりが見えつつある。

年度	モデル事業	市町村単独事業
令和3年度	2町(岩手町、葛巻町)	_
令和4年度	3 市町(大船渡市、岩手町、葛巻町)	1市(一関市)
令和5年度	5 市町村(盛岡市、宮古市、大船渡市、 西和賀町、九戸村)	3市町(一関市、岩手町、葛巻町)

- その一方で、部活動の地域クラブ活動の移行に向けては、指導者となる人材の質と量の確保、 地域指導者への謝金、交通費や会費など新たに生じる保護者等の費用負担など、受入体制の整備 等への対応が課題。
- こうした課題は全国的に生じているものであり、中学校の休日の部活動の地域クラブ活動への 移行を円滑に進め、持続可能な活動環境を整備するためには、国において生徒や保護者の負担を 軽減させるような財政措置等の支援を行うことが重要。

2 地方のスポーツ振興の取組への支援

- 県内では、コロナ禍の影響により、両大会を契機とした交流事業を中止せざるを得なかった市町村も多いことから、両大会開催のレガシーを生かした人的・経済的な交流の発展につながるよう、記念イベントなどの開催に対する支援が必要。
- 選手強化や指導者・ボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進等に関する講師派遣 や研修会の開催、老朽化施設の大規模改修、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッションによる大会・合宿の誘致など官民が連携して行う分野横断的な取組など、地方におけるスポーツ振興の取組に対する支援が必要。
 - ・ 本県では、トップアスリートになりうる選手の総合的な発掘・育成・強化に取り組み、中央 競技団体が行うトップアスリートの輩出に向けた取組につながる重要な役割を担っていると ころであるが、選手強化や指導者等の人材育成に対する支援は競技団体が対象となっているこ とから、地方公共団体等が実施している総合的な選手発掘・育成・強化事業に対応できるよう、 制度の充実が必要。

- ・ 本県では、インクルーシブスポーツの普及によるスポーツを通じた共生社会の実現に向けて、 県内4広域圏ごとに要となる指導員を養成し、普及の推進を図っているところであるが、指導 員のきめ細かな配置や持続的な取組を行うためには、継続的な財政措置が必要。
- ・ 本県における県営スポーツ施設は、その多くが 1970 (昭和 45) 年に開催された岩手国体での使用を目的に整備されたものだが、経年とともに施設・設備の老朽化が進行しており、大規模改修により施設の効用を高める場合、学校施設環境改善交付金等の対象外であることから、当該交付金の交付対象に加えるなど国による財政措置の拡充が必要。
- ・ スポーツによる地方創生・まちづくりを全国各地で推進するため、全国レベルの大会など大 規模なスポーツイベントの開催に対して、地方公共団体の財政力や競技団体の規模等に応じた 財政措置の拡充が必要。

3 地方の文化振興の取組への支援

- 文化財等の地域資源を活用した地域活性化、東日本大震災津波からの復興の取組を契機とした 国内外との交流や、文化芸術による心の復興の取組、文化イベントの展開などによる交流人口の 拡大など、官民連携による地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化することが必要。
 - ・ 文化財等の地域資源を活用した地域活性化や日本博を契機とする文化資源の活用に向けて は、国の事業を活用しながら取組を進めているところであるが、地方の要望額が充足されず、 地域における文化財等の保存・継承・活用の取組が十分に実施できていないため、国の財源の 確保・継続的な支援が必要。

<地域文化財総合活用事業の活用状況>

地域伝統行事·民俗芸能等継承振興事業

年度	申請数	申請額	採択額	配分率
十段	中萌剱	(A)	(B)	(B/A)
令和4年度	5団体	61,144千円	45,628千円	74.6%
令和5年度	3団体	12,313千円	11,398千円	92.5%
令和6年度	4団体	4,238千円	2,986千円	70.4%

地域文化遺產·地域計画等

年度	申請数申請額		採択額	配分率
十段	中雨奴	(A)	(B)	(B/A)
令和4年度	_	_	_	
令和5年度	4団体	6,509千円	5,796千円	89.0%
令和6年度	4団体	7,531千円	4,565千円	60.6%

・ 引き続き心の復興を後押ししていく必要がある中、東日本大震災津波の被災地の学校等に芸術家等の派遣を行っているところであるが、沿岸部では、震災後から芸術鑑賞などの文化体験の機会が減少していることから、被災地における子どもの文化芸術の鑑賞機会の確保等のため、国の財源の確保・継続的な支援が必要。

(参考)

全国知事会文教・スポーツ常任委員会による令和6年度国の施策並びに予算に関する提案・要望 (令和5年7月、関係部分抜粋)

1 教育施策の推進について

(7)子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実させ、学校の働き方改革等を踏まえた部活動改革を行うには、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、指導者の処遇改善等、地域でスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、これに必要な取組を推進するとともに財政措置を講ずること。

また、国において、地域連携・地域移行の必要性、目的、スケジュール、部活動の教育的 意義と地域連携・地域移行との関係性等について十分な広報を行うとともに、実証事業の成 果を踏まえ、地方における移行の手順や具体的な取組内容を早急に例示するなど、地域の実 情に応じて部活動の地域連携・地域移行が円滑に進むよう支援すること。その際、これまで 国の方針に沿って率先して準備を進めてきた団体において、改革に向けた意識や取組が後退 することのないよう、国の方針を着実に実行するとともに、十分な予算措置等の支援を行う こと。

さらに、家庭の経済状況に関わらずスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域クラブ等に支払う会費や活動に伴う保険料など、新たに生じる保護者等の費用負担を可能な限り軽減する観点から、経済的に困窮する家庭に対する十分な支援など、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

3 地域における文化芸術の振興について

(1) 新型コロナウイルス感染症により、公演の中止など大きな影響を受けた文化芸術関係者・ 団体及び文化施設への支援や文化芸術人材の育成及び雇用機会確保のための支援を充実・強 化すること。

新たな文化の創造や地域に根ざした歴史文化の保存継承、交流を生み出す芸術祭の開催など、地域における文化芸術活動の継続を支援すること。

4 国際的なスポーツイベントの開催効果及びレガシーの全国への波及・継承について

(1) 国内外における機運醸成に取り組むとともに、スポーツイベント開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、高齢者や障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災等の被災地域はもとより、日本全体に行き渡るよう配慮すること。さらに、ホストタウンの取組をはじめ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際大会のレガシー(遺産)を、その先へつなげていくことができるよう、一過性のイベントに終わらせることなく、継続的な支援に取り組むこと。

5 スポーツを生かしたまちづくりの推進について

- (1) 地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受入れ、国際的スポーツイベントの競技会場の整備や既存施設の国際水準の確保等、創意工夫ある取組を一過性に終わらせることなく継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (2) 障害者スポーツの裾野拡大と競技力向上を図る観点から、障害者スポーツに関する積極的な広報を引き続き推進するとともに、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うこと。
- (3) 通季・通年型スポーツアクティビティの創出によるスポーツツーリズムの推進など、地域 スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組に対し、関係省庁が連携し て支援すること。

さらに、地域の特性を生かし、スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことができるよう、誰もが参加できる機会を「つくる」取組や、様々な人が「あつまり、ともに、つながる」ことができる取組、「誰もがアクセスできる」取組に対する支援を強化すること。

(4) スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、魅力ある雇用の場の創出等による地域経済 の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備やスポーツ経営人材の育 成、大学・社会人スポーツの活性化、e スポーツの振興、I C T・食や健康・観光等の地域 産業との融合を図る先駆的な取組などへの支援を強化すること。

> 【県担当部局】文化スポーツ部 文化スポーツ企画室、文化振興課、スポーツ振興課 教育委員会事務局 学校教育室、保健体育課

28 女性の活躍推進事業への支援の拡充

少子高齢化により生産年齢人口の減少が進む中で、女性の活躍が地域の活性化や 東日本大震災津波からの復興の推進に重要であること、また、新型コロナウイルス 感染症の長期化により顕在化した孤立や生活困窮などに加え、物価高騰により更な る困難に直面している女性に対し、引き続き支援が必要であることから、女性活躍 推進を継続して実施するための財政支援と女性活躍推進法に基づく一般事業主行動 計画の策定促進などの強化について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 女性の活躍推進事業等への支援の継続

女性活躍推進法に基づく協議会である「いわて女性の活躍促進連携会議」などを中心として、女性の活躍推進の取組を継続して進めていくとともに、女性の就労確保や所得向上につながるデジタルをはじめとする成長分野での活躍支援、孤立や生活困窮などの様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を継続するためには、安定的な財源の確保が必要であることから、「地域女性活躍推進交付金」による十分な財政措置が継続されるよう要望します。

2 国による女性の活躍支援施策の拡充

女性活躍の更なる推進に向けて、国民全体の一層の理解が不可欠であることから、国が先頭に立って意識啓発を強化するとともに、中小企業など、より多くの企業において一般事業主行動計画が策定されるよう国からの働きかけや財政支援を要望します。

【現状と課題】

1 女性の活躍推進事業等への支援の継続

○ 県では、平成26年度に設置した「いわて女性の活躍促進連携会議」と連携し、女性が活躍できる職場づくりや女性のネットワークづくりのためのセミナー等を実施しているほか、県独自の「いわて女性活躍企業等認定制度」の普及啓発を通じて、国の「えるぼし認定」につながるようステップアップを図っているが、さらなる普及を図るため、継続した取組が必要。

○ 孤立や生活困窮などの様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を実施するため、令和3年7月に「いわて女性のスペース・ミモザ」を設置し、相談窓口の開設・居場所づくり・女性用品の提供を行っているほか、岩手県男女共同参画センターにおいて就労セミナーを実施。

ミモザには家庭内の人間関係、家事・介護等の負担や将来への不安感に関する悩みなどが寄せられ、令和5年度の相談件数は延べ1,827件と令和4年度の実績(延べ937件)と比較して倍増しており、困難や不安を抱える女性に対し継続した支援が必要。

- また、令和6年度からは、女性の就労や所得向上につなげるため、主に無就業や困窮している 女性等を対象に、デジタル分野で即戦力として活躍できるスキル習得と習得後の就労マッチング までを一括して支援する取組を新たに実施する予定。
- これらの取組に国の地域女性活躍推進交付金を活用しており、令和6年度は減額内示されたが、令和7年度以降も事業を継続・拡充して実施するためには、同交付金による十分な財政措置が必要。

(単位:千円、%)

	公募申請額	内示額	率
R2	8,052	6, 741	83. 7
R3	20, 724	17,874	86. 2
R4	20, 659	12, 719	61.6
R5	18, 316	18, 316	100.0
R6	28, 731	24, 799	86. 3

[参考] 地域女性活躍推進交付金の拡充の動き

- ・ 令和3年度から、地方自治体が、新型コロナウイルス感染症の影響の下で不安を抱える女性に寄り添った相談支援等をNPO法人等に委託した場合に、国の補助率を1/2から3/4 に引き上げる支援策を追加(つながりサポート型メニューの拡充)。
- ・ 令和4年度からは、様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、意欲と希望に応じて就労 までつなげていく支援策において女性用品の提供を行えるよう拡充(寄り添い支援型プラ ス)。
- ・ 令和5年度からは、女性デジタル人材や女性起業家を育成するための事業について、国の 補助率を1/2から3/4に引き上げる支援策を追加。

2 国による女性の活躍支援施策の拡充

- 令和4年4月に施行された改正女性活躍推進法において、一般事業主行動計画の策定が義務付けられる事業主の範囲について、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものから100人を超えるものへと拡大されることとなったところ。
- 本県の場合、同法で一般事業主行動計画が「努力義務」とされる常時雇用する労働者が 100 人以下の企業が大多数を占めることから、こうした中小企業における一般事業主行動計画策定に向けた働きかけや支援が必要。

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

29 地域医療再生のための総合的な政策の確立

今日、地域においては保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足は一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

医師偏在指標により、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされているところであり、医師の不足や都道府県間の偏在を根本的に解消し、地域医療の再生を図るため、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的 とした総合的、体系的な「地域医療基本法(仮称)」を制定するとともに、実効性 のある運用を実現するよう要望します。

医師偏在指標によって、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされている ところであり、地域の医療提供体制を維持していくためにも、医師の不足や医師 偏在の根本的な解消が強く求められているところです。

地域医療のあるべき姿を実現するため、県境を越えた医師の適正な配置調整、 保険医に対する医師少数区域の医療機関への勤務の義務付け及び医師少数区域で の勤務経験を管理者要件とする病院の対象範囲の拡大など、国を挙げた実効的な 施策を直ちに実施するよう要望します。

【現状と課題】

- これまでの地域医療行政は、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきたが、現状において、医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難な状況。
- 本県では、平成23年に「地域医療基本法(仮称)」の草案を作成し、首都圏でのシンポジウムの 開催、有識者と知事の対談、知事によるPR動画の作成、新聞・雑誌やインターネットを通じた広 報活動を実施するなど、持続可能な医療体制の構築に向けた情報発信を行っているところ。
- 今般、令和2年12月末時点のデータを用いて算出した医師偏在指標(暫定値)が国から示され、本県の指標の数値(182.5)が全国で最も低く、引き続き医師少数都道府県と位置付けられたほか、宮城県を除く東北各県や新潟県なども医師少数県に位置付けられ、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされたところ。

医師偏在指標による都道府県順位(40~47位)

順位 (前回)	都道府県	医師偏在指標
40 (40)	山形県	200. 2
41 (41)	秋田県	199. 4
42 (44)	埼玉県	196.8
43 (42)	茨城県	193. 6
44 (43)	福島県	190. 5
45 (46)	新潟県	184. 7
46 (45)	青森県	184. 3
47 (46)	岩手県	182. 5

[※] 前回、岩手県と新潟県は同値で最下位であること。

○ 奨学金養成医師の県内従事者については、226人の見込みに対して17人少ない209人、即 戦力医師招聘数については、40人の見込みに対して9人少ない31人となり、医師確保計画の令 和5年度確保見込み数266人を26人下回る240人となる見込み。

[医師確保の見込み・実績]

(単位:人)

	年度	H28 (現状値)	医	確保 見込み			
	十 及	(c)	R 2	R 3	R 4	R 5 (d)	元込み (d-c)
見込み((a)	32	169	202	235	266	234
(内訳)	養成医師県内従事者数	26	144	172	200	226	200
	即戦力医師招聘数(累計)	6	25	30	35	40	34
実績(b)	_	156	191	209	240	208
(内訳)	養成医師県内従事者数	_	133	166	183	209	183
	即戦力医師招聘数(累計)	_	23	25	26	31	25
比較増減	t (b−a)	_	Δ13	Δ11	△26	Δ26	Δ26
(内訳)	養成医師県内従事者数	_	Δ11	Δ6	△17	$\triangle 17$	$\triangle 17$
	即戦力医師招聘数(累計)	_	$\triangle 2$	$\triangle 5$	△9	Δ9	Δ9

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

30 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

東日本大震災津波による被災前から医師不足であった本県は、震災による未曾有の被害により、沿岸部をはじめとして、これまでにも増して医師が不足する状況となっており、国が公表した医師偏在指標においても、本県の指標の数値が全国最下位になるなど、本県の医師不足が際立っている状況にあります。このような状況を改善し、平成27年度に策定した岩手県地域医療構想を実現するためにも、各構想区域において医師をはじめとした医療従事者の確保を重点的に進めていく必要が生じています。

また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化、 さらには、介護保険制度の導入を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス 従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・ 周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされておりますが、地方 の病院における医師確保や救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみ で解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる 必要があります。

ついては、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

令和8年度の医学部総定員については、令和6年度の水準を上限とする方針が示されていますが、医師の絶対数が不足している医師少数県については、地域医療を維持・確保するため、医学部臨時定員増を延長するとともに、臨時定員増の医師養成数の一部について恒久的な措置とするよう要望します。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」(県出身者の入試選抜枠)については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じていることから、財政支援の更なる拡充を要望します。併せて、地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保に関する事業を確実に実施できるよう、事業区分間での配分額の調整を可能とするなど、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう要件の緩和を要望します。

3 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

医師偏在指標により明らかとなった都道府県間の医師偏在の状況を改善するため、医師少数区域等での勤務経験を管理者要件とする病院の対象拡大を検討いただくとともに、都道府県間の医師の派遣調整等の仕組みづくりなどの支援策の充実を要望します。また、二次医療圏内で分娩に対応できない圏域が生じるなど、周産期医療や小児医療については厳しい状況が続いており、産科及び小児科の医師不足を解消するため、診療報酬の更なる評価の充実など、国が責任を持って対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

- 岩手医大医学部の定員は80名から130名へと拡充されており、増員50名のうち15名は恒久化され、うち暫定措置が延長された地域枠を含む35名は令和元(2019)年度までの措置とされていたが、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、令和2~4年度について認可を受けた臨時的な定員数を上限とする再度の増員申請が認められ、令和5年度については歯学部振替枠を廃止のうえ、地域の医師確保又は診療科偏在対策に有用な範囲に限り令和2~4年度と同様の範囲で増員申請が認められた。令和7年度については、令和5、6年度の臨時定員と同様の方法で設定する取扱いが示されている。
- また、「医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」において、令和8年度の全国 の医学部総定員について、令和2年度以降最大の定員数であった令和6年度の水準とする方針を決 めた。
- 岩手医科大学は、本県において唯一の医育機関であると同時に医師の派遣元でもあり、県立病院など地域医療を支える多くの医療機関は岩手医科大学からの医師派遣に依存している状況。
- 岩手医科大学の医学部定員 35 名の増が延長されない場合、地域に必要な医師の確保が一層困難となることから、現行の医学部定員増を恒久的な措置とし、継続的な医師確保を図ることが必要。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

- 令和6年度の本県医師奨学金制度に要する費用は1,249百万円のうち758百万円が地域医療介護総合確保基金である。
- 地域医療再生基金事業が平成 29 年度で終了し、平成 30 年度以降は地域医療介護総合確保基金を 活用することとしたものの、一般財源による財政負担が増加。

○ 本県では、地元大学に進学した者のみでは、医師不足の解消に必要な医師養成を行うことが困難であることから、県外大学進学者も含めて全国最大規模の55名の貸付枠による奨学金事業を行っているところであり、充分な基金財源等の安定的な確保が必要。

3 医師の地域偏在及び特定診療科の医師不足の解消

- 平成30年の医療法の改正により、都道府県が医療計画の一部として医師確保に関する事項を定めることとされ、国のガイドライン等を踏まえて令和2年3月に「岩手県医師確保計画」を策定し、医師確保に取り組んできたところ。(令和6年3月に改定)
- 〇 令和6年度以降の医師確保計画は、岩手県保健医療計画(2024-2029)と一体的に策定が行われるが、国の医師確保計画策定ガイドラインの改正を踏まえ、暫定値として令和2年12月末時点のデータを用いて算出した医師偏在指標が国から示されたもの。
- 国が示した医師偏在指標(暫定値)では、本県の指標の数値(182.5)が全国で最も低く、引き 続き医師少数都道府県となり、県内では盛岡及び二戸以外の7圏域が医師少数区域となるもの。
- 本県における指標の算定では、従来の人口 10 万人対医師数に、圏域間の患者の流出入のほか、 患者の受療動向(高齢者率高い)や医師の年齢構成(若手医師少)などの要素が加味されたため、 従来の医師数の単純比較より、更に指標の数値を押し下げる要因となっている。
- 現行の奨学金制度による養成医師の配置は平成28年度から始まり、各年度当初の配置数は、平成28年度の16名から令和6年度は172名と、年々着実に増加している。
- 特に医師不足が深刻な状況にある沿岸・県北地域への配置についても、平成28年度の7名から 令和6年度72名と、着実に増えているところ。

〔奨学金養成医師の配置状況〕(各年度4月1日時点)

						二	欠医療圏	图別						
年度		盛岡	岩手 中部	胆江	両磐	内陸 計	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸	県北 沿岸 計	配置先調整中	合計
H28	配置数	3	3	3	0	9	2	1	1	2	1	7		16
ПZО	地域割合					56.3%						43.8%		
H29	配置数	5	6	6	2	19	1	0	3	1	1	6		25
п29	地域割合					76.0%						24.0%		
H30	配置数	9	10	6	6	31	2	1	3	2	3	11		42
пзо	地域割合					73.8%						26.2%		
R1	配置数	13	10	6	4	33	4	3	3	7	3	20		53
KI	地域割合					62.3%						37.7%		
R2	配置数	23	18	6	5	52	8	1	7	9	7	32		84
RZ	地域割合					61.9%						38.1%		
R3	配置数	24	22	6	7	59	9	4	13	11	8	45		104
КЭ	地域割合					56.7%						43.3%		
R4	配置数	28	20	8	12	68	9	11	13	9	12	54		122
Π4	地域割合					55.7%						44.3%		
R5	配置数	38	26	13	13	90	14	15	10	9	13	61		151
RO	地域割合					59.6%						40.4%		
R6	配置数	50	23	16	11	100	17	17	16	9	13	72		172
(見込み)	地域割合					58.1%						41.9%	0.0%	

- また、全国的に医師の不足が深刻化している産科及び小児科について診療科個別の偏在指標が公表され、産科及び小児科とも相対的医師少数都道府県となり、圏域別では、産科が岩手中部・胆江・両磐及び気仙・釜石が相対的医師少数区域、小児科が岩手中部、胆江、両磐、宮古、釜石が相対的医師少数区域となった。
- なお、産科・小児科の医師不足のため、令和3年10月から県立釜石病院での分娩取扱いを休止 し、隣接する二次医療圏(同一周産期医療圏内)の県立大船渡病院に集約された。
- また、胆江医療圏においては、令和4年4月から産科診療所での分娩取扱の中止となったことから、令和4年2月に岩手中部・胆江・両磐周産期医療圏連絡会議を開催し、胆江地域における妊婦の方が県南周産期医療圏内で確実に出産を行うことができること、周産期医療圏内の妊婦健診等を実施する地域の診療所と、分娩を行う医療機関が連携して、安心、安全な出産ができる環境を確保していくことを確認。
- これまでの診療報酬改定において報酬点数は充実※されたものの、産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策の一層の充実が必要。
 - ※ 生体検査・処置等に係る小児加算の見直し (H28)、入退院支援加算への小児加算の新設等 (H30)

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

31 病院事業に係る地方財政措置の拡充

本県の県立病院事業は、民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療、救急・小児・周産期・感染症・精神等の不採算、特殊部門に関わる医療の提供、民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点等の幅広い機能を担っており、診療報酬の増額によってもなお公立病院運営に要する費用が不足するため、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、地方財政措置の拡充を次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置 を拡充するよう要望します。

2 病院事業債の償還金等に対する地方財政措置の拡充

病院建物の整備に係る病院事業債元利償還金に対する地方財政措置について、建築単価の上限(52万円/m²)を、建設業の人手不足や資材高騰を踏まえ、 更に引き上げるよう要望します。

3 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

医師確保対策については、平成21年度から医師の勤務環境改善のため地方財政措置が拡充されたところですが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度など必要な処遇改善に対して、適切な財政措置を講じるよう要望します。

4 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

同一地方公共団体が設置する医療機関間での医師等の派遣に係る経費について、交付税措置の対象とするよう要望します。

5 都道府県立診療所に対する地方財政措置の拡充

都道府県が地域の実情に応じて設置する診療所について、その運営に係る経費においては、市町村と同様に交付税措置の対象とするよう要望します。

6 新型コロナウイルス感染症に係る財源補償について

新型コロナウイルス感染症患者に関しては、5類に移行されたとはいえインフルエンザ患者等と同等の対応とすることは困難であり、公立病院に患者が集中し、一般外来患者と切り離した発熱外来の設置や救急体制の確保、入院においては病棟内でのゾーニングや隔離を含めた個室対応など、通常医療とは異なる体制を組む必要があるなど負担が大きくなっていることから、医療現場の実態を十分把握した上で、その経営的損失について交付金等による財源補償を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

- 病院事業については、収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもな お収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計が負担す るものとされているところ。
- 一般会計からの繰出金については、所要額が毎年度地方財政計画に計上され、その一部について普通交付税及び特別交付税により地方財政措置が講じられており、不採算地区中核病院に係る繰出し基準の追加(令和2年度~)や不採算地区病院に係る基準額の引上げ(令和3年度~)など、一定の対応がなされているが、措置率や補正の適用等について、なお十分とは言えない状況。
- 本県では、広大な県土と深刻な医師不足等の課題を有し、他都道府県では市町村立病院が担っているような初期医療の役割を県立病院が担っていることから、このような事情を考慮した補正係数の見直しが必要な状況。

2 病院事業債の償還金等に対する地方財政措置の拡充

- 病院建物の整備事業に係る病院事業債の元利償還金に対する地方財政措置については、建物の 建築単価が一定の上限を超えた部分が対象外とされている。単価は、令和5年度病院事業債から 52万円/㎡まで引き上げられたが、建設業の人手不足や、資材高騰等により、さらに拡充が必要 な状況。
- 国土交通省の令和6年度新営予算単価によれば、令和5年度から令和6年度にかけて、11.4% と過去最高の伸び率となっており、資材高騰や人手不足の影響が表れている。

3 医師確保困難地域に対する地方財政措置の拡充

○ 医師確保対策については、平成 21 年度から段階的に地方財政措置が拡充されているが、医師の絶対数が不足しており、かつ広大な面積を有する本県において、医師確保対策として実施している手当加算制度をはじめ、必要な処遇対策に対する経費については地方財政措置が講じられていない状況。

4 医師派遣等に係る特別交付税措置の拡充

- 公立病院における医師派遣又は派遣受入に係る経費に一般会計から繰出を行った場合、その経費に対し、派遣の場合は 0.8、受入の場合は 0.6 を乗じて得た額について特別交付税措置を講ずることとしているが、同一地方公共団体が設置する医療機関への派遣又は受入は、措置の対象外とされているところ。
- 本県における県立病院事業は、以下の特色があり、医師派遣による派遣元病院の機会損失(移動や派遣先での診療中は、専門的な診療ができないため、これにより逸失した利益)や移動費用の負担が大きく、派遣元からの移動距離や時間が一定程度を超える場合は特別交付税措置の対象とするなど、柔軟な対応が必要な状況。
 - ・ 広大な県土に、20 病院 6 地域診療センターを設置しているが、他県では市町村立病院が行っているような地域医療を中小規模の県立病院が担い、これに対し、中核的医療を行う基幹県立病院から医師の派遣を行っている。これは、他県における県立病院から市町村立病院への派遣と同じ機能を果たしており、交付税措置において同様の評価が必要であること。
 - ・ 100 k m以上の移動距離をかけて派遣している事例があり、病院や医師の負担が大きいこと。
 - 医師が不足する地域へ、医師が不足する地域からも、派遣を行っているものであること。

5 都道府県立診療所に対する地方財政措置の拡充

- 都道府県が設置する診療所について、地域において必要な医療を都道府県が提供する場合、市 町村立病院と異なり、一般会計からの繰出において、交付税措置がないこと。
- 上記のような場合、都道府県立診療所と市町村立診療所が担う機能は同様であり、交付税措置 においても、同様の評価が必要であること。

6 新型コロナウイルス感染症に係る財源補償について

- 岩手県では、県立病院が新型コロナウイルス感染症対応の中心的な役割を担い、令和2年度から4年度までの患者の受入実績は、9 医療圏のうち7 医療圏で約80%以上であり、5 医療圏では100%であったところ。
- 新型コロナウイルス感染症患者に関しては、5類に移行されたとはいえインフルエンザ患者等と同等の対応とすることは困難であり、引き続き公立病院に患者が集中することが想定される。
- 患者については、一般外来患者と切り離した発熱外来の設置や救急体制の確保、入院においては病棟内でのゾーニングや隔離を含めた個室対応など、通常医療とは異なる体制を組む必要があるなど負担が大きくなっていることから、医療現場の実態を十分把握した上で、その経営的損失について交付金等による財源補償を行うこと。

【県担当部局】医療局 経営管理課

32 在宅医療の推進

超高齢社会を迎える中で、高齢者の住み慣れた場所での安心した生活を支える ためには、在宅医療の体制を整備するとともに、自宅や介護施設において医療と 介護の各サービスが連携する仕組みを構築する必要があります。

地域医療介護総合確保促進法により改正された介護保険法に基づき、平成30年度から全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施しているところですが、更なる取組の推進のため、必要な支援等の拡充について、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 在宅医療・介護の連携体制構築に対する総合的な支援

在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険制度における地域支援事業として市町村で実施することが求められていますが、市町村や介護保険料の負担が増加することや、地域医療に関する政策企画の経験が乏しい多くの市町村においては、事業を担う人材が十分に確保されていないことなどにより、取組が遅れている状況にあります。

介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない新たな財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携推進事業を担う人材の確保・育成に向けた継続的な支援策を講じるよう要望します。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

地域医療構想の実現には、在宅医療の体制整備と、市町村による在宅医療・介護連携の推進が必要です。全国的には保健所がこれらに積極的に関わることで一定の効果を上げた事例が紹介されており、全ての保健所でこうした取組を行えるようにするため、地域保健法等関係法令の改正などにより、国においてその法的位置付けを明確化するとともに、人員配置等に対する所要の財政措置を講じるよう要望します。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

在宅医療を推進していく上で重要な役割を担う医師や看護師等に対して、医師不足の地域における訪問診療等の実態を適切に踏まえた診療報酬の引上げ等の評価を行うよう要望します。

【現状と課題】

1 在宅医療介護の連携体制構築に対する総合的な支援

- 在宅医療・介護連携推進事業は、介護保険法の地域支援事業として市町村が実施することとされており、その財源は、介護保険の地域支援事業により、地方公共団体に一定の負担を求められているところ。
- 地域支援事業に要する経費には、地域支援事業交付金が活用されているが、当該交付金の財源 は第1号被保険者の保険料から23%が充てられており、事業費の増額は介護保険料に影響し、保 険者(市町村)や第1号被保険者の負担増につながる。そのため、保険料に影響を及ぼさない安 定的な財政措置が必要。
- また、多くの市町村は、地域医療に関する政策企画等の経験が乏しく、事業を担う人材が十分 に確保されていないことなどにより、取組が遅れている状況にある。
- 令和3年度から、国が都道府県へ有識者を派遣し、都道府県が抱えている課題やデータの利活 用方法等を個別に助言・指導を実施することで効果的な市町村支援を行えるよう、伴走支援を実 施している。令和3年度は本県を含む4県、令和4年度も4県を対象としてモデル的に実施され たところ。令和5年度は、支援対象を都道府県から市町村に変更し、4市を対象として実施され たが、本県から申込みをした盛岡市は対象とならなかった。
- 在宅医療・介護連携推進事業に市町村が取り組むためには、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない財源の確保が求められ、また、事業を担う人材の確保・育成に向け、継続的なアドバイザー派遣や専門研修の開催などの支援策の充実が必要。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

- 医療介護総合確保方針では「都道府県がより広域的な立場から、保健所等の活用により、市町 村等の後方支援を積極的に行うことが必要」と記載。
- 一方、保健所による在宅医療等体制整備の支援に当たって、地域保健法等関係法令では明確な 根拠が示されておらず、財政的な裏付けも未整理。
- こうした課題に対応するため、国による法的、財政的な裏付けの下に、保健所の人員体制を強化していくことが必要。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

- 在宅医療を推進していく上で、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションの役割は重要であるが、24 時間 365 日体制は在宅医療を担う医師や訪問看護師の人員不足の中で負担も大きく、支援体制も十分とは言えないことから、医師や訪問看護師を確保するため、これら専門職への診療報酬の引上げ等の評価を行うことが必要。
- 本県は、在宅療養支援診療所が少なく、新規参入の促進が課題。
- また、人口当たり医師数が全国平均を下回る状態の中で、広大な県土の医療提供体制を担って おり、効率的な在宅医療提供体制を整備する必要。

○ 平成 28 年診療報酬改定以降、「同一建物同一日」問題に対し、若干の改善がなされたものの、同一建物の患者に対して、少ない医師数、広大な県土の条件のもと、同一日を避けての訪問診療等を行うことは困難が多く、依然として訪問診療を拡大する上での障害となっている。

医師不足の地域においては、当該実態を踏まえた訪問診療の報酬算定等が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、長寿社会課

33 地域包括ケアシステムの構築支援

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に おいて地域包括ケアシステムの構築や深化・推進を進めているところですが、これ らの取組を支援するため、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担っており、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・複合化を背景に、相談件数の増加とともに対応に時間を要する相談も増えていることなどから、業務負担が大きくなっています。

ついては、地域包括支援センターの現状や課題を踏まえ、必要とされる専門職の確保や業務量に見合う人員体制の充実・強化が図られるように、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の追加の負担が発生しない新たな財政措置を講じるよう要望します。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

市町村は、地域包括ケアシステムの構築において、介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービスの提供並びに包括的支援事業による在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備が求められています。

しかし、25 市町村が過疎地域指定を受けている本県では、地域包括ケアシステムの担い手となる人的資源・社会資源の絶対数の不足や偏在などが要因となりサービス提供体制の整備・充実に苦慮しているほか、こうした事業や体制整備を企画し、取組を進める市町村職員のマンパワーも不足しています。

ついては、住民組織やNPO、ボランティア団体の立上げ及び運営に係る支援や民間企業の活用など、地域支援事業の多様な担い手の確保・育成に向けた支援策を講じるとともに、これを支える市町村職員のマンパワー不足に対応した支援策を拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

- 県内には、地域包括支援センターが 72 か所(基幹型センター2 か所を除く)設置されており、その約6割に当たる 45 センターが市町村からの委託による委託型センターである。同センターには原則として3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)を配置することとされているが、必要数を満たしているセンターは 67 センター(93.1%)となっている。
- 一般社団法人長寿社会開発センターが行った「地域包括支援センター職員が業務を行ううえで、日ごろ抱えている課題に関する調査」(R5.3月公表)によると、職員の過不足感では「不足している」の回答が65.3%を占めており、不足している職種としては「介護支援専門員」(28.3%)、「主任介護支援専門員」(22.14%)、「保健師」(18.6%)と、専門職が不足しているとの回答が多くなっている。また、業務量については約75%が「多い」と回答しており、「人材不足」「人材の育成、質の向上」、などがセンターの悩み・課題として挙げられている。
- 令和5年9月に実施した「地域包括ケアシステム関連取組状況調査」(県調査)においても、県内の市町村からは「業務量が過大」、「専門職種の確保が困難」、「相談が複雑多岐なため負担が増大」など全国調査と同様の課題が挙げられている。
- その他、令和3年8月に岩手県地域包括・在宅介護支援センター協議会が行ったアンケート調査 (R4.3月公表)によると、委託型センターの約55%が市町村からの委託料の不足等を課題として 挙げており、市町村においてセンター運営に十分な予算確保が困難な状況がうかがえる。
- 運営経費には地域支援事業交付金が活用されているが、当該交付金は財源に介護保険第1号被保険者の保険料から 23%が充てられていることから、運営経費の増額は介護保険料に影響し、保険者(市町村) や第1号被保険者の負担増につながる。そのため、保険料に影響を及ぼさない安定的な財政措置が必要。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」における要支援者向けの通所サービス及び訪問サービスや、インフォーマルな生活支援サービスの拡充を図るためには、担い手となる人的資源・社会資源(住民組織、NPO、ボランティア組織等)が不可欠であるが、過疎地域においては、こうした人的資源・社会資源が圧倒的に不足し、都市部との間に著しいサービス格差が生じている。
- また、こうした事業体制を企画・調整し、取組を進める部分における市町村職員のマンパワー不 足、特に専門知識を有する職員の不足が懸念され、業務量に見合った職員の適正配置がされていな いことも大きな課題となっている。
- 平成 26 年度の介護保険法改正以降、全ての市町村において認知症初期集中支援チーム、認知症 地域支援推進員、生活支援コーディネーター等の設置が義務づけられるなど、支援を必要とする高 齢者の増加に伴い地域支援事業の業務量が増大している。
- 人員が限られている市町村や地域包括支援センターでは、専任の配置が困難となっており、町村部においては、生活支援コーディネーターの約6割、認知症地域支援推進員の約8割が兼務により対応せざるを得ない状況となっている。

○ これらの人員体制の厳しい小規模市町村が無理なく地域支援事業を実施できるよう、地域の実情を踏まえた制度の見直しを行うとともに、地域支援事業の多様な担い手を確保・育成するための支援策の拡充が必要。また、多様な担い手による活動を支える市町村や地域包括支援センターの職員の養成のための国のアドバイザー派遣の強化や専門研修の開催など、支援策の拡充が必要。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

34 自殺対策の充実

本県では、岩手県自殺対策アクションプランに基づき、県・市町村や関係団体が連携して、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところですが、東日本大震災津波や、物価高騰に伴う経済社会情勢の悪化などの社会的要因による、働き盛り世代への影響や孤独・孤立に陥る者の増加など、自殺リスクは依然として高まることが懸念されます。一人でも多くの自殺を防ぐ自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 自殺対策への十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、都道府県や市町村の安定的な自殺対策の推進を可能とするため、地域自殺対策強化交付金や自殺対策費補助金(地域自殺対策推進センター運営事業)の財政措置について、所要額を十分に確保するよう要望します。

また、その交付に当たっては、早期に交付決定を行うなど、年度当初からの 円滑な事業執行に配慮されるよう要望します。

【現状と課題】

○ 岩手県の自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は常に全国上位にあり、厚生労働省人口動態 統計によると、令和4年は250人(人口10万人対自殺死亡率21.3)で全国2位。

死亡率 順位		令	和4年(確定数	令和3年(確定数)			
	県名	死亡率	自殺者数	増減(率)	県	死亡率	自殺者数
	全国	17.4	21,252 人	961 人(4.7%)	全国	16.5	20,291人
1位	秋田県	22.6	209 人	32人 (18.0%)	青森県	23. 4	284 人
2位	岩手県	21.3	250 人	57人(29.5%)	和歌山県	20.5	186 人
3位	宮崎県	20.4	213 人	6人 (2.9%)	山形県	20. 1	211 人
4位	鹿児島県	20.3	315 人	65 人(26.0%)	新潟県	19.8	428 人
5位	青森県	20. 2	242 人	△42 人 (△14.8%)	宮崎県	19.6	207 人
26 位	*****	****	*****	***************************************	岩手県	16. 2	193 人

○ 平成28年4月に施行された改正自殺対策基本法及び令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱に対応した自殺対策を推進するためには、県、市町村の自殺対策計画に基づき、民間団体及び企業等と連携しながら総合的な取組を拡充していく必要があることから、県や市町村が必要な事業を実施できるよう、十分な財源確保が必要。

【地域自殺対策強化事業費の状況】

年度	古光串	基金	財源内訳				业士各中泰
	事業費①		国庫	一般財源			地方負担率 ②/①
	(I)			県	市町村	計 ②	2 / U
H30	97, 599	0	59, 752	19, 266	18, 581	37, 847	38.8%
R 1	80, 905	0	43, 756	23, 598	13, 551	37, 149	45.9%
R 2	81, 859	0	44, 130	20, 975	16, 754	37, 729	46. 1%
R 3	70, 360	0	38, 119	18, 521	13, 720	32, 241	45. 8%
R 4	79, 104	0	43, 084	18, 956	17, 064	36, 020	45. 5%
R 5	68, 263	0	38, 001	14, 289	15, 973	30, 262	44. 3%
R 6	114, 353	0	63, 128	24, 850	26, 375	51, 225	44. 8%

(注) H27~R4は実績報告による。

R5は県の2月補正予算額ベース。R6は、県の当初予算額ベース。

「国庫」…地域自殺対策緊急強化交付金

- 令和4年度までは所用額が満額交付決定されたが、令和5年度は25%シーリングされており、令和6年度は所用額に対して16.7%シーリングで内示されている。
- また、年度当初から事業を推進する体制がとれるよう、補助金の交付に当たっては、早期に交付 決定を行うなど、事業の執行に配慮した交付手続が求められるところ。

「地域自殺対策推進センター」の運営費については、事業費の約8割が相談対応及び市町村計画 策定支援に当たるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難 となることから、更に早期の交付決定が必要。

【自殺対策費補助金(地域自殺対策推進センター運営費)の交付決定日】

・平成30年度:平成31年1月8日

· 令和元年度 : 令和元年 11 月 22 日

· 令和 2 年度 : 令和 2 年 10 月 29 日

· 令和3年度 : 令和3年12月7日

· 令和4年度 :令和4年11月28日

· 令和 5 年度 : 令和 5 年 11 月 21 日

【地域自殺対策強化交付金の交付決定日】

· 平成 30 年度: 平成 31 年 1 月 18 日

· 令和元年度 : 令和2年1月8日

· 令和2年度 : 令和3年2月10日

·令和3年度:令和4年2月1日

· 令和 4 年度 : 令和 4 年 12 月 14 日

· 令和 5 年度 : 令和 5 年 11 月 16 日

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

(単位:千円)

35 観光振興に資する社会資本整備等への支援

本県の外国人延べ宿泊者数は回復傾向にあるものの、未だコロナ前の水準までには達していないことから、観光関連産業をはじめとした地域経済の活性化を図るためにも、インバウンドの受入拡大に向けた取組が必要です。

また、沿岸被災地の観光入込客数は、震災前の6割程度にとどまっている状況であり、震災前の水準に戻し、更に増加させるための取組が必要です。

そのため、今後も継続的な取組が必要であることから総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

インバウンドの受入拡大に向け、いわて花巻空港の国際線の運休路線の早期運 航再開や新規就航等の実現を促進するため、令和5年度以前に実施していた、訪 日誘客支援空港への運航経費の支援を再開するとともに、支援の内容を拡充する よう要望します。

また、国際線の受入れに必要な保安対策に係る補助制度を創設するよう要望します。

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援 東日本大震災津波以降就航した「いわて花巻〜名古屋(小牧)線」など、いわ て花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向け、継続的な支援を行うよう要 望します。

3 フェリー航路の再開に向けた取組への支援

平成30年6月に開設された本県初のフェリー航路が令和2年3月に宮古港への寄港を当面休止し、その後、令和4年2月をもって航路全体を休止するに至りましたが、復興道路等の全線開通により、沿岸地域への観光入込客数や物流の拡大に係る環境が整いました。

このことから、宮古港におけるフェリー航路の再開に向けた取組への支援を行うよう要望します。

4 外国船社クルーズ船の誘致への支援

令和5年度における外国船社クルーズ船の本県港湾への寄港回数は過去最高を 記録するなど、外国船社クルーズ船の寄港拡大が期待されています。外国船社ク ルーズ船の寄港実績のない港湾への寄港誘致など、更なる寄港拡大に向けた取組 への支援を行うよう要望します。

5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

広域的な観光ルートを形成し、国内外から訪れる観光客の利便性向上を図るため、主要な都市や駅、港湾から観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路、道の駅及びサイクリングルートの整備等を推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

○ 国では、地方空港における国際線の運航再開等の促進に向け、「訪日誘客支援空港」に対して、 国際線の運航再開等に向けた支援を実施し、航空ネットワークの早期回復を図ることとしている。 令和4年度の制度改正においては、補助対象に運航再開便を追加するとともに、全ての認定空港 に対し、コロナ前より充実した支援を講じることとして、認定区分及び支援メニューが見直しされ、 いわて花巻空港の認定区分は、4区分のうちの「区分3」となり着陸料及び運航経費等も補助対象 とされるなど支援が拡大されたもの。

訪日誘客支援空港に対する支援の内容

令和元年度訪日誘客支援空港(コロナ前)									
認定区分	着陸料	経費	空港受入完						
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	補助	補助	成整備等						
拡大支援型	1 /0	1 /0	1/3	Г					
(19 空港)	1/3	1/3	1/2						
継続支援型			1 /0						
(6空港)	なし	なし	1/3	L					
※花巻空港			1/2						
育成支援型	<i>+</i> > 1	<i>+</i> > 1	1/3						
(2空港)	なし	なし	1/2						

	令和4年度訪日誘客支援空港*1									
	認定区分	着陸料	経費	空港受入完						
	心足巨刀	補助*2	補助	成整備等						
	区分1 (1空港)	1	1/3	1/2						
\	区分 2 (19 空港)	2/5	1/3	1/2						
1	区分 3 (10 空港) ※花巻空港	1/3	1/4	1/2						
	区分 4 (3 空港)	1/4	なし	1/2						

- *1) 令和2年度に追加認定された6空港(秋田、山形・庄内、富山、鳥取、出雲、高知)を含む。
- *2) 国管理空港(コンセッション空港を除く)の場合、1/2の着陸料割引。

- 一方、国土交通省航空局から、令和6年度予算編成過程において、「訪日誘客支援空港」制度に おける航空会社に対する着陸料等の支援に代えて、グランドハンドリング等の空港業務の体制強化 に係る支援に重点化する予定と示されたため、茨城県(主宰県)及び訪日誘客支援空港が所在する 関係県が連名で要望を行ったもの。
 - ① 要望日 令和5年12月20日(水)
 - ② 要望県 計18県
 - ③ 要望内容(要旨)
 - ・ 訪日誘客支援空港への着陸料及び運航経費の支援を継続すること。
 - ・ 支援の継続にあたっては、支援期間の拡大及び空港ごとの支援上限額の引き上げなど内容を 拡充すること。
 - ④ 補足

今後も、各県が連携のうえ、全国知事会の提案等により継続して国へ要望していくこととした もの。

(参考) 令和5年度の支援メニュー(※令和6年度は無し)

運航再開等の支援	空港受入環境の整備等
1 国管理空港の国際線着陸料割引 [1/2 以上]	1 感染リスク最少化のための受入環境整
2 コンセッション/地方管理空港の国際線着	備(感染拡大防止と航空旅客回復増大の両
陸料補助 [2/5~1/4 ※花巻空港 1/3]	立を図ることを目的とした受入環境高度
3 運航再開等経費支援(チケットカウンター	化整備)[1/2]
設置・使用料等、グラハン・デアイシング経	2 CIQ施設の整備(空港ビル等によるC
費等)[1/3~1/4 ※花巻空港 1/4]	I Q施設の整備)[1/2]

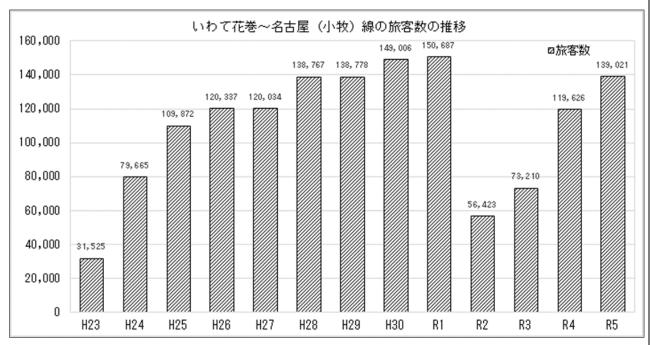
(参考) 令和6年度の支援メニュー(令和5年度補正)

項目	概要
人材確保·育成等	航空・空港人材の確保等に向けた情報発信・プロモーションに要する経費
	空港内の業務効率化に資する先進機器の整備に要する経費 [ともに 1/2]
人材育成の推進	航空・空港関連事業者による人材育成の推進に要する経費 [1/2]
処遇改善等	保育施設、休憩所等の職場環境改善の整備に要する経費、
	車両共有化に伴う設備投資 (車両導入等)、教育・訓練に要する経費、
	応援派遣、業務委託、車両等資機材のレンタルに要する経費[いずれも 1/2]

○ 相次ぐ国際的なテロ事案の発生を踏まえ、ICAO(国際民間航空機関)の国際標準に適合した航空保安対策の抜本的強化が求められている。空港の場周柵の強化、センサー設置等の対策には多額の費用を要するものの、国の補助がなく、迅速な整備が困難なため、補助制度の創設が必要。

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

○ 平成23年5月からFDA (フジドリームエアラインズ) によって運航されている「いわて花巻 ~名古屋(小牧)線」は、東日本大震災津波からの復興の力強い原動力として、本県の経済活動や 観光振興に大きく寄与していることから、当該路線の維持・拡充に向けた国の継続的な支援が必要。



■便数(いわて花巻~名古屋(小牧)線)

	H23	H24	H25	H26∼27	H28~29	H30∼R3	R4~R5	R6
上期	*	2	3	3	4	4	4	3
下期	*	2	2	3	3 · 4	4	3	

※H23.5~ 2·3 便/週 H23.8~ 1 便/日 H24.3~ 2 便/日

3 フェリー航路の再開に向けた取組への支援

- 本県初のフェリー航路(宮古・室蘭フェリー航路)が平成30年6月に開設されたが、令和2年3月をもって宮古港への寄港が当面の間、休止となった。
- 宮古港への寄港休止後、室蘭・八戸間においてフェリーの運航を継続していたが、令和4年2月をもって航路全体が休止となった。
- 宮古・室蘭フェリー航路の就航率は 93.2%と、近傍のフェリーの就航率に比べて低位な状況。 《宮古・室蘭フェリー就航率 (H30.6.22~R2.3.31) ≫

総便数	就航便数	就航率		
1, 058	986	93. 2%		

○ フェリー航路の再開に向けては、物流の確保及びフェリー運航会社への働きかけのほか港内静穏 度の向上が必要。

4 外国船社クルーズ船の誘致への支援

○ 令和5年3月に、外国船社クルーズ船の国内への寄港が再開され、令和5年度は過去最高である 7回(いずれも宮古港)の寄港が実現したが、北東北の中では最下位となっている。

今後、本県港湾へのさらなる寄港拡大や、外国船社クルーズ船の寄港実績がない港湾への寄港実現に向けた取組を強化する必要。そのためには、国と一体となったクルーズ船社等の寄港地決定のキーマンの招請や海外での商談会の設定等、本県港湾をPRする機会の増加が必要。

≪外国船社クルーズ船の寄港実績・予定≫(令和6年3月31日現在)

年度	寄港回数	備考
R元	2	宮古港 2
R 2	0	コロナ禍で全て中止(当初予定:7(宮古港5、大船渡港2))
R 3	0	コロナ禍で全て中止(当初予定:2(宮古港2))
R 4	0	コロナ禍で全て中止(当初予定:7(宮古港6、大船渡港1))
R 5	7	宮古港7
R 6	8	宮古港8

○ 宮古港には、17万総トン級の大型クルーズ船が、大船渡港及び釜石港には5万総トン級、久慈港には2万総トン級の寄港が可能である。

5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

- 県内には「平泉」、「橋野鉄鉱山」及び「御所野遺跡」の3つの世界遺産や「十和田・八幡平国立公園」、「三陸ジオパーク」など豊富な観光資源が存在。
- これらの資源を結ぶ観光ルートの基盤整備を図るため、青森県、秋田県との連携により策定した 広域的地域活性化基盤整備計画に基づき道路整備を推進。
- 県内を周遊する観光客の利便性を向上させるためには、交流人口の拡大や外国人観光客の増加なども見据え、主要な都市や駅、港湾から世界遺産や三陸ジオパークのジオサイトなどの観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路、観光振興の基盤となる道の駅の整備、路面標示や案内看板等の設置によるサイクリングルートの環境創出等が必要。
- 県では、自転車を活用した観光振興等を促進するため、岩手県自転車活用推進計画に基づく「岩手県広域サイクリングルート」を令和6年3月に設定。路面標示や案内看板等の整備には、防災・安全交付金の活用が可能であるが、4つのルート総延長は約1,300kmに及び、整備を計画的に推進するためには、補助事業化など別枠での財政措置が必要。



【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室県土整備部 道路建設課、道路環境課、港湾空港課

36 文化遺産や国立公園を生かした 国内外からの誘客拡大支援

地域の人口減少が進む中で、地域経済の活性化や地域コミュニティを維持していくためには、定住人口の拡大はもとより、地域内外との交流を拡大し、地域に活力をもたらすことが必要です。

本県の外国人宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年には震災前を上回っていたものの、東日本大震災津波からの復興に向けて、更なる利用者の拡大が期待されており、3つの世界遺産をはじめとする文化遺産、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークを含めた三陸復興国立公園、十和田八幡平国立公園などの周遊を促進して国内外の人々との交流が広がる地域づくりを進めていく必要があります。

また、国内外から誘客拡大を図るためには、誰もが安心して旅行を楽しむための受入態勢整備を進めていく必要があります。

ついては、国においても、文化遺産や国立公園を生かした誘客への支援について、総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

≪要望事項≫

1 文化遺産や国立公園の誘客拡大に向けた受入態勢等の支援及び強化

本県が有する3つの世界遺産をはじめとする文化遺産の活用促進を図るため、観光地域づくりの推進や二次交通の充実、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの取組について、更なる誘客につなげる新たな財政支援策を講じるよう要望します。

また、国立公園における外国人観光客を含めた利用者の拡大を図るため、WEBやSNS等を活用した情報提供、案内板の多言語化、トイレの洋式化、みちのく潮風トレイルのサテライト施設の機能の充実など、受入態勢等を強化するよう要望します。

2 文化遺産や国立公園を基軸とした国内外からの誘客拡大に向けた支援

地域の歴史・文化や豊かな自然に触れることができる3つの世界遺産をはじめとする文化遺産や国立公園は、外国人観光客の受け皿として大きな可能性を秘めており、これらを活用して海外からの誘客拡大を図るため、海外の旅行会社や外国人旅行者向けのプロモーション、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの地域での取組を強化する必要があることから、国際観光旅客税を財源とした新たな交付金制度の創設など、更なる誘客につながる支援策を講じるよう要望します。

また、高齢者や障がいのある方、外国人観光客など、すべての人が安全で快適な旅行ができるユニバーサルツーリズムを推進するため、宿泊施設や観光施設の受入態勢整備、住民や関係事業者の意識醸成など地域の受入環境整備に必要な財政面を含めた十分な支援策を講じるよう要望します。

3 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

観光地域づくりの核として市町村等が設立を進める地域連携DMOや地域DMOが安定的に運営され、効果的な事業を実施するため、デジタル田園都市国家構想交付金制度の継続、「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」の支援期間の延長や支援事業費の増額等の制度拡充を含め、十分な支援策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 文化遺産や国立公園の誘客拡大に向けた受入態勢等の支援及び強化

- 三陸ジオパークを含む三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園は、豊かな自然環境や日本の 風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、インバウンドのひとつの受け 皿として、大きな可能性を秘めている。
- 三陸復興国立公園については、平成30年度にみちのく潮風トレイルの拠点施設である名取トレイルセンターが整備され、県内の3つのビジターセンター等がサテライトの役割を担っていることから、トレイルセンターと同様にサテライト施設についても復興や地域情報の発信のための機能や、利用客をサポートするための拠点としての機能の充実が必要。
- 国立公園の魅力を感じてもらうためには、WEBやSNS等活用による情報提供や多言語化した案内板の設置、トイレの様式化など、一層の受入態勢等の強化が必要。
- 本県には、「平泉」、「明治日本の産業革命遺産(橋野鉄鉱山)」、「北海道・北東北の縄文遺跡群 (御所野遺跡)」の3つの世界遺産や、「三陸復興国立公園」、「十和田八幡平国立公園」の2つの 国立公園、さらには、「三陸ジオパーク」など、世界に誇れる観光資源が存在しており、これらを 生かした総合産業としての観光産業の振興が必要。

2 文化遺産や国立公園を基軸とした国内外からの誘客拡大に向けた支援

- 令和元年の岩手県の外国人宿泊者数は約32万5千人泊、東北全体で約168万人泊と過去最高で、本県市場別では多い順に台湾約18万人泊(約56%)、中国約6万人泊(約19%)、香港約2万人(約7%)であったが、令和2年以降は大きく減少した。
- 本県では、平成28年度から令和3年度まで東北観光復興対策交付金を活用し、平成29年3月に策定した「いわて国際戦略ビジョン」により、台湾、中国、香港、韓国、豪州、東南アジアの各市場のニーズに合わせたプロモーションを展開し、外国人観光客の誘致拡大に取り組んできたところ。

また、(一社) 東北観光推進機構や東北各県、東北運輸局等と連携して広域でプロモーションを 展開することにより、東北が一体となって取り組んできたところ。

- 「東北観光復興対策交付金制度」が令和2年度に終了(一部の事業費を令和3年度に繰越)し、 また、地方運輸局と地方自治体等が連携して実施してきた「地域の観光資源を活用したプロモー ション事業」が令和4年度からは全国的に予算措置されなかったところ。
- 令和4年10月11日からの国の水際措置の大幅な緩和、令和5年5月9日からの新型コロナウイルス5類移行等により、外国人観光客誘客は回復傾向にあるが、更なる誘客拡大を図るためには、新たな交付金制度の創設など、今後も十分な支援が必要である。

【外国人延べ宿泊者数(従業者数10人以上の施設】(単位:人)

	岩手県	うち台湾	うち中国	うち香港	東北全体
令和元年	325, 450	180, 820	60, 510	21, 210	1, 680, 210
令和2年	80, 680	35, 270	12, 550	6, 220	497, 970
	(23. 5%)	(19. 5%)	(20. 7%)	(29. 3%)	(26. 9%)
令和3年	11, 470	210	1, 160	30	93, 820
	(3. 3%)	(0.1%)	(1. 9%)	(0.1%)	(5. 1%)
令和4年	22, 640	2, 700	2, 080	2, 580	174, 440
	(7. 0%)	(1. 5%)	(3. 4%)	(12. 2%)	(9. 4%)
令和5年	253, 940	144, 040	15, 020	19, 100	1, 421, 460
	(78. 0%)	(79. 7%)	(24. 8%)	(90. 1%)	(84. 6%)

出典:宿泊旅行統計調査(観光庁)、令和元年度から令和4年度は確定値、令和5年度は速報値 ()は対令和元年比

- 外国人観光客の増加による経済効果を全県に波及させ、観光を通じて沿岸被災地の復興を図るためには、滞在コンテンツの充実や宿泊施設等受入態勢の充実などの継続的な取組と被災地が一体となって取り組むことが重要であり、地域の取組を支援するための財源の措置が必要。
- 本県にも国内外から多数の観光客が訪れることが想定されるものの、県土が非常に広く、特に 沿岸地域は、新幹線の駅や空港等から遠距離にあり、また、震災等の影響等から、観光客の入込 が少ないため、更なる二次交通の拡充や受入環境の充実が必要。
- 観光施設における心のバリアフリー認定制度

本制度は、観光庁がバリアフリー対応や情報発信に積極的に取り組む姿勢のある観光施設を対象として認証することにより、観光施設のさらなるバリアフリー対応とその情報発信を支援し、ご高齢の方や障害のある方がより安全で快適な旅行をするための環境整備を推進するものであるが、本県は、東北の平均を下回っており、環境整備や地域の受入態勢整備が必要。

【東北地方の認証状況】

岩手県	青森県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	平均
16	5	17	5	26	44	18.6

3 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

- 国では観光地域づくりの推進体制を強化するため、観光地域づくり法人の広域連携DMO(複数の都道府県に跨る地方ブロックレベルの観光地域づくりを行う組織)、地域連携DMO(複数の地方公共団体に跨る区域の観光地域づくりを行う組織)、地域DMO(基礎自治体である単独市町村を区域とした観光地域づくりを行う組織)の整備を進めている。
- 本県では、公益財団法人さんりく基金が平成 28 年4月に観光庁から候補DMO(日本版DM O候補法人)に登録され、「三陸DMOセンター」を設立。令和3年3月に「観光地域づくり法人」(登録DMO)として登録された。また、公益財団法人岩手県観光協会が令和5年3月に候補 DMOに登録された。
- 県内市町村においても、11 団体が候補DMOを設立し、うち7団体が登録DMOに登録されている。

[登録DMO]

- ・地域連携DMO: 2団体((一社)世界遺産平泉・一関DMO、(公財)さんりく基金)
- ・地域DMO:5団体(㈱八幡平DMO、(一社)宮古観光文化交流協会、㈱かまいしDMC、(一社)花巻観光協会、(株)遠野ふるさと商社)

[候補DMO]

- ・地域連携DMO:1団体((公財) 岩手県観光協会)
- ・地域DMO: 3団体((一社) しずくいし観光協会、(特非) 体験村・たのはたネットワーク、(一社) 大船渡地域戦略)
- 「三陸DMOセンター」のように地域DMOの立上げや運営については、デジタル田園都市国 家構想交付金の対象にはならない。
- 新たに、地域連携DMOや地域DMO設立を検討している地域の後押しとなるよう、支援の拡充が必要。

	デジタル田園都市国家構 想交付金制度 (地方創生推進タイプ)	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	世界に誇る観光地を形成 するためのDMO体制整 備事業
対 象	地域連携DMO	登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体(登録DMO、地方公共団体)	登録DMO・地方公共団体 ※R6 年度より、地方公共団 体が対象事業③に係る取 組をDMOと共同して実 施する場合も支援対象
支援期間	横展開型 最長3年 先駆型 最長5年 (毎年度審査)	採択から最大3年(毎年度 審査)	令和元年度から
対象事業	DMOによる計画策定、 マーケティング等	①調査・戦略策定 地方部 へ誘客 ②滞在コンテンツの充実 ③受入環境整備 ④旅行商品流通環境整備 ⑤情報発信・プロモーショ ン	①外部専門人材の登用 ②中核人材の確保・育成 ③安定的な財源の確保 1計画策定 2シンポジウム等の開 催
支援割合	1/2 (地方負担に地方財政 措置あり)	①定額(上限 1,000 万円) ②~⑤事業費の 1/2	①上限 1,500 万円 ②上限 500 万円 ③-1 上限 500 万円 ③-2 上限 200 万円

※先駆的DMO:観光庁が指定する6つの項目を満たすことが条件(全国に3法人、県内0法人)

【県担当部局】商工労働観光部 観光・プロモーション室 文化スポーツ部 文化振興課 環境生活部 自然保護課

37 不登校対策に対する支援

不登校等の児童生徒に対するきめ細かな支援に向け、生徒指導の充実及び教育相談体制を確立するためには、学校・家庭・地域社会及び関係諸機関が緊密な連携協力のもとに、一体となって取り組む総合的な施策が必要であり、国における支援策の拡充等について、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 教育相談体制の確立に係る支援の拡充

児童生徒や保護者の相談への対応や学校の教職員に対する教育相談についての専門的な指導・助言を行うスクールカウンセラー、関係機関とのネットワークを活用した支援を行うスクールソーシャルワーカーの必要性が高まっていることから、これらの専門的な人材の派遣に関する財政措置の拡充を図るよう要望します。

2 学校内外の教育支援センターの整備や強化の推進

不登校等の児童生徒に対するきめ細かな支援を行う「教育支援センター」の設置促進につながるよう、指導員の人件費などの設置・運営に係る補助制度(委託事業を含む)などの財政措置の拡充を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 教育相談体制の確立に係る支援の拡充

- 本県国公私立の不登校児童生徒数 2,588 人は、過去最多である。また、1,000 人当たりの不登校児童生徒数の小学校 11.3 人、中学校 46.5 人、高等学校 20.1 人は、過去最多であることから、学校の教育相談体制の確立を図っていく必要がある。
- 本県では、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費は、緊急 スクールカウンセラー等活用事業交付金と、教育支援体制整備事業費補助金から補助を受けてい る。

《過去5年間の不登校児童生徒数》 ※() は全国の国公私立

	小学校		中学校		小中合計		高等学校	
区分	不登校 児童数	1,000 人当たりの 不登校児童数	不登校 生徒数	1,000 人当たりの 不登校生徒数	不登校 児童生徒数	1,000 人当たりの 不登校生徒数	不登校 生徒数	1,000 人当たりの 不登校生徒数
平成 30 年度	284	4.8(7.0)	979	30.7(36.5)	1,263	13.8(16.9)	531	15.9(16.3)
令和元年度	319	5.5(8.3)	958	30.7(39.4)	1,277	14.3(18.8)	515	15.9(15.8)
令和2年度	356	6.2(10.0)	1,016	33.2(40.9)	1,372	15.6(20.5)	516	16.6(13.9)
令和3年度	471	8.4(13.0)	1,208	39.6(50.0)	1,679	19.4(25.7)	591	19.8(16.9)
令和4年度	617	11.3(17.0)	1,388	46.5(59.8)	2,005	23.7(31.7)	583	20.1(20.4)

≪スクールカウンセラー配置状況≫

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
スクールカウンセラー	81 人	78 人	77 人	80 人	80 人	65 人	66 人
人数(配置校数)	(371/551	(371 校/545	(361 校/530	(365 校/523	(361 校/511	(360 校/491 校)	(358 校/486 校)

[※] R5以降は、1人当たりの配置時間数を拡大し対応している。

≪スクールソーシャルワーカー配置状況≫

区分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
配置 教育事務所等	6	6	6	6	6	7	7
配置人数合計	18 人	18 人	18 人	18 人	19 人	18 人	18 人

2 学校内外の教育支援センターの整備や強化の推進

- 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保のため、学校内外の教育支援センターの整備や強化を推進していく必要がある。
- 〇 令和6年3月現在における、本県の教育支援センター設置状況は、全33市町村中、23市町が 設置済みであり、10町村が未設置である。
- 令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)において、教育支援センターの整備充実と活用が求められているところ。
- 令和4年6月10日付け4初児生第10号「不登校に関する調査研究協力者会議報告書~今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について~」について(通知)において、アウトリーチ型支援等も含め、教育支援センターの機能強化が求められているところ。
- 令和5年3月31日付け4文科初第2817号「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校 対策について(通知)」において、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備と して、教育支援センターの支援機能等の強化が求められているところ。
- 令和6年度も、令和5年度に引き続き、市町村が行う教育支援センターの設置に要する経費の 補助を行うこととしている。

《不登校児童生徒に対する支援推進事業(教育支援センター)》

文部科学省の事業である、「不登校児童生徒に対する支援推進事業」を活用し、市町村を支援するために間接補助事業として行うもの。

ア 設定の趣旨

不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、児童生徒が進路を主体的に捉え、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、その支援に係る関係機関間の連携体制の整備や、学校以外の場における多様な教育機会の確保に向けた支援のための取組を充実することにより、不登校児童生徒に対する総合的な支援体制を構築するもの。

イ 補助事業者

市町村の教育委員会

ウ補助対象経費

- ・ 市町村が教育支援センターを新たに設置するために職員を配置する経費
- ・ 市町村が設置している教育支援センターの強化を図るため、教育支援センターに通うこと が困難な不登校児童生徒に対する家庭訪問や公民館等の多様な場を活用した、アウトリー チ型支援を行なうために職員を配置する経費

工 補助率

補助対象経費の2/3以内の額(千円未満切捨て)。

ただし、1市町村につき1,418,000円を上限とする。

《不登校児童生徒等の学び継続事業(校内教育支援センター)》

ア 事業の趣旨

不登校児童生徒一人一人の状況に応じて、学びたいと思ったときに学べる環境を整え、安心して学べる学校づくりや教育支援センターにおける学校との連携体制強化等「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組を充実することにより、不登校児童生徒等に対する多様な学びの支援体制を構築する。

イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・市町村 (特別区、教育に関する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)とする。

ウ補助対象

- ・ 校内教育支援センターが設置されていない学校
- エ 補助金の上限
 - 1 自治体当たりの補助金額の上限は以下のとおり。
 - (a)1 校も設置が出来ていない自治体 300 万円
 - (b)少なくとも1 校は設置している自治体 200 万円
 - (c)既に全校配置している自治体 補助対象としない

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

38 遠隔教育に対する支援

広い県土を有する本県では、県内のどの地域に居住していても高校教育を受けられる機会を保障するために、各地域に高校が必要ですが、人口減少・生徒数減少に伴い、高校の小規模校化が進んでいます。そのため、小規模校における教育の機会の保障と質の保証を図っていく必要があります。

本県では、令和3年度から令和5年度まで、文部科学省「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の指定を受け、令和4年度から教育課程内に位置付けた遠隔授業を実施しているところです。

今後も学びの機会を確保するため、遠隔教育の充実が必要であることから、次の とおり要望します。

≪要望事項≫

1 遠隔授業を実施するための機器整備に係る財政支援

遠隔授業を実施するために、GIGAスクール構想により整備された機器に加えて、配信校及び受信校においては、オンライン接続のための端末や専用のカメラ、マイクをそれぞれ受信する教室分整備するなど、ハード面のさらなる環境整備が必要であることから、環境整備のための経費について予算措置を要望します。

2 遠隔授業実施に係る教職員の確保

遠隔授業の実施に際し、学校間の連絡調整業務を担う者が必要であること、 配信及び受信にあたっては、そのための準備等、通常の対面授業よりも授業の 実施に時間が必要であることから、教職員の長期的な加配措置を要望します。

【現状と課題】

1 遠隔授業を拡充するための財政支援

- 令和3年度に配信拠点(岩手県立総合教育センター)及び受信校5校の環境を整備。文部科学省「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の予算により、書画カメラ、WEBカメラ、スピーカフォン、PC、プロジェクター等を整備。
- 令和6年度からは、「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、取組を行う配信拠点を令和6年度中に現在の総合教育センターから県立高校に移設する予定である。また、令和6年度は受信校を1校拡大したところであり、今後、受信校を拡大していくには、受信用機器等の環境整備のための予算の確保が必要。

2 教職員の確保

- 教員数が少ない小規模校では、単位数が少ない必履修教科・科目や、科目選択が多岐にわたる 理科・地理歴史などの教科において、専門性の高い教員の配置が難しい状況。
 - そのため、遠隔授業を担当する教員を専任で配置することにより、質の高い授業の提供や、生徒のニーズに応じた科目の開設が可能。
- 令和3年度は1名、令和4年度及び令和5年度は3名の遠隔授業専任教員を配信拠点に配置。 今後、遠隔教育を拡大していくには、さらなる増員が必要。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

39 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

多文化共生社会の実現に向け、在留外国人が安心して働き、暮らしていくための様々な施策の拡充のほか、各地域で主体となって取り組む地方自治体に対する財政措置や適時適切な多言語による情報提供など、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

≪ 要望事項≫

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

多文化共生社会の実現に向け、外国人や地方自治体等の意見を十分に聴取 し、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の拡充を図るとともに、 地方自治体への適時適切な情報提供や、多文化共生社会の意義について国民が 一層理解を深めるための啓発活動を行うよう要望します。

2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

外国人が安心して生活できるよう、地方自治体が行う多言語による相談体制 や情報提供体制の整備、人材育成の取組に対する財政措置を継続・拡充すると ともに、医療・保健・福祉・教育サービスの利用環境の整備、災害時の支援体 制の整備を図るよう要望します。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

外国人住民が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができるよう、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みの構築や外国人児童生徒等の教育等の充実を図るとともに、地方自治体への財政措置を継続・拡充するよう要望します。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人の雇用の安定に向け、就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策を一層推進するとともに、外国人留学生の就職・定着に向けた地方における取組への財政支援や外国人材を大都市その他の特定の地域へ集中させないための施策を実施するよう要望します。

【現状と課題】

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

- 国は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図るため、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。その中で、法務省は、外国人の一元的相談窓口となる多文化共生総合相談ワンストップセンターの全国 100 か所への設置を支援するため、平成 30 年度末、地方自治体に対する財政措置として、「外国人受入環境整備交付金」を創設。
- また、令和6年2月9日に、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書を踏まえ、現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設するなどの方針を閣議決定し、制度の在り方を検討しているところ。
- 今後更に、国民及び外国人からの意見を十分に踏まえた制度としていくためにも、継続して意見を 聴取する仕組みづくりが必要。また、外国人材の受入れ拡大、外国人との共生社会の実現に向け、新 たな施策等に関する地方自治体への適時適切な情報提供、広く国民からの理解を得るための一層の啓 発活動などの取組が必要。

2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

○ 本県では、外国人材受入れ拡大に向けた対応として、令和元年7月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、交付金を活用しながら翻訳機配置等による対応言語の拡充や多様な相談に応じる体制強化を行い、相談対応を行っている。

ア 対応言語:6言語(英語、中国語、スペイン語、韓国語、ベトナム語、日本語)

- イ 相談体制:日本語、英語、中国語、スペイン語での一般相談のほか、英語、中国語、韓国語、 ベトナム語の外国人相談員による相談対応もあり(対応可能時間限定)
- ウ 専門相談: 行政書士による相談(月2回・要予約)
- エ 主な相談内容「令和5年度の相談件数;計599件]
 - ・行政手続[177]…入管・在留資格、公的書類の申請、納税等
 - ・医療・保健・福祉[67]…病気の治療、医療通訳、年金、医療保険、出産等
 - ・日本語語学習[38]…日本語教室問合せ、日本語能力試験、翻訳等
 - ・教育[17]…海外留学、進路相談、外国人からの子供の母語学習等
 - ・居住[9]…アパート探し、引越、保証人、不動産の購入等
 - ・その他[291]…仕事(職探し、職場環境トラブル等)、生活情報(イベント等問合せ、携帯電話・インターネット契約等)、言語・文化(講師・翻訳依頼、母国文化紹介等)、家庭問題 他
- 増加する外国人が暮らしやすい地域社会を作っていくためには、地方自治体における相談体制や情報提供体制の構築等の取組が重要であることから、各自治体の取組への財政措置(交付金)を継続・拡充するとともに、基本的な生活サービスである医療・保健・福祉・教育サービスを安心、快適に利用できるよう、環境整備を進めていく必要がある。
- また、大規模災害等の発生時に、日本人と差異なく情報が受け取れるとともに、被災した場合も安心して支援が受けられる体制を全国的な基盤として整備する必要がある。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

○ 「在留外国人統計」(法務省) によると、本県における 7~15 歳の在留外国人数は、令和 4 年 12 月 末現在で 166 人となっている。

- 社会生活を快適に過ごすために、言語による円滑なコミュニケーションが重要であり、新たに受け 入れる外国人材に対する日本語教育の充実を図るとともに、将来的に帯同が見込まれる家族、子弟へ の教育体制等の充実を図る必要がある。
- 県では、令和4年3月に「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定するとともに、令和3年度から「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(1/2補助、文化庁)を活用し、日本語学習の支援強化に取り組んでいる。
- 県(教育委員会)では、国が実施する外国人児童生徒等に対する日本語指導者養成研修への教員派遣や帰国・外国人児童生徒等教育関係者研修会の実施等に取り組んでいる。令和6年3月に策定した「岩手県外国人児童生徒等教育方針」をもとに、外国人児童生徒等教育の一層の推進を図る。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

- 本県における外国人労働者数は、技能実習生を中心に増加しており、令和 5 年 10 月末現在で 7,082 人となっており、国籍別では、ベトナム (2,277人)、フィリピン (1,175人)、インドネシア (879人)、中国 (852人) が多く、全体の約 7割を占めている。
- 公益財団法人岩手県国際交流協会が、令和元年度に県内事業所を対象に実施した「外国人労働者雇用実態調査」(R1.11月公表)の結果において、調査対象事業者から行政への要望として、「事業所や外国人が困った時に相談できる総合相談窓口の設置」や「法制度や労務管理についての研修」のほか、「生活インフラ整備」や「住宅確保」等が挙げられている。
- 外国人労働者についても、日本人労働者と同様に適正な労働環境等を確保する必要があるほか、住 宅確保のための環境整備・支援、社会保険の加入促進等働きやすい環境を整備する必要がある。
- 平成 31 年度から、外国人材の受け入れに向けた新たな在留資格「特定技能」の創設を含む新たな 外国人受入制度が始まったところだが、「特定技能」は転職が可能であり、また、国において検討が 進められている育成就労制度においても、一定の要件の下で本人の意向による転籍が認められること とされていることから、賃金水準の高い首都圏等、大都市圏へ人材が集中する懸念があり、地方への 定着を促進するための各種支援策を実施する必要がある。
- 就職ガイダンス、インターンシップ、キャリアフェア等外国人留学生の就職・定着に向けた地方に おける取組への財政支援をする必要がある。
- 県では、令和6年度、外国人労働者の雇用実態の把握や、関係機関と連携した日本語教育の支援などを行う取組を実施することとしている。
- 令和6年度厚生労働省予算

外国人材受入れの環境整備関係予算 100 億円

外国人求職者等に対する就職支援、外国人労働者の適正な雇用管理に関する企業への助言・援助、 外国人への多言語相談支援体制の整備、外国人技能実習制度の実施体制整備 等

(参考) 関係データ

① 県内の外国人居住者数 (総数・国別)

(単位:人、%)

区分	H30		R1		F	R2	R3		R4	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	人数	人数	割合
へ゛トナム	1,606	22.3	2, 051	25. 1	2, 108	27. 1	1, 912	26.6	2, 146	25.6
中国	1, 948	27. 1	2, 085	25. 5	1,820	23. 4	1, 573	21.8	1, 528	18.2
フィリヒ゜ン	1, 334	18.6	1, 418	17. 4	1, 347	17. 3	1, 218	16.9	1, 355	16.2
韓国・朝鮮	848	11.8	841	10.3	783	10. 1	762	10.6	775	9.2
イント゛ネシア	217	3.0	264	3. 2	238	3. 1	260	3.6	525	6.3
ミャンマー	178	2. 5	269	3. 3	291	3. 7	269	3. 7	359	4.3
米国	202	2.8	207	2. 5	188	2. 4	203	2.8	215	2.6
その他	854	11.9	1,035	12. 7	1,007	12. 9	1,006	14. 0	1, 471	17.6
合計	7, 187	100.0	8, 170	100.0	7, 782	100.0	7, 203	100.0	8, 374	100.0

(法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」、各年12月末現在)

② 県内の外国人労働者数 (総数・国別)

(単位:人、%)

区分	R1		R2		R3		R	4	R5		
	人数	割合									
ベトナム	1,686	32. 6	1, 944	36.0	1,871	35.8	1,846	32. 1	2, 277	32.2	
フィリヒ゜ン	946	18.3	937	17. 3	901	17.2	1, 044	18. 2	1, 175	16.6	
イント゛ ネシア	232	4. 5	217	4. 0	244	4. 7	413	7. 2	879	12.4	
中国	1, 296	25.0	1, 217	22. 5	1,018	19.5	885	15. 4	852	12.0	
その他	1,016	19. 6	1,092	20. 2	1, 191	22.8	1, 559	27. 1	1,899	26.8	
合計	5, 176	100.0	5, 407	100.0	5, 225	100.0	5, 747	100.0	7, 082	100.0	

(岩手労働局:岩手県における「外国人雇用状況」の届出状況、各年10月末現在)

③ 県内の留学生数 (総数・国別)

(単位:人、%)

区分	Н30		R2		R3		R4		R5	
	人数	割合								
中国	158	45.5	169	40.7	144	46. 3	120	37.7	118	28.6
ネハ゜ール	11	3. 2	34	8. 2	44	14. 2	42	13. 2	88	21.3
ハ゛ンク゛ラテ゛シュ	18	5. 2	45	10.8	9	2. 9	40	12.6	80	19. 4
韓国	22	6.3	39	9. 4	34	10. 9	34	10.7	30	7. 2
モンコ゛ル	21	6. 1	16	3. 9	16	5. 1	18	5. 7	19	4.6
へ"トナム	49	14. 1	48	11.6	14	4. 5	16	5. 0	9	2. 2
タイ	11	3. 2	8	1. 9	8	2. 6	7	2. 2	9	2. 2
その他	57	16. 4	56	13. 5	42	13. 5	41	12. 9	60	14. 5
合計	347	100.0	415	100.0	311	100.0	318	100.0	413	100.0

(岩手県内高等教育機関における外国人留学生の受け入れ状況(岩手県留学生交流推進協議会調べ)、各年5月1日現在)

【県担当部局】ふるさと振興部 国際室

商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 教育委員会事務局 学校教育室